

令和7年6月定例会

長崎県議会会議録

長崎県議会

令和7年6月定例会日程表（結果）

月日	曜日	内 容 等	備 考
6/16	月	本会議（議案上程） 開会、補欠選挙当選議員紹介、議席の指定及び一部変更、 新任の幹部職員紹介、会期決定、会議録署名議員指名、議 長報告、成長産業・県土強靱化対策特別委員会委員辞任許 可の件、議会運営委員会委員補充選任の件、離島・半島地 域振興特別委員会委員辞任許可の件、成長産業・県土強靱 化対策特別委員会委員選任の件、議案一括上程（第68号議 案乃至第85号議案及び報告第1号乃至報告第14号）、知事 議案説明、散会 常任委員会〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	質問通告締切
17	火	（議案調査）	
18	水	（議案調査）	質問通告内容事前調整期限
19	木	（議案調査）	請願受付締切
20	金	本会議（開議、一般質問、散会）	
21	土		
22	日		
23	月	本会議（開議、一般質問、散会）	陳情受付締切
24	火	議会運営委員会 本会議 開議、予算決算委員会委員長辞任許可及び補充選任の件、 一般質問、第86号議案上程、知事議案説明、議案委員会付 託、第85号議案委員会付託省略、散会	会派・議員提出決議案等締切
25	水	（議案調査）	
26	木	（議案調査）	
27	金	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
28	土		
29	日		
30	月	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
7/1	火	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
2	水	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務〕	
3	木	（議事整理）	
4	金	成長産業・県土強靱化対策特別委員会	
5	土		
6	日		
7	月	議会運営委員会 予算決算委員会（分科会長報告、採決） 本会議（開議、議案撤回の件、散会） 議会運営委員会	

8	火	離島・半島地域振興特別委員会	
9	水	議会運営委員会 本会議 （追加議案上程） 〔 開議、会期延長、第87号議案上程、知事議案説明、第87号議案委員会付託、散会 〕 常任委員会〔総務〕 観光・新幹線対策特別委員会	
10	木	議会運営委員会 本会議 （議案採決） 〔 開議、新任の幹部職員紹介、第85号議案、質疑・討論、採決、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、意見書上程、質疑・討論、採決、議長辞職の件、議長選挙、休憩 〕 議会運営委員会 本会議 〔 再開、常任委員会委員選任の件、観光・新幹線対策特別委員会委員の辞任許可及び補充選任の件、議会閉会中委員会付託事件の採決、知事挨拶、閉会 〕	

（会期 25日間）

目 次

第1日目(6月16日)本会議(議案上程)	
一、議事日程	1
一、出席議員	2
一、説明のため出席した者	2
一、開 会	3
一、県議会議員補欠選挙(西海市選挙区)における当選議員紹介(田川正毅議員)	3
一、議席の指定及び一部変更	3
一、新任の幹部職員紹介	3
一、会期の決定	4
一、会議録署名議員指名	4
一、議長報告(委員会の委員選任の件等)	4
一、成長産業・県土強靱化対策特別委員会委員辞任許可	4
一、議会運営委員会委員補充選任	4
一、離島・半島地域振興特別委員会委員辞任許可	4
一、成長産業・県土強靱化対策特別委員会委員選任	5
一、議案一括上程(第68号議案乃至第85号議案及び報告第1号乃至報告第14号)	5
一、上記・知事議案説明	5
一、散 会	12
常任委員会(総務・文教厚生・観光生活建設・農水経済)	
第2日目(6月17日)(議案調査)	
第3日目(6月18日)(議案調査)	
第4日目(6月19日)(議案調査)	
第5日目(6月20日)本会議	
一、議事日程	13
一、出席議員	14
一、説明のため出席した者	14
一、開 議	15
県政一般に対する質問	
一、中島浩介議員質問	15
・知事の政治姿勢について	15
(任期1期目の総括について)	15
(自身の取組や成果をどのように考えているのか)	15
(最終年度を迎える総合計画の取組について)	15
知事答弁	15
中島浩介議員質問	16
・新たな総合計画の策定について	16

（素案骨子における計画の基本理念について）	16
知事答弁	17
中島浩介議員質問	17
（総合計画と総合戦略の一本化について）	17
企画部長答弁	17
中島浩介議員質問	17
・九州新幹線西九州ルートについて	17
（フル規格の整備実現に向けた取組について）	18
知事答弁	18
中島浩介議員質問	18
（さらなる機運醸成を図るための取組について）	18
地域振興部長答弁	18
中島浩介議員質問	19
・石木ダムの整備について	19
（石木ダムの疑問に答える説明会の内容と結果について）	19
土木部長答弁	19
中島浩介議員質問	19
（知事が川原地区の方々との面会することについて）	19
知事答弁	19
中島浩介議員質問	19
・財政運営について	20
（県の財政状況の現状と今後について）	20
知事答弁	20
中島浩介議員質問	20
・知事の給料を減額する条例案について	20
（なぜ、このような処分内容を判断したのか、知事自身の思いや考え方は）	21
知事答弁	21
中島浩介議員質問	21
・米国による関税措置への対応について	21
（これまでの県の対応と現状認識について）	22
知事答弁	21
中島浩介議員質問	22
・企業の投資動向について	22
産業労働部長答弁	22
中島浩介議員質問	23
・県内企業の規模拡大や企業誘致の効果について	23
（支援した企業の事業活動により、どの程度県税収入があったか）	23
知事答弁	23
中島浩介議員質問	24
・物価高対策について	24

(国の経済対策における県の支援について)	24
知事答弁	24
中島浩介議員質問	24
・農業の振興について	24
(園芸産地の振興について)	25
農林部長答弁	25
中島浩介議員質問	25
・中山間地域における農地の基盤整備について	25
農林部長答弁	25
中島浩介議員質問	25
・長崎・食の賑わい創出プロジェクトについて	26
(昨年度実施した調査結果について)	26
農林部長答弁	26
中島浩介議員質問	26
(食の賑わいの場の創出に向けた取組について)	26
農林部長答弁	26
中島浩介議員質問	26
・水産業の振興について	26
(中国向け輸出再開について)	26
(県の対応について)	27
水産部長答弁	27
中島浩介議員質問	27
・有明海における水産振興について	27
水産部長答弁	27
中島浩介議員質問	27
・赤潮対策について	27
(養殖現場における赤潮対策の取組状況について)	28
水産部長答弁	28
中島浩介議員質問	28
・教育行政について	28
(高校再編に当たっての教育政策監の意気込みについて)	28
(子どもたちや地域の将来像をどのように描き、その実現のために、どのように 県立高校の再編整備を進めていくのか)	28
教育政策監答弁	28
中島浩介議員質問	28
・遠隔教育センターの現状と今後の活用について	29
教育政策監答弁	29
中島浩介議員質問	29
・県の人権施策について	29
(人権尊重条例の制定及びパートナーシップ宣誓制度の導入について)	29

知事答弁	30
中島浩介議員質問	30
・今後の進め方と時期について	30
知事答弁	30
中島浩介議員質問	30
・道路行政について	30
(島原半島の道路整備について)	30
(現時点での進捗状況と今後の予定について)	31
土木部長答弁	31
中島浩介議員発言	31
一、休 憩	31
一、再 開	31
一、田中愛国議員質問	31
・知事の政治資金収支報告書について	31
(286万円の結末について)	31
(結末に至るまでのいきさつについて)	32
知事答弁	32
田中愛国議員質問	33
(政治資金収支報告書の意義について)	33
知事答弁	34
田中愛国議員質問	34
・2000万円の貸付金について	34
(知事の見解について)	35
知事答弁	35
田中愛国議員質問	36
(収支報告書の繰越金について)	36
知事答弁	37
田中愛国議員質問	37
知事答弁	37
田中愛国議員質問	37
・知事と語る会収入1000万円について	38
(収入の内訳について)	38
知事答弁	38
田中愛国議員質問	38
・長崎県の長年の懸案事項について	38
(石木ダム建設について)	39
知事答弁	39
田中愛国議員質問	39
・九州新幹線西九州ルートについて	40
(西九州新幹線の延伸鹿児島ルート合流について)	40

（新幹線新武雄温泉駅において、佐世保線の直通乗り入れの件（長崎県と佐世保市の約束について）.....	40
知事答弁	41
田中愛国議員質問	41
・県の幹線道路（県北）整備について	41
（東彼杵道路及び西彼杵道路の進捗について）.....	42
土木部長答弁	43
田中愛国議員質問	43
・知事の政治姿勢について	43
（令和6年6月24日の一般質問の対応について）.....	43
知事答弁	44
田中愛国議員発言	45
一、休 憩	45
一、再 開	45
一、千住良治議員質問	45
・長崎県総合計画2025について	45
（総合計画の進捗と最終年度の取り組みについて）.....	45
企画部長答弁	46
千住良治議員質問	46
・次期総合計画の政策の柱立てについて	46
（狙いと趣旨について）.....	47
知事答弁	47
千住良治議員質問	47
・新技術実装連携”絆”特区について	47
（ドローンの活用について）.....	47
企画部長答弁	47
千住良治議員質問	48
・福島県との連携について	48
企画部長答弁	48
千住良治議員質問	48
・教育行政について	49
（部活動地域移行（展開）について）.....	49
（市町の地域移行の進捗状況について）.....	49
教育委員会教育長答弁	49
千住良治議員質問	49
（市町における地域クラブの認定や助成制度に関する見解について）.....	49
教育委員会教育長答弁	49
千住良治議員質問	50
（市町での線引きに関する見解について）.....	50
教育委員会教育長答弁	50

千住良治議員質問	50
（中総体における地域クラブの参加要件に関する見解について）.....	50
教育委員会教育長答弁	51
千住良治議員質問	51
（県の課題認識について）.....	51
教育委員会教育長答弁	51
千住良治議員質問	51
（部活動地域移行に関する今後の取組について）.....	51
教育委員会教育長答弁	51
千住良治議員質問	52
・コミュニティ・スクールについて	52
（コミュニティ・スクールの現状について）.....	52
教育委員会教育長答弁	52
千住良治議員質問	52
（県の支援及び事業の進捗状況について）.....	52
教育委員会教育長答弁	52
千住良治議員質問	53
・教員の確保について	53
（教員不足の現況と要因について）.....	53
教育委員会教育長答弁	53
千住良治議員質問	53
（子どもたちの教育に集中できるサポート体制について）.....	53
教育委員会教育長答弁	53
千住良治議員質問	54
（天理市の「ほっとステーション」のような機関を設置してはどうか）.....	54
教育委員会教育長答弁	54
千住良治議員質問	54
・長崎県教育方針について	55
（「第四期教育振興基本計画」の現状について）.....	55
教育委員会教育長答弁	55
千住良治議員質問	55
（一人ひとりの頑張る教員を見守り、育てるということを県が全力でやるという 強いメッセージを出してはどうか）.....	55
教育委員会教育長答弁	56
千住良治議員質問	56
・県立高校再編整備について	56
（再編整備の大綱の策定スケジュールについて）.....	56
教育政策監答弁	56
千住良治議員質問	56
（再編整備の大綱の策定に当たっては、産官学の連携のもと、県の産業界の	

将来を見据えた人材育成について協議する必要があると考えるがどうか).....	56
教育政策監答弁	56
千住良治議員質問	57
・私立学校への監督、指導について	57
(私立学校において、いじめやハラスメント等の事案が起こった場合の県の 指導について).....	57
総務部長答弁	57
千住良治議員質問	57
(私立学校法改正までの県の取組について).....	57
総務部長答弁	57
千住良治議員質問	57
・スポーツ行政について	58
(スポーツを活かした賑わいづくりについて).....	58
文化観光国際部長答弁	58
千住良治議員質問	58
(合宿、大会誘致へのサポートについて).....	58
文化観光国際部長答弁	58
千住良治議員質問	58
・観戦型のスポーツイベント・大会の誘致について	58
文化観光国際部長答弁	59
千住良治議員質問	59
・スポーツ人材の定着化について	59
(「未来ながさきスポーツプロジェクト」の進捗状況について).....	59
教育委員会教育長答弁	59
千住良治議員質問	60
・児童・生徒等における交通事故防止対策について	60
(交通事故防止対策について).....	60
(児童・生徒が関係する交通事故の現状について).....	60
警察本部長答弁	60
千住良治議員質問	60
(警察における登下校時の事故防止対策について).....	60
警察本部長答弁	60
(教育庁における登下校時の事故防止対策について).....	61
教育委員会教育長答弁	61
千住良治議員質問	61
(交通安全指導員の活動と指導員数について).....	61
県民生活環境部長答弁	61
千住良治議員質問	61
(交通安全指導員の不足等によって交通安全教室開催等に支障が出ていること への対応について).....	61

県民生活環境部長答弁	61
千住良治議員発言	62
一、休 憩	62
一、再 開	62
一、饗庭敦子議員質問	62
・知事の政治姿勢について	62
（政治資金問題の責任）	62
（議案を提出するに至った考え、経緯について）	62
（県民への説明責任について）	63
知事答弁	63
饗庭敦子議員質問	63
知事答弁	63
饗庭敦子議員質問	63
（政治資金収支報告書の訂正について）	63
知事答弁	64
饗庭敦子議員質問	64
知事答弁	64
饗庭敦子議員質問	64
・知事の現任期の総括と今後について	64
知事答弁	65
饗庭敦子議員質問	65
・「犬猫殺処分を『ゼロ』へ」について	65
（野良猫の実態把握と取組状況について）	65
県民生活環境部長答弁	65
饗庭敦子議員質問	65
（野良猫の増減と令和6年度の実績について）	65
県民生活環境部長答弁	66
饗庭敦子議員質問	66
（犬の譲渡会開催について）	66
県民生活環境部長答弁	66
饗庭敦子議員質問	66
（ボランティア団体への支援について）	67
知事答弁	67
饗庭敦子議員質問	67
・インフルエンザ等治療薬の備蓄について	67
（備蓄治療薬の廃棄状況と配布体制）	67
福祉保健部長答弁	67
饗庭敦子議員質問	68
（放出決定から医療機関に届くまでの日数について）	68
福祉保健部長答弁	68

響庭敦子議員質問	68
（感染流行時の入院体制について）	68
福祉保健部長答弁	68
響庭敦子議員質問	69
・備蓄治療薬の有効的な活用方法	69
（都道府県が備蓄する抗インフルエンザ薬の放出について）	69
福祉保健部長答弁	69
響庭敦子議員質問	69
（県独自での活用方法や備蓄を検討することで、より効率的で効果的な運用になるのではないかと考えるがどうか）	69
福祉保健部長答弁	69
響庭敦子議員質問	69
（「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正を求める考えはないか）	69
知事答弁	69
響庭敦子議員質問	69
・教育行政について	70
（佐世保市で起きた同級生殺害事件から10年目の節目を超えて）	70
（事件があった日に、ほかの学校でも命の大切さについて話をしていくことで共通的な理解ができるのではないかと考えるがどうか）	70
教育委員会教育長答弁	70
響庭敦子議員質問	70
・犯罪加害者にならないための教育の推進	70
教育委員会教育長答弁	70
響庭敦子議員質問	71
・自殺者ゼロを目指して	71
（自殺対策の強化について）	71
教育委員会教育長答弁	71
響庭敦子議員質問	71
・県立学校の体罰について	71
（どのようにして体罰、不適切な指導から生徒を守っていくのか、また、教員の処分状況は）	71
教育委員会教育長答弁	71
響庭敦子議員質問	72
（不祥事案に関する情報共有について）	72
教育委員会教育長答弁	72
響庭敦子議員質問	72
教育委員会教育長答弁	72
響庭敦子議員質問	72
（再発防止に向けた取組について）	72
教育委員会教育長答弁	72

響庭敦子議員質問	73
・地域公共交通を維持・確保するための取組	73
(県の支援策について)	73
地域振興部長答弁	73
響庭敦子議員質問	73
・物価高騰対策と中小企業への賃上げ支援について	74
(県が実施している支援策の成果について)	74
産業労働部長答弁	74
響庭敦子議員質問	74
(賃上げに直結するような支援を行う考えはないか)	74
産業労働部長答弁	74
響庭敦子議員質問	75
・パワーハラスメント・カスタマーハラスメント対策について	75
(損害賠償請求訴訟判決への見解と県警の組織改善について)	75
警察本部長答弁	75
響庭敦子議員質問	76
警察本部長答弁	76
響庭敦子議員質問	76
(具体的なハラスメント対策が必要と考えるかどうか)	76
警察本部長答弁	76
響庭敦子議員質問	76
(県内企業へのカスハラ対策への取組と企業の状況について)	77
産業労働部政策監答弁	77
響庭敦子議員質問	77
(「労働施策総合推進法」が施行されるまでの取組について)	77
産業労働部政策監答弁	77
響庭敦子議員発言	77
一、散 会	78
第6日目(6月21日)	
第7日目(6月22日)	
第8日目(6月23日)本会議	
一、議事日程	79
一、出席議員	80
一、説明のため出席した者	80
一、開 議	81
県政一般に対する質問	
一、坂口慎一議員質問	81
・「ながさきピース文化祭2025」の開催について	81

（現在の進捗状況について）	81
文化観光国際部長答弁	81
坂口慎一議員質問	82
・開会式について	82
（進捗状況及び一般観覧者募集の応募状況について）	82
文化観光国際部長答弁	82
坂口慎一議員質問	82
・知事の意気込みについて	82
知事答弁	82
坂口慎一議員質問	83
・財政運営について	83
（基金の運用状況について）	83
総務部長答弁	83
坂口慎一議員質問	83
（県が設置している基金の令和6年度末残高及び国債等の有価証券の運用状況 について）	83
総務部長答弁	83
坂口慎一議員質問	83
・保有国債等の含み損について	83
（災害発生時など緊急的な財政出動が必要な場合には支障が生じるおそれがある と考えるがどうか）	84
総務部長答弁	84
坂口慎一議員質問	84
・道路行政について	84
（国道207号（佐瀬・長田）拡幅の現状について）	84
土木部技監答弁	84
坂口慎一議員質問	85
・有明海沿岸道路の早期実現について	85
（現在の検討状況について）	85
土木部長答弁	85
坂口慎一議員質問	85
・都市計画道路破籠井鷲崎線の整備について	85
（豆崎町から西栄田町間の整備に向けた現在の取組状況について）	86
土木部長答弁	86
坂口慎一議員質問	86
・福祉行政について	86
（公益財団法人長崎県健康事業団の経営状況について）	86
福祉保健部長答弁	86
坂口慎一議員質問	87
（経営改善に向けた県の方針について）	87

福祉保健部長答弁	87
坂口慎一議員質問	87
・高齢者の生きがいつくりについて	88
(高齢者の生きがいつくりに向けた取組について)	88
福祉保健部長答弁	88
坂口慎一議員質問	89
(2040年に向けた方向性について)	89
知事答弁	89
坂口慎一議員質問	89
・農政について	89
(地域計画について)	89
(地域計画の概要と意義について)	89
農林部長答弁	90
坂口慎一議員質問	90
(県下の策定状況について)	90
農林部長答弁	90
坂口慎一議員質問	90
・教育行政について	90
(タブレット端末の更新状況について)	90
(予備機の状況、故障時等の対応について)	90
教育委員会教育長答弁	91
坂口慎一議員質問	91
(端末の更新について)	92
教育委員会教育長答弁	92
坂口慎一議員質問	92
・地域づくりについて	92
(諫早湾干陸地の利活用の現状について)	92
農林部長答弁	93
坂口慎一議員質問	93
・「かわまちづくり制度」を活用した取組状況について	93
土木部長答弁	93
坂口慎一議員発言	94
一、休 憩	94
一、再 開	94
一、大久保堅太議員質問	94
・県北振興について	94
(総生産額から見る県北振興について)	94
(佐世保市が県北地域における経済面でのダム機能であることを意識したうえで、 県北振興策を講じているのか)	95
企画部長答弁	95

大久保堅太議員質問	96
（ 県北地域の振興策の効果の規模感を総生産額や投資額などによって示すことができないか ）	96
企画部長答弁	96
大久保堅太議員質問	96
（ 県北経済の浮揚のために思い切った施策を検討できないか ）	97
企画部長答弁	97
大久保堅太議員質問	97
（ 県北振興対策への知事の所見について ）	97
知事答弁	97
大久保堅太議員質問	98
・ 商工業振興について	98
（ 中小・小規模事業者の現状について ）	98
（ 中小・小規模事業者数の推移について ）	98
産業労働部長答弁	98
大久保堅太議員質問	98
（ 中小・小規模事業者と取り巻く環境について ）	98
産業労働部長答弁	98
大久保堅太議員質問	98
・ 商工団体との連携強化と今後の支援策は	98
（ 商工団体の経営指導者数及び団体数の推移について ）	99
産業労働部長答弁	99
大久保堅太議員質問	99
（ 商工団体と連携した取組について ）	99
産業労働部長答弁	99
大久保堅太議員質問	99
・ 農業振興について	100
（ 畜産振興について ）	100
（ 畜産に関わる獣医師の不足状況について ）	100
農林部長答弁	100
大久保堅太議員質問	100
（ 獣医師不足による農家への影響について ）	100
農林部長答弁	101
大久保堅太議員質問	101
（ 獣医師確保に向けた取組について ）	101
農林部長答弁	101
大久保堅太議員質問	101
（ 県における採用要件の拡充について ）	102
農林部長答弁	102
大久保堅太議員質問	102

・森林行政について	102
（長崎県林業公社の経営状況について）	102
農林部長答弁	102
大久保堅太議員質問	102
・県営林の管理方針について	103
農林部長答弁	103
大久保堅太議員質問	103
（「森林の多面的機能の発揮を目指した管理」の考え方について）	103
農林部長答弁	103
大久保堅太議員質問	103
（返還後の再造林について）	104
農林部長答弁	104
大久保堅太議員質問	104
（土地所有者に返還された伐採跡地の管理について、県が積極的に関与する必要があると考えるかどうか）	104
農林部長答弁	104
大久保堅太議員質問	104
・高校教育について	104
（高校における部活動の在り方について）	104
（県立高校における部活動の現状について）	105
教育委員会教育長答弁	105
大久保堅太議員質問	105
（部活動の負担感に関する調査結果について）	105
教育委員会教育長答弁	105
大久保堅太議員質問	105
（顧問の負担軽減を図るために対策を講じる必要があると考えるかどうか）	106
教育委員会教育長答弁	106
大久保堅太議員質問	106
（部活動指導員の配置状況について）	106
教育委員会教育長答弁	106
大久保堅太議員発言	106
一、休憩	107
一、再開	107
一、虎島泰洋議員質問	107
・医療・介護について	107
（大石県政における医療政策について）	107
（大石県政におけるこれまでの医療政策と、これからのビジョンについて）	107
知事答弁	107
虎島泰洋議員質問	108
（県の取組について）	108

福祉保健部長答弁	108
虎島泰洋議員質問	108
(地域医療構想におけるモデル推進区域の対応について)	108
福祉保健部長答弁	109
虎島泰洋議員質問	109
(長崎医療圏の救急医療提供体制について)	109
福祉保健部長答弁	109
虎島泰洋議員質問	110
(分娩取扱施設減少への対応について)	110
福祉保健部長答弁	110
虎島泰洋議員質問	111
(ドローンによる医薬品配送について)	111
福祉保健部長答弁	111
虎島泰洋議員質問	111
(医薬品提供体制について)	112
福祉保健部長答弁	112
虎島泰洋議員質問	112
・長崎健康革命プロジェクトについて	112
(長崎健康革命プロジェクトの成果について)	112
福祉保健部長答弁	112
虎島泰洋議員質問	113
(喫煙率低下に向けた対策について)	113
福祉保健部長答弁	113
虎島泰洋議員質問	113
・介護職員の離職防止について	114
(カスタマーハラスメント対策について)	114
(介護事業所のカスタマーハラスメントに関する調査結果について)	114
福祉保健部長答弁	114
虎島泰洋議員質問	114
(介護現場の勤務環境改善について)	114
知事答弁	114
虎島泰洋議員質問	115
・教育施設の統廃合について	115
(県立高校の再編整備について)	115
(統廃合となる学校数の規模感について)	115
教育政策監答弁	115
虎島泰洋議員質問	115
(私立学校無償化と県立高校再編について)	115
教育政策監答弁	115
虎島泰洋議員質問	116

（再編整備が地域に与える影響について）	116
（生徒や保護者、地域の人々の理解をどのように得ていくのか）	116
教育政策監答弁	116
虎島泰洋議員質問	116
・千々石少年自然の家の廃止について	116
（施設廃止後の活用について）	116
教育委員会教育長答弁	116
虎島泰洋議員質問	117
・県庁舎跡地の利活用について	117
（県庁舎跡地の整備イメージについて）	117
地域振興部長答弁	117
虎島泰洋議員質問	117
・整備に向けた今年度の取組について	117
地域振興部長答弁	117
虎島泰洋議員質問	118
・可変性の確保について	118
（地元や県内市町など関係者の声を酌み取っていく仕組みも必要と考えるがどうか）	118
地域振興部長答弁	118
虎島泰洋議員質問	118
・人材確保に向けた住環境整備について	118
（若者の住宅確保に向けた県の取組について）	118
土木部長答弁	118
虎島泰洋議員質問	118
（県営住宅の活用について）	118
土木部長答弁	119
虎島泰洋議員質問	119
（外国人労働者の住環境整備について）	119
産業労働部政策監答弁	119
虎島泰洋議員質問	119
・カーボンニュートラルに向けた取組について	120
（長崎港港湾脱炭素化推進計画について）	120
土木部長答弁	120
虎島泰洋議員質問	120
・カーボンニュートラルと産業振興について	120
（浮体式洋上風力発電のサプライチェーン構築に向けた動きについて）	120
産業労働部長答弁	120
虎島泰洋議員発言	121
一、休憩	121
一、再開	121

一、大倉 聡議員質問	121
・県庁舎跡地の整備計画について	121
(県庁舎跡地の配置イメージ案について)	121
(長崎商工会議所から提出された要望書の受け止めは)	121
地域振興部長答弁	121
大倉 聡議員質問	122
(施設配置のイメージ案について)	122
地域振興部長答弁	122
大倉 聡議員質問	122
(広場機能について)	123
地域振興部長答弁	123
大倉 聡議員質問	123
(整備費用の概算から見直してはどうか)	123
地域振興部長答弁	123
大倉 聡議員質問	123
(長崎商工会議所からの指摘・意見をどのように受け止めるか)	124
地域振興部長答弁	124
大倉 聡議員質問	124
・県庁舎跡地の機能整備について	124
地域振興部長答弁	124
大倉 聡議員質問	125
・長崎市との一体的な管理・整備について	125
(土地を貸し出すなどして一体的に管理・整備するやり方はメリットが多いと 考えるがどうか)	125
地域振興部長答弁	125
大倉 聡議員質問	125
・運営のあり方について	126
(地元の声を整備後の運営に活かせる仕組みが重要と考えるがどうか)	126
地域振興部長答弁	126
大倉 聡議員質問	126
・長崎スタジアムシティ周辺道路における歩行者動線について	127
(横断歩道と歩行者用信号機設置について)	127
警察本部長答弁	128
大倉 聡議員質問	128
(設置基準について)	129
警察本部長答弁	129
大倉 聡議員質問	129
(横断歩道、信号機の設置に関する課題等の有無について)	130
警察本部長答弁	130
大倉 聡議員質問	131

(信号機の柔軟な運用ができないか)	132
警察本部長答弁	132
大倉 聡議員質問	132
(長崎県警には、具体的、積極的に動いてもらいたいがどうか)	132
警察本部長答弁	132
大倉 聡議員質問	132
・石木ダム事業について	133
(4月・6月に行われた住民説明会を受けて)	133
(気候変動を踏まえた計画の見直し要請について)	133
土木部長答弁	133
大倉 聡議員質問	133
(計画雨量以上の雨が降った場合について)	134
土木部長答弁	134
大倉 聡議員質問	134
(改めて国へ指導を仰ぐことはしないのか)	134
土木部長答弁	134
大倉 聡議員質問	134
・行政代執行の判断について	134
知事答弁	134
大倉 聡議員質問	135
・第3回住民説明会開催について	135
(説明会への知事出席について)	135
知事答弁	135
大倉 聡議員質問	135
(知事の説明責任について)	136
知事答弁	136
大倉 聡議員発言	136
一、散 会	136
第9日目(6月24日)本会議	
一、議事日程	137
一、出席議員	138
一、説明のため出席した者	138
一、開 議	139
一、予算決算委員会委員長辞任許可及び補充選任	139
県政一般に対する質問	
一、まきやま大和議員質問	139
・国防について	139
(外国人による土地の買い占めについて)	139

（本県における外国人による土地取引の現状と対策について）	140
地域振興部長答弁	140
まきやま大和議員質問	140
（外国人による土地取引について、国への働きかけなど行うべきと考えるが どうか）	140
知事答弁	140
まきやま大和議員質問	140
（水の使用を規制する条例を定める必要があると考えるかどうか）	140
県民生活環境部長答弁	140
まきやま大和議員質問	141
（情報収集の成果について）	141
県民生活環境部長答弁	141
まきやま大和議員質問	141
・コロナワクチン被害について	141
（被害の現状について）	141
福祉保健部長答弁	141
まきやま大和議員質問	141
（健康被害者数の増加をどのように考えるか）	141
知事答弁	141
まきやま大和議員質問	142
・レプリコンワクチンの被害状況について	142
福祉保健部長答弁	142
まきやま大和議員質問	142
（本県において、各市町から全リアルデータを集めて、コロナワクチンの影響 について、検討してはどうか）	143
知事答弁	143
まきやま大和議員質問	143
（体調不良等について、子どもたちにアンケート調査をしてはどうか）	143
教育委員会教育長答弁	143
まきやま大和議員質問	143
（予防接種健康被害救済制度の申請の負担軽減を図る取組ができないか）	143
福祉保健部長答弁	143
まきやま大和議員質問	144
・長崎大学のBSL-4について	144
（安全対策について）	144
福祉保健部長答弁	144
まきやま大和議員質問	144
（ヘパフィルターの効果について）	144
福祉保健部長答弁	144
まきやま大和議員質問	144

（住民の命の安全を最優先に、無人島などへ移転を求めているかどうか）.....	145
知事答弁	145
まきやま大和議員質問	145
（小江原断層の調査について）.....	145
危機管理部長答弁	146
まきやま大和議員質問	146
・米の安定供給について	146
（県の取組について）.....	146
農林部長答弁	146
まきやま大和議員質問	146
（備蓄量について）.....	146
福祉保健部長答弁	146
まきやま大和議員質問	147
・選挙制度について	147
（なりすまし投票について）.....	147
（なりすまされた本人の投票について）.....	147
選挙管理委員会委員長答弁	147
まきやま大和議員質問	147
（防止対策について）.....	147
選挙管理委員会委員長答弁	147
まきやま大和議員質問	148
・郵便等投票について	148
（投票用紙等を請求する際の送料負担について）.....	148
選挙管理委員会委員長答弁	148
まきやま大和議員質問	148
・宇久島の再生可能エネルギー事業について	148
（風力発電開発について）.....	148
（環境アセスメントの手続きについて）.....	148
県民生活環境部長答弁	148
まきやま大和議員質問	149
（世界遺産への影響と世界遺産保全に向けた県の取組について）.....	149
文化観光国際部長答弁	149
まきやま大和議員質問	149
・宇久島メガソーラー事業について	149
（火災対策の進捗について）.....	149
危機管理部長答弁	149
まきやま大和議員質問	149
（海底ケーブル埋設の許可について）.....	149
土木部長答弁	149
まきやま大和議員質問	149

（農振地域除外について）	149
農林部長答弁	149
まきやま大和議員質問	150
（農振地域除外を止めることはできないか）	150
農林部長答弁	150
まきやま大和議員質問	150
（事業者に対する指導等はできないのか）	150
土木部長答弁	150
まきやま大和議員質問	150
・石木ダム事業計画について	150
（計画雨量の算定について）	150
土木部長答弁	151
まきやま大和議員質問	151
（計算ミスを直ちに修正すべきと考えるがどうか）	152
土木部長答弁	152
まきやま大和議員質問	152
土木部長答弁	152
まきやま大和議員質問	152
知事答弁	152
まきやま大和議員質問	152
（部下への仕事の指示について）	152
土木部長答弁	153
まきやま大和議員質問	153
（地方公務員法第33条に抵触しないか）	153
土木部長答弁	153
まきやま大和議員質問	153
土木部長答弁	153
まきやま大和議員質問	153
・公共事業評価監視委員会について	153
（これまでの委員会とは別に、利益相反のない専門家で構成する委員会を設置してはどうか）	153
土木部長答弁	153
まきやま大和議員質問	153
・佐世保市の利水の見込みについて	154
（佐世保市の予測の乖離について、県は検討しておく必要があると考えるがどうか）	154
土木部長答弁	154
まきやま大和議員質問	154
（佐世保市のデータをチェックする必要性について）	154
土木部長答弁	154

まきやま大和議員発言	154
一、休 憩	155
一、再 開	155
一、本多泰邦議員質問	155
・長崎県の行財政について	155
（財政について）	155
（本県財政の特徴について）	155
総務部長答弁	155
本多泰邦議員質問	155
（都道府県の財政状況について、客観的な数値比較の中で、本県の財政状況の 説明を）	155
総務部長答弁	155
本多泰邦議員質問	155
（物価高騰対策へのこれまでの取組について）	156
総務部長答弁	156
本多泰邦議員質問	156
（今後の支援について）	156
総務部長答弁	156
本多泰邦議員質問	156
（今後の財政運営について）	156
知事答弁	156
本多泰邦議員質問	157
・人事について	157
（事務補助として任用されている会計年度任用職員の人数について）	157
総務部長答弁	157
本多泰邦議員質問	157
（会計年度任用職員の就業条件について）	157
総務部長答弁	157
本多泰邦議員質問	157
（会計年度任用職員の採用方法について）	158
総務部長答弁	158
本多泰邦議員質問	158
（会計年度任用職員の職務経歴をもって、正規職員への転換ができるような 制度はあるか）	158
総務部長答弁	158
本多泰邦議員質問	158
（ひとり親家庭の方に限定した募集は可能か）	158
総務部長答弁	158
本多泰邦議員質問	158
（募集情報をひとり親家庭に届けることが大切だと考えるかどうか）	158

こども政策局長答弁	158
本多泰邦議員質問	159
(正規の県職員数について)	159
総務部長答弁	159
本多泰邦議員質問	159
(職員の採用確保に向けた取組について)	159
総務部長答弁	159
本多泰邦議員質問	159
・ 県庁内DXについて	159
(県庁内DXの進捗状況や見直し事例について)	159
総務部長答弁	159
本多泰邦議員質問	160
・ 長崎県の産業について	160
(中小企業支援について)	160
(デジタル力向上支援事業の支援実績について)	160
産業労働部長答弁	160
本多泰邦議員質問	160
(デジタル力向上支援事業を活用いただくための取組について)	161
産業労働部長答弁	161
本多泰邦議員質問	161
(令和7年3月に卒業した高校生と県内大学生の県内就職率について)	161
産業労働部政策監答弁	161
本多泰邦議員質問	161
(県内企業のリクルート活動への支援について)	161
産業労働部政策監答弁	161
本多泰邦議員質問	162
・ 再生可能エネルギーについて	162
(国・県における再生可能エネルギーの導入状況について)	162
県民生活環境部長答弁	162
本多泰邦議員質問	162
(五島市沖と西海市江島沖で進められている洋上風力プロジェクトの進捗状況 について)	162
産業労働部長答弁	162
本多泰邦議員質問	163
(本県の取組が進んでいる理由について)	163
産業労働部長答弁	163
本多泰邦議員質問	163
・ こども達を取り巻く環境について	163
(不登校児童生徒の支援について)	163
(本県の状況について)	163

教育委員会教育長答弁	163
本多泰邦議員質問	163
(不登校の定義について)	163
教育委員会教育長答弁	164
本多泰邦議員質問	164
(不登校支援にかかる取組について)	164
教育委員会教育長答弁	164
本多泰邦議員質問	164
・ピンクシャツデーについて	164
(これまでの県の取組について)	165
県民生活環境部長答弁	165
本多泰邦議員質問	165
(今年度の取組について)	165
県民生活環境部長答弁	165
本多泰邦議員質問	165
(普及に向けた取組について)	165
県民生活環境部長答弁	165
本多泰邦議員質問	165
・県民の安全安心について	166
(こども医療について)	166
(老朽化や時代の流れに合った改修等への対応について)	166
福祉保健部長答弁	166
本多泰邦議員質問	166
(「しおさい」における就労支援への対応について)	166
こども政策局長答弁	166
本多泰邦議員質問	167
・国道499号の冠水防止策について	167
(これまでの対策について)	167
土木部技監答弁	167
本多泰邦議員質問	167
(長崎市との協議の進捗も含めた今後の対策について)	167
土木部技監答弁	167
本多泰邦議員質問	167
・県民の健康増進について	167
(健康寿命延伸の生涯スポーツについて)	167
文化観光国際部長答弁	167
本多泰邦議員質問	168
・県内スポーツイベントについて	168
(「ツール・ド・九州2025佐世保クリテリウム」の概要について)	169
文化観光国際部長答弁	169

本多泰邦議員質問	169
（観客数の増加に向けた取組について）	169
文化観光国際部長答弁	169
本多泰邦議員発言	169
一、休 憩	169
一、再 開	169
一、小林克敏議員質問	169
・大石けんご後援会への2000万円の架空貸付の疑惑について	170
（令和4年大石けんご後援会収支報告書の修正）	170
（令和4年政治資金収支報告書の繰越金について）	170
知事答弁	170
小林克敏議員質問	171
知事答弁	171
小林克敏議員質問	171
知事答弁	171
小林克敏議員質問	172
知事答弁	172
小林克敏議員質問	172
（長崎県医師信用組合と交わした金銭消費貸借契約書について）	172
知事答弁	172
小林克敏議員質問	172
知事答弁	173
小林克敏議員質問	173
知事答弁	173
小林克敏議員質問	173
知事答弁	173
小林克敏議員質問	173
（借入金の用途に関する認識について）	173
知事答弁	173
小林克敏議員質問	173
知事答弁	173
小林克敏議員質問	173
（実際の用途について）	173
知事答弁	173
小林克敏議員質問	174
知事答弁	174
小林克敏議員質問	174
知事答弁	174
小林克敏議員質問	174
（繰越金の確認について）	174

知事答弁	175
小林克敏議員質問	175
知事答弁	175
小林克敏議員質問	175
(後援会総会での報告について)	175
知事答弁	175
小林克敏議員質問	175
(説明方法について)	175
知事答弁	175
小林克敏議員質問	175
知事答弁	176
小林克敏議員質問	176
知事答弁	176
小林克敏議員質問	176
知事答弁	176
小林克敏議員質問	176
(決算報告資料の会計監査について)	176
知事答弁	176
小林克敏議員質問	176
知事答弁	176
小林克敏議員質問	176
知事答弁	177
小林克敏議員質問	177
知事答弁	178
小林克敏議員質問	178
知事答弁	178
小林克敏議員質問	178
(令和4年末の後援会会計収支の通帳口座と現金の残高について)	178
知事答弁	179
小林克敏議員質問	179
知事答弁	179
小林克敏議員質問	179
知事答弁	179
小林克敏議員質問	179
知事答弁	179
小林克敏議員質問	179
(令和4年の後援会政治資金収支報告での繰越金について)	180
知事答弁	180
小林克敏議員質問	180
(令和4年の後援会政治資金収支報告書における収入について)	180

知事答弁	180
小林克敏議員質問	180
知事答弁	180
小林克敏議員質問	180
知事答弁	181
徳永達也議長発言	181
小林克敏議員発言	181
小林克敏議員質問	181
(令和5年大石けんご後援会政治資金収支報告書の提出について)	181
知事答弁	181
小林克敏議員質問	181
(二重計上について)	181
知事答弁	181
小林克敏議員質問	181
知事答弁	181
小林克敏議員質問	182
(どのようにして疑惑を晴らそうとしているのか)	182
知事答弁	182
小林克敏議員質問	182
(医師会から借り入れた2000万円について)	182
知事答弁	182
小林克敏議員質問	182
(令和4年政治資金収支報告書の繰越金について)	183
知事答弁	183
小林克敏議員質問	183
・全国最多額となった個人献金者の住所表記問題について	183
(知事の姿勢について)	183
知事答弁	183
小林克敏議員発言	184
一、休憩	184
一、再開	184
一、畑島晃貴議員質問	184
・離島の救急医療体制について	184
(4月6日に発生した民間医療搬送用ヘリコプターの不時着事故の調査状況と 当該事故を受けた本県のドクターヘリの安全確認等の対応状況について)	184
福祉保健部長答弁	184
畑島晃貴議員質問	185
(本県における離島の島外への救急搬送の体制及び実績について)	185
福祉保健部長答弁	185
畑島晃貴議員質問	185

（自衛隊、海上保安庁へのヘリコプターの出動要請時間を短縮するため、災害 派遣要請等の手続きをより円滑に行う必要があると考えるが、県の取組は）...	185
危機管理部長答弁	185
畑島晃貴議員質問	185
（佐賀県との連携状況及びその他近隣地域の医療機関への搬送状況について）...	186
福祉保健部長答弁	186
畑島晃貴議員質問	186
（本土と比較した場合の県内離島における島内の病院への救急搬送にかかる 状況について）.....	186
危機管理部長答弁	186
畑島晃貴議員質問	187
（離島における医療的なハンディキャップを生じさせないための取組方針は）...	187
知事答弁	187
畑島晃貴議員質問	188
・燃油高騰対策について	188
（昨今の全国的な燃油高騰の状況と要因について）.....	188
県民生活環境部長答弁	188
畑島晃貴議員質問	188
（本県におけるガソリン価格の状況及び本県固有の地域的課題について）.....	188
県民生活環境部長答弁	189
畑島晃貴議員質問	189
（消費者だけでなく、ガソリン事業者に対する支援を行うなど、抜本的な対応 が必要と考えるがどうか）.....	189
県民生活環境部長答弁	189
畑島晃貴議員質問	189
（本県のカーボンニュートラル政策を進めていくうえでは、県民目線での利便性 向上、負担軽減の観点でも分析し、発信していくべきと考えるがどうか）.....	190
知事答弁	190
畑島晃貴議員質問	191
・人材養成対策について	191
（農林水産業、半導体関連産業における人材確保・養成の取組及び関係団体 との連携状況について）.....	191
農林部長答弁	191
水産部長答弁	191
産業労働部政策監答弁	191
畑島晃貴議員質問	192
（県内の大学、高専、専修学校及び高等学校の数と在籍者数について）.....	192
総務部長答弁	192
畑島晃貴議員質問	193
（私立の大学、専修学校及び高校に対する許認可、財務報告、指導、監督の範囲	

などについて、どのような根拠に基づいて、どのような管理事務を行っているのか)	193
総務部長答弁	193
畑島晃貴議員質問	193
(高等教育機関や産業界との連絡調整窓口となり、県内の人材養成のための総合的な旗振り機能を担うような部署を県庁内に設置すべきと考えるがどうか) ...	194
知事答弁	194
畑島晃貴議員質問	194
(高校教育におけるキャリア教育、専門性向上の観点からも産業界との連携は重要と考えるが、県の取組は)	195
教育委員会教育長答弁	195
畑島晃貴議員質問	195
(バイターンシップの推進に関する取組について)	195
教育委員会教育長答弁	196
畑島晃貴議員質問	196
・ 離島における海上運送体制の維持について	196
(県内各離島で運航する貨物航路事業者の状況について)	196
地域振興部長答弁	196
畑島晃貴議員質問	197
(貨物航路事業者の安定した運航体制を維持するため、燃油代や船舶更新等の費用負担に対して、県としても支援を行う必要があると考えるがどうか)	197
地域振興部長答弁	197
畑島晃貴議員質問	197
(船員の確保についても県としてサポートする必要があると考えるがどうか) ...	198
地域振興部長答弁	198
畑島晃貴議員発言	198
一、議案上程 (第86号議案)	199
一、上記・知事議案説明	199
一、議案 (第68号議案乃至第84号議案及び第86号議案、並びに報告第1号乃至報告第14号) ・委員会付託	199
一、第85号議案「長崎県収用委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」・委員会付託省略	199
一、散 会	199
第10日目 (6月25日) (議案調査)	
第11日目 (6月26日) (議案調査)	
第12日目 (6月27日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会) (総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済)	
第13日目 (6月28日)	
第14日目 (6月29日)	
第15日目 (6月30日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会) (総務、文教厚生、	

観光生活建設、農水経済)

第16日目(7月1日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務、文教厚生、
観光生活建設、農水経済)

第17日目(7月2日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務)

第18日目(7月3日)(議事整理)

第19日目(7月4日) 成長産業・県土強靱化対策特別委員会

第20日目(7月5日)

第21日目(7月6日)

第22日目(7月7日) 議会運営委員会

予算決算委員会(分科会長報告、採決)

本会議(議案撤回の件)

一、議事日程	200
一、出席議員	201
一、欠席議員	201
一、説明のため出席した者	201
一、開議	202
一、議案撤回請求の件(第69号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例」)	202
一、上記、知事説明	202
一、上記、撤回・許可	202
一、散会	202

第23日目(7月8日) 離島・半島地域振興特別委員会

第24日目(7月9日) 議会運営委員会

本会議(会期延長の件、追加議案上程、知事説明、総務委員会付託)

一、議事日程	203
一、出席議員	204
一、欠席議員	204
一、説明のため出席した者	204
一、開議	205
一、会期延長の件	205
一、追加議案上程(第87号議案)	205
一、上記、知事議案説明	205
一、上記、総務委員会に付託	205
一、散会	205

常任委員会(総務)

観光・新幹線対策特別委員会

第25日目(7月10日) 議会運営委員会

本会議(議案採決)

一、議事日程	206
一、出席議員	207

一、説明のため出席した者	207
一、開 議	208
一、新任の幹部職員紹介	208
一、第85号議案「長崎県収用委員会の委員の任命について議会の同意を求める ことについて」・原案同意	208

委員長報告

一、総務委員長報告	208
一、第87号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例」について質疑・討論	211
一、山田朋子議員、上記・第87号議案について、反対討論	211
一、中島浩介議員、上記・第87号議案について、賛成討論	212
一、第87号議案・原案可決	212
一、各議案・原案可決	212
一、文教厚生委員長報告	212
一、各議案・原案可決	214
一、観光生活建設委員長報告	214
一、第75号議案・原案可決	216
一、各議案・原案可決	216
一、農水経済委員長報告	216
一、第76号議案・原案可決	217
一、予算決算委員長報告	217
一、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計予算第2号」について、質疑・討論	218
一、堀江ひとみ議員、上記・第68号議案について、反対討論	218
一、虎島泰洋議員、上記・第68号議案について、賛成討論	219
一、第68号議案・原案可決	220
一、各議案・原案可決・承認	220
一、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議・提出	220
一、上記、各動議・可決	221
一、副議長報告	221
一、議長辞職・許可・決定	221
一、議長・退任あいさつ	221
一、議長選挙	222
一、議長就任あいさつ	223
一、休 憩	223
議会運営委員会	
一、再 開	223
一、常任委員会委員の選任の件を日程に追加	223
一、総務委員会及び予算決算委員会委員の補充選任・決定（徳永達也議員）	223

一、観光・新幹線対策特別委員会委員の辞任許可及び補充選任の件を日程に追加	224
一、観光・新幹線対策特別委員会委員の辞任許可・決定（外間雅広議員）	224
一、観光・新幹線対策特別委員会委員の補充選任・決定（徳永達也議員）	224
一、各委員会から、議会閉会中の付託事件一覧表・許可・決定	224
一、知事あいさつ	224
一、閉 会	226

第 1 目 目

議 事 日 程

第 1 日 目

-
- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 議席の指定及び一部変更
 - 4 会 期 決 定
 - 5 会議録署名議員指名
 - 6 議 長 報 告
 - 7 成長産業・県土強靱化対策特別委員会委員辞任許可の件
 - 8 議会運営委員会委員補充選任の件
 - 9 離島・半島地域振興特別委員会委員辞任許可の件
 - 10 成長産業・県土強靱化対策特別委員会委員選任の件
 - 11 第68号議案乃至第85号議案及び報告第1号乃至報告第14号一括上程
 - 12 知事議案説明
 - 13 散 会

令和7年6月16日（月曜日）

出席議員（44名）

1番 欠 番
 2番 大倉 聡 議員
 3番 本多 泰 邦 議員
 4番 白川 鮎 美 議員
 5番 まきやま 大 和 議員
 6番 田川 正 毅 議員
 7番 虎島 泰 洋 議員
 8番 畑島 晃 貴 議員
 9番 湊 亮 太 議員
 10番 富岡 孝 介 議員
 11番 大久保 堅 太 議員
 12番 中村 俊 介 議員
 13番 山村 健 志 議員
 14番 初手 安 幸 議員
 15番 欠 番
 16番 宮本 法 広 議員
 17番 中村 泰 輔 議員
 18番 饗庭 敦 子 議員
 19番 堤 典 子 議員
 20番 坂本 浩 議員
 21番 鵜瀬 和 博 議員
 22番 清川 久 義 議員
 23番 坂口 慎 一 議員
 24番 千住 良 治 議員
 25番 山下 博 史 議員
 26番 石本 政 弘 議員
 27番 中村 一 三 議員
 28番 大場 博 文 議員
 29番 近藤 智 明 議員
 30番 宅島 寿 一 議員
 31番 山本 由 夫 議員
 32番 堀江 ひとみ 議員
 33番 中山 功 議員
 34番 小林 克 敏 議員

35番 川崎 祥 司 議員
 36番 山口 初 實 議員
 37番 山田 朋 子 議員
 38番 松本 洋 介 議員
 39番 ごう まなみ 議員
 40番 中島 浩 介 議員
 41番 前田 哲 也 議員
 42番 浅田 ますみ 議員
 43番 外間 雅 広 議員
 44番 徳永 達 也 議員
 45番 溝口 芙美雄 議員
 46番 田中 愛 国 議員

 説明のため出席した者

大石 賢 吾 知 事
 浦 真 樹 副 知 事
 馬場 裕 子 副 知 事
 陣野 和 弘 秘書・広報戦略部長
 早稲田 智 仁 企画部長
 中尾 正 英 総務部長
 今富 洋 祐 危機管理部長
 渡辺 大 祐 地域振興部長
 伊達 良 弘 文化観光国際部長
 大 安 哲 也 県民生活環境部長
 新田 惇 一 福祉保健部長
 浦 亮 治 こども政策局長
 宮地 智 弘 産業労働部長
 吉田 誠 水産部長
 渋谷 隆 秀 農林部長
 中尾 吉 宏 土木部長
 井手 美都子 会計管理者
 中村 泰 博 土木部技監
 太田 彰 幸 交通局長
 峰松 茂 泰 地域振興部政策監
 村田 利 博 文化観光国際部政策監

石田智久	産業労働部政策監
前川謙介	教育委員会教育長
辻良子	人事委員会委員
下田芳之	代表監査委員
渡邊敏則	選挙管理委員会委員長
森拓二郎	公安委員会委員長
國広達夫	労働委員会委員長
遠藤顕史	警察本部長
桑宮直彦	監査事務局長
小畑英二	人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)
狩野博臣	教育政策監
坂口育裕	教育次長
高橋圭	財政課長
黒島航	秘書課長
小橋和則	選挙管理委員会書記長
奥野勝	警察本部総務課長

議会事務局職員出席者

中尾美恵子	局長
濱口孝	次長兼総務課長
佐藤隆幸	議事課長
大宮巖浩	政務調査課長
太田守人	議事課長補佐
山口祐一郎	議事課係長
天雨千代子	議事課会計年度任用職員

午前10時 0分 開会

○徳永達也議長 おはようございます。

ただいまから、令和7年6月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、先般行われました県議会議員補欠選挙において、めでたくご当選されました議員をご紹介します。

西海市選挙区において、ご当選をされました

田川正毅議員でございます。

○田川正毅議員 どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○徳永達也議長 次に、議席の指定及び一部変更を行います。

議席の指定及び一部変更につきましては、お手元の議席表のとおり決定いたします。

次に、知事並びに教育委員会教育長、警察本部長及び人事委員会委員長より、新任の幹部職員を紹介いたしたい旨、申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

知事。

○大石賢吾知事 令和7年3月24日付け及び4月1日付けで発令いたしました幹部職員をご紹介します。

渡辺大祐地域振興部長。（拍手）中村泰博士木部技監。（拍手）峰松茂泰地域振興部政策監。

（拍手）小畑英二労働委員会事務局長。（拍手）

坂木勇夫危機管理部危機管理対策監。（拍手）

下野明博県民生活環境部次長。（拍手）中尾直

水産部次長。（拍手）晝間信児水産部参事監。

（拍手）不動雅之水産部参事監。（拍手）苑田

弘継農林部次長。（拍手）犬塚尚志土木部次長。

（拍手）

以上でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 令和7年4月1日

付けで発令いたしました教育委員会事務局幹部職員をご紹介します。

狩野博臣教育政策監。（拍手）

以上でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○徳永達也議長 警察本部長。

○遠藤顕史警察本部長 令和7年3月24日付け

の人事異動で着任しました警察本部の幹部職員をご紹介します。

山田恭市生活安全部長。（拍手）江口正広地域部長。（拍手）松本武敏主席監察官。（拍手）以上でございます。

どうぞよろしく願います。

○徳永達也議長 人事委員会委員長。

○辻 良子人事委員会委員 令和7年4月1日付けで発令いたしました人事委員会事務局幹部職員をご紹介します。

小畑英二事務局長。（拍手）

なお、小畑英二事務局長は労働委員会事務局長に併任されております。

以上でございます。

どうぞよろしく願います。

○徳永達也議長 次に、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より7月9日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、24日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、山口初實議員及び中村一三議員を指名いたします。

この際、ご報告いたします。

去る4月22日付けで、田川正毅議員を観光生活建設委員会、予算決算委員会及び成長産業・県土強靱化対策特別委員会の委員に、長崎県議会委員会条例第4条の規定により、それぞれ選任いたしました。

次に、去る5月8日、深堀ひろし議員から、一身上の都合により、議員を辞職したい旨の申し出があり、地方自治法第126条の規定によ

り、同日付けをもって、これを許可いたしました。

次に、知事より、出資法人の経営状況説明書等が、先に配付いたしましたとおり提出されております。

以上、ご報告申し上げます。

次に、成長産業・県土強靱化対策特別委員会委員の辞任許可の件を議題といたします。

お諮りいたします。

山田朋子議員から、一身上の都合により、成長産業・県土強靱化対策特別委員会の委員を辞任したい旨の申し出がっておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり許可することに決定されました。

次に、議会運営委員会委員の補充選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員として、山田朋子議員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

次に、離島・半島地域振興特別委員会委員の辞任許可の件を議題といたします。

お諮りいたします。

まきやま大和議員から、一身上の都合により、離島・半島地域振興特別委員会委員を辞任したい旨の申し出がっておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり許可することに決定されました。

次に、成長産業・県土強靱化対策特別委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

成長産業・県土強靱化対策特別委員会の委員として、まきやま大和議員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

次に、知事より、第68号議案乃至第85号議案及び報告第1号乃至報告第14号の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます。知事。

○大石賢吾知事〔登壇〕 本日、ここに、令和7年6月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、去る4月6日、壱岐沖で、対馬市から患者を搬送していた民間医療搬送用ヘリコプターの事故により、3名の方々がお亡くなりになりました。

離島の救急医療の要として重要な役割を担ってきたヘリコプターの事故で、尊い命が失われたことは、痛恨の極みであります。

県民を代表して、お亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、ご遺族並びに関係者の皆様に衷心よりお悔み申し上げます。

多くの離島や半島を有する本県において、ヘリコプターによる急患搬送は、救命率の向上や後遺症の軽減を図るなど、命を守るために欠か

せないものであります。

その中核を担う県ドクターヘリは、事故を起こしたヘリと同型であったため、国土交通省からの指示に基づく検査等を行い、5月30日から運航を再開しております。

県ドクターヘリの運航休止期間中、救急患者の搬送にご対応いただいた佐賀県や海上自衛隊等の関係皆様方に心からお礼を申し上げます。

県としては、引き続き、ヘリコプターの安全運航を徹底し、救急医療体制に支障がないように努め、県民の安全安心の確保を図ってまいります。

また、去る、4月21日にご逝去されました前ローマ教皇フランシスコ台下に謹んで哀悼の意を表します。

前ローマ教皇フランシスコ台下におかれましては、本県における潜伏キリシタンの歴史や被爆の経験に心を寄せていただきました。

特に、令和2年11月に本県をご訪問になられた際には、原爆落下中心地においてメッセージを発信されるなど、かねてより、県民の悲願である核兵器廃絶を世界に向けて訴えてくださいました。

そのご功績に改めて深謝いたしますとともに、安らかなるご永眠を心からお祈り申し上げます。

第267代ローマ教皇に選出されましたレオ14世台下におかれましても、世界に向け、引き続き平和のメッセージを発信いただくとともに、被爆地長崎をご訪問され被爆の実相に触れていただきたいと考えております。

次に、このたび、県議会議員にご当選されました田川正毅議員に対しまして、心からお慶びを申し上げます。

それでは、開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会

以降、今日までの県政の重要事項について、ご報告を申し上げたいと存じます。

（社会経済情勢とその対応）

本県の景気は、生産活動の増加や所得環境の改善などから、「緩やかに回復している」とされておりますが、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が依然として続いており、昨今の米国の関税措置などにより、県民生活や経済活動へのさらなる影響が懸念されるところであります。

県では、これまで、プレミアム付き商品券などの生活支援や、生産性向上のための設備等の導入支援をはじめ、国や市町等と連携しながら、物価高騰対策を講じてきております。

また、米国関税措置の影響を受ける県内中小企業の資金繰りに万全を期すため、県の制度融資である「緊急資金繰り支援資金」の取扱いを7月1日から開始することとしており、引き続き、社会経済情勢の動向を注視し、必要な対応を図ってまいります。

（新たな総合計画の策定）

近年、人口減少や少子・高齢化等に伴う人口構造の変化に加え、デジタル技術の進展やエネルギー・物価の高騰、気候変動の影響などにより、本県を取り巻く社会経済情勢や人々の意識にも大きな変化が生じているものと認識しております。

県では、こうした潮流を的確に捉えながら、本県の将来像を見据え、ポテンシャルや特性を最大限に活かし、グローバル社会における競争力を高め、県勢の持続的な発展に繋げていくために、令和8年度以降の5年間の政策の方向性を示す新たな総合計画について、今般、素案骨子を策定したところであります。

素案骨子においては、基本理念の考え方として、国の地方創生2.0の基本姿勢と同様に、当面、

人口や生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めたうえで、都市と地方や地方同士の人材交流・人材循環を促進しながら、人口減少社会の中においても経済成長を図り、活力ある地域社会づくりに取り組み、将来にわたり持続的な発展を目指してまいりたいと考えております。

そのため、多様な主体と連携し、地域の力を結集しながら、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいります。

こうしたことから、次期計画については、実効性の高いものとなるよう、「こども」「暮らし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げるとともに、本県及び県内各地域の特性等を踏まえた分野別並びに地域別の取組を盛り込むことについても、検討しているところであります。

併せて、厳しい財政状況の中においては、施策の推進にあたり、新たな財源確保対策を含め、さらなる税財源の充実・強化に努めてまいりたいと考えております。

また、概ね10年後のありたい姿として先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」

とタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ国の政策と連動するほか、総合計画と同様に令和7年度末で終期を迎える「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも整合を図りながら、一体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお聴きしながら検討を重ね、県民の皆様のご意見も踏まえつつ、今年度中の計画策定を目指してまいります。（防災対策）

去る4月7日に五島市で発生した林野火災については、幸いにして、人的被害や住宅等の被害が発生することなく、翌8日に鎮圧され、10日に鎮火が確認されました。

火災発生以降、地元消防による地上からの消火活動に加え、県においても、五島市からの要請を受け、県防災ヘリコプターを出動させるとともに、陸上自衛隊に対して災害派遣要請を行い、連携して空中からの消火活動を実施いたしました。

また、県においては、長崎県広域消防相互応援協定に基づき、長崎市、佐世保市、県央地域広域市町村圏組合、新上五島町の各消防にも、協定締結後初めての広域応援要請を行い、地上からの消火活動にあたっていただきました。

私も現地の被害状況を確認してまいりましたが、連携した消火活動等により、被害が最小限に食い止められたと実感したところであり、ご尽力いただいた全ての関係機関の皆様にご心から感謝を申し上げます。

県としては、市町や関係機関と連携して、火災予防の周知啓発に努めるとともに、今回の経験を活かしつつ、さらなる訓練等を通じて、より迅速かつ的確な消火活動に繋げてまいります。

去る3月31日、南海トラフ地震の被害につい

て、国は、最新の知見や防災対策の進捗等を踏まえ、30センチメートル以上の浸水地域と避難者数が全国で3割増加するなどといった新たな想定を公表しました。

本県の被害想定についても、死者数が最大で80人であったものが500人に、要救助者数が400人から1,100人になるなど、見直し前と比較して、大幅に増加しております。

今回の見直しに伴い、国から、大津波などによる被害が想定される地域を含む都府県に対し、南海トラフ特措法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定に関する意見照会があり、本県は、指定基準を満たす7市にも意向を確認のうえ、先月、指定に異議がない旨を回答いたしました。

併せて、広域防災体制の一体性を確保する必要があるため、津波高が指定基準よりわずかに低い新上五島町についても、町の意向を踏まえ、指定を求める意見を提出したところであります。

今後、国による地域指定が行われる予定であり、それを受け、県においては、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を策定し、県民の安全・安心の確保に力を注いでまいります。

（半島地域の振興）

本年3月末が期限となっていた半島振興法については、去る3月26日に改正法が成立し、令和17年3月までその期間が延長されたところであります。

この間、ご尽力を賜りました本県選出国会議員の皆様をはじめ県議会及び関係皆様方に、心から感謝申し上げます。

今回の改正では、本県として、能登半島地震を踏まえ、特に強く要望してまいりました「半島防災」が目的や基本理念に明記されるとともに、配慮規定に「道路等の交通施設、水道、下

水道等の施設の整備」、「災害応急対策・復旧に係る体制整備」などの項目が新たに盛り込まれたところであります。

県としては、国の基本方針に基づき、地域の特性に応じた実効性のある半島振興計画を速やかに策定するとともに、関係市町等と連携しながら、半島地域の自立的発展に向けて取り組んでまいります。

（長崎空港の発展に向けた取組）

長崎空港は、昭和50年に、大村湾に浮かぶ箕島を埋め立てた世界初の本格的海上空港として誕生以来、長崎の空の玄関口として本県の発展に大きな役割を担ってまいりました。

昨年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による利用者の落ち込みを乗り越え、5年ぶりの300万人台となる約307万人を記録しており、平成30年度に記録した過去最高利用者数の約94%まで回復しております。

こうした中、去る5月1日、多くの関係者のご出席のもと、開港50周年の記念セレモニーが開催されたところであり、改めて、これまで長崎空港の開港・発展にご尽力いただいた関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

県では、現在運航されている国内9路線と国際2路線の11の定期路線の利用促進に加え、新たな航空路線の誘致に積極的に取り組んでいるところであり、引き続き、国内外の活力を取り込むことで、観光消費額の拡大を図り、地域経済の活性化につなげてまいります。

（文化の振興）

長崎県美術館は、平成17年の開館以降、「呼吸する美術館」をコンセプトに、水辺の森公園と調和し運河をまたぐ開放的な美術館として、多くの方々に親しまれ、本年2月には、総入館者数が700万人を突破いたしました。

こうした中、去る4月11日には、多くの関係者のご出席のもと、開館20周年記念式典を開催したところであります。

今後も、現在開催中であり、歴代の企画展の最多動員を更新した「金曜ロードショーとジブリ展」のほか、プラド美術館からゴヤの名画をお借りして開催する企画展や「皇居三の丸尚蔵館収蔵品展」などを実施することとしております。

引き続き、長崎県美術館が、本県の芸術文化の発展に寄与し、また、本県の魅力を広く発信していく文化活動の拠点として、県民の皆様が親しまれる美術館となるよう取り組んでまいります。

（中国との交流）

本年は、長崎県と中国との友好交流の懸け橋として重要な役割を果たしてきた中国駐長崎総領事館の開設40周年という節目の年であります。

県ではこれを記念して、去る6月4日、長崎市において、呉江浩中国駐日本国特命全権大使をお招きし、祝賀会を開催いたしました。

その際、私は、これまでの交流促進のためのご尽力に対する感謝とお祝いを申し上げ、ご出席の皆様と意見を交わす中で、改めて、本県と中国との交流の歴史において中国駐長崎総領事館が果たしてきた役割の大きさを認識したところであります。

今後とも、中国駐長崎総領事館のご支援をいただきながら、長年にわたって築かれてきた本県と中国との絆が、さらに強固なものとなるよう、様々な分野での交流を推進してまいります。

（日本産水産物の中国向け輸出再開にかかる日中合意）

去る5月30日、農林水産省から、日本産水産

物の中国向け輸出再開のために必要な技術的要件について、日中双方で合意に至ったことが発表されました。

令和5年8月のALPS処理水の放出以降、中国向け日本産水産物の輸出が全面停止している中、県としては、これまで国や中国に対し、停止措置の早期解除に向けた要請を積極的に行ってきたところであり、今般の発表は輸出再開への前進であると受け止めております。

引き続き、輸出再開に向けた動向を注視しつつ、関係機関と連携し、再開時の速やかな輸出に向けた調整等を進めてまいります。

（核兵器廃絶に向けた取組）

去る4月27日から5月3日まで、核兵器不拡散条約再検討会議準備委員会の開催に合わせ、徳永県議会議長とともにアメリカ・ニューヨーク市を訪問いたしました。

現地では、広島県やモンゴル国政府等との共催による安全保障と持続可能性などをテーマにしたシンポジウムを開催したほか、次代を担う「ナガサキ・ユース代表団」が核軍縮と核兵器廃絶に向けた新たな戦略を考えるイベントに参加し、議長からも平和に対する思いをお話しいただいたところでございます。

また、アントニオ・グテーレス国際連合事務総長やアメリカ合衆国、ロシア連邦、タイ王国などの各国軍縮関係者と面会したところであります。

その際、「長崎を最後の被爆地に」という県民の皆様の強い思いをお伝えするとともに、次期SDGsの目標に核兵器廃絶を位置付けることを目指して、各国の政府関係者が参加する組織体の立ち上げに向けた働きかけを行ってまいりました。

面会した方々からは、被爆80年を迎える中、

国際社会において、被爆県が果たす役割が、これまで以上に大きくなっていくことへの期待が寄せられたところであります。

また、広島県と連携して行っている持続可能性の観点からの核兵器廃絶に向けた取組についてご賛同いただくとともに、人材育成やサイドイベントでの本県との連携可能性に言及いただくなど、大変意義深いものとなりました。

県としては、今後とも、今回のNPT再検討会議準備委員会への参加によって得られた新たなネットワーク等も活用しながら、長崎市や広島県、関係団体等と連携のうえ、一日も早い核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

（ながさきピース文化祭2025の開催準備）

「ながさきピース文化祭2025」の開催まで、残すところ3か月となり、成功に向けて市町や関係団体等と最終調整を行っているところであります。

9月14日にアルカスSASEBOで行われる文化祭の幕開けを飾る「開会式」については、先日、さだまさしさんをはじめとした出演者を発表するとともに、一般観覧者の募集を開始したところであり、大会の気運も一気に高まってまいりました。

そうした中、去る6月7日、させば五番街において開催した100日前イベントでは、本県の文化芸術を披露する各種ステージイベントを実施したほか、開会式に出演されるアンバサダーの長濱ねるさんと共に、私も文化祭を積極的にPRしてまいりました。

引き続き、本県が持つ文化の魅力が十分に感じられ、多くの皆様の心に残る文化祭となるよう、市町や関係団体等と連携し、開催に向けた準備に万全を期してまいります。

（教育環境の充実と教育を支える人材の確保）

子どもたち一人ひとりの個性に対応した質の高い教育や社会の変化に対応した学びを推進していくためには、多様な学びの場の提供や教育環境の充実のほか、教育を支える人材の確保が必要であると考えております。

このような中、令和5年度から大村市の県教育センター内に開設の準備を進めておりました長崎県遠隔教育センターについては、九州初となる遠隔授業の拠点として、去る4月11日に開所式を行ったところであり、今年度は離島半島の小規模校9校に、情報や理科の専門科目などを配信しております。

県としては、この遠隔教育センター、愛称、「デクット」の活用により、地理的要因や学校規模にとらわれない、多様で豊かな学びの提供を推進してまいります。

（石木ダムの推進）

石木ダムについては、渇水や洪水などの自然災害から地域の皆様の安全・安心の確保を図るうえで必要不可欠な事業であり、早期完成を目指す必要があることから、工期内の確実な完成に向け、工事工程に沿って着実に工事を進めてまいります。

一方で、川原地区にお住まいの13世帯の皆様のご理解とご協力を得たうえで、事業を円滑に進めることが最善であることから、去る4月20日及び6月1日に川棚町において、石木ダムの技術的な疑問等に対する説明会を開催し、川原地区にお住まいの皆様にもご参加をいただいたところであります。

また、佐世保市及び川棚町とともに策定を進めております水源地域整備計画については、昨年12月に素案の公表を行い、広くご意見を伺ったところでもあります。

今後、いただいたご意見や地元説明会の結果等を踏まえ、国へ計画を提出する予定としております。

県としましては、石木ダムの一日も早い完成に向けて、引き続き、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に力を注いでまいります。（幹線道路の整備）

県では、産業の振興や交流人口の拡大による地域の活性化、さらには強靱な県土づくりに向けて、高規格道路など幹線道路の整備を進めております。

去る4月1日に発表された今年度の国土交通省関係予算において、島原道路で唯一の未事業化区間である諫早市小野町から長野町間について、計画段階評価に着手されることとなりました。

これは、同区間の新規事業化、さらには島原道路全線開通に向けての大きな一歩として、大変喜ばしいことであります。

さらに、今回、島原半島地域における道路網について、計画の具体化に向けた検討を進めることが、国土交通省から示されたところでもあります。

この間、ご尽力を賜りました本県選出国會議員の皆様をはじめ、県議会並びに関係市の方々に対し、心から感謝申し上げます。

また、西九州自動車道の松浦佐々道路については、松浦から平戸インター間の今年度の完成供用に向け整備が進められるとともに、佐世保市江迎地区では江迎2号トンネルに着工されるなど、着実に事業が推進されております。

このほか、西彼杵道路については、大串白似田バイパスにおいて、トンネル工事に向けた工事用道路の整備に着手するとともに、未事業化区間のうち長崎市長浦町から日並インター間の

事業化に向けた環境影響評価の手続きを進めてまいります。

引き続き、産業の振興や地域の活性化に寄与する高規格道路の整備推進に全力で取り組んでまいります。

（企業誘致の推進）

企業誘致については、特に誘致競争が激しいアンカー企業の立地に適した大型の工業団地整備に向け、民間活用による整備を図るため、県と東彼杵町が連携し、公募しておりました事業者について、去る6月11日に、大和ハウス工業株式会社を優先交渉先事業者として決定いたしました。

今後、同社とスケジュールや整備手法等について、具体的な協議を進め、半導体など成長分野のアンカー企業誘致に向けた工業団地の整備に取り組んでまいります。

また、去る3月26日、兵庫県に本社を置く株式会社Wave Technologyが、長崎市への立地を決定されました。同社は、情報通信関連機器の設計・開発を実施されており、5年間で15名を雇用し、電気自動車などに使用されるパワーエレクトロニクス機器の設計などを行うこととされております。

さらに、6月10日には、東京都に本社を置き、長崎市、佐世保市及び五島市に立地している株式会社ディーソルが、新たに島原市への立地を決定されました。同社は、5年間で100名を雇用し、医療関連企業向けのBPOサービスなどを行うこととされております。

引き続き、雇用の拡大と地域経済の活性化を目指して、地元自治体や関係機関と連携しながら、企業誘致の推進に力を注いでまいります。

（文化財の返還）

平成24年10月に盗難され韓国に持ち出され

た県指定有形文化財「観音寺の観世音菩薩坐像」が、去る5月12日に、対馬市の観音寺に返還され、同日、対馬博物館に収蔵されました。

当該仏像は、地域の人々により大切に守り伝えられてきた心の拠り所であり、無事に返還されたことは、大変喜ばしく、関係皆様のこれまでのお力添えに深く感謝申し上げます。

県としては、対馬博物館に収蔵された当該仏像をはじめ、本県の貴重な文化財の保存活用に、引き続き、尽力してまいります。

（スポーツの振興）

本年3月に開催されました「全国高等学校選抜大会」において、本県高校生が素晴らしい成績を収めました。

団体競技では、島原高校剣道部が、男子団体に悲願の初優勝に輝き、個人競技では、ウエイトリフティング競技男子67kg級で諫早農業高校の田中慧斗選手が優勝を飾りました。

また、3月20日から23日まで行われた第62回全日本ボウリング選手権大会では、男子3人チーム戦で本県チームが優勝、個人総合においても福満 亮選手が優勝を果たしました。

選手並びに指導に当たられた関係者の皆様のご健闘をたたえるとともに、引き続き、本県選手の活躍に向け、競技団体等と連携しながら、競技力の向上に取り組んでまいります。

プロバスケットボールチーム長崎ヴェルカは、2年目の挑戦となったトップリーグのB1において、26勝34敗の西地区6位という成績で今シーズンを終えました。

ハピネスアリーナを新たな本拠地とした今シーズン、ホームゲームの平均入場者数はB1の全24チーム中4位と、会場は毎試合、大きな盛り上がりを見せたところであります。

国内最高峰の舞台で戦い抜いた監督、選手、

関係者の方々のたゆまぬご努力に対して、深く敬意を表しますとともに、厚いご支援をいただいた、県民の皆様方をはじめ、経済界、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

地元プロスポーツクラブである長崎ヴェルカの存在は、県民に夢や感動を与え、地域の活性化に大きく寄与するものであり、来シーズンのさらなる活躍を期待するとともに、県としても、引き続き、市町や関係者、県民の皆様と一体となってしっかりと後押しをしてまいります。

次に、議案関係についてご説明いたします。

まず、補正予算であります。今回は、国庫補助事業の内示に伴う事業費の追加、その他緊急を要する経費について編成いたしました。

一般会計58億4,775万1,000円の増額補正をしております。

この結果、現計予算と合算した本年度の一般会計の歳入歳出予算額は、7,406億526万8,000円となり、前年同期の予算に比べ50億7,248万9,000円の増となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについてご説明いたします。

第69号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」は、私の政治資金等に係る一連の問題で、県政の混乱を招き、県民の皆様にご心配をおかけしたことに對し、深く反省し、心からお詫びを申し上げますとともに、私個人としての道義的責任を明確にするため、自らへの処分として、給料について、1か月間全額を減額するため、所要の改正をしようとするものであります。

第74号議案「長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例」は、長崎県立千々石少年自然の家の廃止及び県立青少年施設の安定した施設運営の継続のため、所要の改正をし

ようとするものであります。

第75号議案「長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例」は、輸送サービスを継続して提供するため、運賃の見直しをしようとするものであります。

第76号議案「長崎県技能会館条例を廃止する条例」は、諫早市への移譲に伴い、長崎県立諫早技能会館を廃止しようとするものであります。

第85号議案は、長崎県収用委員会の委員の任命について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、楠本 愛氏、久村豊彦氏を任命しようとするものであります。

いずれも適任と存じますので、ご決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、収用委員会委員を退任されます、山口雄二委員には、在任中、多大なご尽力をいただきました。この機会に厚くお礼申し上げます。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

なにとぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○徳永達也議長 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から6月19日までは、議案調査等のため本会議は休会、6月20日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時40分 散会

第 5 目 目

議 事 日 程

第5日目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和7年6月20日（金曜日）

出席議員（44名）

1番 欠 番
 2番 大倉 聡 議員
 3番 本多 泰 邦 議員
 4番 白川 鮎 美 議員
 5番 まきやま 大 和 議員
 6番 田川 正 毅 議員
 7番 虎島 泰 洋 議員
 8番 畑島 晃 貴 議員
 9番 湊 亮 太 議員
 10番 富岡 孝 介 議員
 11番 大久保 堅 太 議員
 12番 中村 俊 介 議員
 13番 山村 健 志 議員
 14番 初手 安 幸 議員
 15番 欠 番
 16番 宮本 法 広 議員
 17番 中村 泰 輔 議員
 18番 饗庭 敦 子 議員
 19番 堤 典 子 議員
 20番 坂本 浩 議員
 21番 鵜瀬 和 博 議員
 22番 清川 久 義 議員
 23番 坂口 慎 一 議員
 24番 千住 良 治 議員
 25番 山下 博 史 議員
 26番 石本 政 弘 議員
 27番 中村 一 三 議員
 28番 大場 博 文 議員
 29番 近藤 智 明 議員
 30番 宅島 寿 一 議員
 31番 山本 由 夫 議員
 32番 堀江 ひとみ 議員
 33番 中山 功 議員
 34番 小林 克 敏 議員

35番 川崎 祥 司 議員
 36番 山口 初 實 議員
 37番 山田 朋 子 議員
 38番 松本 洋 介 議員
 39番 ごう まなみ 議員
 40番 中島 浩 介 議員
 41番 前田 哲 也 議員
 42番 浅田 ますみ 議員
 43番 外間 雅 広 議員
 44番 徳永 達 也 議員
 45番 溝口 芙美雄 議員
 46番 田中 愛 国 議員

 説明のため出席した者

大石 賢 吾 知 事
 浦 真 樹 副 知 事
 馬場 裕 子 副 知 事
 陣野 和 弘 秘書・広報戦略部長
 早稲田 智 仁 企画部長
 中尾 正 英 総務部長
 今富 洋 祐 危機管理部長
 渡辺 大 祐 地域振興部長
 伊達 良 弘 文化観光国際部長
 大安 哲 也 県民生活環境部長
 新田 惇 一 福祉保健部長
 浦 亮 治 こども政策局長
 宮地 智 弘 産業労働部長
 吉田 誠 水産部長
 渋谷 隆 秀 農林部長
 中尾 吉 宏 土木部長
 井手 美都子 会計管理者
 中村 泰 博 土木部技監
 太田 彰 幸 交通局長
 峰松 茂 泰 地域振興部政策監
 村田 利 博 文化観光国際部政策監

石田智久	産業労働部政策監
前川謙介	教育委員会教育長
安達健太郎	人事委員会委員
下田芳之	代表監査委員
中島廣義	選挙管理委員会委員
真下和枝	公安委員会委員
遠藤顕史	警察本部長
桑宮直彦	監査事務局長
小畑英二	人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)
狩野博臣	教育政策監
坂口育裕	教育次長
高橋圭	財政課長
黒島航	秘書課長
小橋和則	選挙管理委員会書記長
奥野勝	警察本部総務課長

議会事務局職員出席者

中尾美恵子	局長
濱口孝	次長兼総務課長
佐藤隆幸	議事課長
大宮巖浩	政務調査課長
太田守人	議事課長補佐
山口祐一郎	議事課係長
天雨千代子	議事課会計年度任用職員

午前10時 0分 開議

○徳永達也議長 おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、一般質問を行います。

中島議員 40番。

○40番(中島浩介議員)(拍手)〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

南島原市選挙区選出の中島浩介でございます。

よろしく願いいたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1)任期1期目の総括について。

大石知事におかれましては、令和4年3月に本県の知事に就任されて以降、これまで約3年間、まあ、いろいろございましたけれども、県内外の多方面から選ばれる新しい長崎県の実現を目指して、県政の基本方針である総合計画に基づき、各種施策を推進されてきたものと認識しております。

そのような取組の結果、企業誘致などによる雇用創出や農業産出額、県外からの移住者数の増加など、成果にもつながっているものと考えております。

そこで、知事としての任期は、最終年度の4年目を迎え、残すところ1年を切ったところですが、これまで3年余りを振り返って、ご自身の取組や成果をどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

また、令和7年度は、知事としての任期だけじゃなく、総合計画も最終年度を迎えることを踏まえて、どのようなことに力を入れていこうとなさっているのか、併せてお尋ねいたします。

以後は、対面演壇席にて質問させていただきます。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事〔登壇〕 中島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私は、知事就任以来、県民の皆様が、長崎県が変わった、元気になったと実感され、長崎への誇りや未来への期待感を抱き、自分のふるさとを愛し、自慢したくなるような長崎県を築いていきたいと、その思いから、様々な関係皆様方と力を合わせて、日々、県勢発展に全力で取り組んでまいりました。

また、県政の推進に当たっては、地域の声や現場のニーズを的確に把握し、デジタル技術を

はじめ、新しい視点も意識しながら、スピード感を持って対処してきたところであります。

例えば、大規模な赤潮被害やびわ産地の寒波被害、露地みかん等の降ひょう被害などが発生した際には、私自身が迅速に現場に赴き、その状況を確認のうえ、生産者等のお声をお聞きしながら、必要な対策を講じてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行によって、国内外が未曾有の危機に直面する中、県民の皆様生命を守るため、様々な関係者とともに感染拡大の防止に取り組んだ結果、感染者数及び死亡者数の割合は、全国平均よりも低く抑えられたところでもあります。

こうした中、各種施策の成果についてではありますが、こども分野におきましては、高校生世代までの医療費助成制度や保育士等の処遇改善にかかる支援制度を創設するとともに、国際交流関係では、G7保健大臣会合・国際賢人会議の開催や長崎～上海及び長崎～ソウル間の国際定期航空路線の運航再開ができました。

また、産業振興分野におきましては、世界的な半導体企業や研究機関等の本県への企業誘致が30件、約2,000名の雇用計画数となっているほか、肉用牛、クロマグロなどの生産性向上対策等により、本県の重要な基幹産業であります農林水産業の産出額は、令和5年度までの2年間で約330億円増加するなど、具体的な成果につながっているものと考えております。

さらに、県民生活の利便性向上を図るため、ドローンの利活用を先進的に行う本県初となる国家戦略特区の指定やジェットfoil更新に対する支援に加え、遠隔教育センターの開設やオンライン診療体制の構築など、将来を見据えた新しい取組にも着手することができたものと認識しております。

こうした一方で、現下の物価高騰や人手不足などの社会経済情勢を踏まえますと、さらに迅速かつ的確な施策を講じる必要があることから、今年度においては、中小・小規模事業者への支援体制の充実をはじめ、きめ細やかな対応を図るとともに、最終年度を迎える総合計画の総仕上げと、「新しい長崎県づくりのビジョン」の推進に力を注いでまいります。

今後とも、市町や民間、関係団体等と連携・協働しながら、県民の皆様と思いや力を合わせ、本県が抱える諸課題の解決を図り、県勢発展に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員）（2）新たな総合計画の策定について。

コロナ禍をしっかりと乗り越えられて、そしてまた企業誘致はじめ、各産業の振興にこれまで取り組んでいらっしゃる中で、新たな総合計画の策定について、お考えということでございます。

現在、県では、令和8年度から新しい総合計画の策定を進められており、今議会には、素案骨子が示されているところでございます。

総合計画は、社会経済情勢の動きや本県の特性、課題を踏まえながら、将来の県の目指すべき姿の実現に向けた指針と基本的な計画であり、大変重要なものと認識しております。

そのような中、国においては、地方創生2.0の議論が行われておりますが、本県の計画策定に当たっても、その内容を取り入れながら検討し、本県の課題解決につなげていくべきだと考えております。

そこで、素案骨子における計画の基本理念の

考え方について、知事にお尋ねいたします。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 新たな総合計画の策定に当たりましては、人口構造や社会経済情勢の変化を捉えながら、本県のポテンシャルや特性を最大限に活かして、グローバル社会における競争力を高め、県勢の持続的な発展を目指すこととしております。

基本理念の考え方におきましては、国の地方創生2.0の基本姿勢と同様に、当面の人口減少につきまして、正面から受け止めたうえで、広域的な人材の交流や循環を促進しながら、経済の成長を図り、活力ある地域社会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、経済の活性化に向けて、力強い産業の実現と良質な雇用の創出のほか、若者や女性をはじめ、誰もが活躍、チャレンジできる環境づくりに力を注いでまいります。

また、最先端技術を効果的に活用し、稼ぐ意識や力を高めて、国内外との交流を促進するとともに、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるほか、全世代の方々が健康で安心して暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいります。

今後、県議会や市町、県民の皆様のご意見を十分にお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を深めてまいります。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） 次に、総合計画と総合戦略の一体化についてでございますけれども、本県の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略も、総合計画と同様に、本年度で終期を迎えることとなります。

次期総合計画は、総合戦略との整合を図りながら一体的に策定するとされておりますが、複

雑・多様化する社会においては、総合計画の施策そのものが総合戦略と重なるものであり、また、これまでの総合戦略に掲げられていない施策も一体化により取り込めることから、非常に意義のあるものと考えているところでございます。

そこで、今後、総合計画と総合戦略の一体化については、どのような形で進めていかれるのか、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 企画部長。

○早稲田智仁企画部長 本県の総合計画と総合戦略は、これまでも政策の整合性を確保し、体系や目標を共通化するなど、一体的に推進してきたところであります。

総合計画と総合戦略は、ともに今年度末で終期を迎えますが、いずれも人口減少対策をはじめとする従来の施策に加え、複雑・多様化する社会等に対応した、県政全般にわたる幅広い施策の構築が必要となるなど、共通した課題や考え方を有しております。

そのため、新たな総合計画においては、総合戦略としても位置づけ、一体的に策定することとし、県民の皆様にとっても、わかりやすく、実効性が高まるものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） ご説明のとおり、一体化することによって、なかなか今まで二本化でわかりづらい部分もあったと思いますので、ぜひ一本化して、県民の方々が、よりわかりやすい計画にしていきたいと思っております。

（3）九州新幹線西九州ルートについて。

全線フル規格による整備の実現について。

開業3年目を迎えて、インバウンドを含めた多くの方に利用されるなど、期待どおりの

効果を県内にもたらしている状況だと認識しております。

ただ、未整備区間である新鳥栖～武雄温泉間は、いまだ整備方式が決まっておらず、昨年7月、与党PTにおいて地元関係者のヒアリングが行われて以降、大きな動きが見られていないのが現状でございます。

全線フル規格の整備実現に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 全線フル規格で全国の新幹線ネットワークにつながることは、交流人口の拡大、そして地域振興に加えて、有事や災害時における輸送機能として、防災、防衛の観点からも、西九州地域全体に資するものであると考えております。

一方、未整備区間でございます新鳥栖～武雄温泉間につきましては、国土交通省と佐賀県による幅広い協議が続けられておりますけれども、いまだ整備方式が決まっておりません。

去る6月10日でございますけれども、政府施策に関する提案・要望に際しましては、自民党本部の小野寺政調会長や公明党本部の斉藤代表などに直接お会いをしまして、フリーゲージトレイン導入断念の経緯を踏まえた解決策の提示や国を交えた関係者による協議の実施など、具体的な対応を強く求めてまいりました。

今後、私自身が先頭に立ち、政府・与党に対しまして議論の進展を働きかけるとともに、関係者との意見交換を重ねるなど、全線フル規格による整備の早期実現に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） 全線フル規格に向

けた機運醸成についてですけれども、ご答弁のとおり、知事もしっかり行政側として国、関係団体に働きかけを行っていらっしゃるところでございますけれども、やはり地元の熱意が中央を動かしていく原動力になるものじゃないかとも思っております。

そこで、昨年、報道機関が佐賀県民に実施したアンケートによれば、フル規格の整備について、賛否が拮抗しているという結果も出ているということでございますので、佐賀県内においても、フル規格に対する考えや雰囲気が変わってきたと感じております。

一日も早く全線フル規格の整備を実現するためにも、さらなる機運醸成を図る必要があると考えますが、県では、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○徳永達也議長 地域振興部長。

○渡辺大祐地域振興部長 未整備区間である新鳥栖～武雄温泉間の整備を推進するためには、西九州新幹線の利用を促進し、その効果を西九州地域全体で享受することで、全線フル規格の機運を醸成することが重要であります。

このため、県では、新幹線を利用した修学旅行への支援や記念イベントに合わせた県内各地への周遊促進に取り組んでいるほか、JR九州が幼稚園等を対象に実施した大村車両基地を新幹線で訪れるツアー企画においても、大村市と連携し、歓迎のおもてなしを行いました。

また、経済団体においても、昨年に引き続き、整備促進に向けたシンポジウムを8月に開催されると伺っており、今後も、市町や経済団体等と連携しながら、西九州新幹線の利用を促進するとともに、全線フル規格整備の必要性を県内外に発信することで、さらなる機運醸成を図ってまいります。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） 様々なイベントや企画をされて、今後、こういった県民の機運の醸成を図られるということでございますので、ぜひ、このことがたくさん話題になって、県外、国の方にお話が伝わるような形でできれば幸いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（4）石木ダムの整備について。

さきの2月定例会において、「川原地区にお住まいの13世帯に対して、今後どのように理解を求めていくのか」と私の質問に、大石知事は、「説明会の開催や個別の説明を行うことで、事業へのご理解をいただけるよう働きかけを続けてまいりたい」との答弁をいただきました。

県は、4月と6月に川棚町において、石木ダムの疑問に答える説明会を開催していますが、その内容と結果はどのようなものだったのか、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 説明会は、石木ダムに関する技術的疑問等につきまして、川原地区にお住まいの13世帯を含む住民の皆様方にご説明するため、4月20日と6月1日に、川棚町において開催しております。

その場には、市民による石木ダム再評価監視委員会にも同席いただき、両日とも、約150名の皆様の参加のもと、川棚川における治水計画や費用対効果、環境への影響などの項目につきまして、県の考えをご説明させていただいたところでございます。

説明会につきましては、「一定の疑問が解消された」との評価をいただきつつも、議論が平行線となっているものもまだ残っております。

県としては、川原地区にお住まいの13世帯の

皆様のご理解、ご協力を得たうえで事業を進めることが最善との考えに変わりはなく、引き続き、説明の努力を続けてまいります。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） 6月1日の説明会におきましては、住民側から、知事の出席を求める声もあったと聞いております。

事業への理解を得るためには、知事ご自身が改めて川原地区の方々とお会いすることも必要ではないかと考えますが、知事のお考えをお尋ねいたします。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 このたびの説明会につきましては、技術的疑問等に対する説明会という位置づけでありますことから、担当部局において対応させていただいておりますけれども、今、中島議員からお話あったとおり、6月1日の説明会で、13世帯の一人から、私の出席を求めるご意見があったことは承知しております。

私といたしましても、13世帯の皆様とお会いしたいということで、以前からお願いを続けてきたところでございますので、そのような機会をいただけるのであれば、ぜひお伺いをして、石木ダム事業の必要性、また地域振興の取組などと併せて、お話をさせていただきたいと考えております。

技術的な説明を主眼としますこれまでの説明会とは別の形で、どのように機会を設けるか、改めて調整をさせていただきたいと考えております。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） 知事サイド側からも、住民の方々にお会いして説明したいんだということをしっかりとお伝えいただいて、ぜひ面会できる機会を設けてもらわないと、なかなか

かご理解を得られんで、ずっと先延ばしになっていくのじゃないかということで心配しておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

（5）財政運営について。

新たな総合計画に基づく施策の積極的な展開や石木ダム建設、九州新幹線西九州ルートをはじめとした重点プロジェクトの推進、本県の重要課題である人口減少対策、産業の振興、頻発化・激甚化する自然災害等に対応するためには、当然ながら、財源に裏打ちされた予算が必要になります。

県においては、持続可能な財政運営を目指し、これまで「長崎県行財政運営プラン」に基づき、歳入の確保及び歳出見直しの両面から収支改善を積極的に推進されており、その結果、ここ数年、基金を取り崩さない財政運営が達成できていることを評価しているところでございます。

しかしながら、「中期財政見通し」においては、今後は厳しい財政状況が続く見込みとされておりまして、このような中で、本県が直面する様々な課題の解決に必要な事業に取り組むためには、財政の健全性をしっかりと確保していく必要があると考えております。

そこで、今議会に提出されている令和6年度の最終専決補正予算を踏まえ、県の財政状況の現状と今後の財政運営について、知事はどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 本県の財政は、自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存する脆弱な財政構造にあります。

そうした中、令和6年度は、政策評価等を活用しまして、優先度の高い中核的な事業への見直しや重点化を図りながら、物価高騰対策をは

じめ、子育て施策などの「新しい長崎県づくりのビジョン」の推進や防災・減災、国土強靱化対策など、県勢浮揚につながる各種施策の推進に全力を注いできたところでございます。

一方、歳入面では、全国的な経済の持ち直し等に伴い、県税収入は過去3番目となります1,331億円を確保するとともに、地方交付税の増額等を見込んでいるところでございます。その結果、令和6年度は、基金を取り崩さない財政運営を達成することができました。

しかしながら、本県財政を取り巻く環境は、社会保障関係費や公債費の増加が見込まれるなど、厳しさを増していく状況にあります。

そのため、今後の財政運営に当たりましては、物価高騰などの社会経済情勢を注視しつつ、引き続き、歳入・歳出両面からの一層の収支改善を図りながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） そこで、新たな歳入確保が必要ではないかと考えているところでございますけれども、九州内を見ましても、既に福岡県では宿泊税が導入されております。私も前回の一般質問で質問させていただきましたけれども、また、ほかに佐賀県などにおいては、特定のプロジェクトを応援する形でのふるさと納税の活用が図られている状況でございます。

こういった他県の事例も参考にさせていただいて、今後、新たな財源確保にしっかりと取り組んで、検討していただきたいと思います。

（6）知事の給料を減額する条例案について。

長崎県議会においては、昨年6月定例県議会一般質問に端を発した知事の政治資金等の疑義に対し、議会としてチェック機能を果たすべく、本会議での一般質問や総務委員会集中審査、全

員協議会等、疑義の解明に膨大な時間と労力を費やしてきたところでございます。

この問題に関し、我々自民党においては、去る3月19日の2月定例会閉会后、知事に対し、「知事自身が自らに処分を科してけじめをつけること」申し入れを行ったところでございます。大石知事も、しっかりと重く受け止める必要があるとのことでございました。

そして、先日、自らの責任を明確にするために、給料の100%を1か月間減額するという条例案が今議会に提出されたところでございます。

そこで、今回、ご自身への処分として、なぜ、このような処分内容を判断されたのか、また知事自身の思いや考え方をお尋ねいたします。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 まずは、私の政治資金等にかかる一連の問題で、県議会を巻き込み、県政の混乱を招くとともに、県民の皆様や県職員をはじめ、多くの方々にご心配とご迷惑をおかけしたことに對して、深く反省をし、改めておわびを申し上げる次第でございます。

この間、県議会におきましても、議員ご指摘のとおり、様々な場面において、多くの時間を割いてご議論いただく中で、私なりに事実関係を整理し、県議会や記者会見の場などを通して、できる限りの説明責任を果たすべく、丁寧な説明に努めてきたところであります。

その中で、冒頭申し上げました、皆様にご迷惑をおかけしたことに對する責任の大きさを感じますとともに、この間の県議会における様々なご議論を踏まえ、私個人の道義的責任を明確にし、自らを処する必要があると、その考えに至ったものであります。

そのうえで、速やかに直近の議会において、自身の責任の重さと深い反省の気持ちをわかり

やすい形で県民の皆様にお示しをする必要があるものと考え、このような処分内容が適切であると判断いたしました。

こうした考えのもとで、今議会において議案の提出をさせていただいたところであり、二度とこのようなことがないように、反省の意を持ち続けながら、これからも丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） この一般質問が終わった後の総務委員会の方でも説明されるということでございますので、今日は時間も限られていることですから、しっかりと総務委員会の方でご説明していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

2、米国による関税措置への対応について。

（1）関税措置への対応について。

長い歴史の中では、様々な諸外国の情勢において、日本国また長崎県が影響を受けるということもございます。

今回の米国のトランプ大統領は、鉄鋼、アルミに続き、対日貿易赤字の中心である自動車について、4月3日に25%の追加関税を発動し、同日、これとは別に、各国共通の10%の基本税率に加え、日本には14%の上乗せ税率を設定すると発表がありました。このうち、上乗せ分は、発動を90日間猶予しており、7月9日を期限に、日米政府間での交渉が継続されているところでございます。

貿易摩擦の激化が世界的な景気の後退を招き、輸出関連企業の受注が減少することで、設備投資の抑制や業績悪化等につながり、我が国の暮らしにも影響が出るおそれがあると考えております。

こうした中、本県におきましても、今後、地

域経済への影響が懸念されますが、これまでの県の対応と現状の認識について、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 米国の関税措置によります本県経済への影響を把握するために、県では、関係部局からなる連絡会議を立ち上げまして、各事業者への聞きとりを行うとともに、企業の資金繰りに万全を期すため、相談窓口の設置や各金融機関への要請など、一連の対策をスピード感を持って実施してまいりました。

現時点におきまして、県内の窓口寄せられている相談は少ないものの、県内自動車関連企業等へのヒアリングにおいては、一部の企業から、「影響あり」との回答がございまして。

今後、関税協議の動向によっては、本県においても、製造業また農林水産業などを中心に、輸出が鈍化し、家計や企業のマインドの慎重化を通じて消費や投資を下押しするおそれがあり、本県経済全体を下振れさせるリスクがあるなど、予断を許さない状況が続くものと認識をしております。

このような中、米国関税措置の影響を受ける県内中小企業の資金繰りを支援するため、低利な県の制度融資でございます「緊急資金繰り支援資金」につきまして、7月1日から取扱いを開始するとともに、農林水産業等については、関係事業者への聞きとりを随時行うなど、県内経済への具体的な影響を見極めながら、必要に応じ対応策を検討してまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） 庁内連絡会議の開催や相談窓口の設置、さらに中小企業に向けた新たな制度資金の取扱いをされるなど、県の機

動的な対応を一定評価したいと思います。

一方、米国との協議は継続中であり、今後とも、動向を注視していく必要がございます。

九州では、自動車産業を中心に、具体的な影響も懸念されている中、次の質問に移りたいと思います。

（2）企業の投資動向について。

九州におきましては、トヨタ自動車が電気自動車向け電池工場の建設を延期するとともに、日産自動車は、電池工場の建設計画自体を取りやめるなど、企業の投資動向について、気がかりな状況が続いている状況でございます。

そこで、米国との関税協議が進む中で、企業の本県における投資の動向について、県では、現時点でどのように把握されておられるのか、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 産業労働部長。

○宮地智弘産業労働部長 県と県産業振興財団では、米国関税措置の影響について、製造業の本県における投資動向を把握するため、6月16日まで県内外の企業147社に対し、ヒアリングを実施しました。

このうち県内企業については、「影響あり」が約1割、「現時点で不明」が約4割、「影響なし」が約5割との回答があり、「影響あり」と回答した企業のうち、7割以上は自動車関連企業となっており、「今後、本県における投資計画の見直しを検討する」といった回答がありました。

一方、「影響なし」と回答した県内企業は、防衛やカーボンニュートラル関連で市場が拡大している造船関連をはじめ、AI関連の需要が引き続き拡大している半導体関連、欧州のエアバス向けが中心となっている航空機関連の企業などとなっております。

また、県外企業については、「影響あり」が約2割、「現時点で不明」が約6割、「影響なし」については約2割となっており、「現時点で不明」と回答した企業の割合が県内企業に比べ高くなっていることから、県外企業の本県に対する投資動向については、今後、より注視していくべきものと考えております。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） 100社を超える県内外の企業から聞きとりをされたということで、ある一定、企業の動向については把握されている状況ということで理解します。

今後、必要な対策を取るためにも、引き続き、産業労働部と県の産業振興財団で企業の投資動向の把握に努めていただき、対策を講じていただきたいと思います。

（3）県内企業の規模拡大や企業誘致の効果について。

世界経済が不透明な中であっても企業の投資を引き出すため、県においては、5年後、10年後の将来を見据えたインフラ整備など、着実に進めるべきでございまして、先日、優先交渉先の発表があった東彼杵町の工業団地の整備なども着実に進め、本県産業の振興を図ることが大変重要だと考えております。

隣県の熊本県においては、国や県の強力な産業振興策のもと、半導体産業の集積が進み、特に、菊陽町においては、固定資産税の税収が増加し、地方交付税の不交付団体になる見通しであるといった報道や、小・中学校の給食費の無償化、さらにはマンションや大型商業施設の建設が相次ぐなど、企業立地により、県民の暮らしが大きく変わっているとお聞きしております。

本県においても、産業振興を図るため、県内企業の規模拡大や企業誘致に当たって、投資や

雇用の規模に応じて補助金による支援を実施しております。

企業の立地が実現すると、地域では、衣食住全てにおいて大きな経済効果が生まれ、税収的にも大きな効果が生じるものと期待されております。

そこで、県が工場の増設や立地などの規模拡大に対して支援した企業について、その後の事業活動により、どの程度県税収入があったのか、また今後、本県における企業の投資をさらに促進するため、県は、どのような方針で取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 県では、県内企業の規模拡大や企業誘致を促進するため、県と立地協定を締結しました企業に対しまして、設備投資や雇用創出数に応じて補助金による支援を実施しております。

このうち、平成24年度から令和3年度の10年間に補助金を受けた企業全78社について、工場や事業所が本格的に稼働しはじめる補助金受給3年後の平成27年度から令和6年度までの県税収入を試算いたしますと、補助金額の約195億円に対しまして、県税収入は約2.1倍の415億円を超える額となっております。

県では、税源涵養の面からも大きな効果がある企業の投資を、さらに本県に呼び込むことが重要であると考えておりまして、今後とも、半導体や造船、航空機など、成長産業分野の県内企業に対しまして、県内での投資を促すとともに、企業誘致において、他県との競争に優位性を発揮する工業団地の整備を進めるなど、県内産業の振興に向けて、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） 答弁によりますと、10年間で補助金総額よりも220億円多い県税収入が得られているという状況でございます。1年間で約22億円のプラスであり、財源が厳しい本県にとっては、かなり大きい額と思っております。

企業の投資を呼び込むことは、県税収入以外にも、市町には固定資産税が入るほか、従業員による日常の消費活動や住宅の購入など、大きな経済波及効果が期待できます。

本県におきましても、ソニーや京セラなどの投資が相次いでいる諫早市では、映画館なども併設した大型商業施設の開業が予定されているなど、地域の暮らしが大きく変わる動きも見られております。

県には、引き続き、本県に投資を取り込み、新たな雇用も創出するよう、積極的な取組を期待します。

（4）物価高対策について。

国におきましては、去る4月25日、米国関税措置を受けた緊急対応パッケージを対策本部において決定され、現在、物価高騰対策として、備蓄米の放出による米の価格抑制対策やガソリン等の燃油価格支援策、電気・ガス料金支援などが進められているところでございます。

地方自治体に対しては、去る5月27日に、予備費において、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金が1,000億円増額措置されたと聞いております。

本県におきましては、これまでも、国から交付された重点支援地方交付金を活用しながら、累次の生活者支援や各分野の事業者支援などに取り組まれておりますが、今回も、これまでの取組状況も踏まえつつ、国の動きに遅れることなく、効果的な対策を講じていただくことが必

要と考えております。

そこで、今回の国の経済対策において、物価高騰対策に対して、県として、どのような支援が予定されているのか、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 県では、物価高騰など、厳しい経済情勢が続く中、県民の皆様の生活や社会経済活動をしっかりと支えていくことが重要であると考えており、これまでも、国の経済対策による有利な財源を活用しながら、様々な対策を積極的に講じてまいりました。

そのような中、5月末に、国の電気・ガス料金支援にかかる閣議決定がなされ、新たに、重点支援地方交付金が配分されたところでございます。

県としましては、この交付金を活用し、国の支援対象とならないLPガスや特別高圧電力料金への支援のほか、医療機関等の公共性が高い施設に対するエネルギー価格や食材料費高騰分への支援を検討しており、今定例会への追加提案も含め、速やかに対応してまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） 高騰対策、じかに影響を受けるエネルギー関係とかそういったところ、あるいは医療、介護であったりとか、そういった結構多岐にわたって対応されているということで認識しております。

ぜひ、今後とも、こういった予算の執行については、各方面の実情も踏まえた形で対応していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

3、農業の振興について。

（1）園芸産地の振興について。

県では、「第3期ながさき農林業・農山村活

性化計画」に基づき各種施策に取り組まれた結果、本県の令和5年農業産出額は1,590億円と、計画策定時から順調に増加している状況でございます。

特に、県全体の耕地面積の4分の1を占める島原半島におきましては、恵まれた気候と土壌条件を活かした産地が形成されており、本県で最も農業が盛んな地域でございます。

また、農地の基盤整備が実施された地域においては、生産性の向上を図れたことで、ブロッコリーやねぎ等の産地が拡大し、就農した若者が定着するなど、地域の活性化につながっているものと考えております。

本県農業の振興を図るためには、こうした成果を県全体に広げていく必要があると思います。県は、今後、園芸産地の振興にどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 県といたしましては、地域別・品目別に所得向上を図る「産地計画」を基軸として、農地の基盤整備や集出荷施設の整備のもと、省力化機械の導入や労力支援等を活用した露地野菜の作付拡大、環境制御技術による施設野菜の単収向上などにより、園芸産地の維持・拡大を図ってまいりました。

こうした中、島原半島などの産地においては、もうかる農業が実践され、就農した若者が地域に定着することで、小学校の児童数増加につながる好循環が生まれております。

今後は、こうした事例が県内各地域に広がるよう積極的に情報発信を行うとともに、関係団体や市町と連携し、新たな基盤整備やJAのリースによる園芸用ハウスの整備等の推進により、さらなる園芸産地の振興に取り組んでまいります。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） 県全体に広げていくためには、やはり農地の基盤整備を進めていくことが必要だと思っております。

（2）中山間地域における農地の基盤整備について。

園芸産地の振興を図り、しっかりと担い手を確保し、将来にわたって地域の農業をつなげていくためには、その基礎となる農地の基盤整備が特に重要と考えております。

島原半島では、20年ほど前から、中山間地域の畑地を中心に基盤整備が進み、生産性の高い、魅力ある園芸団地が形成され、多くの担い手が育つなど、大きな成果が出ているところでございます。

今後、このような成果を県域に広げるため、どのような農地の基盤整備を推進していかれるのか、その考えについて、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 県では、地域での話合いをもとに作成された地域計画に基づき、営農計画や地元農家の意向を踏まえ、担い手を確保したうえで、地形条件などの地域の実情に応じた農地の基盤整備に市町や関係機関と連携して取り組んでおります。

現在、大村市や五島市、西海市などの畑地や樹園地で新規整備に向けて取組を進めており、今後とも、生産性や農業所得の向上、地域活性化に資する農地の基盤整備を積極的に推進してまいります。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） 実際もう成功例が結構できているわけですので、これを基に、県域にも広げていただければと思っております。よろしくお尋ねいたします。

（3）長崎・食の賑わい創出プロジェクトについて。

プロジェクトの調査結果について、お伺いいたします。

昨年、県では、「新しい長崎県づくりのビジョン」を策定し、本県の農産物など、食材を活かした「長崎・食の賑わい創出プロジェクト」に取り組んでいると伺っております。

プロジェクトやビジョンに掲げる「THE ワールドクラス 世界が惚れ込む食体験」の実現とシビックプライドの醸成を目的に、食の賑わいの場の創出に向けた可能性調査を実施されたとお聞きしております。

そこで、昨年度実施された調査結果について、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 昨年行った調査結果では、食の賑わいのあるべき姿として、本県の食材の価値や生産者の思いが伝わる食体験を提供する場であることが望ましいことと併せて、拠点候補地と賑わい創出までのロードマップが示されました。

具体的には、県北地域において、佐世保朝市という地域固有の食の施設を有する「万津エリア」を拠点候補地とし、食の賑わいの場の創出を目指していくことが提案されております。

また、県南地域においては、民間主導による食に関する動きが複数あることを踏まえ、拠点としては、元船の新施設を一つの目標としつつ、まずは長崎エリア全体で民間の連携を促し、にぎわいを創出していくことが必要であると報告されたところで。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員）今年度、食の賑わいの場の創出に取り組むということでございま

すけれども、この食の賑わいの場の創出に向けた現在の取組状況をお尋ねいたします。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 食の賑わいの場の創出については、6月に、県北地域の「万津エリア」において、朝市など、地元の関係者や市町等と連携したイベントを実施し、訪れた人々に、小値賀町のヒラマサや雲仙市の農産加工品など、県内の様々な食を味わい、楽しんでいただくことで、多くの交流が生まれる機会となりました。

今後は、秋以降の本格試行に向け、今回行われた取組の課題を整理したうえで、旬の食材を味わえる朝食の提供の仕組みづくりなどを検討していくこととしております。

さらに、料理人や生産者など、食に携わる人々がつながりをつくる交流の場の創出や観光客の本県の食に対する理解促進と県民の誇りの醸成を目的とした食文化の情報発信に努めてまいります。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員）まずは、県北の「万津エリア」で、秋以降、本格的にされるということであります。

一定、皆さんに周知徹底や認識度が高まってから、結構皆さんがにぎわっていくのかなというイメージをしておりますので、できれば一定成果が出るまでは、根気強く継続していただければと思っております。その一点が成功することによって、他の地域でも、じゃ、同じような形でやりましょうかという流れになってくるものと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

4、水産業の振興について。

（1）中国向け輸出再開について。

中国からの輸出の全面停止ということが発令

されて、今、停止が続いているところでございます。

県も、その分を中国以外のほかの国に営業されて、同額程度の輸出を確保されたということをお聞きしました。本当に苦労されたと思います。

こういった中で、日本産水産物の中国向け輸出について、令和7年5月に、日中双方で輸出再開に必要な技術的な要件について合意したことが農林水産省から発表されました。

本県産の水産物の最大の輸出先であった中国に向け、輸出再開を一刻も早く実現することが必要と考えますが、県は、どのように対応しようと考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○徳永達也議長 水産部長。

○吉田 誠水産部長 輸出再開に当たっては、中国当局による輸出施設の再登録や追加的な放射性物質の検査が必要となることから、県は、これらが円滑に進むよう、関係事業者への周知徹底と水産庁との連絡調整を進めているところであります。

また、輸出再開の折には、「長崎鮮魚」ブランドの速やかなシェア回復のため、現地パートナーと連携し、現地での大規模展示会への出展や販促プロモーションを展開してまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） この輸出先が確定したならば、逆に、プラスアルファになると思いますので、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

（2）有明海における水産振興について。

令和6年12月の農林水産大臣談話に基づき、有明海再生の加速化に集中的に取り組む特別の措置として、今後10年間で総額100億円の「有

明海再生加速化対策交付金」を創設されました。

本県としましても、これまでの取組に加え、この交付金を活用し、有明海再生の歩みをしっかりと進めるべきだと考えますが、県では、どのような有明海の水産振興を進めていかれるのか、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 水産部長。

○吉田 誠水産部長 有明海再生加速化対策交付金は、これまでの取組で得られた知見を活かし、漁業者による漁場環境改善や新技術導入などの取組をさらに後押しするためのものであります。

本年度の交付額は2億5,000万円で、環境改善に有効なアサリの再生産サイクルの形成のため、砂の流出を防ぐ覆砂手法を施した漁場でアサリを採苗、育成する母貝団地を設置するほか、干満を利用した振り子式カキ養殖の導入などを進めることとしております。

引き続き、地域と連携しながら、有明海の水産振興に取り組んでまいります。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） 本件は10年間で100億円ということで交付金が設定されたということですので、しっかりと地元の実情に応じた交付金の出し方、それを協議していただきたいと思っております。

（3）赤潮対策について。

本県の養殖業は、地域の活性化、雇用を支える重要な基幹産業でございまして、ブリ、マグロ、トラフグ、マダイなど、様々な魚種が盛んに養殖されております。

しかしながら、近年、有害プランクトンによる大規模な赤潮が発生し、令和5年には約11億円、令和6年が過去最大規模となる約16億円の甚大な被害が出ております。

赤潮の発生メカニズム等については、いまだ解明されていないと伺っておりますが、被害を最小限にとどめるためには、想定し得る事態に対して、事前に備えておくことが必要と考えております。

そこで、これから赤潮シーズンを迎えるに当たり、養殖現場における今期の赤潮対策の取組状況について、お伺いいたします。

○徳永達也議長 水産部長。

○吉田 誠水産部長 県は、昨年の赤潮の発生状況を踏まえ、漁協、養殖業者と連携し、観測点の拡大やプランクトン測定機器の配備により、監視体制を強化したところです。

また、赤潮発生時の被害軽減対策として、各養殖産地に赤潮防除剤を配備するとともに、他県で効果が確認されている足し網の導入を支援し、昨年被害を受けた地域を中心に、県内3漁協の7業者、47生けすへの設置を完了しております。引き続き、赤潮対策に取り組んでまいります。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） 他県でも、足し網は非常に効果があるということですが、一定手間暇とか、そういった経費も踏まえ、なかなか全体に行き渡らないということをお聞きしておりますので、そちらの対策も踏まえたくうえで、しっかりと今後も取り組んでいただければと思います。

5、教育行政について。

（1）高校再編に当たっての教育政策監の意気込みについて。

県立高等学校の改革の担当者として、本年度新設されました役職に就任されました狩野教育政策監にお尋ねいたします。

教育政策監は、情報化やグローバル化による

学習環境の変化、生徒数の減少などの課題に対応するため、県立学校の改革や他部局との連携などに取り組まれていると伺っております。

報告によりますと、本県の中学3年生は、15年後には、現在の約6割にまで減少すると聞いております。特に、離島や半島地域においては、高校の維持がますます困難になってくるのではないかと懸念しているところでございます。

このような中で、県立高校の再編整備は、地域社会における高校の役割を再定義し、持続可能な教育を構築するうえで、極めて重要であると考えております。

そこで、教育政策監として、子どもたちや地域の将来像をどのように描き、その実現のために、どのように県立高校の再編整備を進めていけるのか、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 教育政策監。

○狩野博臣教育政策監 人口減少や産業構造の変化が進む中、教育は、今、大きな転換期を迎えております。これから10年後、15年後を見据えた持続可能で魅力ある高校教育の構築に取り組むことが、私の使命だと認識しております。

県立高校の再編は、子どもたちの学びや地域の未来をどのように築くかという問いへの答えであると考えておりますので、学校関係者はもとより、地元自治体や産業界等とともに、未来を描いていく議論を進めてまいりたいと考えております。

まずは、再編整備の方針であります大綱を来年度の早い時期にお示しできるよう、取り組んでまいります。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） しっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、やはり離島や半島の高校においては、同窓生やPTAの方々

非常に心配されておまして、今後どうなっていくのだろうかと、地域に学校がなくなるんじゃないかという、非常に皆さんの声を、私もお話を聞かせていただいている状況でございますので、特色ある学校づくりや、これまでいろいろ取り組んでこられましたけれども、ここはしっかりと取り組んでいただいて、県民の皆さんが納得できる取組をぜひ今後進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

（2）遠隔教育センターの現状と今後の活用について。

県教育委員会が本年4月に開設されました「長崎県遠隔教育センター」は、運用の開始から、今月で2か月経過したところでございます。

離島・半島部に多くの高等学校がある本県におきましては、ICTを活用して遠隔授業を配信することで、高校生の学びを充実させるとともに、高校生の学びの選択肢を拡大して、多様な進路選択に対応することには、大きな意義があるものと期待しているところでございます。

そこで、遠隔教育センターにおける現在の取組状況や県教育委員会として、遠隔教育センターを今後どのように活用していきたいと考えていらっしゃるのか、お伺いたします。

○徳永達也議長 教育政策監。

○狩野博臣教育政策監 今年4月に開設しました遠隔教育センターには、授業を配信する専任教諭を7名配置しておまして、離島・半島部の小規模高校9校へ、5教科12科目の遠隔授業を配信しております。

配信する教員は、各学校のニーズや実情を踏まえた授業を展開しておまして、生徒からは、「専門性の高い授業を受けられる」など、高評価を得ているところでございます。

今後は、外部講師の活用など、本県の新しい

学びのスタイルとして確立できるよう研究を進めまして、多様な学びを発信する拠点として活用してまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） 確かに離島・半島地域の少数の学校におきましては、なかなか専門の先生を配置できない状況であるということは考えております。こういった遠隔の授業をやることで、本当に専門的な授業を受けられるということは、子どもたちにとっても、本当に実のあることだと思っておりますので、ぜひこの制度を進めていただいて、学習の向上につながるようによろしくお願申し上げます。

6、県の人権施策について。

（1）人権尊重条例の制定やパートナーシップ宣誓制度の導入について。

県議会では、令和6年2月、県に対して、人権尊重に関する条例を速やかに制定していただきたいとの意見書を提出したところでございます。

「人権施策のあり方に関する検討委員会において議論をしているところであり、今後、検討委員会で取りまとめられた意見を参考にしながら、人権施策の方向性について検討していく」との答弁がございました。

検討委員会の意見の取りまとめは、3月末に提出がっておりますが、人権尊重条例の制定について、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

また、性の多様性については、他自治体では、パートナーシップ宣誓制度の導入が進んでおり、検討委員会の意見取りまとめでは、県の制度導入について言及されているところであります。

そこで、パートナーシップ宣誓制度の導入について、どのようにお考えなのか、お伺いたします。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 県では、昨年度、人権施策を進めていく際の基本的な考え方等について、有識者による検討委員会でご議論をいただきました。

人権尊重を促す条例につきましては、昨年2月に県議会から意見書をいただいております。検討委員会からは、県や県民、事業者の役割の理解と人権の普及啓発につながると考えられるとのご意見をいただきました。

県といたしましては、インターネット上での誹謗中傷等、様々な人権問題が生じる中、人権への関心と理解を深め、お互いの人権を尊重することが重要であると考え、今後、人権尊重を促す条例の制定に向けて、検討を進めてまいります。

また、パートナーシップ宣誓制度の導入につきましては、これまで市町などとの意見交換等、丁寧に課題整理を進めてまいりました。

検討委員会からは、制度導入は、性的少数者が暮らしやすい環境づくりを目指すメッセージになることや性の多様性の啓発につながることが期待されるといったご意見をいただきました。

これらを踏まえ、県といたしましては、今後、制度導入へ向けて検討を進めてまいります。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） 導入について検討を進めてまいりたいということでございます。

（2）今後の進め方と時期について。

具体的に、今後どのように進められて、時期はいつ頃になるお考えなのか、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 人権尊重を促す条例につきましては、有識者会議を設置するなど、様々なご

意見をいただきながら検討を進めていく必要があると考えており、令和8年度中の制定を目指してまいります。

また、パートナーシップ宣誓制度につきましては、引き続き、市町や関係団体等と提供されるサービスなどの協議、調整を行いまして、一定の周知期間を設けたうえで、令和8年度の早い時期で導入を目指してまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） しっかりと期限を設定されて今後取り組んでいかれるということなので、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

7、道路行政について。

（1）島原半島の道路整備について。

島原半島におきましては、現在、島原道路の整備は着実に進められておりますが、これに続く南島原市深江町から口ノ津港までの区間が延伸されれば、第三次医療機関等へのアクセスが大幅に改善されるものと見込まれます。

そのような中で、令和7年度の国の予算概要において、島原道路で唯一の未事業化区間である諫早市小野町から長野町間においては、計画段階評価に着手することが示されました。これはしっかりとこれからやっていこうということが決められたということで認識しておりますが、同区間の事業化に向けて、大きく一歩前進したものと理解しております。

これに加えて、島原半島地域の道路網についても、計画の具体化に向けて、長崎県と連携しながら検討を進めていく方針が示されました。今後、進展に大きな期待がされるところでございます。

こうした動きを受けて、地域住民の早期整備

に対する切実な思いに応えるためにも、「島原半島地域の幹線道路網に関する検討会」において、議論を一層加速させていく必要があると強く感じております。

つきましては、島原半島の幹線道路網の検討について、現時点での進捗状況及び今後の予定について、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 島原半島地域の幹線道路網に関する検討会につきましては、令和5年1月に設置したものでございまして、昨年度までに3回開催しております。この中で、地域や道路が抱える課題を踏まえ、道路に求められる機能や役割について、整理を行ってまいりました。

今年度は、6月6日に第4回検討会を開催し、「半島を一周する循環型道路ネットワーク」を島原半島地域の将来の目指すべき全体像として整理したところであり、今後の検討の土台になるものと考えております。

今後は、第5回検討会をできる限り早期に開催し、地域のご意見を丁寧に伺いながら、優先的に整備すべき区間を抽出するなど、検討を進めてまいります。

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員） 確かに、これまでは協議会がほぼ年に一回ぐらいの頻度であったと思います。今回は、準備もいろいろと大変だと思いますけれども、一定、期間を縮めていただいてやっていただくことになれば、検討、協議もどんどん前倒しに進んでいくものと、私も期待しております。

そして、先ほど答弁にございました、一定区間をまず場所決めをされて、先にそこに取り組むという、通常で言えば、工事はゼロ地点からはじまるというのが通常なんですけれども、今

回は、一定区間をどこかでまずスタートラインを決めてやろうということでございますので、大きな期待をしているところでございます。

ぜひ今後、協議が前倒しでどんどん進んでいって、できれば先ほどの小野～長野区間のように、計画段階評価になるように頑張っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○徳永達也議長 これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

午前11時 零分 休憩

午前11時15分 再開

○徳永達也議長 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

田中議員 46番。

○46番（田中愛国議員）（拍手）〔登壇〕自由民主党、佐世保市・北松浦郡選挙区選出、田中愛国でございます。

通告に従って、一問一答方式で、3項目について質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

1、知事の政治資金収支報告書について。

（1）286万円の結末について。

知事、早いもので、この問題は一年を経過しようとしているんですね。私が質問をしたのは、昨年6月24日でした。私なりに今日までのことについて、総括をしようと思っております。整理をしてみます。

知事、よろしいでしょうか。一年前の私の一般質問、その後の全員協議会、総務委員会の集中審査、2度目の全員協議会と、議員の皆さん

も予備知識がおりでしょうから、一緒に考えていただければ、ありがたい話です。

端的に質問することをお許しいただきたいと思います。

まず、県議のところに286万円の寄附がありました。この寄附金は、数日のうちに知事の後援会へ移されました。この286万円について、政治資金収支報告書において、いろいろと検討されたのでしょうか、後援会同士の貸借として報告、借入金286万円、借入金の返済286万円と、借入金の金利3%で7万3,106円でありました。

この知事と県議との貸借関係は、知事の選挙の時期でもあり、一年近く精算されなかったことも含め、政治倫理上、問題ではないのかと、知事の見解を求めた私の一般質問でありました。

この質問に対し、知事の答弁は、「貸借関係ではなく、寄附に切り替える」との回答でした。「すぐに収支報告書を訂正します」と示唆されたのであります。しかし、最初は今月中、あの当時、6月中にですね。次に、「近々のうち」と延長され、実行できないことに対し、議長より叱責があったのは、事実だと思います。しかし、1か月以上経過した8月4日の全員協議会で、ようやく、「8月2日付の収支報告書を訂正した」との回答をいただきました。

知事、県議との金の流れは、貸借関係から寄附、一年経過して「寄附金の返金、金利分は誤払い」と訂正され、終わったわけであります。

その後、知事は、記者会見を用意され、知事、後援会長、弁護士が同席される異様な記者会見があったことを覚えております。

その内容は、「286万円については、知事への寄附献金ではなく、県議個人への寄附であった」と、知事と後援会長は一貫して主張しておられたようです。その記者会見の内容ですね。

しかし、その後、事の発覚から9か月程度の期間を経て、最初、県議に寄附をした人たちより県議へ申し出があり、「寄附をしたお金が県議のところに残ったのであれば、私たちは県議に寄附をしたわけではないので、返してほしい」との内容でした。結局、そのほとんどにおいて、寄附をした人に返却され、お金については、ひとまず、一応の決着を見ております。このお金、寄附のあり方は、何だったのでしょうか。

ここで、知事へ質問します。

この結末から判断すると、県議は利用されただけ、被害者にうつるのか、県議も入れての会議のうえだとすれば、それはそれ、責任は出てくるものであります。

知事と県議の間で、どのように解決され、結末に至ったのか、結末に至るまでのいきさつについて、説明をお願いしたい。

以上、壇上よりの質問を終わり、あとは対面演壇席より続けさせていただきます。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事〔登壇〕 田中議員のご質問にお答えをさせていただきます。

286万円の件について、改めて説明をいたしますと、私が286万円の資金移動をはじめ知ったのは、令和4年の終わり頃でございました。この資金移動につきまして、迂回献金の意図、認識はなく、違法ではないものの、県民に疑念を与える可能性があるということでございましたので、県議の後援会への返金を私としては行わせていただいたところでございます。

その時点では、この資金移動につきまして、私は、貸借に基づく返金とすることが適切だと認識をしておりましたので、その認識のもとで、県議とも合意のうえで、そのことを明確にするために金銭消費貸借契約書を作成いたしまして、

収支報告書には、「借入金と、その返済」と記載しておりましたけれども、昨年6月の、先ほどご指摘があった定例会でのご指摘を踏まえまして、改めて複数の専門家のご意見を伺ったところ、令和4年2月に、この286万円の資金移動が行われた当時、私が、その資金移動について認識していなかったということを踏まえ、当事者間で貸し借りの合意があったことを前提とする借入金とするよりも、一方の意向に基づいて実施される寄附と記載した方が、より実態に即した記載と言えると、そういう助言をいただいたところでございます。

私自身、専門家からの助言を聞いて、確かに、そのとおりだというふうに理解をいたしましたので、収支報告書の記載を借入金から寄附に訂正をいたしまして、県議の後援会への返金についても、借入金の返済から寄附の返金というふうに、県議と双方の合意のうえで、訂正をしたものでございます。

この訂正につきましては、収支報告書の記載を借入金とその返済としていたものを、寄附と、その返金と訂正したものであって、この286万円の資金移動自体を変えるものではございません。これについても既に司法判断をいただいているものであるという認識でございます。

一方、本件につきまして、医療機関、そして、関係する県議はじめ、関係する方々にご迷惑をおかけしたことについては、心からおわびを申し上げます。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○徳永達也議長 田中議員—46番。

○46番（田中愛国議員） 若干、先の方までの答弁が入っていたような感じを、今、違和感を感じましたけれども、質問をいろいろしてい

るものだからね。

次に、この286万円について、記者会見での説明、それと知事のこの案件の結末に大きな隔たりを感じました。知事と後援会長は、いや、県議なんだと、しかし、結末は県議にやったんだということで、県議から、最初、寄附した人に全部戻された、全部じゃないけれども、申し出があった。大変違和感を私は感じるんですよ。（発言する者あり）知事は本当のこの話をしておられたのかなと。

なぜなら、当時、自分への献金じゃないといっても、秘書を大口献金者のところにお礼に行かせたような事実関係がちょっと出てきましたよね。そういう関係で、私は信憑性がなかったような感じを、当時、持ちました。

加えて、知事と県議の間で金銭消費貸借契約書、金利3%が交わされていたことは、これは事実ですね。この契約書、経済行為は何だったんでしょうか。ただ、報告書に記載するためにできてたのか。あっさり寄附に切り替えますという話だからですね。そこら辺に我々は違和感を感じるんです。

だから、知事の政治資金収支報告書の内容について、若干、信憑性が疑われるなど、私自身ですよ、そういう感じを持っています。わざわざ宣誓書まであるんですよ、あの政治資金収支報告書の中にはね、宣誓書が。もう少し真摯な態度が求められると思うので、知事の政治資金収支報告書の意義みたいなものを考えて見解をちょっとお聞きしたい。

というのは、私は疑わしいと思っているんですよ、政治資金収支報告書の中身が、いろいろと変わってくるものだからね。お聞かせ願えますか、この政治資金収支報告書というのは、どういうためにあるのかということ。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 政治資金収支報告書については、議員ご指摘のとおり、宣誓書もあって、しっかりと対応すべきものだと思っております。

まずはじめに、私は、後援会のこの政治資金を巡る問題では、選挙運動費用と、また、後援会の収支報告書について、確かに、一部、正確性を欠いたものになってしまいました。それによって、結果として訂正をするに至ってしまったということについては、もう心から反省をしております。

加えて、先ほどおわびを申し上げましたけれども、一連の問題を通じて、その結果、県議会を巻き込んでしまったということ、そして、県政の混乱を招いて県民の皆様、県職員をはじめ、多くの方々を巻き込んでしまい、ご迷惑をかけたしまったといったことにつながっておりますので、今後は、ご迷惑をかけたことを重く受け止めて、真摯に対応していく必要があると考えておりますし、そのようにしていきたいと思っています。

○徳永達也議長 田中議員 46番。

○46番（田中愛国議員）この件の最後に、迂回献金疑惑というのが不起訴になりました。これはこれで、そういう位置づけだったのかなと思うんですが、不起訴になったことで、全ての問題が何もなかったんだという空気感があることについて、私は残念なんですよ。あれはあれ、これはこれでないといかんわけで、不起訴になったから、全てよしというような話にはならないんじゃないかと。

県議より知事へ寄附、約一年後の知事より県議への寄附の返金、違和感がありますよね。寄附をして、一年たったら返金と、そういう手法、やり方ですね。私は、むしろ、貸し借りの方が

よかったんじゃないかと思っています。金は間違いなく動いたんですから、寄附、これは迂回献金ですよ。寄附があって、また寄附があれば、誰だって迂回献金だと思う。ただ、これが戻っているから、またね、何でそんな回りくどいことをしなきゃならなかったのか。何とも後味の悪い結果ですよ、後味の悪い問題解決だったと私は理解しています。

そこで、今後の問題ですけれども、これはもう判断、286万円の事実関係も含め、全て県民の皆さんの評価、判断を私も待ちたいと思います。

286万円については、これで終わります。

（2）2,000万円の貸付金について。

私は、昨年の質問当時、収支状況についても、知事の後援会の報告書を引用して述べているわけです。収入総額6,383万2,048円、支出総額4,497万8,789円、翌年への繰越金1,885万3,259円、これは大変な繰越金ですよ。私は、そういう理解をし、知事の収支報告書、初年度一年間の収支にしては、やはり知事だから大したもんだなと。私ら、貧乏県議は、そんなに金なんて集まらないからね。だから、「大したもんですね。さすが、お金が集まったんですね」と述べた記憶がありますけれどもね。

加えて、知事自身の選挙運動収支報告書をプラスしますと、収入で8,383万2,048円、支出で6,324万9,445円となるわけで、選挙の年一年間で自己資金を含めて8,383万円を集め、6,324万円を一年間に使ったと、選挙も含めね。やっぱり知事の選挙は大変だなと。私も、ずっと前、中村前知事の選挙を県連の幹事長として、ちょっとお手伝いをした記憶がありますが、当時のことを思い出して、知事選は金がかかるなという感想を持ちました。

これはさておきまして、お聞きしたいのは、第1回の全員協議会に出てきた収支報告書の中、私は、286万円の処理だと思っていた、あの収支報告書は、第1回で出てきたやつはね。ところが、突如として借入金2,000万円が削除、変更されたことがわかったんですね。借入金2,000万円に線が2本引かれているだけで、この2,000万円の借入金の削除は、もちろん何の説明もなく、これは宮本議員の最後の最後の質問で指摘があっただけで終わったと私は記憶しています。

加えて、知事から後援会への寄附39万1,944円の追加訂正についても、何の議題ともならなかったわけです。この借入金の削除、寄附の追加、なぜ、この時点での収支報告書の報告の中に出てきたのか。なぜ、あの時期に、もう一年以上が過ぎているわけですからね、第1回目の報告書ですからね、あの時期に同時に出てきたのか。その後は、最初の286万円の訂正報告より、この2,000万円の変更の方に関心が移ったことは、事実ですよ。これは大変だなということになったわけです。

ここで、新たな問題として、2,000万円の貸付けについて、知事に質問します。

時系列的に整理いたしますと、まず、選挙資金として2,000万円を知事は準備されていますね。1回目、2回目の選挙運動費用の報告、これは合計1,827万656円であり、後で公費負担分が入ってきています。収入で217万2,600円、差し引くと支出は1,609万8,056円となります。数字は、私は何回も見ましたから間違いのないと思います。

そこで、39万1,944円が残り、知事本人に残金として戻されたものと私は思う。なぜならば、後になって知事からの寄附ということで出てきた数字と一緒にですからね。この当時、一切の記

載はなかった、1回目の報告書の中では。

結論として、知事の選挙資金2,000万円には1,609万円が使用され、390万円は知事の懐に戻っていることが、はっきりするわけです、収支報告書では。これは間違いのない。後で知事から390万円の寄附が突如として出てきた、2回目の変更の時にね。

知事と後援会の間で2,000万円の金銭消費貸借契約書が存在するようですが、このことはあり得ない、2,000万円の貸借ということはありません、実態がはっきりしているんです。選挙資金に使った残りは、ちゃんと知事のところに返っている。そのお金は後で寄附されているという筋書きができています。

そこで、仮に後援会が選挙費用について考慮したとしても、その合計は1,609万円、選挙資金そのものはね、であり、これを後援会が知事に用立てるということで、この契約書がつくられたとすれば、それはそれでわかりませんが、できたとすれば1,609万円であるべきなんです、2,000万円にはなりえない。

だから、知事の記憶に新たに2,000万円を別に貸し付けたんですよという記憶があれば、私はお聞きしたい。この件について、知事の見解を求めます。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 まず、2,000万円の貸付けについて、お答えをさせていただきます。

ご指摘の2,000万円につきましては、知事選の際に用意をした2,000万円ですね。私が借り入れた2,000万円につきましては、令和4年の3月提出の選挙運動費用収支報告書において、既に払い切りの自己資金として計上されていたにもかかわらず、そのことを認識しないまま、選挙コンサルタントの方からの助言を踏まえて、誤って、

この2,000万円を私から後援会への貸付金として後援会の収支報告書に二重計上してしまったものでございます。

これは、これまでも反省を申し上げてきましたけれども、もっぱら私の管理不足によるものでございますので、本当に深く反省をしているところでございます。

この知事選の際に用意しました2,000万円とは別に、実在しない架空の2,000万円をでっちあげて、これを貸付けとしたというようなことは、そのような事実は一切ございませんので、あらかじめ申し上げておきます。

もう一点、残金の390万円の部分についてのお話がありましたけれども、これが私の手元に戻ってきたかという話がありました。

その件につきましては、選挙運動費用に関しましては、後援会名義の口座で全て管理をしておりました、選挙の当時ですね。選挙運動費用の剰余金約390万円につきましては、選挙の後も、その口座にずっと残ったままになっておまして、現金で私の手元に戻ってきたということはございません。

剰余金につきましては、直ちに後援会の収入として計上する必要があったところでございますけれども、令和4年分の収支報告書において、その処理が漏れていたということでございます。

そのため、昨年8月に収支報告書の訂正を行った際に剰余金約390万円を、令和4年分の後援会の収入として記載する旨の訂正を行ったところでございます。

併せて回答を申し上げます。

○徳永達也議長 田中議員 46番。

○46番（田中愛国議員）知事、390万円の件は、表に出なかったんですよ、記載されてないんです、あの当時。記載されてなければ、知事

のところに戻ったと理解しなければいけない、我々は。記載されてあれば、ああ、ここにいったかとわかるけれど、後になって出てきた、それは事実です、一年半も経過した後ね。

だから、あの当時は、やっぱり知事に戻ったとしか考えられない。ただプールされていた、プールされていたとしても、知事のお金ですよ、あのお金は。なぜなら、知事からの寄附ということで新たな390万円が出てきているわけですからね。それはやっぱりちょっと見解が違いますよ、私とはね。表に出さなければ、表に出ない金は知事の懐にあったと言わざるを得ないということです。

だから、知事と後援会の間で金銭消費貸借契約書があったような、それ自体があり得ないと私は言っているんです。2,000万円出した、選挙費に使った、残りは知事のところに残った。これは、後で知事からの寄附ということでちゃんと出ているんです。だから、純然と選挙資金に使われたとすれば1,600万なにがしということを私は述べているだけなんです。

時間の関係で先に進みますが、もう少し議論を深めます。

収支報告書の繰越金1,885万3,259円について、お聞きします。

やっぱり1,885万円、この金額は大きいですよ。そのお金は間違いなくチェックできたんですか、繰越しの時に。誰でもやっぱり次年度繰越は、繰越金がどのくらいあるかなと。私なんか、毎月、事務所に請求して、毎月、繰越しをチェックしますよ。そうしないと、いろいろな問題が出てくるからね。1,885万円、このお金は確認できたんですか、繰越金。知事は、責任を持って報告書を第1回分、上げているんですよ。その内容の中で繰越金の1,885万円、これは大変大き

な数字ですよ。これが確認されたんですか、お金はあったんですかということをお聞きしたい。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 訂正前の繰越金額は、今、お話しになった1,885万3,259円という金額でございますけれども、これにつきましては2,000万円の二重計上、そして、先ほどご説明いたしました選挙運動費用の剰余金が約390万円ありましたけれども、これの未計上などの誤りを前提とするものになっておりますので、訂正後の繰越金額でございます275万5,203円、これが正しい繰越金額となっております。令和5年3月末に、この令和4年分の後援会の収支報告書を提出いたしましたけれども、その際、私は反省すべきところではございますけれども、後援会スタッフらに、その作成、提出を任せてしまっておりまして、収支報告書の内容をほとんど確認をしておりませんでした。令和4年末における後援会の現預金の残高と繰越金額の間に齟齬があること、これはもう把握ができておりませんで、収支報告書が不正確なものになってしまったと、これはもう本当に反省をしております。

○徳永達也議長 田中議員 46番。

○46番(田中愛国議員) 知事は公務が忙しいでしょうからね。しかし、このくらいは常識ですよ。報告書なんか上げる時に収支、売上げは確認できませんよ、いろいろ積み上げたものだから、支出もある程度確認できない、帳簿を見るだけ、しかし、繰越金が幾らあったんだということは、「知りませんでした」では、私は、知事の素質を疑う。繰越金というのは、私も毎月チェックします、しないと危ないから、足りないと言われたら出さなきゃいかんから、事務所に。

だから、1,885万円があったのか、なかったの

か、このくらいははっきり知事の口から、私はお聞きしたい。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 先ほど、ご回答の中で申し上げたつもりだったんですけども、正確なものは、訂正後の繰越金額275万5,203円、これが正しい金額でございます。

ただ、議員ご指摘のとおり、しっかり確認をすべき、管理をすべきといったご指摘は、ごもっともだと思います。

今、後援会からちょっと離れておりますけれども、今後、今回の件を踏まえて、このようなことがないように後援会ともしっかりと連携をして丁寧な対応に努めたいと思います。

○徳永達也議長 田中議員 46番。

○46番(田中愛国議員) 知事の後援会は1つでしょう、幾つもあるわけじゃないでしょう。なれば、肝心の繰越金が幾らあるのかチェックもしなかった。しかし、これは収支報告書に虚偽の報告をしたということになるんですよ、間違いなく、公文書ですよ、収支報告書は。私は、知事が1,885万円があったのか、なかったのか、わからないと言うのでは、ちょっと私は首をかじげざるを得ない。

この虚偽報告をするということは、やっぱり大変なことなんです、収支報告書。記載漏れで辞めた国会議員もおられるわけだから、記載漏れで。

だから、1,885万円がどうだったのかなというのは、私は本当ははっきり答えてほしい、あったのか、なかったのか。もうこれ以上言いません。

この2,000万円については、真実が語られていないので実態がわからない。私は、ここでとどめですが、ある日突然に政治資金報告書と言え

る公文書で借入金2,000万円が削除、削除されると資金繰りできないから、収支がとれない、赤字になるので、知事から寄附の追加として、先ほどは、どこかにあったという話ですけれども、390万円、初めて390万円が出てくるんですよ、報告書の中には、これが追加されて、一応、資金繰りとしては決着を見ているという内容になっているんです。しかし、私はちょっと疑問に感じる。知事が、司法の判断、判断と言われますが、我々も仕方がない、司法の判断を待ちましよう。

ただ、この2,000万円の事実関係が重大なことです。県民の皆さんにも関心を持って見届けて、見守っていただきたいと思えます。

（3）知事と語る会収入1,000万円について。

知事の2度目の収支報告書になるわけですが、令和5年3月6日、「ホテルニュー長崎」会場にて、「大石けんご長崎県知事と語る会」が開催されたようです。私も案内をもらったような記憶もするんですが、私は出席しませんでした。

ここに1,000万円の収入が報告されています。語る会、1,000万円、入場者数は300人程度だったと聞いているんですが、1万円のパーティーで300人入ったとしても、やっぱり1,000万円の収入と聞くと、どういう金なのかなという感じがするんですが、あらあら、この1,000万円は、語る会の収入ということは知っています。中身は、20万円以上出さなきゃいかんのだけど、パーティーの形からいうとね。それは一切受けないみたいだから、全部、小さく出たのかなという感じなんです。ちょっと、お聞かせ願えますか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 ご指摘の「大石けんご長崎県知事と語る会」でございますけれども、これは、

政治資金規正法に基づく政治資金パーティーでございまして、この時は1枚1万円で、パーティー券を1,000枚、販売をいたしまして完売をしたため、1,000万円の収入となっております。

パーティー券をご購入いただいた方々の中には、それぞれの事情で実際にご出席されなかった方もいらっしゃるのではないかと、そう思っております。

○徳永達也議長 田中議員 46番。

○46番（田中愛国議員）300人ほどは集まられたんじゃないかなと風聞しました。収入は1,000万円、1,000万円ジャストというのも、ちょっと私は、1,001万円か1,005万円か、1,000万円ジャストというのも、あまりにも区切りがいいなという感じも、しかし、これは事実関係はそうでしょう、1,000万円は1,000万円でしょうね。

ただ、知事ですね、語る会のパーティーをやると、さっと1,000万円集まるんですよ。これは私は失礼ながら、知事の人望でとは思いません、知事というポスト、権力のポストが1,000万円を集めるんですよ。私は、そう理解している。

だから、軽々に知事が金集めを、あんまり大っぴらにやってほしくない、歴代の知事はやりませんでしたよ、大っぴらには、裏では知りません。しかし、堂々と政治資金パーティーを、金集めのパーティーというのを知事が先頭になってやられると、これは権力ですからね、金は集まります。しかし、私はあんまりやってほしくない。知事という権力で金を集めるのは、いかがなものでしょうか。やめてほしいと思えますが、答弁は求めません。

2、長崎県の長年の懸案事項について。

私は、昭和50年、当時の県議会議員の光武顕さんの後援会事務所の職員が、この世界のス

タートです。概ね50年、この世界にいます。その間、佐世保市の市議会議員を4期16年、県議会議員としては、8期31年目になります。47年間、議員活動を行っていますが、そこで50年を振り返って知事に質問をいたします。これは、知事だけの問題じゃない、歴代の長崎県知事の問題です。

（1）石木ダム建設について。

石木ダムは、いつまで待つと完成するんでしょうか。現在、50年、待っていることになりました。石木ダムは、知事だけの責任ではない。歴代の知事の責任です。しかし、今はもう知事だから、知事に聞かなきゃいかんということで聞きます。

7年先に延ばして、令和14年に間違いなく完成するんでしょうか。早くやれとは、もう言えない、14年を認めたわけだからね。だから、14年に本当に完成するんですか。もう、ここ1~2年のうちに本体工事を発注しなければ、私は、この7年間だって簡単に進まないと思います。

だから、歴代の知事が、知事に就任したら一からいろいろ対策を始めてもらったって困るんです。歴代の流れがあるわけだから、知事がやってきた流れが。積極性に若干強度はあったかもわからんけれども。概ね、一応、高田県政のことも知っている、それから金子県政も知っています、中村県政も知っています、大石県政は若干しか知らないけれどもね。

だから、そういう中で、少なくともここ1~2年内にダム本体工事に着手しなければならないという認識があるのかどうか、知事の意気込みと決意のほどをお聞かせ願いたい。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 私は、就任以降、この石木ダム建設につきましては、県政の最重要課題の一

つとして位置づけて、地元住民の方々のご理解を得る努力を続けつつ、ダム本体の掘削工事であったり、また、付替道路工事を途切れることなく進めてまいりました。

それによって付替県道につきましては、2つの工区で工事を進めておりますけれども、そのうちの1つの工区では、概ね完成が図られている状況でございます。

石木ダムにつきましては、これまでも繰り返し述べておりますけれども、川棚川の洪水被害を軽減するだけでなく、佐世保市の安定的な水源確保のために必要不可欠なものでございます。県民の安全・安心を確保することは、これはもう行政の重要な責務でございます。

今後も、引き続き、新たな工事工程に沿って着実に工事を進めて、令和14年度までの確実な完成を目指していきたいと考えています。

○徳永達也議長 田中議員 46番。

○46番（田中愛国議員） おっしゃるとおり、知事、佐世保市の恒久的な水の安定なんですよ、我々が求めているのは。

もう一つ言わせてもらおうと、企業誘致ができない、佐世保市は、大きな企業誘致がね。佐世保市には水がないという風聞、風評、これがもう50年続いているんです。私が50年前、帰ってきた時に、針尾工業団地、今のハウステンボスのところにペンペン草が生えているから、何でだと、いや、水がないからですよ。50年前からですよ、水がないから企業誘致ができない。幸い、ハウステンボスがあの土地を活用してくれたけれどもね。40万坪の工業団地でした。

そういういきさつがありますので、もう何しろ佐世保市のためと私は言わせてもらいたいんですけどもね。佐世保市の命運を握っているんです、石木ダムが、佐世保市の、県北の活性化

のね、という認識を私は改めてほしいなと、これは要望します。

（2）九州新幹線西九州ルートについて。

西九州新幹線の延伸鹿児島ルート合流について。

県の現在までの動きを私が見ていると、大石県政もそうだけれども、新幹線に対するスタンスが、概ね国に対して、どうにかしてほしいの一点張りのようですね。

私は、こう思うんですよ。まず、佐賀県との問題を解決しなければ先に進めない。長崎県と佐賀県で同じ土俵で、同じ考え方を持って、初めて国に対して、JR九州に対して、要望になる。佐賀県の意思を無視して、長崎県だけ、国にどうにかしてほしいとお願いしても、佐賀県は、ますますいじこじになりますよ。それはわかるとおもいますよ、人間関係だって一緒だし、そういう流れになれば。

だから、まず、佐賀県との問題を解決しなければと、私も、ここ4～5年ずっと言っているんだけど、私の言い分は誰も聞いてくれない。何しろ国に対して、どうにかせろ、どうにかせると、佐賀県にもどうにかせろという話でね。それでは、ますます佐賀県との関係はこじれますよ。

だから、まず、佐賀県との関係を処理してください。なぜなら、平成4年に、私は、県と佐世保市が対立して新佐世保駅をカットする短絡ルートの決定の時のいきさつ、全部知ってます。生き証人は私だ。当時の棧市長も、高田知事もいないし、何回も言うけれども、宮内議長はおられる、当時の議長はね。

だから、佐賀県とやっぱり一緒になって頑張るといふスタンスに変えてほしいと、佐賀県と一緒に頑張るといふスタンスという要望

を持っているんですが、いいです、時間の関係もあるので先に進みます。要望です。

新幹線新武雄温泉駅において、佐世保線の直通乗入れの件（長崎県と佐世保市の約束について）

また、短絡ルート決定時の県と市との約束についてというのがあるんです。これは前の知事が約束したわけで、高田知事の時代ですけれどもね。知らんと言われたと、ちょっと困るんですがね。やっぱり歴代の知事の流れとして、つないでもらわんとね。

長崎 福岡間にフル規格で建設できた暁には、佐世保線についても、武雄温泉駅直通乗り入れができるよという話なんだ、武雄温泉駅で直通乗り入れができるよという約束が前提、約束が、県と市の間に、当時ですけれどもね。それは申し継いでいただかないと困りますよ、知事。

そこで、この県と佐世保市の約束について、私は、2月定例会が終わった後、山形新幹線、秋田新幹線、乗りに行きました、視察に行ってきました。もう三十数年ぶりだったけれども、当時の山形新幹線には、短絡ルートの時に、私は1回、佐世保市の議長として行った記憶があるけれどもね。

そこで、山形新幹線の乗り継ぎは福島駅、秋田新幹線の乗り継ぎは盛岡駅、この乗り継ぎの実態、何の問題もない、スムーズですよ、スムーズ、何の問題もない。車両だけがミニ新幹線です、フル規格は2列、3列みたいな一列になっていますね、横に。ミニ新幹線は2列、2列、4人座る。ミニですよ、ミニ、それで、違和感は何もない、違和感はない。

私は乗っていて、佐世保線もこれでいいんだという気持ちで帰ってきたんですけどもね。

あのミニ新幹線で十分ですよ。まあまあ博多までと言っていたから、博多まで行ければね、福岡まで行ければ、佐世保線は助かる。

これはJR九州の理解を得なきゃいかん。国よりも、むしろJR九州、車両を造る。それから、線路の幅を広くするので、それは国、JR九州、佐賀県、長崎県で負担しなきゃいかん。

ぜひ、このことは知事をお願いしたいので、見解をいただきましょう。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 JR佐世保線でございますけれども、佐世保市と福岡都市圏を結ぶ幹線の一部として重要な路線であると、まず認識をしております。

先ほどお話があった平成4年にお示しをした九州新幹線等の整備に関する基本的な考え方に基づいて、佐世保線の輸送改善に努めている、図っているところでございます。

また、未整備区間につきましては、この在来線の取扱いは明らかになっておりませんが、令和3年の与党PT西九州ルート検討委員会、こちらにおきまして、鉄軌道路線として維持することが適当であるということ、その際、JR九州による運行が不可欠と、その方向性が示されているものと認識をしております。

県としましては、引き続き、JR九州、そして政府・与党に対しまして、県北地域の鉄道輸送の利便性確保をはじめ、在来線を含む課題の解決に向けて、議論の進展を働きかけていきたいと、そう考えているところでございます。

○徳永達也議長 田中議員 46番。

○46番（田中愛国議員） 私らは、佐世保線がカットされた。もう本当に屈辱でしたけれども、県から、佐世保が反対すると新幹線そのものがないんですと、諦めてくれという話し

やなかったけれども、「どうにかありませんか、よろしく願います」という話だったけれどもね。責められました。私が最後でしたから。市長は、水面下で、メモかなにかではっきりしたものが出てきていたから。

それで、余談だけれども、私ども佐世保市議会は市長に対し、問責決議というのを行いました。市長、もうあなたは資格はないよと、我々、頑張っているのに、県との関係で、自分だけ勝手に手を握るなんてあるか。問責決議というものを可決しました。

そうしたら、市長から、申し訳ないと。正確には覚えていないけれども、給料の何か月分かをカットするのでよろしくと、議案として上がってきました。議会はどうか。「市長、いい格好するな」と、自分だけいい格好するんじゃないよと否決しましたよ。それで棧市政は終わったけれどもね。そういういきさつがちょっと頭の中でよみがえってくるんですけどもね。

そんな感じで、やっぱり約束は守ってもらわなきゃいかん。そういう気持ちで、ぜひ、この佐世保線対策は頭に入れてほしい。

当時から考えると、上下分離方式なんて、あんなものは何もなかった。諫早ルート、上下分離なんていう話は。しかし、流れ的に、あれもJR九州は譲歩したと言うけれども、むしろ県が譲歩したんです。県が譲歩して、お金を出しているんです。私は、JR九州に汗を流させると、諫早までは当然じゃないかという話を当時した記憶がありますけれどもね。

だから、その時、その時、知恵を働かせて新幹線についてはやっていかなきゃ、ぜひ、佐世保線対策、お忘れなく、よろしく願いたいと思います。

（3）県の幹線道路（県北）整備について。

これも50年、50年ですよ。県北において最初の高速道路、幹線道路は、武雄佐世保道路でした。今の西九州道路ですけれども、武雄佐世保道路がスタートです。長崎に横断道路ができた時に、あと佐世保には、佐世保みなとインターまで一応つなぐということでした。当時、我々も頑張ったから覚えていますけれどもね。

その後、佐世保中央とか、相浦中里、佐々方面と延伸された。そして、福岡の方からは、福岡県、佐賀県の協力で西九州、向こうから来たんです、西九州道路、まだ残りがありますのでね、10年でどうかと。今日、答弁願えて、10年内にやりますという答弁であれば、私も「それはよかったですね」と言いたいんですけども、10年、どうでしょうかね。今のは西九州道路ですよ。

針尾バイパスについては、昭和54年に私が市議会議員に当選した時に、針尾島の用地問題で関与した記憶があります。一応できているんです。今の針尾バイパスは、4車線化をやっている。しかし、4車線化にしたって、現状でいくと10年かかるなど。残事業費がわかっていますからね。この残事業費はもっと大きくなるからね。

この西九州自動車道、針尾バイパスともに、50年以上の歴史があるわけです。ずっとつないでできている。しかし、速度があんまり芳しくないということを言いたいわけです。

もう二つあるので、ちょっと述べます。

まず、東彼杵道路。

これは平成4年、新幹線の新佐世保駅カットの折に、これは固有名詞を挙げますけれども、金子代議士から我々に、金子代議士が3期で2区のトップでしたからね。虎島さんが2期、光武さんが1期の時代だ。金子代議士から、「田中

さん、新幹線は諦めんと仕方なからう。道路を造ろうや」と言われて、我々、期成会をつくった記憶があります、東彼杵道路、それからもう35年。進んでいる、進んでいるという話だけでも、まだ形が見えない。これは部長答弁でしょうか、何しろ形が見えるかどうか、教えてください。

最後に、西彼杵道路。

これは長崎県における県内2時間構想というのがあって、佐世保 長崎間を1時間、だから、本当は長崎 佐世保間は西彼杵道路なんです。今、東彼杵を使っていますけれどもね。

この西彼杵道路、これも金子知事の時代に、「東彼杵、ちょっと待ってよ。西彼杵を先にやるから、これが済んだら東彼杵だよ」と。西彼杵は進まない、だから、東彼杵まで行けない。この環大村湾道路というのが、私は、長崎県の広域交通網の一番のポイントだ、売りだと思えますよ。ぜひ、だからこの問題について、もう少しどうにかならんのか。

これは私個人の話ですが、あえて言わせてもらえば、どうも最近では島原方面に予算が行き過ぎていくかなという、議長、これは議長に聞くあれじゃないけれどね。そういう感じがするくらい、県北がちょっと遅れつつある。

ぜひ、西彼杵道路を含めて、新西海橋を造る時までは、西彼杵道路もある程度、順調にいったんですよ。あれから先がいかない。

私が今思うのは、ハウステンボスと、新しくできたジャパネットのあの施設と、この2つが30分で行き来できれば、定期バスでもできれば、相乗効果があるなどと思って、この問題は、私はいつも土木部の皆さんに「西彼杵、頼むよ」という話をしているんですよ。

いろいろ話しましたが、幹線道路の問題につ

いて、答弁をお願いします。

○徳永達也議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 今、議員に挙げていただきました道路につきまして、少し進んでいる状況も含め、まず現況について、お答えしたいと思います。

国が整備を進めております西九州自動車道の松浦佐々道路のうち、松浦から平戸インター、この間につきましては、今年度の完成供用に向けて、舗装工事などが進められているところでございます。

また、平戸から江迎鹿町インター間につきましては、トンネルや橋梁などの工事が進められております。

同じく、国が整備を進めている針尾バイパスの4車線化事業につきましては、現在、ハウステンボス入り口交差点周辺を中心に、軟弱地盤の改良工事が進められております。

東彼杵道路につきましては、国において環境影響評価が進められており、現在、最終的な評価書の作成に向け、環境への影響について、予測、評価が行われております。

西彼杵道路につきましては、大串白似田バイパスにおいて、今年度から工事用道路の整備に着手する予定です。また、未着手区間のうち、長崎市長浦町から日並インター間については、事業化に向けた環境影響評価の手続を進めております。

これらの幹線道路ネットワークの形成は、地域の発展に欠かせないものと認識しており、引き続き、早期整備に向けて、国に対して積極的に働きかけてまいります。

○徳永達也議長 田中議員 46番。

○46番（田中愛国議員） 一応は答弁いただきましたけれども、やっぱり50年を振り返って、

遅いですね。

西九州道路は、時間さえ待てば、15年ぐらいあれば、私、素人でも、どうにか完成するのかなと、20年かかるかな、今からという感じを持っていますけれどもね。今度、平戸のところまでくるそうですけれども、あれから佐々までの間がまだ相当ありますからね。

針尾バイパスは、IRがくれば、どんといくなという期待を持っていたんですけども、IRがだめになってしまいましたね、知事、残念ですよ、IRは。私は10年頑張ったけれども、これは冗談ですが、IRがだめだったから、責任取って、私は県会議員を辞めると、あちこちで言うて回っているんですけどもね。そのくらいやっぱり残念だ、IR。私は、IRの問題は残念で残念でたまらない。これも大石知事だけの問題じゃないけれども、やっぱり県政の取組が甘い。

私らは、皆さんもそうだけれども、議員活動は命がけですよ。そこら辺をやっぱり皆さん方も、県当局も少し思っしてほしいなと思いますが。

それで、土木部長、西彼杵道路、100円、200円と有料ですよ。もうそろそろ、橋の有料道路ですからね。パールラインと新西海橋のね。そろそろ無料にすべきですね。これはできるわけですから、方程式がある程度ね。我々は、大島大橋を無料にしたり、いろいろした経緯も持っているからね。答弁は要りませんが、要望しておきたいと思うし、針尾橋のところも、橋と橋の間に蓋をかぶせるなんて、そんなばかな話をしないで、抜本的に、環大村湾の一番中心になるところだから、今後のことも踏まえて、ぜひこの際、要望させてもらおうと思います。

3、知事の政治姿勢について。

（1）令和6年6月24日の一般質問の対応について。

昨年ですけれども、知事、令和6年6月24日の一般質問の前々日、私は、50年間近いこの世界で、はじめての経験をしました。何かというと、これは総務委員会に私は参考人に呼ばれている話をしていきますので、あんまり詳細には言いませんが、議会の一般質問で、見たこともない人が、私の自宅に夜の夜中、ずかずかと乗り込んできて、たまたまほかの人に会う用事があったので、「どうぞ、どうぞ」と言ったら、2人とかどかどか入ってきたので、誤解して入れてしまったんですけども、その人は、いろいろな話をしていきました。しかし、こんなに知らない人、見たこともない民間人が、一般質問の問題で、私の家まで来るなんていう話は聞いたことない。アポなしですよ。アポがあればまだしも、身分もわからない。後になってわかりましたけれどもね。

これはやっぱり政治ごろですよ、我々に言わせれば。本当にいんぎん無礼な男です。2時間やりました。それで帰ってもらいましたけれどもね。

大きな言われ方は、おまえも同じすねに傷持つ身だと、「収支報告書を見たけれども、何だ、おまえのは」というわけです。「何かあれば問題にせろ」と、「俺はいつでも受けて立つぞ」という感じです。

一番頭にきたのは、私がIR、カジノで東京では何千万円という金をもらったという風評だぞということはこの男が言う、何だ、この男はと。しかし、私のことを調べてきているんですよ、気味が悪い。いろいろなことを、周辺を調べて、私の家に入り込んできているんですよ、びっくりしたけれども。

だから、詳細は総務委員会で私はしゃべったから、ここで言いませんけれども、知事に聞き

たいのは、どういう意図を持って私のうちに行かせたのか、この男を。そして、帰ってきた時に、どういう報告があったのか、この男から。風聞では聞いています。何か帰ってきた時に、「明日から入院しろとって脅してきたぞ」と言うて堂々と帰ってきたような話も聞くんです。しかし、それはちょっと私の名誉を傷つける話で、そこまでは私は言われなかった、私はね。明日から入院しろなんてことは言われなかった。しかし、次の日の日曜日一日、いい気持ちじゃなかったですよ。この男は何者だろうと。

それについて、行かせた理由と、帰ってきからの報告、知事にどうい報告があったのだけは聞かせてもらって、私は質問を終わろうと思います。よろしくどうぞ。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 ご指摘の人物でございますけれども、去年の5月下旬頃に、私の後援会の元事務職員から紹介を受けまして、その後、約1か月間、後援会の収支報告書の件等について助言をいただいております。

その中で、私は、田中議員から286万円について通告をいただきましたけれども、私は、当該人物から、この286万円の件についても、違法性はないというふうに言われておりました。

6月24日の一般質問における田中議員からのご質問に対する答弁に当たっても、当該人物の助言を参考にしたところでございます。

一方で、この6月24日の一般質問に先立って、私は、この人物から、収支報告書における286万円の考え方について、田中議員にも説明をするというその申出を受けていました。

私としては、一般質問における田中議員からのご質問に正面からお答えをするために、事前に、田中議員からのご質問の意図を正確に把握

しておきたいと考えておりましたし、また、田中議員に当方の考え方をお伝えしておきたいとも考えておりました。

そのため、私は、当該人物からの申出を受け入れて、田中議員へのご説明をお任せしたところでございますけれども、当然のことながら、この質問をやめてほしいとか、そういったことはありませんでした。そのようなことの依頼もしてございません。

ただ、田中議員におかれましては、先ほど、総務委員会のお話ありましたけれども、その中で、恐怖を感じられたということもお話をされておりました。そのご発言もあって、改めておわびを申し上げたいと思っております。

今となっては、私の配慮が本当に十分でなかったと考えておまして、今後は、同様のことがないよう、一層の配慮に努めていきたいと、そう思っております。

加えて、ご報告の件でございますけれども、その後のご報告については、ご面会をしたということについては、ご報告を受けたことはございました。

以上でございます。

○徳永達也議長 田中議員 46番。

○46番（田中愛国議員） 知事、このことは議会軽視というか、人間性がそんなことではダメですよ。我々も、知事は知事、議員は議員として頑張っているわけだからね。本当に残念ですけれども、私は、知事の猛省を促したいと思えます。

私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○徳永達也議長 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

午後 零時17分 休憩 —

午後 1時30分 再開

○徳永達也議長 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

千住議員—24番。

○24番（千住良治議員）（拍手）〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

議席番号24番、自由民主党、諫早市選挙区選出、「“いさはや愛”が原動力!!」、千住良治でございます。

24番と言えば、我々世代におきますとジャイアンツ、中畑 清選手でございます。絶好調男中畑 清選手、私も今回、貴重な一般質問でございますので、絶好調といきたいところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一問一答方式で進めさせていただきます。

知事、教育委員会教育長、関係部局長、警察本部長の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

1、長崎県総合計画2025について。

（1）総合計画の進捗と最終年度の取り組みについて。

長崎県の人口減少につきましては、年間1万人以上減少し、自然減はもちろん、社会減も大きな課題であると言えます。

厚生労働省が6月に発表した「人口動態統計月報年計」によりますと、昨年1年間に生まれた日本人の子ども数は、概数で、前の年からおよそ4万1,000人減少の69万人余りで、9年連続で過去最少を更新しました。また、長崎県内で生まれた子ども数は、前の年より656人減った7,000人で、過去最少となりました。

一方で、出生者数から死亡者数を引いた人数は、マイナス1万2,969人で、2002年以降、死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態が続いており、少子・高齢化は全国よりも早いスピードで進んでいます。

こうしたことから、労働力不足、地域経済の衰退、公共交通や地域コミュニティの維持確保の問題など、様々なところで大きな影響が出てきております。大変厳しい状況の中、県政運営は難局を迎えております。

そういった中、知事におかれましては、昨年、新しい長崎県づくりのビジョン「未来大国」を発表されました。「こども」、「交流」、「イノベーション」、「食」の4つの重点分野に、10年後のありたい姿と、その実現に向けた施策の方向性を示したものであります。

その新しい長崎県づくりのビジョン「未来大国」を具現化していくうえで、大変重要となるのが長崎県総合計画であります。

これまでの「総合計画2025 チェンジ&チャレンジ」では、「人」、「産業」、「地域」の3つの柱に基づき計画が取り組まれてきました。

本年、令和7年度が取組最終年度となる中、目標の達成に向けて全力で施策を推進していく必要があると考えます。

同時に、令和8年度からの新しい総合計画の策定が進められ、この6月定例会において、素案骨子が出されております。

その新しい総合計画をより充実させるためにも、現在の総合計画2025の検証が重要ではないかと思えます。

そこで、現在の総合計画のこれまでの進捗をどのように考えているのか。また、最終年度である令和7年度において、どのように取り組んでいこうとするのか、お尋ねをいたします。

○徳永達也議長 企画部長。

○早稲田智仁企画部長 現総合計画におきましては、施策、事業群ごとに成果指標を掲げ、その進捗状況の評価・検証を行いながら、最終年度である令和7年度における目標達成に向け、様々な取組を進めているところであります。

その結果、誘致企業等による雇用創出数や県内の外国人労働者数など、順調に推移し、成果につながっている施策もあり、こうした分野では、今年度においても着実に推進することとしております。

一方で、例えば、海外活力の取り込みや農林水産業の収益性向上などにかかる施策については、コロナ禍や物価高騰の影響等により、進捗に遅れが見られることから、今年度当初予算において、インバウンド誘客に向けた新たなプロモーションの実施や、気候変動に強い農業産地づくりなど、充実、強化を図ったところであります。

今後とも、市町や関係団体等と連携しながら、計画に掲げる最終目標の達成に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員）（2）次期総合計画の政策の柱立てについて。

総合計画2025においては、「人」、「産業」、「地域」の3本柱に基づき施策が進められたとのございですが、これは、国の地方創生の取組や、人口減少対策や地域活性化を図る「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも整合性を取りながら施策を推進してきたと認識しております。

令和8年度から次期総合計画については、開会日の知事の議案説明の中で、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「ま

ち」の5つの柱を立てて施策を行っていくとの説明がありました。

私としては、人口減少、少子・高齢化の進行などにより、多様化・複雑化する諸課題にしっかりと取り組む必要があると考えておりました、柱立てを増やしたことは大変いいことじゃないかなと思います。

そこで、政策の柱立てにつきまして、その狙いや趣旨について、知事にお聞きしたいと思います。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 現総合計画につきましては、先ほどお話があったとおり、「人」、「産業」、「地域」の3つの柱のもとに各種施策を展開しているところでございますけれども、次期総合計画におきましては、「こども」、「暮らし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱を掲げ、新しい社会経済システムへの転換、そして、複雑・多様化する諸課題にもきめ細やかに対応してまいりたいと考えております。

具体的には、5つの柱に沿って、本県の将来を担う子どもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全ての世代の方々が、健康で安心して暮らせる社会環境づくり、そして、地域社会の基盤となります経済の活性化に向けた力強い産業の実現、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識、そして、力の底上げなどに力を注いでまいります。

さらに、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、激甚化、頻発化する災害から県民の皆様の生命や財産を守るための対策などにも積極的に取り組むこととしております。

今後とも、県議会、そして、県民の皆様のご意見をお聞きしながら、次期総合計画の施策や

事業群を構築し、本県の強みやポテンシャル、特性等を活かして、県内外の多方面から選ばれる長崎県の実現に向けて、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員） 安心・安全な暮らしはもとより、県民の皆さんと一丸となって取り組めるようなものになるよう期待をしております。

2、新技術実装連携“絆”特区について。

(1) ドローンの活用について。

本県は、離島・半島が多く、また、人口減少や少子・高齢化も進んでおり、物流や医療、建設、販売など、あらゆる分野において人手不足などの問題を抱えております。

これらの問題に対しまして、課題解決の一つとなるのが、ドローンなどの新たなデジタル技術の活用が重要であると考えます。

県は、昨年6月に、福島県とともに「新技術実装連携“絆”特区」の指定を受けました。地域の課題解決に向け、規制や制度改革の実現やデジタル技術を活用した新たなサービスの実装などにより、その解決を図り、日本での社会課題解決の先進事例となることを期待されております。

ドローンを活用した、これまでの取組と、今後、どのように展開していく計画なのか、お聞きします。

○徳永達也議長 企画部長。

○早稲田智仁企画部長 県におきましては、様々な地域課題の解決に向けて、国家戦略特区制度を活用しながら、民間事業者等による先駆的なドローンサービスの実証を推進しております。

具体的には、本年2月に、九州地区では初と

なるドローンのレベル4飛行による処方薬配送の実証を行ったほか、送電鉄塔設備の広域的、遠隔での点検や、AI技術を活用した一人のオペレーターによる複数のドローン運航に向けた実証を行ったところであります。

今後におきましては、ドローンのオンデマンド配送の実現を目指し、今年度、国内初となるエリア単位でのレベル4飛行について、まずは離島地域での実証事業が計画されております。

県としましては、実証事業の検証も踏まえながら、エリア単位でのレベル4飛行にかかる早期の社会実装が図られ、県内の他の地域にも、その取組が広げられるよう努めてまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員）（2）福島県との連携について。

我が長崎は、離島も多く、地理的に離れた複数の自治体が連携して取り組むというのが非常に大事ですので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

今回、一緒に指定を受けました福島県との連携状況について、お聞きしたいと思います。

○徳永達也議長 企画部長。

○早稲田智仁企画部長 ドローンによるエリア単位でのレベル4飛行の実現に向けましては、長崎県、福島県、両県の実証をモデルケースとして、安全対策の検討やリスク評価等について、両県で連携しながら、国との協議を進めてまいりました。

その結果、本年4月には、国土交通省より、両県が当該飛行申請を行うに当たっての留意事項や安全確保措置の例などが示されたことから、エリア単位でのレベル4飛行にかかる基本的な実証環境要件が整理されたところであります。

今後、国から示された留意事項等を踏まえて、両県でエリア単位でのレベル4飛行の実証を重ねることにより、ドローン飛行制度のさらなる充実化を図り、利便性の高いドローンサービスの社会実装につなげてまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員） 昨年、福島県のロボットテストフィールドの方に視察に行っていました。非常に広大な施設で、最新の設備も整っておりましたので、ぜひ福島県と実際連携をしっかりと図りながら、進めていっていただきたいと思っております。

この新技術実装連携“絆”特区につきましては、大変意義あるもので、国や各県が大変注目されているものと思います。期待が大きい一方、県民の認知度、理解度は大変薄いんじゃないかなと、まだまだ認知度は薄いんじゃないかなと思います。その認知度を高めるために、ドローンやデジタル技術を活用した取組を広げていく必要も重要ではないかと思っております。

例えば、県民をはじめ、県外の方々への観光PRを兼ねて、県、あるいは市町がエリアの飛行許可を取りまして、ドローンの撮影大会を開催し、地域や観光のプロモーション動画コンテストを開催、もちろん、表彰の順位をつけて競っていただきまして、よりよいものをたくさん作っていただきまして、それを観光のPRにも使用したりというのが非常にいいんじゃないかなと、企業に頼むよりも、コストを削減して、多くのPR動画もできるということもありますので、そういったところをやってみると、また、県民の皆さんの認知度も広がっていくんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

3、教育行政について。

(1)部活動地域移行（展開）について。

これまで、中学校の部活動の地域移行につきましては、何度も質問させていただきました。

それは、子どもたちの活動の機会を失うことなく、その都度出てきた課題を解決しながら、スムーズに部活動から地域での活動へと移るための質問を行ってまいりました。

何度も、県は、しっかりと先頭に立って、子どもたちのために旗を振り、進めてほしいと述べてまいりました。

しかしながら、これまで、県は、庁内においてはワーキンググループで、21市町とは情報交換を行っているとのことできしっかりと対応していると答弁がございました。

生徒数の減少により、活動の機会が失われないうようにするための部活動地域移行のはずだと私は認識しております。

それを踏まえて、質問に入ります。

先日の新聞記事に、「スポーツ庁と文化庁の有識者会議は、休日の部活動は2031年までに全ての部活動での移行を目指す。また、民間クラブの活動費について、保護者の負担額の目安を示すよう求め、クラブの信頼性を国と地方公共団体で担保する仕組みの構築を要請した」とありました。

そこで、県では、令和8年度の休日部活動の地域移行の実施を目標としていましたが、市町の地域移行の進捗はどのようになっているのか、現況をお聞きします。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 各市町におきましては、それぞれ策定した方針等に基づきまして、休日における部活動の地域移行に向けた取組が、現在、計画的に進められているところで

ございます。

具体的には、全ての部活動を地域に移行している長与町に加えまして、本年度から新たに小値賀町でも地域の活動に移行したところでございます。

このほか、13市町において、一部の部活動や、学校に限定した段階で地域への移行がはじめられたところでございます。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員）それぞれ、長崎は、結構進んでいる方だとはお聞きしております。

そういった中ですが、各市町において、地域クラブの認定や助成制度が行われはじめております。認定を受ければ、中総体への参加に必要な条件となる指導者資格の取得の補助や、あるいは活動経費の補助などを行っているものでございます。

しかしながら、中総体への参加資格があるにもかかわらず、隣の市や別の町の生徒が部員にいたため、認定はしない、補助も出さないといった問題も出てきております。生徒がいる中学校や、その地域に活動する場がないため、活動機会を求めて隣の市や町のクラブへ入部することとなりますが、現在のところ、その隣の市や町のクラブへ入ったがために、そのクラブは、市、町からの認定を受けられず、また、助成制度も利用できないという、この事実を県はどのように見ているのか、お聞きします。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 生徒の新たなスポーツ、文化芸術活動の場となる地域クラブには、総合型地域スポーツクラブや民間事業者、あるいは保護者会など、多様な実施形態がございまして、地域の実情に応じて望ましい活動の場として構築していくことが重要と考えており

ます。

そのため、活動の主体となる生徒や保護者が、安心して地域クラブ活動に参加できる環境を整備するという観点から、各市町が一定の基準を設け、認定等を行うことは必要であろうかと思っております。

県といたしましては、今後、国から示される予定の地域クラブ活動の定義や要件、また、認定方法等を踏まえ、議員ご指摘のような状況にならないように、各地域において、生徒のために、豊かで幅広い活動機会が保障される認定の仕組みが構築されるように、市町としっかりと連携をして取り組んでいきたいと考えております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員）現に、そういった課題は出てきているんですね、問題はですね。子どもたちの活動の場を確保するための地域移行にもかかわらず、市町で線引きをされるとなりますと、子どもたちの中では、あるいは保護者同士の中において、隣の市から入りたいと言っても、いや、もうそれは入らないでくれと、逆に、入らせないとといったところ、あるいはやめてほしいなど、大変辛辣な事態が十分起こり得るものだと思います。子どもたちは、何の不備や落ち度もないはずですけども、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 市町間をまたがるような、そういった課題については、しっかり県教育委員会が市町教育委員会の間に入って調整をしていかないといけないと思っております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員）市町が線引きをしな

ければならないとなれば、市町の枠を超えた県という大きな枠で認定、あるいは補助などを行ってはどうかと私は思っております。

ただし、公益財団長崎県スポーツ協会の中の競技団体という枠を決めたりしながら、条件をつけて県が認めてあげると、市町で認められないところは県が認めるといったところをやるべきじゃないかと思っております。ぜひそれをさせていただければと思います。

長崎県スポーツ協会の会長は、大石知事でございますので、ぜひ、知事が、子どもたちの機会を守ってあげていただきたいなと思っております。

次に、中総体における地域クラブ参加要件について、県の見解をお聞きしたいと思います。

ある地域クラブの話です。

昨年より、クラブ結成に向けた相談を受けておりまして、いよいよ今年4月、中学1年生が十数名入部され、発足、スタートしたクラブがございます。

そして、そのクラブは、競技団体へ登録をされまして、次に中総体へ出場するための申し込みをしたところ、4月20日までに長崎県中総体出場条件として、日本スポーツ協会コーチ資格がある指導者がいること、また、競技審判員資格を持っている者がいることの条件を出され、大変困られておりました。

日本コーチ資格を取るには、競技団体が行う研修を受ける必要があります。座学と実技を合わせて60時間を超える講習を受けなければなりません。費用は数万円かかり、年会費もかかります。

私も持っておりますが、4年間で2万7,000円という費用が私がかかっております。4年ごとに振込用紙がきまして払っております。そうい

った更新の費用も必要になると。

各県の競技団体で行われる講習は、不定期で、毎年あっているわけでもなく、すぐに資格を取得できるわけではありません。

また、審判員資格も同様に、毎月講習会が開催されているというわけではなく、競技のオフの期間に、年に1回から2回しか行われておりません。その講習を受け、資格を取得しなければならないのに、その指導者、あるいは審判員資格を持っていないとなりますと、その年は中総体に子どもたちは出られないということになります。その出場機会を失うこととなり、地域移行の目的、子どもたちの活動機会の確保をするためということに矛盾していると考えますが、いかがお考えでしょうか。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 令和5年度から、各競技団体が開催する予選会で選ばれた地域クラブの代表も、県の中学校総合体育大会への出場ができることとなりました。

地域クラブでの活動は、学校外の活動ではありませんけれども、教育的意義があることから、主催者である中体連、あるいは競技団体等が、安全確保と教育的配慮の観点から、大会参加に際しての責任の所在や指導者資格の有無など、一定の参加要件を定めるということは必要と考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、生徒の参加に不利益となるような要件が設定されていると、こういった場合には、関係団体等としっかりと協議をし、生徒が日々の活動の成果を十分に発揮できる機会が確保されるようにしていかなければならないと考えております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番(千住良治議員) 実際、今までの部活

動でいきますと、外部の指導者というのは別に資格要件があるわけでもございません。校長が認定すればというようなところがありますので、そういったところと同じような形でやるべきだと私は思います。

これまで県は、県庁内でワーキンググループ、各市町の担当者会議などによって意見交換をしておりますので、十分それらの課題は取り組んでおりますというような返事が毎回あったと思います。

実際、今起きているような、これらの課題などは、把握していたんでしょうか。もしくは認識はしていたのですが、何も手は打たなかったんでしょうか。どちらですか。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 一部、そういった課題が出ていることをお聞きしている部分はございまして、そこはその当該競技団体と協議したり、全中連との協議、あるいはスポーツ庁を通じて国の上部団体へ申し入れを行ったりですとか、そういった活動を行っております。

議員がご指摘の競技団体の部分と一致するかどうかわかりませんが、私どもの耳にそういった課題、状況が入った時にはそういった対応をさせていただいているところでございます。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番(千住良治議員) 現に起こっているわけですから、その上部団体とかになると長くかかりますので、もうすぐやってもらわないと、子どもたちはもうその年しかないのです、ぜひ、すぐ対応をお願いしたいと思います。

それでは、県は、部活動地域移行に対して、これまでの取組姿勢について、どう考えるのか、また、役割は十分果たしているのか、今後、県

は、どのように取り組むのか、お聞きします。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 県におきましては、各市町が地域の実情に応じた持続可能な活動環境を整備できるように、市町の取組の進捗状況を把握しながら、必要な助言、支援等を行うなど、移行に向けて、これまで積極的に関わってきたところでございます。

その結果、先ほど申し上げた内容の移行の状況も進んでいるかと考えているところでございます。

また、一方では、そうした取組を進める中で、議員のご指摘もございましたとおり、様々な課題が出てきております。

生徒の移動の手段の問題や、地域クラブを統括する組織の設立が必要ではないかというような声も、私どもの耳には入っているところでございまして、そういった新たな課題が生じているところでございます。

このため、本年度は、国の重点地域として指定を受けておりまして、市町が抱える様々な課題解決に取り組み、また、併せまして市町間にまたがる地域クラブの認定方法などの広域的な課題にも先導的に取り組みたいと考えております。

引き続き、市町と連携しながら、子どもたちのスポーツ、文化芸術活動の持続可能な環境の構築に努めてまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員） ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

（2）コミュニティ・スクールについて。

こちらも過去に質問させていただいております。その時は、まだコミュニティ・スクールを導入している学校は数少ないものでございませ

た。

そこで、先生方の働き方改革や地域との連携などによる役目を担っているコミュニティ・スクールの推進について、現状をお聞きします。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 コミュニティ・スクールにつきましては、学校が抱える諸課題の解決に有効であるとの認識をしております、その導入拡大に取り組んできているところでございます。

令和3年度末の時点では、導入校は20市町の70校でございましたが、翌令和4年度末には21全市町に広がりまして、93校に拡大、さらに、昨年度末におきましては、21市町の143校と、県下全域において、着実に増えてきているものと考えております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員） コミュニティ・スクール制度、学校運営には非常にプラスになるんじゃないかなと思います。

一方、私が心配なのが、校長の学校方針に対する運営方針の承認が必要とうたわれているところもありまして、地域が入りすぎてしまうというような懸念も起きております。

そこで、このコミュニティ・スクールを進めていくうえで、県の支援、あるいはこれまで取り組まれている事業の進捗状況について、お聞きします。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 県では、これまで、地域を含む学校関係者を対象に、相談会や研修会の開催、さらには先進地への視察等を通じてコミュニティ・スクール制度に対する理解の促進を図ってきております。

その結果、今年度は、新たに35校が制度導入

を検討しているところでございます。

また、昨年度から、コミュニティ・スクールを活用した働き方改革にも取り組んでおりまして、指定したモデル校においては、授業支援や学校行事の見直しなど、地域と連携した具体的な取組が進められております。

今後は、モデル校や先進地区における実践事例を他市町に紹介しながら、各地域の実情に応じた取組が、県内各地で着実に展開されるよう、事業を推進してまいります。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員）コミュニティ・スクールも、働き方改革の方にもプラスになると思いますので、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

（3）教員の確保について。

全国、多くの都道府県において、教員の不足は大きな課題となっております。特に、小・中学校の義務教育では、深刻な問題にあります。

そこで、長崎県の現況とその要因について、どう捉えているのか、まずお聞きします。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 現在、小・中学校における病気休暇等に関する代替職員の未配置数につきましては、本年6月1日現在におきまして、小学校で11名、中学校で6名でございます。計17名の教員不足が生じております。

現状といたしまして、教員の大量退職による採用数が増加いたしておきまして、これまでの臨時的任用教員の多くを本務教員として採用していることから、年度途中で配置する代替教員の確保が、現在、困難な状況になっているところでございます。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員）6月1日時点で、全

校に代替教員を配置できてないとなると、これから2学期、3学期と進んでいきますと、未配置の数が増えていくんじゃないかと、大変心配をしております。

また、精神疾患を原因とする休職者の数の状況についてもお伺いをしておりますが、増加傾向で大変心配になっております。

教員の負担感を軽減し、病休・休職者を減らすことは大変重要であり、教員不足解決への一つのはずでございます。

そのために、教員が子どもたちに正面から向き合うことができ、子どもたちの教育に集中できる環境づくり、そして、サポートが大変重要と考えます。

そこで、県では、教員が児童生徒を教育するという本来の業務に注力できるように、どのようなサポート体制をつくり、取り組んでいるのか、お聞きします。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 県におきましては、教員が授業をはじめとする教育活動に打ち込める環境整備を促進するために、令和6年度に「働きがい推進室」を設置いたしまして、教職員からの業務改善に向けた声を拾い上げる「職員提案制度」の運用や、外部有識者から知見をいただく「教職の魅力化作戦会議」の開催などによりまして、働き方、働きがい改革の一層の推進に取り組んでいるところでございます。

また、学校におけるサポート体制につきましては、教員の業務負担軽減に資するコミュニティ・スクールの導入、また、業務支援員の配置に取り組むなどを行っているところでございます。

また、全市町が参加する「超勤改善等対策会議」を通じまして、市町教育委員会とも連携、

協力を図りながら、体制の充実・強化に取り組んでいるところでございます。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員）文部科学省の公立学校の教職員の人事行政調査におきましては、精神疾患による休職者は増加傾向にあり、特に、小学校と特別支援学校において多いとされております。精神疾患になる原因は様々でありますけれども、保護者との関係をめぐるストレスも大きいと推察をされます。

全日本教職員連盟の教職員の勤務環境に関する実態及び意識調査によりますと、複数回答でありますけれども、令和6年度で、業務で精神的に負担を感じているもの1位は「保護者対応」で62%、2位が「生徒指導」で34%、3位は「職場の人間関係」で23%と、保護者の対応が圧倒的に多い結果となりまして、それもまた前年度より7%アップしている結果が出ております。

こうした調査結果を見ても、保護者対応は大きな課題であると言えます。

また、若い先生方が多くなってきており、年上の保護者への対応において悩む先生も多いんじゃないかなと思っております。

市町によっては、スクールロイヤー配置に取り組んでいるところもあると承知をしておりますが、そこにたどり着く前に解決していくのが必須ではないかなと思います。

奈良県天理市では、「子育て応援・相談センター～ほっとステーション～」という機関を設置いたしました。

市長は、会見で、多くの保護者は協力して学校を創っていかうとしていると、しかしながら、一部に理不尽な要望で、どなったり、叱責を続けたりするケースがあると、そこで、この「ほっとステーション」を設置したと。

この天理市の「ほっとステーション」のように、保護者から学校への相談や苦情を直接受け入れる機関を設置することで、教員の負担軽減につながると考えますが、県はどのようにお考えでしょうか。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 学校に寄せられた保護者からの相談は、現在、まずは学校が対応しておりまして、必要に応じて教育委員会をはじめ、関係機関が連携して適切な対応支援を行っているところでございます。

議員ご提案の天理市の「ほっとステーション」につきましては、教員の負担感を解消するために一定の効果을上げているというお声があることは認識をいたしております。

ただ、その一方で、「保護者と学校との信頼関係の希薄化も懸念される」という有識者等の声もございまして、その効果や課題については、まだ今後、いましばらく注視していく必要があるのかなと考えております。

県としましては、まずは、これまでの取組と併せまして、学校が抱える様々な問題の解決に向けまして、スクールロイヤーや相談員等を配置して、実際に効果을上げている市町の取組を県全体で共有するなど、学校や教員の負担を軽減する、さらなる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員）ぜひ、力を入れて、先生方が自由に、思い切った教育ができないと、子どもたちは大きく伸びないと思います。幾ら子どもたちに伸び伸びと言っても、それは非常に難しいところがありますので、まず、先生が思い切った教育ができる環境づくりを、ぜひお願いしたいと思います。

（4）長崎県教育方針について。

現在、学校現場においては、情熱を持って熱心に頑張る教員に業務のしわ寄せがきていると、よくお聞きします。また、頑張る先生に仕事が大変多く回ってきて、心身ともに疲弊していく姿を目の当たりにしたこともあります。

そういった姿は、本来ならばあってはならないものだと思います。

「第四期教育振興基本計画」、本年度からはじまっているんですけども、中身は大変すばらしい計画になっております。

「つながりが創る豊かな教育」をテーマに、「子どもたちのために教員が輝く働きがい改革」が掲げられております。

そこで、昨年度からはじまっている「第四期教育振興基本計画」の現状について、お聞きします。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 生き生きと学びに向かう子どもたちを育むためには、何よりも教員自身が生き生きと、やりがいと情熱を持って子どもたちの指導に当たることが非常に重要であると考えております。

そのため、「第四期長崎県教育振興基本計画」において、「子どもたちのために教員が輝く働きがい改革」というものを主要施策の一つとして掲げております。

学校や教員が担う業務の適正化や、支援スタッフの配置など、教員の働き方を見直し、また、「夏休み充電宣言」など、教員自身が自己の課題に応じて主体的に研さんを積むことができる取組を進めているところでございます。

その結果、超過勤務が月45時間を超える小・中学校の教職員の割合は、令和元年度から3年度までの3年間の平均は約25%でございました

が、令和6年度は13.6%まで減少いたしておりまして、一定の成果があらわれていると考えております。

併せまして、本年3月に有識者等で構成する「教職の魅力化作戦会議」からいただいた提言を踏まえまして、コミュニティ・スクールの活用や、また、県が発出する文書削減など、さらなる対策の充実と強化にも努めてまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員）「教職の魅力化作戦会議」から様々な提案がなされまして、業務の負担軽減、あるいは超過勤務時間の短縮などの取組を行っているということで、成果も出ているということですね。大変いいことだなと思います。

一方、働きがい改革の部分であります、「教員としての誇りと情熱を持って子どもたちと一緒に進むことができる環境づくり」というのが大変重要になるかなと思います。

学校は、人が人を育てるところでございますので、とにかくその人が一生懸命やれないと人は育たないと、教員が教員を育てることもありますし、教員が子どもたちを育てる、子どもが逆に教員を育てる、地域が教員を育てる、あるいは、教員が地域と一緒にあって育っていくというような形もとれると思います。

そのためには、一人ひとりの頑張る教員を見守り、育てるといようなことを長崎県が全力でやりますといような強いスタンスのもと、教員を目指す方だけでなく、県民、あるいは全国に対して強いメッセージを出していくことが大事でありまして、そうすることで教員の魅力や、やりがいを感じる、また、長崎県で教員をやりたいと、ここはすばらしい教育をやっている

るんだと、選ばれる長崎県になるんじゃないかなと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 教員が、仕事に誇りと情熱を持って生き生きと働くことは、子どもたちの学びの質の向上だけではなく、教員を目指そうとする生徒や学生など、若い世代にとっても、その姿が魅力的に映り、そしてまた、それが持続的な質の高い人材の確保につながっていくものと考えております。

そのために、教員一人ひとりが働きがいを実感できるよう、教員の声に耳を傾け、また、市町教育委員会や校長と共通理解を図りながら、業務改善に向けた実効性のある取組を進めていく必要があると考えております。

併せて、こうした取組をより強力に推進していくためには、教員はもとより、保護者や地域の皆様など、多くの県民の方々のご理解とご協力が不可欠でありますことから、様々な機会を捉えまして、私自身の言葉でしっかりとしたメッセージを発信してまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員） ぜひ、その力強いメッセージを全国に発信していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

（5）県立高校再編整備について。

午前中もご質問がありましたが、私の方では、15年後、生徒数が現在の6割程度になるということですので、その大綱の策定につきまして、今後、どのようなスケジュールで進めていくのかをお聞きしたいと思います。

○徳永達也議長 教育政策監。

○狩野博臣教育政策監 大綱の策定に当たりま

しては、まずは県立高校に対する期待やニーズ等を的確に把握することが必要と考えておりますので、現在、中学生、高校生及び小・中学生の保護者等を対象としたアンケート調査の準備を進めているところでございます。

9月頃には有識者を含めた会議を立ち上げまして、アンケート結果等を踏まえながら、再編整備の方針となる大綱の内容につきまして、ご協議いただくこととしております。

また、その会議と時期は並行しながら、市町や学校関係者などからも、未来の学校や教育の姿について、直接意見を伺うこととしております。

再編整備の大綱の策定に向けて、着実にそのプロセスを踏みながら進めてまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員） 現在、様々な分野において人材の不足というのが言われております。そういった中で、洋上風力発電、あるいは半導体、造船、土木技術者など、今後、県内経済を牽引する分野における人材の育成・確保も喫緊の課題ではないかと思えます。

午前中もちょっと触れておられましたが、再編整備の大綱の策定に当たっては、産学官の連携のもと、県の産業界の将来を見据えた人材育成について協議していく必要があると考えますが、県の見解を求めます。

○徳永達也議長 教育政策監。

○狩野博臣教育政策監 令和6年度から産業界や高校、また、県の関係部局が協働・連携する仕組みを構築しておりまして、地域産業の持続的な発展につながる人材の育成を目指す事業を実施しているところでございます。

県立高校の再編整備は、地域や産業の未来と

も関連する重要なテーマでもありますことから、この事業の中で、高校における産業人材の育成について、各分野のニーズや今後のビジョン等を丁寧に伺いながら、大綱の検討を進めてまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員） そういった中で、昨年度、公立の高校卒業生の県内・県外の就職率を見てみますと、工業系学科では約56%が県内就職、残り44%が県外となっております。ほかの普通科、農業科、商業科、水産科などは75%以上が県内に就職というふうになっております。

工業系の人材は、全国的に見ても採用の需要が大きく、好条件での募集が全国的にあっているところであります。こういった点からも、工業系学科の設置は必要だと私は考えております。ぜひ、大綱策定に当たっては、産業界からの意見も取り入れながら策定をしていただきまして、重ねて、ぜひとも諫早市への工業系学科設置を強く求めて、次の質問に移りたいと思います。

（6）私立学校への監督、指導について。

学校におけるいじめやハラスメント事案など、様々な問題や不祥事については、県立・私立にかかわらず起こる可能性がありまして、教員や生徒、保護者等への影響も大きなものであります。毎年、県立・私立問わずに、問題事案が起こり、話題となっております。

そこで、私立学校において、いじめやハラスメント等の事案が起こった場合、県としてどのように指導しているのか、お聞きします。

○徳永達也議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 まず、私立学校は、学校法人などが設立した独立した自主組織でございますので、問題発生時には、設置者である法人等の管理責任において対応するということにな

ります。

学校における問題発生を把握した場合、県では、私立学校法等に基づき、報告聴取、立ち入り検査による事実確認を行い、その内容によって必要に応じて助言を行っているところでございます。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員） 私立学校では、学校の設置者である学校法人の管理責任において対応するというのが基本ということでございますね。

今年の4月1日に「私立学校法」が改正され施行されております。今回の法改正では、学校法人のガバナンス改革を推進するための大きな制度改正を伴うものであるため、学校法人として、改正法の趣旨を十分理解したうえで対応する必要があると思いますが、法改正までの県の取組をお聞きします。

○徳永達也議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 県では、今、議員からご指摘がございました法改正の概要や必要となる寄附行為の変更申請手続き等について、所轄学校法人に対して説明会を実施し、法施行となる今年、令和7年4月1日までに全法人の寄附行為の変更認可を終えたところでございます。

引き続き、改正法に基づき、学校法人の手続き等が円滑に行われるよう、県として必要な助言を行ってまいります。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員） これまでの県の取組に対しては理解するところでありますけれども、就学支援金の拡充などによりまして、進学先に私立学校を選択する生徒は変わらず、あるいは増加し、公教育の一翼を担う私学の役割は、今後ますます重要なものと考えます。

そのような中、法改正により寄附行為が変更されて間もないことから、法の趣旨を理解し、正しく運用してもらうために、県におかれましては、私学に対しまして、今後、より一層適切で、丁寧な監督、指導、助言を行っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

4、スポーツ行政について。

(1) スポーツを活かした賑わいづくりについて。

スポーツ合宿や大会が行われますと、皆さん、ご存じのとおり、関係者等の宿泊、飲食、観光などによる消費拡大により、地域経済の活性化につながります。

また、トップクラスのチームなどが合宿を行えば、マスコミ等に取り上げられ、シティプロモーションにもつながり、地域の魅力発信などにおいても、様々な効果が期待できます。

そこで、お聞きします。

県では、総合計画2025において、「スポーツによる地域活性化」を掲げ、スポーツ合宿、大会の誘致による地域の賑わいづくりを進めておられると思っておりますが、これまでの取組状況について、お聞きします。

○徳永達也議長 文化観光国際部長。

○伊達良弘文化観光国際部長 県におきましては、市町や競技団体等と連携し、PRパンフレットの制作のほか、チームや大会主催者等への訪問活動を行うなど、積極的にスポーツ合宿や大会の誘致、支援に取り組んでおります。

合宿につきましては、本明川下流域や離島の砂浜など、本県特有のトレーニング環境などを活用しながら、ローイングの日本代表や実業団女子バスケットボール、箱根駅伝出場校等、様々な強豪チームの誘致につなげてきております。

また、大会につきましても、昨年度の日本ス

ポーツマスターズや、今年度のピックルボールジャパンオープン、フェンシングの全国高校選抜大会などの開催実現につながったところであります。

スポーツ合宿や大会の開催は、賑わい創出による地域経済の活性化など、本県の地域振興に大きく寄与することから、県といたしましては、引き続き、本県の強みや魅力をアピールしながら、合宿、大会の誘致に積極的に取り組んでまいります。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番(千住良治議員) 長崎は、がんばらば国体、昨年はマスターズ、あるいはインターハイと、県内には全国大会クラスの大会、あるいは合宿ができる会場や環境はあると思っております。ただ、21市町単独での開催は大変ハードルが高い。そのため、会場だけでなく、運営費やプロモーション、あるいは宿泊費などのサポートが必要であると考えますが、県のスタンスについて、お聞きします。

○徳永達也議長 文化観光国際部長。

○伊達良弘文化観光国際部長 県では、先ほど答弁いたしましたとおり、合宿、大会の誘致に向けては、市町や競技団体等と連携して、チーム等への訪問などのプロモーション活動を実施しておりますが、そのほかにも合宿を行う際の宿泊費や交通費、大会を開催する際の経費についても、市町と協調して支援を行っております。

今後とも、合宿や大会の誘致については、市町の意向も踏まえながら、しっかりと連携して取り組んでまいります。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番(千住良治議員) (2) 観戦型のスポーツイベント・大会の誘致について。

昨年は、北部九州インターハイ、日本スポー

ツマスタースが県内で開催されまして、今年も先ほどありました大会、あるいは国民スポーツ大会の九州ブロック大会などが開催されるなど、スポーツ大会を通じて多くの方々に来県いただけるものと思います。

スポーツによる交流人口の拡大は大変重要であり、また、競技大会のみならず、観戦型のスポーツ大会、イベントなども来県される方が多いとお聞きしております。

V・ファーレン長崎、長崎ヴェルカ、サッカー、バスケットボール等の試合を観戦する機会はありますが、それ以外の競技については、なかなか観戦の機会がないといったところではないかと思えます。

そこで、やる方ではなくて、今度、観戦型のスポーツイベントや大会の誘致について、県の見解をお聞きします。

○徳永達也議長 文化観光国際部長。

○伊達良弘文化観光国際部長 観戦型のスポーツイベントや大会の開催は、交流人口の拡大や県民の競技力向上、スポーツへの関心の高まりなど、本県のスポーツ振興に大きく寄与するものであると認識しており、県では、これまで誘致等に積極的に取り組んでまいりました。

県内では、昨年度、プロ野球やラグビーリーグワン、女子バレーボールなどのスポーツイベント等が開催されたところではありますが、今年度も「ツール・ド・九州2025」をはじめとした観戦型のスポーツイベントが開催される予定であります。

県としましては、今後もさらにそうした機会が増えていくよう、市町や競技団体、施設管理者等とも連携しながら、誘致の強化に努めてまいります。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員） ぜひ市町と、あるいは競技団体とダッグを組んで、誘致をぜひお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

（3）スポーツ人材の定着化について。

スポーツにおいては、中学、高校、大学まではスポーツに打ち込める環境が比較的ありまして、全国においても活躍する選手も数多くおります。

しかしながら、社会人になって競技を続ける環境は、大変大きく制限をされ、また、県外企業にて競技を続けなければならないなど、大変狭き門で厳しい状況にあります。

成年選手及び指導者が安心して競技を続けられるような環境づくりが必要であると思えます。

昨年度から、県では、社会人アスリート雇用促進のため、「未来ながさきスポーツプロジェクト」に取り組まれておりますが、その進捗状況をお聞きします。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 本県競技スポーツの振興を図っていくためには、社会人アスリートや指導者が安心して競技に取り組むことができる環境を整備し、また、ジュニアから成年世代の選手育成と強化につなげる仕組みが必要であると考えております。

そのため、昨年度から長崎県スポーツ協会内に設置した「アスリートサポートセンター」が中心となりまして、県内企業への就職を希望するアスリート等に対する就職支援に取り組んできた結果、これまでに31名の就職希望者と56社の求人企業が登録をいたしまして、そのうち、1名の就職者と1名の内定者が決まっているところでございます。

引き続き、サポートセンターにおきましては、

就職希望者や求人企業の登録数の増加に取り組み、また、本年度は、特に、専任職員による企業情報の提供や面接指導、企業側へのアスリート紹介など、支援内容の充実を図り、スポーツ人材の定着に向けて取り組んでいくことといたしております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員）そういったマッチングというのが非常に難しいところですので、ぜひ、県も力を入れて、今後もやっていただきたいと思っております。また、そういったスポーツ人材は、ジュニアスポーツの育成にもつながりますので、ぜひ、力を入れてやっていただきたいと思っております。

文部科学省では、学校現場に外部専門人材を呼び込む施策としまして、教職に関心のあるアスリートの優れた知識、経験などを有する社会人を教員として迎え入れる「特別免許状制度」を活用して、外部専門人材の登用を促すことを進めているということですので、ぜひ長崎県も積極的にその「特別免許状制度」を活用して、スポーツ人材の確保をお願いしたいと思いますので、そちらもどうぞよろしくお願いいたします。

5、児童・生徒等における交通事故防止対策について。

（1）交通事故防止対策について。

まず、生徒・児童の登校中や下校中、車両が突っ込み負傷する事故が起こっていると報道を耳にします。

社会的な車両数の増加に加え、登下校の児童・生徒の送迎の増加、そのために登下校における安全確保が難しくなってきたのではないかと危惧いたしております。

子どもたちが、安全に、安心して登校するた

めには、登下校時の安全対策が必要だと考えております。

そこで、児童・生徒が関係する交通事故の現状につきまして、お聞きします。

○徳永達也議長 警察本部長。

○遠藤顕史警察本部長 お答えいたします。

本年4月末現在の人身事故件数は、782件でございます。前年同時期とほぼ同数となっております。このうち、高校生以下の事故につきましては17件です。前年同時期よりも8件少なくなっております。

17件の内訳でございますが、高校生が10件、中学生が2件、小学生が5件でございます。

これら高校生以下の事故のうち、約4割が登下校中の事故となっております。具体的には、登校中が5件、下校中が2件となっております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員）私が想像していたよりは少ないので非常にいいかなと思っておりますが、これがゼロになるような取組がやっぱり必要かなと思っております。

それでは、児童・生徒の登下校時の事故防止対策について、警察の取組状況をお聞きします。

○徳永達也議長 警察本部長。

○遠藤顕史警察本部長 警察では、通学路での交通指導取締り、学校、道路管理者等と連携して実施する通学路の合同点検、及びこれを踏まえた交通安全施設等の設置・補修のほか、関係機関・団体と連携した登下校時の見守り活動や、学校における交通安全教育等を進めております。

特に、本年4月からは、過去の交通事故発生状況を踏まえた対策を強化しております。

具体的には、登下校時間帯の小学校周辺や通学路上の信号機のない交差点、自転車が多く通行する高校周辺の路線に特に着目しまして、こ

といった箇所での街頭活動を強力に推進しております。引き続き、関係機関と連携して、児童・生徒等の交通事故防止に努めてまいります。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員） それでは、児童・生徒の登下校時の事故防止対策について、今、警察にお聞きしたんですが、同じように教育庁の取組をお聞きします。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 小・中学校、高校では、児童・生徒に対する交通安全教育を行っているほか、各学校の実情に応じて、通学路の安全点検や通学路マップの作製、集団での登下校、あるいは保護者や地域の方による通学路の見守り活動等を行っております。

また、県では、教職員、市町の教育委員会職員、幼稚園、保育所の関係者を対象に、毎年「学校安全教室推進研修会」を実施いたしております。県警本部の警察官を講師として招き、児童・生徒等の交通安全防止の講話を実施して、教職員等の意識向上を図っております。

引き続き、関係機関と連携して、児童・生徒等の交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員） 今年の通学路を見ますと、警察の車両がパトロールをよくやっていたというの、すごく感じておりました。ぜひ、そういった取組を広げていただけたらと、続けていただけたらと思います。大変だと思いますけれども、お願いしたいと思います。

次に、一般財団法人長崎県交通安全協会との連携について。

次に、一般財団法人長崎県交通安全協会は、

道路交通法に規定された「交通安全活動推進センター」として、公安委員会の指定を受け、県民に対する交通安全の高揚を図り、交通秩序の確立に寄与し、交通の安全を円滑に促進して、交通事故を防止する役割を担っていると承知しております。

そこで、交通安全指導員の現在の活動と指導員数について、お聞きします。

○徳永達也議長 県民生活環境部長。

○大安哲也県民生活環境部長 長崎県交通安全協会の交通安全指導員は、県内15地区に2名ずつ、合計30名の配置となっており、幼児・児童の交通安全教育をはじめ、街頭指導や広報活動などの交通安全活動に従事されております。

特に、幼児等の交通安全教育は、長時間、集中して話を聞くことが苦手な子どもでも理解しやすい効果的な指導を行うため、手作りの教材を利用したり、横断歩道等における道路の正しい渡り方などの模擬的実演指導を実施されております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員） その交通安全指導員の方を最近あんまり見なくなったといったところは私の視点なんですけれども、その子どもたちの交通安全教育は、大変意義あるものだと思います。

しかしながら、その交通安全指導員の不足等により、交通安全教室等の開催に支障が出ているというお話を複数お聞きしております。

その点につきまして、どう対応しているのか、お聞きします。

○徳永達也議長 県民生活環境部長。

○大安哲也県民生活環境部長 一部の地区においては、退職等で一時的に欠員が生じていることがあり、その場合は交通安全教室を優先的に

実施したり、警察と協議をして、警察官に講話を実施してもらうなど、工夫しながら交通安全教室の開催に取り組んでおられるとお聞きしております。

また、欠員の補充に関しましては、現在、県交通安全協会において、交通安全指導員が働きやすい勤務環境を構築するため、勤務時間の短縮や交通安全教室を優先した業務内容の見直しを行い、雇用の確保に努めていると伺っております。

県といたしましては、運営費の半分ずつを負担している市町と連携を図りながら、交通安全協会の活動をサポートしてまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 千住議員—24番。

○24番（千住良治議員）交通安全指導員の処遇改善というのも非常に大事じゃないかと思えます。また、先ほどありましたように、県と自治体が半分ずつ補助を出してということもありますが、交通安全協会の会員を増やすのも非常に大事じゃないかなと思えますので、そのあたりも県も協力してやっていったらいいんじゃないかなと思えます。

以上で、一般質問を終わります。（拍手）

○徳永達也議長 これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

午後 2時30分 再開

午後 2時45分 再開

○大場博文副議長 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員）（拍手）〔登壇〕皆様、こんにちは。

西彼杵郡選挙区選出、改革21、「あいばせんばこいばせんば」の饗庭敦子でございます。

私は、皆様の声を県政に届け、誰もが笑顔で暮らせる長崎県、誰一人取り残さない社会の実現を目指して、様々な課題に取り組んでいます。

本日も、皆様の声をもとに、よりよい長崎県になりますよう、質問をさせていただきます。

本日、最後の登壇となります。これからの一時間、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一問一答方式にて質問します。答弁によっては、深掘りもさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

知事をはじめ、警察本部長、教育委員会教育長、関係部局長におかれましては、簡潔で、県民にやさしく、わかりやすい答弁をお願い申し上げます。

1、知事の政治姿勢について。

（1）政治資金問題の責任。

知事の政治資金問題は、昨年の6月定例会の一般質問で指摘された収支報告書、286万円の迂回献金疑惑にはじまり、2,000万円の架空貸付疑惑、公職選挙法違反の疑い、県職員に政治活動をさせた公務と政務の混同と、次から次へと浮上してきたこの一年でございました。

私ども県議会としましては、全員協議会、一般質問、総務委員会集中審査と、多くの多くの時間をかけてまいりました。

私たち4会派は、この間、百条委員会の設置を2度求めてまいりましたが、動議は残念ながら賛成少数で否決されました。

そして、今回、知事の政治資金にかかる一連の問題に関して、自身の責任を明確にするためとして、給料を減額する条例案が突然出されました。定例会前の議会運営委員会が始まるその日に提出をされるということでお知らせをい

いただきました。この減給提案は、唐突感が否めず、なぜ、このタイミングなのか、議案を提出するに至った考え、経緯をお伺いします。

また、これまで知事の説明責任は、まだまだ十分に果たされていないものと考えております。

前回、2月定例会以降も、定例会見で記者の方が質問されておられましたけれども、ほぼ答えておられない状況かというふうに思います。この一連の問題に関する県民への説明責任を、いつ、どこで、どのように果たしていくお考えなのか、お伺いします。

以上、質問いたします。

この後の質問は、対面演壇席にて質問させていただきます。

○大場博文副議長 知事。

○大石賢吾知事〔登壇〕 饗庭議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私の政治資金等にかかる一連の問題によりまして、県政の混乱を招いたことについては、自らの責任を強く認識しておりましたけれども、先の2月定例会県議会における皆様からの様々なご意見、県民の声を踏まえ、自らを処する必要があるとの考えに至り、その処分内容について、直前まで熟考したところでございます。

私としましては、これまでのこの一連の問題に関しまして、県議会や記者会見などにおいて、できる限りの説明を行って、その説明責任を果たすべく丁寧に努めてきたところでございます。

一方で、司法の判断に委ねるべきとの考えもございますけれども、引き続き、丁寧な対応に努めていきたいと考えております。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員） 今後も丁寧に説明責

任を果たしていくということでしたけれども、いつ、どこで、どのように果たしていくのか、先ほども申し上げましたが、2月の定例会見後、納得のいく説明は全くないように思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○大場博文副議長 知事。

○大石賢吾知事 あらゆる機会を捉えて、ご質問にはできる限り丁寧に対応させていただきたいと思っております。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員） 今後も、本当に丁寧に説明していただきたいのと、なぜ、このタイミングなのかは、総務委員会でもまた質問があることかというふうに思いますので、次に移りたいと思っておりますが、この政治資金収支報告書で、今回、また実態と異なる個人献金者の住所表記問題というのが起こりました。

他県の知事は、訂正する意向でございましたが、大石知事におかれましては、「法的に定義がないので、訂正する必要はない」というふうに言っておられます。

政治資金規正法第12条第1項、第3項、政治団体の収支報告書には、寄附者の氏名、住所、金額、年月日、方法等を記載することが義務づけられています。

どうして、そういう法的な定義がないという解釈なのか。また、法的に訂正が不要だとしても、倫理的・道義的責任や説明責任はあるというふうに思います。

特に、疑惑が浮上している政治家の場合は、寄附者リストの不備が隠ぺいの意図と疑われる可能性があるとも言われております。

ぜひ、透明性を確保し、長崎県民の信頼回復のために、これも訂正し、透明性を明らかにしてはどうか、お伺いします。

○大場博文副議長 知事。

○大石賢吾知事 政治資金規正法、今、触れていただきましたけれども、第12条第1項、第3項に、寄附者の住所を記載するよう義務づける条文がございまして、その中に実態に則してということの文言がございまして、この実態が何であるかといったことについて、総務省にも見解を尋ねましたけれども、そこについて、住所の定義はないということでした。

そういったことを踏まえて、寄附者から申告された住所の正否を確認することまでは求められているわけではないというふうに認識しております。

そのため、私の後援会におきましては、これまで寄附をいただいた支援者の方々から申告された住所を、そのまま収支報告書に記載をしております。

今後は、寄附者、寄附いただく支援者の方々に対しましては、自宅の住所を記載いただくようお願いするといったことなども含めて対応を検討していきたいと思っております。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員） 今後は、もちろんしていただくことかと思っておりますけれども、先ほども言いましたけれども、やっぱり県民の信頼回復が必要かというふうに思います。また、収支報告書に関して出たのかと、これまでも何度も訂正されておられるかというふうに思います。その中で、やはり訂正した方がいいのではないかと思います。再度お伺いします。

○大場博文副議長 知事。

○大石賢吾知事 先ほど申し上げましたけれども、やはりそれぞれの寄附者の住所というものに定義がないという中で、私も、個人からの寄附をいただいておりますので、そこに何ら疑念

を持たれない形が一番よろしいかと思っておりますけれども、今回のこの報道も踏まえて、いろいろお声もお聞きをしております。やはり自分のご住所を載せるといったことについて不安を感じていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういった声も踏まえてですけれども、やはり法令で自宅の住所、例えば何か定義がある、例えば住民票に記載をされている住所であるとか、そういったことまで定義がされていない中で、そういったお声があるということも踏まえて、こちらからそういったことについて訂正を求めるといったことはなかなか難しいのが現状でございます。

ただ、先ほど来申し上げているとおり、疑念を持たれないという形が一番適切だとは思いますが、そういったことも踏まえて、今後、こういった報道もあるといったことも、お知らせするといったことなども検討しながら、支援者の方々のお声も聞いて慎重に対応していきたいと思っております。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員） 県のリーダーでございますので、ぜひ疑念を持たないようにしていただければと思います。

（2）知事の現任期の総括と今後について。

知事は、初当選当時は現役医師でもありまして、離島の医療資源不足や高齢化社会への対応など、期待されておられたというふうに思います。

そういう中で、この3年半、様々な問題が起きました。この3年間を振り返り、政治家としての透明性、誠実さの観点も踏まえた総括と、来年2月に予定されている次期知事選挙への出馬に向けた意思をお伺いします。

○大場博文副議長 知事。

○大石賢吾知事 私は、これまでの3年間、県民の皆様が、長崎県、自分のふるさとへの誇り、また、その未来への期待感といったものを抱いていただいて、自分のふるさとを愛して自慢をしたくなるといったような、そんな場所にしていきたいという思いで県勢の発展に全力で取り組んできたところでございます。

また、各種の災害対応等については、私自身、現地に赴きまして、関係者の皆様のご意見をお聞きしながら、必要な対策を速やかに講じるとともに、地域の声に耳を傾けて、現場のニーズを踏まえ、スピード感、そしてデジタル技術等の新しい視点も意識しながら、様々な施策を幅広く推進をさせていただいてきたところでございます。

こうした結果、こども分野におきますと、高校生世代までの医療費助成制度の創設のほか、G7保健大臣会合の本県での開催、世界的な半導体企業の誘致実現、また、これは本県にとって非常に重要だと思っておりますが、国家戦略特区の指定であったり、様々な各分野において着実な成果につながっているものと認識をしております。

今後においても、本県の振興を図るために、現下の社会経済情勢等も踏まえながら、今年、最終年度を迎えます県総合計画の総仕上げと、「新しい長崎県づくりのビジョン」の推進に向けて力を注いでいきたいと思っております。

なお、現時点におきまして、次の知事選挙につきましては、何も決まったものはございませんので、私としては、まずは県政を一步でも前に進めるような、そのような環境づくりも含めて、しっかりと全力を注いでまいりたいと思っております。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員）（3）「犬猫の殺処分『ゼロ』へ」について。

前回の一般質問でも行いましたけれども、犬猫の殺処分が、令和3年度の937頭から、令和5年度は93頭まで減少していると言われておりました。令和6年度も減少していることと思っております。その取組は、とてもいいということで評価したいと思います。

その一方で、野良猫が増えて困っている状況が続いております。地元でも多くの相談を受け、他の地域でも同じように、そのことが全てではございませんけれども、野良猫が増えているという状況です。

アンケートを実施しても、前より増えてきて困っているというような状態です。

前回質問した時に、野良猫の実態把握も必要だというふうに言っていたかというふうに思いますが、野良猫の実態把握と取組状況について、お伺いします。

○大場博文副議長 県民生活環境部長。

○大安哲也県民生活環境部長 野良猫につきましては、その行動範囲が広いことや、個体の識別が難しいことなどから、その数の把握は行っておりませんが、地域における野良猫の実態については、保健所への猫に関する苦情、相談や野良猫を増やさないための不妊化事業にかかるボランティア団体からの報告書などから、状況把握に努めているところでございます。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員） その状況の中で、何らか野良猫が増えているとか、減っているとかということがわかっているのか、お伺いしたいと思います。

それと、令和6年度の実績としてはどうか、お伺いします。

○大場博文副議長 県民生活環境部長。

○大安哲也県民生活環境部長 先ほども申し上げましたとおり、数の把握自体は行っておりませんので、増えている、増えてないということについては、今、申し上げることはできませんけれども、例えば、先ほど言いました地域猫活動の申請書等から、県内171地区の申請が上ってきている中で、例えば頭数でいくと11頭を把握している地区は、全体の申請地区の中では37%を占めているとか、また、171地区のうち15地区は野良猫の流入があっているとか、そういったことの把握を進めているところでございます。

先ほど、令和6年度の状況というのは、殺処分数のことかというふうに思いますが、そちらにつきましては、治療見込みのない病気や攻撃性があるなどで譲渡できない動物を除いた数、こちら、令和5年度が93頭ですけれども、令和6年度は速報値で54頭まで減少している状況でございます。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員） ぜび、一方で増えている野良猫対策にも、今後も、もう少し県として取り組んでいただければというふうに思います。

次に、動物の譲渡を推進する取組の中で、ボランティアが様々なところで活動をされているかというふうに思います。

譲渡会というところでは、「譲渡会をしているけれども、知らない人もいて、なかなか周知が行き届いてないように思っている」というようなお声を聞いております。

去年は、猫の譲渡会をこの県庁で開催されています。犬の保護をされている方も、犬の譲渡会も、ぜびこの県庁で開催していただきたい。

そして、やはり本気で県全体がこの犬猫殺処分「ゼロ」を目指しているというのを、県民の皆さんに知っていただくことが大事かと思いますが、県の見解をお伺いします。

○大場博文副議長 県民生活環境部長。

○大安哲也県民生活環境部長 県が実施しております譲渡会については、県ホームページの「ながさき犬猫ネット」やSNSによる発信、チラシの配布などで周知し、ボランティア団体にもSNS等の発信にご協力をいただいているところです。

また、ボランティア団体が実施される譲渡会について、県からも「ながさき犬猫ネット」で情報発信をしております。

昨年9月に県庁で開催した「ながさき動物愛護フェスタ」では、ボランティア団体による保護猫の譲渡会を開催していただきましたが、今年度も県庁での開催を予定しておりまして、保護犬の譲渡会についても検討したいと考えております。

県民への周知につきましては、譲渡会などのイベントや動物殺処分「ゼロ」の取組について、引き続き、関係機関と連携し、様々な工夫を図りながら取り組んでまいります。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員） ぜび、保護犬の譲渡会も開催していただければというふうに思います。

この政策は、やはり知事が人と動物が共生できる社会の実現を目指しているのだというふうに思います。

そういう中、ボランティアの皆さんに対して、一定の支援はされているということは承知しております。そういう中で、相談を受けているボランティア団体からは、「なかなか支援が届い

ていない」、「もう少し支援をしていただきたい」というような声もあります。

子犬や子猫を譲渡できるまでに飼育されている、譲渡するボランティア団体や、地域猫の健康管理やTNRに協力する団体など、様々なボランティア団体があります。

本気で共生社会を目指すには、この様々な団体のところに、今よりもなお一層、運営補助とか、また別の形の表彰制度とかをしながら、本当に「ゼロ」を目指していくことが必要かと思いますが、知事の見解をお伺いします。

○大場博文副議長 知事。

○大石賢吾知事 私は、かけがえのない動物の命が数多く失われているといったこの現状を、どうしても改善をしたいという思いで、この動物殺処分「ゼロ」を目指しております。

その達成に当たっては、議員おっしゃったように、ボランティア団体の方々との連携をして取り組むこと、これは不可欠だと思っております。

私自身もボランティア団体主催の動物愛護イベントにも伺いまして、SNSでも発信をさせていただきました。

ボランティア団体の支援につきましては、「動物殺処分『ゼロ』プロジェクト」を立ち上げて以降、野良猫不妊化にかかる費用負担の拡充でありましたり、県ホームページやSNSでのボランティア団体の活動紹介などに取り組んでいるところでございます。

新たな支援につきましては、様々な面からの検討が必要になるものと考えております。

今後とも、様々なボランティア団体と連携をさせていただきながら、動物愛護を推進して、人と動物が共生できるような、そんな社会の実現に力を尽くしていきたいと思っております。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員） ぜひ、様々なボランティアの方と連携を取りながら進めていただければというふうに思います。

2、インフルエンザ等治療薬の備蓄について。

（1）備蓄治療薬の廃棄状況と配布体制。

2024年から2025年にかけてのインフルエンザシーズンでは、患者数が過去最多を記録し、治療薬の供給に一時的な遅れが生じたと聞いております。

2024年12月23日から29日の1週間に、全国約5,000の定点医療機関から報告されたインフルエンザ患者数は31万7,812人で、一医療機関当たり64.39人となり、1999年の統計開始以来、最多とのことです。

厚生労働省は、医療機関に対し、抗インフルエンザ薬の過剰な買い占めを行わないように通知したが、供給不足の原因は、買い占めではなく、買い占めたくても出荷調整で薬が手に入らない状況でしたとのことです。

一方で、厚生労働省によりますと、国や都道府県が備蓄しているインフルエンザ治療薬は、約3,619万人分、そのうち長崎県は19.9万人分であるとのことです。

これらの治療薬は、新型インフルエンザ発生時にのみに放出されるという仕組みで、季節性インフルエンザの流行時は活用できないというふうになっているそうです。

その結果、使用されることなく有効期限を迎え、廃棄される状況が続いているというふうに思います。

治療薬の備蓄・廃棄状況や配布体制の確立について、お伺いします。

○大場博文副議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 県におきましては、

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品を備蓄しております。

現在、国により示される備蓄方針等を踏まえまして、5品目の抗インフルエンザ薬を19万9,300人分備蓄しているところです。

また、備蓄薬の廃棄状況につきましては、5年から10年と規定されている有効期間が切れたものから、順次廃棄処分としており、直近3年間では4万7,200人分を廃棄し、その処分費用は約120万円となっております。

なお、備蓄薬の配布につきましては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、新型インフルエンザ等感染症の発生を厚生労働大臣が認め、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく措置を実施する時に、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、政府が定めるガイドラインを踏まえ、流通する抗インフルエンザ薬の在庫量が一定量以下になった時点で供給することとなっております。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員）国の定めによって放出していくということかというふうに思います。

放出するとなった場合に、長崎県においては、いつ、誰がそれを決定し、放出決定から隔々の医療機関までに抗インフルエンザウイルス薬が届くには、何日ぐらいかかると想定されますか。

○大場博文副議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 県におきましては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の規定により、政府対策本部が設置された際に、直ちに設置される知事を本部長とする「長崎県新型インフルエンザ等対策本部」において、県内

の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を把握したうえで放出を決定し、県内の医薬品卸売販売業者を通じて、即日、医療機関に届けられると想定しております。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員）即日届けられるということですので、必ず放出が必要な場合は、即日、隔々の医療機関まで届けていただきたいというふうに思います。

過去の季節性インフルエンザ流行時、または、新型コロナウイルス感染時には、県内の受入れの病院が満床となり、入院させたくても入院できないという事態が発生したというふうに聞いております。

一方で、地域医療構想では、県内の急性期病床を減らすことが計画されております。計画どおり、県内の急性期病床を減らしていくと、感染流行時の入院体制が心配されますが、そのまま大丈夫なのか、お伺いします。

○大場博文副議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 新型インフルエンザ等が急速に蔓延する際には、感染者の急増が想定されるため、必要となる入院病床の迅速な確保が重要であると認識しております。

本県におきましては、新型インフルエンザ等が急速に流行しはじめる時期に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、病床を確保していただける医療機関との医療措置協定の締結に努めており、337床の目標に対しまして、現在、395床を確保しているところです。

県といたしましては、地域医療構想に基づき、病床数の適正化や、不足する病床機能への転換により、効率的・効果的な医療提供体制の構築を推進するとともに、感染症の流行期において

も必要な病床が確保されるよう、積極的に取り組んでまいります。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員）入院体制が大丈夫なようにしていただきたいというふうに思います。

（2）備蓄治療薬の有効的な活用方法。

前回、全国的にインフルエンザが流行し、治療薬の不足が深刻な問題となりました。その中で、やはり医療機関、県民の皆さんに不安が広がったことはご承知のことというふうに思います。

そういう中、タミフルを例にとりますと、備蓄分を合わせると全国で2,000万人分を超えるタミフルがあるけれども、12月の1か月間に医療機関に供給されたタミフルは、わずか89万人分だったということです。

こういう形で、非常に供給が遅いというような状態があるかというふうに思います。そういう場合には、やはり抗インフルエンザ薬を都道府県備蓄分を放出できるように、国の方に要請することが必要と思いますが、県の見解をお伺いします。

○大場博文副議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、新型インフルエンザウイルス等対策の実施のために備蓄をしております。

県といたしましては、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、廃棄処分を最小限にするような運用体制の効率化や調達方法の見直しを図るよう、国に対して、全国知事会を通じて要望を行っているところです。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員）先ほど、廃棄された

治療薬は、3年間で4万7,200人分、廃棄する費用は120万円というふうに答弁がありました。

廃棄した治療薬の費用を事前にお伺いしたところ、1億1,600万円とのことでございました。

これまで廃棄された治療薬の量や費用、そして、廃棄処理にかかるコストを考えた場合には、県独自での活用方法や備蓄を検討することで、より効率的で効果的な運用になるのではないかと考えますが、こういう可能性について、県としての見解をお伺いします。

○大場博文副議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、新型インフルエンザウイルス等対策の実施のために備蓄しておりますことから、議員ご指摘の事項につきましては、法律の改正が必要であると認識しております。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員）これは、やはり法律がないと、県独自するのは難しいということかというふうに思いますけれども、そういう中で、知事は、県のトップとして、その法律改正を求める考えがないか、お伺いします。

○大場博文副議長 知事。

○大石賢吾知事 先ほど、部長から答弁がございましたけれども、現時点においては、やはり法令に基づくということで、県において備蓄をしている抗インフルエンザウイルス薬を独自に活用するといったことは困難であると考えておりますけれども、その運用の見直し等については、国に対して、引き続き、要望していきたいと、そう考えております。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員）ぜひ、要望して、実

質、治療薬が無駄にならないようにしていただければというふうに思います。

3、教育行政について。

(1) 佐世保市で起きた同級生殺害事件から10年目の節目を超えて。

県内では、2003年に長崎市の中学1年生による事件、そして2004年に佐世保市で小学6年生による同級生殺害事件が起きており、非常に悲しい事件が続いている状況の中で、再び11年前に事件が発生しておりました。

そういう中、学校では、やはり命や心を大切にする教育が必要だというふうに思います。

毎年、命の尊さを問う集会は開催されているというふうに思います。しかしながら、なかなか止まらないというか、こういう事件が起きないようにするために、被害者にも加害者にもならないためには、幼い頃からの教育が必要かというふうに思います。

この事件があった日に、ほかの学校でも命の大切さというようなことでお話をしていくことが、より共通的なことで理解ができるのではないかというふうに思いますが、教育委員会の考えをお伺いします。

○大場博文副議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 本県では、佐世保市での事案も含めて、子どもの命に関わる重大な事案が過去に複数発生しております。この事実を重く受け止め、決して風化させてはならないと考えております。

このため、県では、平成16年度から「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を実施しております。命に関する講話や、学校と家庭、地域、関係機関等が連携して企画する行事などを通して、生命を尊重し、大切にすることを育成に努めているところでございます。

なお、この教育週間につきましては、その趣旨を十分に踏まえたうえで、それぞれの市町教育委員会や県立学校が、最も適切で効果的と考える時期に実施することが望ましいのではないかと考えているところでございます。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番(饗庭敦子議員) ぜひ、命の尊さを皆さんにご理解いただくことが必要なので、それぞれの学校でされているということですが、一定統一してやるということで、より浸透するのではないかとこの点にも考えます。

(2) 犯罪加害者にならないための教育の推進。

犯罪加害者にならないためにも、幼い頃から教育が必要かというふうに思います。

最近では、SNSを使ったトラブルや、そして、闇バイトなど、だんだん年齢層が低くなってきて、10代の若者の重大犯罪につながっているケースも多くあるかというふうに思います。

そのうえで、やはり教育も時代に合った教育が必要かというふうに思いますが、犯罪加害者にならないための教育の推進として、どのようなことをしておられるのか、お伺いします。

○大場博文副議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 全国的に若者が関係した重大な犯罪が複数発生しておりまして、それらを未然に防ぐための教育の必要性につきましては、十分に認識をしているところでございます。

そこで、県教育委員会では、県警や関係部局などと連携をいたしまして、児童生徒を対象とした犯罪となる行為や刑罰への理解を促す教育に取り組んでいるところでございます。

また、令和6年度にSNSの健全な利用と危険性について学ぶ活用型情報モラル教材「GIGAワークブックながさき」と申しますが、この

「GIGAワークブックながさき」を作成いたしました。令和7年度では、生成AI活用や盗撮トラブル等の時代に即したコンテンツを新たに追加をしたうえで、県内学校での活用を図っているところでございます。

今後も、児童生徒の未来を守るために、犯罪加害者とならないための教育を推進してまいります。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員） ぜひ、犯罪にならないようにしていただきたいと思います。

（3）自殺者ゼロを目指して。

全国では、小・中学生の自殺者が529人で、過去最多となっております。

その原因としましては、学校の問題、学業不振、学友との不和となっております。

県内の自殺者は、2024年は214人となっていて、前年より12人減っております。

しかしながら、19歳以下の子どもたちは、割合にしますと20%増ということで、6人となっております。子どもたちのSOSを早期に把握し、対応することが必要と考えております。

ぜひ、この子どもたちの自殺者もゼロを目指していきたいと思いますが、そのための自殺対策の強化をお伺いします。

○大場博文副議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 子どもの自殺を未然に防ぐために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各学校に配置をしているほか、24時間SOSダイヤルやメールでの相談窓口の設置など、相談体制の充実を図っているところでございます。

さらに、「自殺予防研修」や「カウンセリグリーダー研修」を毎年実施しておりまして、これはSOSを発する子どもの声を受け止める

ことができる教職員の育成にも努めているところでございます。

今後も、学校と関係機関との連携をしっかりと図りながら、子どもの命を守る取組を進めてまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員） ぜひ、子どもたちを守るというところで、自殺者ゼロを目指していただきたいと思います。

（4）県立学校の体罰について。

不祥事による教員の処分状況について、お伺いします。

県立高校柔道部の顧問をしていた40代の元教諭の男性が、暴力的な指導で県教育委員会から4回処分を受けて、昨年8月に退職したというふうに報道されておりました。

その後も、その教諭の方が、隠れて部員の指導をしていたというふうに、これも報道をされておりました。

そして、その間、子どもたちは2人、部員が転校し、また、今年の2月にも2人転校しているという状況の中で、県としては、どのようにして、この体罰、不適切な指導から生徒を守っていくのか、お伺いします。

併せて、教員の処分状況についてもお伺いします。

○大場博文副議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 現在、全ての学校が、校内に「服務規律委員会」を設置いたしておりまして、体罰の根絶に向けた研修を実施しているところでございます。

また、このほか、全ての教職員が、体罰根絶に向けた各自の取組内容や目標を設定いたしておりまして、年間を通じて実践をしているところでございます。

近年、体罰の件数は減少傾向にはございますが、引き続き、根絶に向けて、粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

県立学校における令和6年度の処分状況につきましては、不適切な指導による停職が1件となっております。

なお、体罰につきましては、懲戒処分までは至らない指導措置が6件でございます。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員）やはりここもゼロではないので、ぜひ体罰を減らしていただきたい。

その体罰ですけれども、この不祥事が行われた事案があると、情報の共有が必要かというふうに思うんですね。情報の共有をする場合には、どのような形で、なかなか県をまたげないというのがあるかとは思いますが、どのような状況でされておられるのか、お伺いします。

○大場博文副議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 懲戒処分のうち、停職以下の処分を受けた教員の情報を他県と共有する仕組みというのは、現状のところないというところでございます。

懲戒免職となった場合は、教員免許が失効となりまして、その情報が全国で共有されるという仕組みでございます。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員）なかなか他県との共有ができないとなると、知らなくて雇ってしまうみたいなことがあろうかというふうに思うんですけれども、今後、これを、県をまたいでも広げていける、そして、今回の柔道の場合は、柔道協会もやはり県をまたげないというふうになっておりますので、そのあたりをちゃんと広げていって、子どもたちが体罰とか不適切な指導にならないようにしていただきたいんですが、

そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○大場博文副議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 特に、部活、スポーツでの体罰につきましては、そういった競技団体との情報共有をしっかりと図りまして、競技団体レベルでは、ある程度そういった情報というのは流れてまいりますので、そこを教育委員会、学校側がしっかりと連携を取りながら、そういった状況にならないように取り組んでまいらないといけないと考えています。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員）ぜひ、共有のところも考えていただきたいと思います。

そして、やっぱり何よりも大事なのが、体罰の再発防止かというふうに思います。再発防止に向けた取組について、お伺いしたいと思います。

やはり体罰は、今でも熱心な指導と思う価値観というものがあろうかと思えます。また、教員が忙しい、そしてストレスがかかるということで、心に余裕がない状況で体罰につながるということもあろうかと思えます。そして、やはり子ども自身も、体罰を受け入れるんだというふうに思わないように、子どもも自分で予防できるような再発防止が必要かというふうに思いますが、県の再発防止に向けた取組をお伺いします。

○大場博文副議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 県におきましては、アンガーマネジメント研修や学校マネジメント研修を実施するなど、弁護士や民間の人材を活用いたしまして、教職員が自身の指導のあり方を見つめ直す機会を設けているところでございます。

また、教職員の心の余裕は、生徒たちと向き

合い、信頼関係を築くためにも必要なことでございまして、学校現場でのDXを進めるなど、業務の削減や効率化にも努めているところでございます。

さらに、生徒が体罰等を容認しない姿勢を身につけることも重要であると考えておりまして、県立学校では、生徒が主体となって校則を見直したり、あるいは学校行事の運営に参画するなどいたしまして、主体性や自立心等を育む教育活動を進めております。

これは、生徒自身が自ら考え、行動することで、自分の意思を持つことの大切さに気づき、また、教職員が自身の指導観を見つめ直すことにもつながっているものと考えております。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員）そうですね。やはり子どもたちの主体性、子どもたちが、本当にそれを受けるものではなく、だめだよというふうにできるようにしていただき、体罰が二度と起こらないようにしていただければと思います。

4、地域公共交通を維持・確保するための取組。

地域公共交通は、高齢者や学生、通勤・通学者、車を持たない住民にとって欠かせない移動手段でございます。

一方で、人口減少や利用者減少により、路線の廃止や縮小が相次ぎ、交通空白地も拡大しています。

また、運転免許を返納したりすることにより、住民の移動の足を確保できない状況にもなっているかというふうに思います。

県内の状況でも、利用者が少ないから便数を減らし、便数が減ると、また利用者がさらに減るといった悪循環に陥っております。

路線の廃止や減便の背景には、深刻なバス運

転者の不足があります。今後、実証実験で自動運転の技術なども確立していくかとは思いますが、まだまだ時間がかかるというふうに思いますので、そこに至るまで、市町でも取り組んでおりますが、市町や交通事業者任せではなく、県としても積極的な支援策が必要と思いますが、支援策が十分行われているのか、お伺いします。

○大場博文副議長 地域振興部長。
○渡辺大祐地域振興部長 令和2年に「地域交通法」が改正され、全ての地方公共団体において、地域公共交通のマスタープランであります「地域公共交通計画」を策定することが努力義務化されたところであります。

これに伴いまして、県内の多くの市町においては、地域公共交通計画の策定や改定が行われているところであり、当該計画等に基づき、地域の実情に応じた路線バスの運行形態の効率化や、コミュニティ交通の活用など、持続可能な公共交通ネットワークの構築に努められております。

県におきましては、「県地域公共交通計画」を策定のうえ、広域的な幹線バス路線へ支援を行うとともに、市町が実施するコミュニティ交通につきましては、市町の区域を越えた広域的な見地から必要な助言や支援を行うなど、国や市町と役割分担をしながら、地域公共交通の維持・確保に努めているところであります。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員）ぜひ、コミュニティ交通を進めるというところなどを市町と連携しながらしていただきたい。ただ、市町も、なかなか予算がなく、難しいという面もあろうかというふうに思いますので、今後は、財政的な支援も含めて考えていただければというふうに思います。

5、物価高騰対策と中小企業への賃上げ支援について。

物価高騰と人手不足が続く中、2025年度、日本政府は、中小企業の賃上げと生産性向上を支援するため、様々な補助金や助成金を新設・拡充しています。

中小企業への賃上げにつきましては、岩手県では60円以上の賃上げを行った中小企業等を対象に、従業員一人当たり6万円を令和7年2月20日から受け付けして実施されています。

一方、長崎県では、長崎県デジタル力向上支援事業費補助金、長崎県製造業物価高騰対策支援事業費補助金など実施されておりますけれども、今の物価高騰や最低賃金は上昇していますが、普通の中小企業の中での賃上げがなかなか見えない中ですけれども、こういうことを行っている成果はどのようになっているのか、お伺いします。

○大場博文副議長 産業労働部長。

○宮地智弘産業労働部長 県内の中小企業が厳しい経営環境を乗り越えていくためには、賃上げ等の原資となる売上げの増加を図ることが必要であり、これまで県では、生産性向上のためのデジタル化や設備投資、価格転嫁の機運醸成など、各種支援策を推進してまいりました。

このような中、広く中小企業の取組を支援するため、国の交付金を活用した事業を実施し、最低賃金の大幅な上昇がはじまった令和5年度以降の2年間で、デジタル化支援においては538社を、また、製造業の小規模な設備投資支援のうち、賃金引上げ計画策定を要件としたものについては104社を支援しました。

その結果、令和5年度にこれらの事業を活用した企業のうち、デジタル化については77.9%が、設備投資については89.3%の企業が、令和6

年度に平均賃金を引き上げたと回答するなど、支援した企業においては、一定の賃上げが実施されております。

さらに、売上げ拡大など賃上げにつながる前向きな企業活動を支援するため、昨年12月に創設した制度融資については、利用実績で見ると、九州では第2位となるなど、県内企業の経営力強化につながる支援に一定なったものと考えております。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員）支援により賃上げにつながったということでしたけれども、どれくらいの賃上げにつながったか、わかれば教えていただきたいのと、そういう取組は一定評価したいというふうに思います。

しかしながら、県内の倒産は、2024年度52件で、前年度よりやはり増えている、15件増えているという状況です。

そういう中で、物価高の中、県内では賃上げが連動せず、消費の低迷で企業の環境は厳しさが増しているというふうに言われております。

特に、長崎は、やはり大企業の下請けなどに中小企業が組まれているという状況もありますし、原材料費や人件費の高騰分を価格に転嫁できない、なかなか価格転嫁もできない状況であるというふうに思います。

そういう中で、様々な支援策はありますけれども、先ほど申し上げた、岩手県みたいな賃上げが直接的な支援になるような支援をする考えがないのか、お伺いします。

○大場博文副議長 産業労働部長。

○宮地智弘産業労働部長 まず、先ほどご答弁申し上げました、今までの実績の企業につきましては、アンケート調査では、申し訳ございませんが、どの程度上げたというのは手元にデー

タがございません。

そのうえで、直接支援をやらないのかというご質問でございますが、エネルギー価格の上昇などに伴う物価高が長期化する中、厳しい経営環境にある県内の中小企業にとって、賃上げのための一時金の給付については、県としても一定の効果はあるものと考えております。

これまで、県においても、コロナ禍で休業や時短営業をお願いした際に協力金を給付するなど、緊急時の対応として、一時金の給付を行ってまいりました。

一方、コロナ禍が終息し、経済が平時に移行している中、県においては、限られた財源で企業の持続的な賃上げを図るためには、後年度まで売上増などが見込めるデジタル化や設備投資の支援など、県内企業の生産性向上に資する取組がより効果的と考えております。

さらに、今年度からは、県内中小企業の経営力向上を図るため、商工会や商工会議所の経営指導員を増員し、巡回等による経営指導など、プッシュ型の支援も強化してまいります。

いずれにしましても、地域経済を支える中小企業の支援は重要であることから、今後、国の経済対策の動向等も注視しながら、賃上げに向けた効果的な施策の構築に努めてまいります。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員）プッシュ型の支援とか、様々取り組んでおられるというふうに思いますが、直接的な賃上げも含めて、また考えていただければというふうに思います。

6、パワーハラスメント・カスタマーハラスメント対策について。

働きやすい職場環境を維持するには、やはりハラスメントの未然防止が重要だというふうに考えております。

2020年に、長崎県警佐世保交通課の男性警部補が自殺したのは、上司のパワハラや長時間労働が原因だとして、ご遺族の方が県に損害賠償を求めて訴訟を起こされております。

そういう中、6月10日に判決がございました。私も傍聴に行かせていただきました。

その時に、計1億3,500万円の支払いを命じる判決で、ほぼほぼ請求どおりの金額が示されたということでしたが、その中で上司の重過失やパワハラについては触れられておらず、ご遺族の方は、金額よりも県警の組織改善のための裁判だったので、とても複雑な気持ちだというふうに話されておられました。

これに関して、警察本部長の見解と、この組織改善をどのようにしていくのか、お伺いします。

○大場博文副議長 警察本部長。

○遠藤顕史警察本部長 お答えいたします。

判決確定前でございますので、内容にわたる回答は差し控えさせていただきますが、この判決につきましては、重く受け止めております。

そのうえででございますが、今、議員からご遺族の受け止めについて言及がございましたので、あえて、若干敷衍させて申し上げたいと思います。

ご指摘のありました議員の受け止めについての報道は、当然承知をしております。

ご指摘の判決の具体の書きぶりにつきましては、当方としてコメントできる立場ではございませんけれども、事実関係について申し上げますと、元課長によるパワハラ行為につきましては、県警としても、これを認定していて、令和2年12月でございますが、行為責任で処分をしております。

また、元署長につきましては、その監督責任

による措置を講じたところでございます。

重過失についてでございます。

具体の行為が重過失に当たるかどうかということでございますが、さすがにこれは県警だけで決められる問題ではありませんで、また、判決自体が確定しておりませんことから、現時点でのお答えは困難であるというふうに考えておりますが、いずれにしましても、県警といたしまして、今後、二度とこういった事案を発生させないように、職員やそのご家族など、関係する方々の声に耳を傾け、寄り添いながら、組織を挙げて職員が働きやすい勤務環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員） そういう中で、やはり組織改善が必要かと思うんですけれども、どのような形で組織改善をしていかれるのか、お伺いします。

○大場博文副議長 警察本部長。

○遠藤顕史警察本部長 これまで、県警では、相談しやすい職場環境の構築、幹部職員を対象とした有識者による講習会の開催などに取り組んでまいりましたが、ご指摘のように、ハラスメントの根絶には至っていないというのが現状でございます。

県警では、引き続き、こうした取組を強力に進めますほか、さらなる取組といたしまして、新規採用職員にハラスメントの正しい知識や被害、加害両面の防止に関する意識の醸成を目的としました教養を行いますなど、組織を挙げて対策にさらに取り組んでまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員） そういう中で、具体的に、これから県警として組織改善をやってい

こうと、もう二度と、もちろん起こってはならないというふうに思いますので、もうちょっと具体的にハラスメント対策が必要ではないかと思いますが、そのあたりはどのようにお考えか、お伺いします。

○大場博文副議長 警察本部長。

○遠藤顕史警察本部長 先ほど申し上げました答弁でございますが、新規採用職員、これは警察学校に入った、本当に若手でございます。この若い段階から、ハラスメントと指導というのはどこら辺が境になるのかと、また、こういった行為をすると、どういうことになるのか、また、そういった行為を受けた人がどんな辛い目に遭っているのかということも含めて教養をしていかなきゃいかんだろうと思っています。

また、先ほどは答弁には申し上げませんでした、県警ではアンケート調査を毎年やっておりますけれども、その内容につきましても、ハラスメントの意識がどれだけ深まっているかということに加えまして、そもそも、そのハラスメント防止教養として、職員がどんなニーズを持っているのかということも我々として把握できるように、ブラッシュアップして、さらに進めてまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員） 警察学校へのハラスメント対策も含めて、ぜひ強化していただいて、ハラスメントを撲滅するというところで、いろんな形で防いでいく、それでもなかなか処分の状況は上がってきているということかと思っておりますので、ぜひとも、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、カスタマーハラスメントについてですが、県では、介護事業所を対象にアンケートをしたということが報道もされておりました。

その中で、回答した685事業所のうち約4割が、現在と過去3年以内にカスハラと感ずる行為を受けていたということです。

そうすると、職員が疲弊し、別の利用者に不安を与えたりするような影響が見られ、また、12の事業所では職員の退職や退職の申し出があったということでございます。

こういう結果を考えますと、県内の他の分野においても、カスハラがあるのではないかとこのように思いますので、県内の企業へのカスハラ対策への取組と企業の状況がわかれば教えてください。

○大場博文副議長 産業労働部政策監。

○石田智久産業労働部政策監 カスタマーハラスメントにつきましては、これまで国が発行するリーフレットや企業向け対策マニュアルを、県のホームページや企業向けのメールマガジンで周知することにより、企業における対策を促してまいりました。

一方、労働問題の相談窓口でございます「長崎労働相談情報センター」には、カスタマーハラスメントに関する相談の実績がなかったことから、本県の実態を把握するため、事業者及び労働団体へのアンケート調査を実施しているところでございます。

現時点の集計では、約4割から「過去一年間にカスハラがあった」との回答をいただいております。県としても、さらなる取組が必要であると考えております。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員）県内の企業においても、やはり4割近くはあったということでございます。

このカスタマーハラスメント対策は、もう改正案が通常国会で成立されましたので、来年に

は法律が変わるかというふうに思いますが、それまでも、やはり県としては、県内企業、または県職員も含めてカスハラ対策を実施する必要があるかというふうに思いますが、法が施行されるまでの県の取組をお伺いします。

○大場博文副議長 産業労働部政策監。

○石田智久産業労働部政策監 今国会において成立しました「労働施策総合推進法」の改正法において、カスタマーハラスメントの定義が明確化され、事業主が講ずべき措置、国、事業主、労働者及び顧客等の責務が規定されたところでございます。

県としましては、この改正法の内容や、今後、国が定める指針等について、法施行を待つことなく、今年度から研修会等において周知徹底を図るとともに、企業等が実施するセミナーへの講師派遣や労働相談窓口の紹介など、取組を強化してまいります。

さらに、先般は、労働団体から相談がございまして、勉強会の準備も進めているところでございまして、個別の相談にも対応してまいりたいと考えております。

また、県民の皆様に対しましては、関係部局と連携しまして、広報、啓発に取り組み、カスタマーハラスメントの防止に向けた意識の醸成に努めてまいります。

○大場博文副議長 饗庭議員—18番。

○18番（饗庭敦子議員）カスタマーハラスメントに対しましても、やはり全県的に撲滅し、安心して皆さんが働くことができる環境をつくらせていただくことを要望して質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○大場博文副議長 本日の会議は、これにて終了いたします。

6月23日は、定刻より本会議を開き、一般質

問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3時47分 散会

第 8 目 目

令和7年6月定例会

令和7年6月23日

議 事 日 程

第 8 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和7年6月23日（月曜日）

出席議員（44名）

1番 欠 番
 2番 大倉 聡 議員
 3番 本多 泰 邦 議員
 4番 白川 鮎 美 議員
 5番 まきやま 大 和 議員
 6番 田川 正 毅 議員
 7番 虎島 泰 洋 議員
 8番 畑島 晃 貴 議員
 9番 湊 亮 太 議員
 10番 富岡 孝 介 議員
 11番 大久保 堅 太 議員
 12番 中村 俊 介 議員
 13番 山村 健 志 議員
 14番 初手 安 幸 議員
 15番 欠 番
 16番 宮本 法 広 議員
 17番 中村 泰 輔 議員
 18番 饗庭 敦 子 議員
 19番 堤 典 子 議員
 20番 坂本 浩 議員
 21番 鵜瀬 和 博 議員
 22番 清川 久 義 議員
 23番 坂口 慎 一 議員
 24番 千住 良 治 議員
 25番 山下 博 史 議員
 26番 石本 政 弘 議員
 27番 中村 一 三 議員
 28番 大場 博 文 議員
 29番 近藤 智 明 議員
 30番 宅島 寿 一 議員
 31番 山本 由 夫 議員
 32番 堀江 ひとみ 議員
 33番 中山 功 議員
 34番 小林 克 敏 議員

35番 川崎 祥 司 議員
 36番 山口 初 實 議員
 37番 山田 朋 子 議員
 38番 松本 洋 介 議員
 39番 ごう まなみ 議員
 40番 中島 浩 介 議員
 41番 前田 哲 也 議員
 42番 浅田 ますみ 議員
 43番 外間 雅 広 議員
 44番 徳永 達 也 議員
 45番 溝口 芙美雄 議員
 46番 田中 愛 国 議員

 説明のため出席した者

大石 賢 吾 知 事
 浦 真 樹 副 知 事
 馬場 裕 子 副 知 事
 陣野 和 弘 秘書・広報戦略部長
 早稲田 智 仁 企画部長
 中尾 正 英 総務部長
 今富 洋 祐 危機管理部長
 渡辺 大 祐 地域振興部長
 伊達 良 弘 文化観光国際部長
 大安 哲 也 県民生活環境部長
 新田 惇 一 福祉保健部長
 浦 亮 治 こども政策局長
 宮地 智 弘 産業労働部長
 吉田 誠 水産部長
 渋谷 隆 秀 農林部長
 中尾 吉 宏 土木部長
 井手 美都子 会計管理者
 中村 泰 博 土木部技監
 太田 彰 幸 交通局長
 峰松 茂 泰 地域振興部政策監
 村田 利 博 文化観光国際部政策監

石田智久	産業労働部政策監
前川謙介	教育委員会教育長
辻良子	人事委員会委員
下田芳之	代表監査委員
原章夫	選挙管理委員会委員
森拓二郎	公安委員会委員長
遠藤顕史	警察本部長
桑宮直彦	監査事務局長
小畑英二	人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長兼任)
狩野博臣	教育政策監
坂口育裕	教育次長
高橋圭	財政課長
黒島航	秘書課長
小橋和則	選挙管理委員会書記長
奥野勝	警察本部総務課長

議会事務局職員出席者

中尾美恵子	局長
濱口孝	次長兼総務課長
佐藤隆幸	議事課長
大宮巖浩	政務調査課長
太田守人	議事課長補佐
山口祐一郎	議事課係長
天雨千代子	議事課会計年度任用職員

午前10時 0分 開議

○徳永達也議長 おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、6月20日に引き続き、一般質問を行います。

坂口議員 23番。

○23番（坂口慎一議員）（拍手）〔登壇〕皆様、おはようございます。

自由民主党、諫早市選挙区選出の坂口慎一でございます。

一般質問2日目、1番を務めさせていただきます。機会をいただきました会派、同僚議員の皆さんに感謝を申し上げまして、一問一答にて質問をさせていただきます。

また、傍聴にお越しいただきました皆様、ありがとうございます

1、「ながさきピース文化祭2025」の開催について。

（1）現在の進捗状況について。

開幕まで、残り83日となりました。県庁舎行政棟1階入り口の総合案内前には、開催日までの残り日数をカウントする電光掲示板が設置してあります。

去る6月7日には、プレイベントが、させば五番街で開催され、県北地区の文化の披露のほか、大石知事と本文化祭アンバサダーの長濱ねるさんとのトークショーも行われ、県外の方も含め、多くの方にご来場いただいたと伺っております。本文化祭開幕に向けての盛り上がりも高まってきているものと思います。

そこで、開催準備も大詰めを迎えていると思いますが、現在の進捗状況について、お尋ねいたします。

なお、以後の質問は、対面演壇席より行います。

○徳永達也議長 文化観光国際部長。

○伊達良弘文化観光国際部長 「ながさきピース文化祭2025」期間中は、県下全域において、180を超える事業を実施いたしますが、これまで実施内容の確定、出演者や参加者、出展作品の募集などを順次進めてきており、現在、その準備は最終段階に入っているところであります。

また、機運醸成や認知度向上に向けても、節目、節目でのイベントやSNS等を活用した情報発信、アンバサダーによる広報活動等を行って

きており、文化祭の機運も高まってきております。

併せて、宿泊や交通の手配を行うトラベルセンターの設置や、大手旅行会社と連携した県内観光情報の発信などの取組も進めております。

現在のところ、文化祭の開催準備は順調に進んでおりますが、今後は、これまでの取組に加えまして、公式ガイドブックの発行や各文化祭会場を回遊してもらうための仕掛けづくりなどにも取り組んでまいります。

○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番（坂口慎一議員）（2）開会式について。

開会式については、開幕100日前に当たる6月6日に出演者を発表するとともに、一般観覧者の募集も開始されたとお聞きしております。

開会式は、ピース文化祭の幕開けを飾るとともに、全国植樹祭や国民スポーツ大会などと並ぶ四大行幸啓の一つとされているなど、本文化祭のメインイベントでもあることから、県としても、準備に全力を注いでいるものと思います。

そこで、開会式の進捗状況や一般観覧者の募集の応募状況について、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 文化観光国際部長。

○伊達良弘文化観光国際部長 開会式につきましては、総合演出家の金沢氏と連携して進めておりますが、現在、台本や演出などの最終調整を行っており、今後は、合同練習やリハーサルの段階に進んでまいります。

開会式には、スペシャルアンバサダーのさだまささんのほか、EXILEのTAKAHIROさん、俳優の長濱ねるさんや水上恒司さんなど、多くの著名人にもご出演いただくこととしております。

一般観覧者の募集期間については、6月6日か

ら7月25日までの50日間となっておりますが、募集開始から約2週間で、定員の800人を大幅に超える約5,000人から応募いただいております。大きな注目を集めております。

○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番（坂口慎一議員）（3）知事の意気込みについて。

ピース文化祭の開幕に向け、準備は順調に進んでおり、開会式の一般観覧者募集についても、多くの方々にご応募いただいているということで、大変喜ばしく思っております。

開幕まで残された時間はわずかであり、本文化祭の成功のために、県、市町、関係団体が、より一層連携し、残された時間を有効に活用して、少しでもよい文化祭としていただきたいと考えております。私たち県議会としても、本文化祭の成功に向け、全力で応援したいと思っております。

周知のように、本文化祭実行委員会の会長は、大石知事でございます。実行委員会の会長として、この項目の最後に、ぜひ大石知事から、「ながさきピース文化祭2025」の成功に向けた思い、強い意気込みをお聞かせいただきたいと思っております。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 「ながさきピース文化祭2025」につきましては、令和3年7月の開催内定以降、県実行委員会の立ち上げ、基本構想や実施計画の策定、節目、節目でのイベントの実施など、開催に向けて様々な準備を進めてまいりました。

昨年の開催県でございます岐阜県での閉会式に参加した際には、参加者が一丸となって演じる姿、そして、熱意に大きな感動を覚えるとともに、大会旗の引継ぎを受けて、改めて本県で

開催することに向けて決意を新たにしたところ
でございます。

また、開閉会式の総合演出家でございます金
沢氏をはじめ、アンバサダーや協賛企業の皆様
方と意見交換を行ったり、様々なPRイベントに
参加しまして、多くの皆様方の熱意に触れる中
で、私自身、すばらしい文化祭につくり上げて
いきたいという思いが、日に日に高まってきて
いるところでございます。

開幕が、いよいよ目前に迫ってきております
けれども、「文化をみんなに」というキャッチ
フレーズのもと、多くの方々に参加していただ
き、長崎らしい、心に残る文化祭だったと感じ
ていただけるよう、市町や関係団体等と連携し
て、残された期間、全力を尽くしていきたいと、
そう考えております。

○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番（坂口慎一議員）文化祭開催への大石
知事の思い、強い意気込みをお聞かせいただき
ました。私たちも、知事と同様の思いでありま
す。どうか、「ながさきピース文化祭2025」が
成功裏に開催されますことを心から願いまして、
次の質問へ移らせていただきます。

2、財政運営について。

（1）基金の運用状況について。

今回は、家計でいうところの貯金に当たる本
県の基金について、伺ってまいりたいと思いま
す。

総務省の統計資料によりますと、本県の定額
運用を除く積立基金の残高は、令和元年度末で
542億円でありましたけれども、令和3年度末に
は833億円、令和5年度末では1,005億円とな
っており、増加傾向にあります。

令和元年度末残高と比較して、令和5年度末
残高は、ほぼ倍増しているような状況にありま

す。

このうち、かなりの額が国債等の有価証券で
の運用がなされているものと推察をいたします。
日銀によるマイナス金利政策や、イールドカー
ブ・コントロール導入以降、各地方公共団体は、
償還年限が10年を超える超長期債での保有比
率を高めてきているものと推察いたしますが、
本県においては、どのような状況か。

昨年、マイナス金利政策が解除されて以降、
国債の金利上昇に伴い、保有国債の評価額が下
落しているものと考えますが、まずは県が設置
している基金の令和6年度末残高及び国債等の
有価証券による運用状況について、お尋ねいた
します。

○徳永達也議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 本県が設置しております
37基金の令和6年度末の残高は、約1,390億円で
あり、預金や債券で運用しております。

令和6年度末時点において、国債や地方債等
の元本が保証される債券で約880億円運用して
おり、その運用益は約7億2,600万円となつてお
ります。

○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番（坂口慎一議員）債券による運用、
1,390億円のうち880億円ということで、かなり
の部分が債券運用によるものとなっております。
債券による運用は、7億2,600万円の運用益が出
ているということではありますが、債券による運
用が効率的であることは理解をいたします。

（2）保有国債等の含み損について。

先ほど申し上げました日銀の金融政策の変更
による金利のある世界の到来によって、マイナ
ス金利時代に購入した国債等については、含み
損が発生しており、満期前に売却した場合には
損失が発生いたします。

例えば、災害発生時など緊急的な財政出動が必要な場合には支障が生じるおそれがあると考えますが、県の見解を伺います。

○徳永達也議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 現在、金利については、上昇傾向にあり、仮に過去に購入した国債等、満期前に売却した場合、損失が発生するおそれがございますが、県では、満期保有を原則としておりますので、損失が発生することは、想定しておりません。

なお、年度間の財源の調整を目的に造成している財政調整基金については、令和6年度末残高が約98億円ございます。災害発生時など緊急的な財政出動も考慮し、全額預金での運用とされているところでございます。

○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番(坂口慎一議員) 含み損の金額をちょっと聞いたつもりであったんですが、ご答弁としてありませんでした。これはあくまでも含み損のお話でありますので、満期前に売却した場合の損失の話であります。

マイナス金利時代においては、超長期国債での運用が安全かつ効率的というふうに言われておりました。ただ、時代が変われば、状況も変わるものでございます。近年の災害は、激甚化、頻発化しているとも言われます。そういった場合に一定のリスクも存在するということを把握しておく必要があると考えましたので、質問をさせていただきます。

本当に先行きが不透明な時代でありますので、そういった状況下で本県の金融財産の安全かつ効率的なポートフォリオの形成に努めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

3、道路行政について。

(1) 国道207号(佐瀬・長田) 拡幅の現状について。

国道207号は、佐賀県を起点として、諫早市を經由して長与町から時津町に至る幹線道路であり、日々の暮らしや産業を支え、サイクル・ツーリズムなど観光ルートや大規模災害時における代替道路としても、大きな役割を持つ主要幹線道であります。

このような中で、諫早市多良見町の佐瀬地区におきましては、道路幅が狭く、見通しも悪いため、基幹産業であるみかんの収穫時期には支障を来しております。

また、諫早市の長田地区においては、朝夕を中心に混雑しており、住民の日常生活に支障を来しております。

多良見町佐瀬地区におきましても、長田、高来、小長井地域といった諫早市東部地域におきましても、特に、小長井地域が過疎地域に指定されるなど、人口減少、過疎化が著しい地域であります。

やはり幹線道路の脆弱性、交通アクセスの悪さが、その要因の一つであるとも言われております。

地域の振興発展という観点から、地域住民は、事業の早期完成を期待している状況であります。つきましては、現在、整備が進められている国道207号の佐瀬拡幅、東長田拡幅の現在の進捗状況について、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 土木部技監。

○中村泰博土木部技監 国道207号の佐瀬地区で進められております拡幅事業につきましては、令和5年度に用地取得が全て完了し、昨年度から諫早市側の整備済み区間に続く約300メートル区間の拡幅工事を進めております。

また、長田地区で進めております拡幅事業に

つきましては、これまでに約7割の用地を取得し、現在、白浜地区において、軟弱地盤の改良工事を進めております。

今後、両事業の予算確保に努め、着実な事業推進を図ってまいります。

○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番（坂口慎一議員） 国道207号の拡幅については、佐瀬地区も、長田地区においても、地域住民の早期完成に向けた期待は、非常に大きいものがあります。一日でも早い完成に向け、鋭意ご尽力いただきますよう、お願いをいたします。

（2）有明海沿岸道路の早期実現について。

有明海沿岸に位置する鹿島市から諫早市間は、これまで広域道路ネットワークの空白区間となっておりましたが、令和3年7月に、将来的に高規格道路としての役割が期待される有明海沿岸道路として構想路線に位置づけられました。

こうした中、令和6年8月には有明海沿岸地域の26市町が連携し、地域全体の魅力向上や定住・交流人口の増加、さらには、持続可能な地域発展を目指す「有明海沿岸地域振興会議」が設立され、一体となった取組が始まっております。

本県からも、私の地元である諫早市をはじめ、島原市、雲仙市、南島原市の4市が参画しております。

有明海沿岸道路の整備は、有明海沿岸地域の一体的な発展を図るためにも、極めて重要であります。県におかれましては、諫早市、鹿島市、太良町で構成する地元期成会とともに検討を進めていると伺っておりますが、現在の検討状況について、お伺いいたします。

○徳永達也議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 有明海沿岸道路につきま

しては、4県にまたがる広域的な道路ネットワークを形成するものでありまして、地域間の交流促進や物流の効率化を図るうえで重要な路線であると認識しております。

このうち、鹿島市から諫早市間につきましては、現在、地元期成会とともに、地域が抱える課題の整備を進めているところでございます。

引き続き、広域的な視点も踏まえ、整備の必要性や効果について、検討を進めてまいります。

○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番（坂口慎一議員） 国道207号の拡幅と併せて、この有明海沿岸道路の早期実現も、地元の強い要望、期待がありますので、早期に実現に向かうようにご尽力をいただきたいと思っております。

（3）都市計画道路破籠井鷲崎線の整備について。

昭和44年に都市計画決定された都市計画道路破籠井鷲崎線は、国道34号と国道57号を結ぶ全長6キロの都市計画道路であります。諫早市中心市外地の慢性的な交通混雑を緩和する幹線道路として、重要な役割を果たす路線であると考えております。

平成21年に小豆崎から鷲崎までの区間の約2キロが供用済みとなっておりますが、残りの4キロの区間がいまだ事業化されていない状況にあります。

こうした中、諫早市中心部近郊では、大規模な住宅団地や商業施設、産業団地の建設が予定されており、中心部を通過する交通量の増加が懸念されております。

諫早市においては、令和4年に諫早外環状線の南回りルートである諫早南バイパスが完成しており、国道57号の交通状況が劇的に改善するなど、市内の渋滞緩和に大きな効果を発揮して

おります。

交通の要衝であり、商業施設や産業団地の集積が進む諫早市において、北回りの外環状線でもある破籠井鷲崎線の整備は、諫早市の今後の市街地形成、特に、市街地北部の発展において、極めて重要な路線であります。

そこで、破籠井鷲崎線のうち未完成である小豆崎町から西栄田町間の整備に向けた現在の取組状況について、お伺いいたします。

○徳永達也議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 都市計画道路破籠井鷲崎線の西栄田町から小豆崎町間につきましては、昨年度までに諫早市や地元自治会と意見交換を行ってきており、道路の必要性は高いものと認識しております。

一方、地形的な条件などから高架橋が多いことに加え、4車線の計画であるため、多額の費用を要することが課題となっております。

また、延長が約4キロメートルと長く、接続する市の道路計画もあることから、複数区間に分けて段階的に整備を進める必要があると考えております。

このため、今後はコストを抑えた道路の在り方や区間ごとの優先度などについて、諫早市と連携しながら、検討を進めてまいります。

○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番(坂口慎一議員) 破籠井鷲崎線につきましては、都市計画決定から50年以上経過しております。その間に大規模な企業の立地であったり、新幹線の開通等、状況も変わってきております。併せて、地形の問題等含めて課題があることも認識をしております。

ただ、先ほども申し上げましたように、今、県央地域は、大きく変貌しつつあります。県央都市諫早の今後の大いなる飛躍を考えた場合、

交通の大動脈ともいえる破籠井鷲崎線の整備は、急務であると考えております。

市の方も、平成23年か24年から、一定、負担金を県にお支払いしてありまして、その金額も数千万円に上るといふふうに言われております。

また、市の方も、この破籠井鷲崎線に合わせて都市計画道路の市道を3本、計画しておりますけれども、なかなか本道といいますか、この破籠井鷲崎線の整備のめどがつかないと、市の方もなかなか取りかかれなような状況でございます。

こういったことをぜひ考慮していただきまして、早期の事業化を要望したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

4、福祉行政について。

(1) 公益財団法人長崎県健康事業団の経営状況について。

経営状況について。

当事業団は、県民の健康及び福祉の増進への寄与を目的に、県が設置した団体であります。また、役員として副理事長に福祉保健部長、理事に国保・健康増進課長、常務理事に県OB、評議員に医療政策課長が就任してありまして、県は、経営に一定の影響力を持ち、関与しているということが出来ます。

昨年11月定例会の文教厚生委員会で、当事業団の経営状況を質問させていただいたところ、令和5年度末の赤字額が約1億2,600万円であったという答弁をいただきました。当事業団の経営改善に向け、早急に取り組むことが必要と考えます。

そこで、まず、現在の長崎県健康事業団の経営状況について、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 長崎県健康事業団は、

離島を含めた県下全域において、県民の健診や保健指導を行うとともに、臓器移植の調整支援なども実施するなど、長崎県における疾病の予防及び健康の保持・増進に寄与している公益法人であり、今後も経営改善を図りながら、事業を継続することが必要な法人であると認識しております。

長崎県健康事業団の経営状況につきましては、令和6年度の決算額におきまして、当期経常利益が1億9,800万円の赤字であり、主要な事業である健診事業が約2億3,000万円の赤字となっている状況でございます。

○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番（坂口慎一議員）赤字が続いているという状況でありまして、決算額の推移を見ましても、経営状況の悪化が主要事業である健診事業の収益の減少が続いていると、このことが要因ではないかと推察いたします。

経営改善に対する県の方針について。

決算書の正味財産増減計算書の経常収益の大部分を占める健診等事業収益の推移を見ますと、令和4年度の20億3,300万円から令和5年度には16億1,000万円、それから令和6年度末には14億6,200万円へと減少しており、これが経常収益を大きく押し下げているということは明白であります。

今般の少子化による人口減少が影響していると思いますが、収益向上のための対策を強化しなければ、一向に経営改善は望めないのではないかと考えます。

そこで、長崎県健康事業団の経営改善に向けた県の方針について、お尋ねをいたします。

○徳永達也議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 長崎県健康事業団の経営改善につきましては、喫緊に取り組むべき

ものであると認識しておりまして、昨年度から福祉保健部長以下、担当者が事業団を定期的に訪問し、経営改善に向けた課題整理を行うとともに、具体的な対応策について協議を行ってまいりました。

事業団におきましては、県との協議を踏まえ、今年度から経営状況の分析や進捗管理を行う部署を新たに立ち上げ、組織横断的な連携協力体制を構築するなど、事業の運営を抜本的に見直す様々な取組をはじめたところです。

具体的な経営改善策といたしましては、健診を実施するたびに1件ごとの収支を確認し、赤字が出ないように、適正なスタッフ数による健診の実施に努めるとともに、業務に余裕が生まれたスタッフによる新規事業所での健診の実施を目指すため、営業活動の強化も図ることとしております。

また、離島での健診は、赤字の要因の一つとなっておりましたが、市町と協議のうえ、採算が確保できる基本料金を設定し、赤字を生むことなく健診を実施できるような改善についても実施したところです。

その結果、令和7年4月の月別収支は、約1,400万円の黒字となっており、着実に経営改善が図られております。

県といたしましては、引き続き、こうした事業団の取組状況をしっかりと確認し、経営改善が図られるよう取り組んでまいります。

○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番（坂口慎一議員）県としても、経営改善に向けた様々な取組を行っていただいているということでありまして、新田福祉保健部長も副理事長として、度々、自ら足を運んで助言をしておられるそうで、現場からもそのことに感謝する声というものがあっているもの事実であり

ます。

ぜひ、長崎県健康事業団が策定する経営改善計画の中に営業力の強化等を盛り込んでいただき、売上額の増加と収益の確保につながるよう、県としても促していただくことを強く要望したいと思います。

収益の改善でありますので、売上げを上げるか、コストを抑えるか、どちらかしかないんですけれども、コスト削減の取組も様々行っていると思いますけれども、なかなかコスト削減だけでは一定限界があると思いますので、落ち込んでいる売上げを確保する方策をぜひとも考えていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

（2）高齢者の生きがいづくりについて。

高齢者の生きがいづくりに向けた取組について。

2040年には、本県の65歳以上の人口は、全人口の4割に達する見込みとなっており、県では、これまでも地域包括ケアシステム構築に取り組まれてきたところであります。

地域包括ケアシステムは、地域共生社会をつくっていくうえでの核となる仕組みでありまして、高齢者に加えて障害者や子どもたちを含め、全ての人にとって住みやすい地域づくりを進めていかなければなりません。

そのためには、人口の4割を占める高齢者の果たすべき役割は、ますます重要なものとなっております。

地域では、高齢者の様々な活動が盛んになっており、諫早市におきましては、市が主体となって報告会を定期的に開催するなど、高齢者の活動を社会貢献につなげていく取組が行われております。

また、そのような報告会がきっかけとなって

地域の見守りや移送支援、買物支援といった生活支援の取組が新たにはじまるという効果も出てきております。

生きがいづくり、高齢者の社会参加に向けた取組は、市町が主体となることは理解をしておりますが、国のガイドライン等にも示されておりますように、県においても、広域行政の役割として、市町に対してニーズに応じた支援を行っていく必要があるのではないかと考えております。

県は、高齢者の社会参加について、現状を踏まえ、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○徳永達也議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 県といたしましては、市町で行われております高齢者の社会参加に向けた取組を増やしていくとともに、地域で若者の減少が続く中、困りごと解決や助け合いなど、地域の担い手としての活動につなげていくことが重要であると考えております。

これまで県では、すこやか長寿財団に補助を行い、高齢者を対象として、趣味や教養の講座を中心とした学びや交流の場を提供する事業を行ってまいりましたが、近年、市町でも同様の取組が多数行われてきており、その内容が重複しているという課題がありました。

こうしたことから、市町へのヒアリングを行ったうえで、今年度、すこやか長寿財団が実施する学びや交流の場を提供する事業を廃止し、県において、市町が推薦する高齢者を地域貢献活動の担い手として育成する事業を新たに開始したところです。

県といたしましては、引き続き、市町とさらなる連携強化を図り、地域の意欲ある高齢者によって様々な活動が生み出されるよう、高齢者

の社会参加の取組を進めてまいります。

○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番（坂口慎一議員） 2040年に向けた方向性について。

2040年には、高齢者が県人口の4割、約41万人に達する見込みであります。介護保険料も徐々に高くなっている中で、医療や介護のサービスをどのように持続させていくのが課題となっております。

住民が助け合い、地域を支えていくためには、これまで以上に高齢者の力が必要となります。

先ほど、すこやか長寿財団のお話がありましたが、地域住民と密接な関係を構築し、地域共生社会の実現を目指して取組を進めていくためには、すこやか長寿財団では、市町及び地域住民との連携は難しい部分もあるのではないかと推察しているところです。

地域包括ケアシステム構築の一環として、時代に応じた見直しをしっかりとしていただき、市町の支援に取り組んでもらいたいと考えておりますが、県の考え方について、改めて知事の見解を伺いたいと思います。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 平成12年の介護保険制度の開始以降、地域包括ケアシステムの充実化が進みまして、市町の役割が拡大していることに加え、一人暮らし世帯の増加、就業率の上昇、趣味や嗜好の多様化といったことなど、高齢者を取り巻く環境は、大きく変化をしてきております。

また、市町におきましては、介護サービスの基盤整備に加えまして、高齢者の社会参加を促進する取組が積極的に行われて、年々、活発になってきております。

医療や介護ニーズが高い85歳以上の人口に

つきましては、今後も増加が見込まれておりまして、人生100年時代に備え、高齢者が健康を保ちながら、生きがいを持って暮らし続けることができる地域づくりが必要でございます。

県といたしましては、社会環境の変化を踏まえて、県と市町の役割を明確にし、そして、市町の取組がさらに効果的なものになるように、引き続き、必要な見直しを行いながら、市町とともに高齢者が生き生きと活躍できる長崎県づくりに取り組んでいきたいと、そう考えております。

○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番（坂口慎一議員） 地域包括ケアシステムの目指すところは、地域共生社会でありまして、これは「地域まるごと社会」というふうにも言われております。地域のことを行政サービスだけに頼ることなく、地域住民相互の協力の中で様々なことに取り組んでいかなければなりません。

そのような中で地域との密接な関係づくりを行うということは、非常に重要なことでもあります。そのような関係づくりができる体制の構築を進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

5、農政について。

（1）地域計画について。

地域計画の概要と意義について。

最近、長引く米価の高騰が国民的な関心事項、課題であることは、周知の事実であります。政府備蓄米の放出によって、米価の高騰対策としては一定の成果を見せているものの、一方では、今後、再生産可能な安定した価格で米の供給ができるかどうか、農業者の懸念が示されていることも事実であります。

現在、我が国の食料自給率は、令和5年度時

点でカロリーベースが38%、生産額ベースで61%であります。食料安全保障の観点からも自給率の向上が課題となっている中で、自給率がほぼ100%を占める米の安定供給の重要性は極めて高いことが明らかであります。

地域における農業については、農家の高齢化や担い手の減少及び耕作放棄地の拡大という状況を受けて、農地の集約化等の取組を加速化することが喫緊の課題であるとされております。

これまで、「人・農地プラン」によって将来の在り方が計画づけされておりましたが、令和5年4月に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」を受けまして、より具体性を持った「地域農業経営基盤強化促進計画」、いわゆる地域計画への移行、策定が求められております。

そこで、まず、地域計画とはどのようなものが、その概要や意義について、伺います。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 地域計画は、市町が「農業経営基盤強化促進法」に基づき、農地を次世代に引き継いでいくための具体的な取組を定めるものであり、令和7年3月までに県内全21市町が策定しています。

計画においては、地域の農業者や関係機関による話し合いをもとに、将来、誰が、どの農地を担うのかを明示した目標地図が作成されていることから、これにより農地の集積化が期待されるほか、計画に位置づけられた担い手には、国庫事業を活用する際に優遇措置が設けられております。

○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番(坂口慎一議員) 県下の策定状況について。

答弁にもありましたように、市町は、令和7

年3月までに地域計画の策定を求められております。県下の地域計画の策定状況、また、策定することで明らかとなった課題や対策等について、伺います。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 本県における地域計画の策定状況は、令和7年3月末現在、全21市町の428地区で策定されており、7月末までに9地区が追加される予定になっております。

一方、策定された計画においては、担い手が決まっていない農地が2割程度を占めていることから、県といたしましては、計画の充実に向け、地域の話し合いの場に参画し、地域外からの担い手の呼び込みや農地集積の推進等を支援してまいります。

○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番(坂口慎一議員) 県下21市町で428地区の地域計画が策定され、7月中には9地区が追加されるという状況であります。また、策定された計画の中身については、また、県も地域と一緒に協力をしながら進めていくということでありました。

地域農業は、今現在、大変な岐路に立たされているものと考えております。農業者が安心して農業を営むことができるように、県としても最大限の支援を行っていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

6、教育行政について。

(1) タブレット端末の更新状況について。

予備機の状況、故障時等の対応について。

我が国におきましては、「GIGAスクール構想」のもとで、一人一台端末と高速容量の通信ネットワーク等の整備がなされ、プログラミング教育と併せてICT教育の環境が整えられてきました。

一人一台端末の環境整備から一定の期間が経過しております。運用の過程で支障などが生じていないか、まずは、このことから伺いたいと思います。

現状で端末が故障した場合の対応、予備機の状態などについて、伺いたいと思います。

また、子どもたちの手元に端末がないという状況が発生していないかどうか、小・中学校、高等学校の状況について、それぞれご答弁いただきたいと思います。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 まず、児童生徒用の端末が故障した場合の対応、予備機の状態についてでございます。

公立小・中学校におきましては、端末が故障した場合、校内に保管されている予備機または市町の教育委員会が保有しております予備機を活用することで対応いたしております。

それでもなお、端末の確保が困難な場合には、教職員用の端末を一時的に貸与するなど、柔軟な対応を講じておきまして、児童生徒の学びに影響を及ぼすような端末の不足というものは生じておりません。

また、県立高校におきましても、まずは学校に配備されている予備機を活用いたしまして、それでもなお不足する場合には、学校間で調整をいたしまして、配置替えにより対応しているところでございます。

次に、子どもたちの手元に端末がないという状況が発生していないかということでございますけれども、公立小・中学校におきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、柔軟な対応を講じておきまして、児童生徒の学びに影響を及ぼすような端末の不足が生じているという報告、あるいはご意見などは、市町教育委員会に

も確認を行っておりますが、特段寄せられてはおりません。

一方で、県立高校におきましては、新1年生に貸与する場合は、卒業生から返却された端末を使用いたしますので、一部の学校で一時的に端末を配布できない状況にあります。この場合も電子黒板を活用するなどいたしまして対応しているところでございます。

なお、今年度、諫早高校におきまして、複数のOSが混在する環境下での運用を試験的に実施するために、生徒の私有の端末の持ち込みを許可いたしております。生徒及び保護者へは、希望する場合は、私有端末の持ち込みができること、そして、希望しない場合は、公有の端末の使用が可能であること、この点をお知らせいたしましたが、十分にご理解いただけていないこともあったのではないかと考えております。

諫早高校におきましては、再度、生徒及び保護者へ公有端末の使用ができるということを知りたしまして、現在、対応しているところでございます。

○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番（坂口慎一議員）小・中学校、高校、それぞれお答えをいただきましたけれども、小・中学校においては、今のところ、不足している等の声などは寄せられていないということでありました。

一方、高校では諫早高校の事例をご答弁いただきましたけれども、3年生が使用していたものが1年生に渡る過程において、少しタイムロスが生じているような状況、1年生が全員持っていないという状況があるようでありますので、そのあたり、今後、対応をお願いしたいと思います。

また、導入から一定期間が経過したことによ

りまして、最近では故障が非常に多いということをお伺いします。修理に出した端末が、なかなか戻ってこないとか、修理に時間がかかっているというお声もよくありますし、学校に予備機がないために自己負担で購入したというような声も私の方には入ってきておりますので、そのあたりもご対応をお願いしたいと思います。

これ、「GIGAスクール構想」が導入された時に文科省が示した文言ですけれども、「Society5.0時代に生きる子供たちにとって、PC端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムである」という記載があります。これが「GIGAスクール構想」、ICT教育の根幹にある考え方です。

PC端末が、タブレット端末を含めて、手元がないという状況は、決してあってはならないことだと思いますので、こういった状況が発生しないようにご対応いただくことを要望したいと思います。

端末の更新について。

一人一台端末の導入につきましては、購入にかかる費用の大きさや財源構成のうち、国庫負担の割合が大きかったこともありまして、端末の更新について、導入の時点から更新についての議論があったように記憶をしております。

一人一台端末の更新について、財源の問題や更新の時期などを含め、どのように進められるのか、伺いたいと思います。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 小・中学校や高校におけるタブレット端末につきましては、議員のご質問にもございましたとおり、児童生徒の学習に有効な文房具の一つであると考えております。

現在、公立の小・中学校におきましては、児

童生徒の学びの継続及び学力向上を図るために、国の補助金を活用いたしまして、令和6年度から令和10年度までの5年間をかけまして端末を計画的に更新しているところでございます。

一方、高等学校に対しましては、国の補助金がございますので、現下の厳しい本県の財政状況の中で、県単独予算による端末の更新は困難な状況にございます。

このため、令和7年1月に国から示された「学校のICT環境整備3か年計画」を踏まえまして、先の政府施策要望におきましても、国に対して財源の確保を強く要望してきたところでございます。

高等学校における一人一台端末の更新につきましては、令和8年度以降の実施に向けまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。
○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番（坂口慎一議員）小・中学校については、現在、更新を計画的に進められているということであります。ただ、高校については、なかなかやっぱり財源の確保が困難な状況にあるということであります。政府施策要望にもそういった要望をしていただいたということでありますので、私たちも一緒になって要望をしていかなければならないというふうに考えております。

ただ、先ほども申し上げましたように、やはり手元がないという状況をつくらないということがまず一番かと思えます。鉛筆やノートと並ぶマストアイテムでありますので、高校もスムーズな更新ができるように、また今後も検討を進めていただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

7、地域づくりについて。

（1）諫早湾干陸地の利活用の現状について。

諫早湾干拓事業により創出された干陸地の利活用につきましては、私も県議会議員として当選以後、一貫して取り上げてきたテーマであります。

約600ヘクタールにも及ぶ広大な干陸地のうち、特に、高来町深海地区におきましては、フラワーゾーンにおけるコスモス等の栽培や、「幻の高来そば」の栽培、クロスカントリーコースの整備など、地元有志による管理団体をはじめ、国、県、市といった様々な関係団体、関係機関の協力と連携によって、環境保全や利活用が図られております。

また、令和3年に長崎県によって5,000メートルにも及ぶセンターブイを設置していただいた本明川水上競技場ポートコースでは、この5月にも長崎県高校総体ローイング競技が開催され、また、7月には国民スポーツ大会・九州ブロック大会が開催される予定となっております、これまでもまして利活用が図られ、さらなるにぎわいが見られるようになりました。

しかしながら、地域資源として利活用を図っていくためには、通年での利活用や深海地区以外の適正な管理、利活用など、課題が多く残されております。今後の管理や利活用について、県としての見解を伺います。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 諫早湾干拓事業によって創出された干陸地につきましては、貴重な地域資源であり、県といたしましては、引き続き、地元の方々や、国、市等と連携して適正な管理を行い、利活用をさらに広げていくことが重要であると考えております。

こうした中で、小江干拓地に隣接する諫早市高来町深海地区においては、昨年11月に、地域の関係者や行政等による「本明川・深海地区か

わまちづくり協議会」が設立され、地域のにぎわい創出を目指した話し合いが行われるなど、新たな取組が進められているところであります。○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番（坂口慎一議員）（2）「かわまちづくり制度」を活用した取組状況について。

答弁にもありました「本明川・深海地区かわまちづくり協議会」の設置について、伺います。

昨年11月に、各行政機関、市民団体、スポーツ団体によって、「本明川・深海地区かわまちづくり協議会」が設立され、本明川・深海地区での河川空間の利活用を目的として協議が進められております。

「かわまちづくり」とは、河川とまちのつながりを活かしながら、安全で快適な空間を創出して、地域のにぎわいや交流を生み出すために設けられた国土交通省による支援制度であります。

住民、事業者、行政が連携して川沿いの遊歩道や親水空間、地域資源を活かしたイベント拠点などを整備する事例などがあります。

現在、諫早湾干陸地で検討されている「かわまちづくり制度」を活用した取組について、現状と今後の予定について、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 「かわまちづくり制度」を活用した取組状況につきましては、現在、協議会において、親水護岸や水上競技施設、クロスカントリー施設などの具体的な整備内容について、検討が進められております。

今後は、国、県、市、地元関係者などと整備に関する協議を重ね、令和8年度に、「かわまちづくり計画」を国へ申請する予定となっております。

県といたしましては、引き続き協議に参画し、

できる限りの協力をしてまいります。

○徳永達也議長 坂口議員 23番。

○23番（坂口慎一議員）「かわまちづくり制度」を活用した取組について、今後の進展に大きな期待をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、諫早湾干陸地は、広大でありますので、いまだ手をつけられていない場所も多数あります。むしろ、そちらの面積の方が大きいというのが現状でございます。

ほかの地区においても、適切な管理や利活用の推進をお願いしたいと思っておりますので、引き続き、ご対応をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

少し時間が余りましたけれども、以上で、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○徳永達也議長）これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○徳永達也議長 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

大久保議員 11番。

○11番（大久保堅太議員）（拍手）〔登壇〕皆さん、おはようございます。

自由民主党、平戸市選挙区選出、大久保堅太でございます。

2月に続けて、3か月ぶりです。

質問させていただく機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

また、傍聴いただいた皆様にも感謝申し上げます。今日は孫も来ておりますので、頑張りたい

と思います。

さて、近年、AIの急速な普及により、あらゆる分野が大きく変わろうとしております。つい先日も、このまま進めば、ユーチューバーという職業もAIに取って代わられる時代がくると話題になっておりました。動画の編集も、シナリオ作りも、ついに話すところまでAIがやってのけるのではないかと、こうなると、ふと考えてしまいます。議員も、そのうちAIに代わるのではないかと。

ですが、AIにできないことがあります。地域に寄り添い、声なき声を聞きとり、悩みや喜びを共有する、この人間くささこそ議員の本分であり、AIには決して代われないと信じております。そうした思いを胸に、本日も、人間代表として、全力で一般質問に臨みたいと思っております。

それでは、通告に従い、質問を行います。

1、県北振興について。

（1）総生産額から見る県北振興について。

先日、特別委員会にて、諫早市役所へ伺いました。現在の企業誘致における成果と課題をお聞きしましたが、ソニーの3,800名の雇用、さらには京セラの2026年に雇用数1,000人規模の工場開設と、シリコンアイランド九州の拠点としての存在を高めております。

さらには、2026年秋に開業を目指す九州最大規模のゆめタウンは2,000人の雇用が生まれるとされており、諫早市は、長崎駅を中心とした100年に一度の再開発変革期に加え、雇用を生み出す、稼ぐまちとして、これからの発展が楽しみな自治体でもあります。

もちろん、一朝一夕のことではなく、昭和59年、50年前、アメリカ大手半導体企業、フェアチャイルド社が諫早中核工業団地に工場を進出させたところからの積み上げであります。

これまでも、長崎県において、経済の浮揚・再生を最大の課題の一つとしてきた中では、大きなチャンスであると考えます。

一方、長崎県北に目を向けますと、新幹線の効果もなかなか実感できず、併せて、統合型リゾートIRの不認定から、南高北低のイメージは、県北民に閉塞感として広がっております。

伸びゆく地域は伸ばし、てこ入れが必要なところには手を加えることは、県行政として大きな役割の一つであると考えます。地域の経済力を見るうえで、一つの指標となるのが総生産額と考えており、本日、議長の許可を得て資料を配布させていただいております。（資料掲示）

大分類として、令和8年度に統合予定の県南振興局管内、そして県北振興局管内、離島としております。小分類として、各市町の総生産額を表にしております。

先月公表された直近2022年の長崎県市町民経済計算では、県北振興局管内の総生産額の合計は約1兆2,000億円、県全体に占める割合は約25%に対し、県南振興局管内の合計は約3兆1,200億円、県全体に占める割合67%。その割合を10年間の推移で見ると、県北2.2%のマイナス、県南は2.5%のプラスとなっております。離島がほぼ変わらずでありまして、南高北低の差がさらに開いていることがわかります。

県全体の総生産は、2012年からの10年間で4,800億円上がっております。総生産額10年間の推移で見ると、増加額は約県南4,300億円、県北300億円、離島200億円となります。県南と県北の総生産額対比は3対1です。

現在の県内の稼ぎどころは、1兆5,000億円の長崎市に次いで、佐世保市8,100億円であります。ここ10年間の成長率で見ると、1位、諫早市32%、そして2位、大村市26%となります。

長崎県はこれまでも、離島を含め、長崎市を中心とした県南経済圏域と佐世保市を中心とした県北経済圏域の二大圏域として事実、分けられると思っております。

こうした中で、県北経済圏域の活性化を実現するためには、私は、平戸市選挙区選出でありますけれども、人口や経済においても県内第二の都市である佐世保市が、人口だけではなく、経済の面においてもダム機能を果たすべきであり、佐世保市の経済規模を維持・発展させ、その効果を県北の各地域へ波及させていく、それこそが経済圏域であると考えております。また、県北地域の経済浮揚を図ることによって、長崎県の経済浮揚に県北経済圏域として貢献したいという思いでございます。

そこで、県としては、佐世保市が県北地域における経済の面でのダム機能であることを意識したうえで、今回、県北振興策を講じておられるのか、お尋ねをいたします。

以下の質問は、対面演壇席にて行います。議長のお取り計らいをお願いします。

○徳永達也議長 企画部長。

○早稲田智仁企画部長 IRの取組等を活かした県北地域の振興策では、交流人口拡大や産業振興、雇用創出など、官民が連携した取組によって地域経済の活性化を図り、佐世保市をはじめとする県北地域の振興を通じて、県全体の発展を目指すこととしております。

具体的には、周辺エリア一帯を滞在型リゾートと位置づけて取り組むハウステンボスとの官民連携による周遊対策や西海橋公園の再整備などの観光振興をはじめ、防衛関連等の新たな需要獲得に向けた造船関連産業のサプライチェーン強靱化への取組などの産業振興のほか、「ツール・ド・九州2025佐世保クリテリウム」の開

催など、特色ある地域資源等を活かした地域振興にも取り組んでまいります。

また、民間事業者が主体となる設備投資やノウハウ等の活用により事業効果を高めるとともに、佐世保市を中心とした周辺市町で構成する「西九州させば広域都市圏」における振興策との連携を図るなど、ダム機能というものも意識しながら、その効果を周辺地域へも波及させるよう、官民一体となって推進してまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番(大久保堅太議員) 先ほどお示した表で、もう一つ注目したい数字がございます。資料をお願いします。(資料掲示)

佐世保市が総生産額約8,100億円となっております。諫早市が約7,200億円、その差、900億円でございます。

この10年で、諫早市が約2,300億円成長しております。現在の大型投資と雇用がこれから新たに加わる諫早市の成長に対し、現在の佐世保市の成長率を考えると、総生産から見る自治体の順位が佐世保市と諫早市が逆転するのは時間の問題と考えております。ここは個人的にも大変危機感を覚えております。

そこで、ご説明の振興策では、観光振興や産業振興などの分野ごとに、様々な取組を進めていこうとしていることは理解できましたけれども、例えば、総生産額がどの程度伸びるのか、またあるいは、どの程度の投資が行われる想定かなど、今回の振興策の規模感がなかなか伝わりません。

市町や、特に、民間の投資を促して効果を高めたりするためには、そういった規模感を共有することが大変重要でありまして、県北地域の住民の方にも理解が得られるものだと考えてお

ります。また、佐世保市の経済的側面でのダム機能を維持するという視点においても重要であると思っております。

もちろん、行政は民間企業とは違うため、総生産額の目標を積み上げて設定することがどこまでできるかではありますけれども、県北地域の振興策の効果を総生産額や投資額などによって、その規模感を示すことができないか、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 企画部長。

○早稲田智仁企画部長 総生産額につきましては、民間支出が大半を占めるため、その予測が難しく、今回の振興策における総生産額や投資額等の規模感を全体としてお示しすることは難しいところであります。

一方で、例えば、「ツール・ド・九州2025」における集客目標数や今後民間からの提案を踏まえ、事業内容を検討することとしている西海橋公園の再整備など、個々の取組で一定の規模感が把握できるものについては、可能な限りお示しできるよう努めてまいります。

また、地域経済の活性化に向けましては、民間投資も含めて、今後の動向を見据えつつ、官民が連携し、地域の特性や強みを活かして施策の構築に努めますとともに、関連する経済指標等の動向を注視しながら施策を推進してまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番(大久保堅太議員) なかなか厳しいということでございますけれども、「ツール・ド・九州2025」とかいっても、言っても何億円の世界だと思わんですけれども、規模感という中で、先ほど示す総生産にわかるように、何十、何百億円の規模感を示していかないと、やはり県北民は理解できないという思いでございます。

今回、質問で取り上げている総生産額は、県の経済浮揚の状況をはかる一つの物差しであって、こういった経済指標をしっかりと追いかけてながら、施策の効果があらわれているかについて検証を行ってほしいというふうに考えております。

それで、提案もさせていただきたいと思えますけれども、県北経済の浮揚、そして総生産額を伸ばすために、県北地域へ十分な予算配分や、例えば、今回、県北振興策を検討する中において、補助金制度などで県北地域の補助率をかさ上げして、民間投資を呼びやすくするなど、思い切った施策を検討できないのか、お尋ねをいたします。

○徳永達也議長 企画部長。

○早稲田智仁企画部長 令和7年度当初予算において取りまとめました県北地域の振興策におきましては、個別地域に対する補助のかさ上げではなく、施策の内容に応じて、公共性などの観点から補助金等の制度設計を行い、施策の効果を高めることにより、地域経済の活性化につなげることであります。

県としましては、引き続き、事業効果が最大化されるよう、各種事業の執行に取り組んでまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番（大久保堅太議員） 県としては、かねてからの課題である南高北低に関する打開策として、IR誘致を推進してこられましたけれども、それも現状は暗礁に乗り上げる中、知事も、県北地域に焦点を当てた対策、必要性について、様々な場面で発言されており、また、地域からも一定の理解を得られるのではないかと感じております。

これまでは、地域を限定した補助金のかさ上

げなどはできなかったかもしれませんが、県北振興に力を入れている今こそ、県北地域で民間等による投資を促し、経済効果を高め、総生産額の増加につなげていくためにも、補助金のかさ上げについて検討していただきたいと思っております。

最後に、大石知事へ、県北振興対策への所見をお伺いしたいと思います。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 佐世保市を含む県北地域の発展に関しましては、県勢浮揚のために、これは非常に重要なものだというふうに考えております。先ほど議員もおっしゃったとおり、伸びゆく分野、伸びゆく地域について、しっかりとテコ入れをしていくといったことが重要だということをお考えますと、本当にこれは賛同いたします。

佐世保市だけではございませんけれども、佐世保市を含む県北地域、この各地域には、県南、ほかの地域にはない、離島にもない魅力がたくさん、強みも備わっていると思っております。そういったものをしっかりと見極めながら、単発的ではなく、持続的な発展につなげていくといったことが必要になってくるかと思っております。

先ほど来、お話がっておりますIRの取組等を活かした県北地域の振興策につきましては、官民が連携した取組によって、地域経済の活性化につながっていくように、しっかり県全体の発展につなげていけるよう、取組を進めていきたいと、そう思っておりますけれども、佐世保市を中心といたします県北地域の振興につきましては、議員がおっしゃった中にもありましたけれども、地域経済への投資、それにつながっていくことも重要ですし、それがしっかりと波及していくと、周りの地域に波及していくとい

ったことも重要であると思っておりますので、そういった視点もしっかりと意識をしながら、官民、また地域の声も聞きながら、しっかり取り組んでいきたいと、そう思っております。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番(大久保堅太議員) 前向きな答弁と捉えます。

私は、平戸ながらも、佐世保を中心としてと言うのは、やはり経済圏域という大枠で捉えながら、この第二の圏域を発展させないと、雇用もそうですけれども、県の税収にもつながっていくというふうに思っておりますので、稼げる県北経済圏域をつくらなければならないと思っております。今後とも、よろしく申し上げます。

2、商工業振興について。

(1) 中小・小規模事業者の現状について。

人口減少が続く長崎県において、人手不足が深刻な課題となる中、原材料や光熱費など、物価は高騰し、特に、小規模事業者にとって、厳しい経営状況が続いております。

そのような中であって、地域の経済や県民生活を下支えしているのは、それぞれの地域で頑張っている中小・小規模事業者であります。

まずは、地域の担い手である中小・小規模事業者の数が、この20年程度でどのように推移しているのかをお尋ねします。

○徳永達也議長 産業労働部長。

○宮地智弘産業労働部長 県内の中小企業数は、国の統計によると、平成16年の5万1,864社から、令和3年には3万8,236社となっており、この17年間で26.3%、約1万4,000社の減となっております。

このうち、小規模事業者については、約1万3,000社減少しており、減少数全体の9割以上を占めております。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番(大久保堅太議員) 20年間で約26%、1万4,000社、企業数が減ってきているということで、大変驚きます。この瞬間にも経営努力をされておられる既存企業についても、かなり厳しい経営状況にさらされております。

中小・小規模事業者は99%と言われる中で、これまでは、民間企業は淘汰される競争の世界と言われてきましたが、淘汰されるということは、強い会社は残るということになります。しかし、この県下郡部においては、廃業すると、代替りの商店も工場もなく、つまりは商店、工場がなくなるということに直結すると思っております。

既存の会社を1年でも長く、1社でも多く残していかなければ、地域の雇用、そして社会基盤が維持できなくなると考えております。地域経済や生活を支えていくために不可欠な中小・小規模事業者を取り巻く環境について、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 産業労働部長。

○宮地智弘産業労働部長 県では、若年層を中心に人口減少が進む本県において、中小・小規模事業者を取り巻く環境は、大変厳しい状況になっているものと考えております。

具体的には、これまでの人手不足や後継者問題などの構造的課題に加え、昨今では、物価の高騰や金利の上昇、最低賃金の引上げなどの経営課題も抱えており、今後とも、経営の維持・発展を図るためには、デジタル化などによる生産性の向上や事業承継に向けた対応などが急務となっております。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番(大久保堅太議員) (2) 商工団体との連携強化と今後の支援策は。

中小・小規模事業者を取り巻く環境は厳しいと県も認識されておられますけれども、こういった状況の中、どうやって地域の中小・小規模事業者を支えていくのか。私は、事業者に身近な商工会・商工会議所などの商工団体を大いに活用すべきと考えております。

そこで、商工団体の経営指導者数及び団体数と同じく20年間どのように推移してきているのか、聞かせてください。

○徳永達也議長 産業労働部長。

○宮地智弘産業労働部長 商工会・商工会議所の経営指導員については、地方分権改革により、人件費などの財源が国から地方の一般財源に変更されるとともに、三位一体の改革を契機に地方交付税が削減されたことに伴い、各県において削減が進められました。

本県においても、平成17年度から約4割の経営指導員を削減する計画を策定し、商工団体において、本計画に基づき削減を行った結果、経営指導員数は、平成16年度の431名から、20年後の令和6年度には約4割減の267名となっております。

また、県内の商工会・商工会議所の数については、合併による事業実施体制の強化が進み、同じく20年間で、団体数は81から28へ、約7割減少しております。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番（大久保堅太議員）商工団体においては、「平成の大合併」など、時代の流れもあって、この20年間で、経営指導員が約4割、商工団体も約7割減少していることは一定理解できますけれども、一方で、中小・小規模事業者の経営環境が厳しい現状、商工団体に担ってもらうべき役割の重要性は、さらに増していると考えております。

これまでの話を合わせると、約3割の企業が減り、そこを支援していく経営指導員は4割減っております。さらに、2014年に「小規模事業者支援法」が改正され、商工団体、経営指導員の役割は格段に増えました。そう考えると、経営指導員のマンパワーが不足していることは容易に考えられると思っております。

現在、県内にも、商工団体のほか、国が設置する事業承継・引継ぎ支援センターや中小企業庁認定の経営相談窓口、よろず支援拠点がありますけれども、これらの組織も、まずは支援が必要な企業の情報が必要になることから、何といても商工団体が総合的なフロント機能を司っております。

そこで、そのような課題が顕在化している中で、県は、商工団体と連携して、今後、中小・小規模事業者をどのように支援していこうと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○徳永達也議長 産業労働部長。

○宮地智弘産業労働部長 県では、人手不足や最低賃金の上昇など、県内中小・小規模事業者が直面する課題を乗り越えていくためには、事業者にとって一番身近な支援機関である商工会・商工会議所と連携して経営支援や操業支援等に取り組む必要があるものと考えております。

このような中、令和7年度から、商工団体の経営指導員を12名増員し、デジタル化や事業承継、価格転嫁等について、プッシュ型支援の強化を図ってまいります。

今後とも、県では、中小・小規模事業者が一層厳しさを増す経営環境を乗り越えていくため、商工団体等と連携した支援に力を尽くしてまいります。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番（大久保堅太議員）今回、20年ぶり

に経営指導員の増員については、日経新聞の電子版で大きく全国配信をされております。長年にわたって要望してきた経営指導員の増員が実現したことに、大変ありがたく思っております。

ぜひとも、中小・小規模事業者を支える商工団体の役割は、ますます重要性が高まるものと考えておりますので、来年度以降についても、指導員増員を含め、商工団体のさらなる体制強化をご検討いただきますようお願いを申し上げます。

3、農業振興について。

（1）畜産振興について。

今回は、農業振興、獣医師確保の取組について、お尋ねをします。

本県の農業を支える重要な柱の一つが肉用牛をはじめとする畜産業であり、県北地域においても、繁殖農家の努力と技術によって、県産和牛の質の向上と地域経済の支えとなっております。

しかしながら、近年、家畜診療や繁殖管理、防疫体制を担う獣医師の確保が非常に困難となっており、地域畜産の基盤そのものが揺らぎはじめております。

とりわけ、繁殖経営においては、人工授精、分娩対応、疾病管理など、獣医師の専門的支援が不可欠であり、その担い手不足は、子牛生産の停滞や農家離農リスクに直結しております。

また、獣医師の多くが都市部や小動物診療へと志向する中で、地域の産業動物獣医師の育成・確保は喫緊の課題であります。

このような状況を踏まえ、本日は、獣医師の人材確保や配置の在り方、さらには県として持続的な支援体制について、具体的な方針を問いたいと存じます。

そこで、本県における県職員や市町診療所な

どの畜産に関わる獣医師の不足状況を教えてください。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 本県の畜産分野に携わる獣医師の欠員状況は、令和7年4月現在、県職員が定員59名に対して13名、市町の家畜診療所が定員20名に対して3名、農業共済組合の診療所が26名に対して1名の欠員が生じております。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番（大久保堅太議員） 今、答弁いただいたとおり、畜産に関わる各職場において一定の欠員が出ており、対策を急がれるところであります。

私が調べたところ、昨年の県職獣医師の採用状況については、22名の募集に対し、6名しか採用できておらず、獣医師の確保が難航しております。本年度も募集しておられますけれども、お聞きする雰囲気としては、依然として厳しい状況ではないか感じております。

近年、全国では、獣医師学部の新卒者が国家資格に合格し、1,000名が新たな獣医師になっております。その内訳として、23%、230名が産業・行政関連分野へ就職し、47%、470名がペットなどの小動物診療、そして残り30%、300名が企業、研究等に進んでおられるようです。まさにこのことが、年間1,000名もの新しい獣医師が生まれているものの、畜産・公衆衛生領域での獣医師不足の構造的原因となっているわけであります。

新卒者数では退職分をカバーできておらず、少なくとも数百名が不足していると全国では言われております。これ以上獣医師が不足した場合に、農家段階において、どのようなことが心配されるのか、お尋ねをいたします。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 獣医師の欠員により、一人当たりの診療頭数が増加することから、疾病が発生した際、迅速に診療を受けられないことや、繁殖検診の遅れなどにより生産性の低下が懸念をされます。

また、家畜伝染病予防のための衛生管理指導が行き届かないことや伝染性疾患の診断の遅れにより、家畜伝染病の発生及び感染拡大につながるおそれがあります。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番（大久保堅太議員） 獣医師業界全体では、8割以上の獣医師が人材不足を感じているというアンケート結果もあります。産業動物分野において、負担感が懸念されております。

現場の声であります。

獣医師が不足するとどのようなことが起きるか、一例です。

先生が忙しいのは週末と週明けであります。畜産農家が、牛の様子がいつもと違い、気にはなっているけれども、先生が忙しいのをわかっているのです、週末には呼ばず、週明けに呼ぶことがあります。その結果、先生から、病状がひどくなった牛を見て、「早く呼んでくれれば」と言われるということがあるそうです。

一方、またこれとは逆で、心配で、早めに先生を呼んだケースでは、「これくらいでは」と言われることもあったと聞いております。

このことは、誰が、どちらが悪いわけではなくて、獣医師不足や負担の増加が、互いの行き違いや精神的余裕がなくなることに生じやすい例ではないかというふうに思っております。このような窮状を解決するために、職場環境、働き方改革も含めて、人員の確保は急務であります。

そこで、これまで獣医師確保に向けて、どの

ような取組を行ってこられたのか、質問をいたします。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 県では、県内の畜産分野に携わる獣医師を安定的に確保するため、獣医師確保修学資金貸与事業の活用、大学訪問での就職説明会やインターンシップ研修の開催により、県職員や県内の家畜診療所への就職促進を図っているところです。

特に、県職員獣医師の採用に関しては、試験会場を全国5か所に拡大するとともに、給与面では、令和5年度に初任給調整手当の改善を、さらに今年度から、職務内容に応じて加算される調整数の引上げを行い、処遇の改善にも努めております。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番（大久保堅太議員） 当局として、これまで、奨学金制度や他県に比べても高水準の給与、手当の見直し、インターン、試験会場など、努力されてこられたのは理解しております。県としても、大変苦慮しながら様々な手だてを講じてこられたようです。しかしながら、それでもなかなか採用に苦戦するのであれば、採用年齢の引上げなど、さらなる新たな取組が必要ではないかと考えております。

現在、採用年齢上限を長崎県は45歳としておられますね。他県では、大幅な引上げの例もございます。九州でも、鹿児島県は49歳、佐賀県、宮崎県は59歳、福岡県、熊本県、大分県61歳となっており、長崎県が、年齢上限で言えば、一番低い状況であります。

誰でも年齢とともに、両親や子どもなどの家族のことで、ふるさと長崎に帰らなければならないケースも出てまいります。このような機会を見逃すことなく、獣医師へ採用間口を年齢的

に広げることは、この地方と言われるところにとって、大切なことであると思っております。経験者であれば、即戦力で助かるのではないかと考えております。

これまでも、採用要件の拡充は様々に取り組んでこられましたけれども、次の手も幾つか選択肢はあると思いますけれども、具体的に、年齢の引上げなどに取り組んでもらえないか、お尋ねをいたします。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 県では、これまで他県の状況等を調査し、採用条件の見直しを検討してきたところであり、今後、新たな取組として、民間や他自治体などでの経験者の採用を強化するため、今後、実施する県職員獣医師採用試験においては、年齢要件の上限を45歳から61歳へ引き上げること検討しております。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番(大久保堅太議員) 前向きな年齢引上げについて、答弁をいただいたと思っております。

今回、県の獣医師採用について質問をさせていただきましたけれども、家畜診療所において、今のところ、定数を満たしているところもございますけれども、さらに組織をのぞいてみると、高齢化しており、近い将来の不安を抱えているところも多々ございます。

組織は違えど、県庁などの公的機関に獣医師が一定在籍することは、農家や家畜診療にとりまして、大変頼もしいことでもあります。ぜひとも一日でも早く、一人でも多くの採用が実現できますことを願い、獣医師確保についての質問とさせていただきますけれども、よろしくお願いたします。

4、森林行政について。

(1)長崎県林業公社の経営状況について。

本県では、昭和34年に、全国に先駆けて林業公社が設立され、現在では、県内人工林の12%を占める約1万1,000ヘクタールの人工林が林業公社によって経営され、木材生産や環境保全の面で重要な役割を果たしていると認識しております。

ところが、先般、滋賀県の林業公社は解散が検討されていると報道がありました。記事によると、当公社は、1965年に設立をされておりますけれども、2011年に、出資者である兵庫県や大阪府などが総額956億円の債権を放棄しました。民有地から預かり管理する森林もあることから、これから10年かけて公社を廃止し、滋賀県は、182億円の債権放棄を検討しているとのことあります。長年にわたる経営や事業の積み重ねの結果として生じているものであり、全国的にも、林業公社の在り方が問われているようでございます。

こうした状況の中、本県の林業公社の現在の経営状況はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 長崎県林業公社においては、第7次経営計画に基づき、経営コストの削減、協定販売の推進や国の補助金を活用した木材生産の拡大などによる経営基盤の強化等により、健全な運営に努められております。

さらに、J-クレジットの販売や市町からの森林経営管理制度の事務受託など、新たな取組も進められており、その結果、直近の令和5年度の収支差額は約8,000万円となり、6年連続して黒字経営との報告を受けております。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番(大久保堅太議員) 長崎県の林業公社

は6年連続の黒字と聞いて、一安心しました。

しかしながら、林業は、国産材価格の低迷、林道、搬出コストの増加や高齢化の課題など、経営を取り巻く環境は大変厳しい状況であります。その中で、採算面においてご努力されておられることに敬意を表します。

県当局においても、引き続き、しっかりと指導と支援を続けていただきたいと思います。

（2）県営林の管理方針について。

さて、改めまして、本県には、林業公社を含め、戦後、拡大造林政策のもとで植栽された約9万ヘクタールに及ぶ人工林が存在します。これらの人工林は、戦後の木材需要の高まりに対応するために植栽されたものであり、現在では、その多くが利用期を迎えつつあると聞いております。人工林の所有形態は、林業公社のほか、個人所有や市町所有など、多岐にわたりますが、県も、森林管理を行っている県有林と県営林2つがあります。

県有林は、土地も森林も県所有、そして県営林は、県が土地所有者から土地を借り受け、森林の整備や伐採を行い、その販売収益を土地所有者と分配するという、いわゆる分収契約といえますけれども、林業公社と同じ仕組みで運営されております。

現在、本県には5,000ヘクタールを超える県営林が存在しておりますけれども、その管理方法はどのようになっているのか、お伺いをします。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 県営林は、造林による県有基本財産の造成のほか、山村地域の振興や国土の保全などを目的に設置しており、間伐などにかかる5か年の事業計画及び25年間の長期計画を策定し、管理を行っております。

具体的には、現在の5か年の事業計画に基づ

き、間伐材の販売額や土地所有者の収益を増加させながら、森林の多面的機能の発揮を目指した管理を行っていくこととしております。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番(大久保堅太議員) 先ほどの部長の説明で、森林の多面的機能の発揮を目指した管理を行っていくとのご答弁でありましたけれども、この点については、具体的な考え方をお尋ねしたいと思います。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 森林は、木材の生産だけでなく、洪水緩和や水質浄化などの水源涵養、土砂の流出や崩壊を防ぐ山地災害防止、二酸化炭素を吸収し固定する地球温暖化防止などの多面的な機能を有しております。

こうした機能を最大限発揮するためには、長期間にわたって適切な間伐を行うことで、太陽光を地表に届かせ、樹木の成長等を促すことが重要と考えております。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番(大久保堅太議員) ご説明であったとおり、森林の有する多面的機能を維持していくためには極めて重要であるというふうに認識しておりますけれども、しかしながら、県営林は、伐採後に、契約に基づき、借り受けた土地を所有者へ返還する仕組みとなっております。その後の再造林については、土地所有者任せとなっているわけでございます。全国的には、伐採後の再造林があまり進んでいないというふうに聞いております。森林資源の循環利用や森林の荒廃、治山、水源涵養機能の低下などが懸念されているようでございます。

このようなことから、私としては、森林の多面的機能を維持させていくためには、県として、しっかり再造林をしていくべきだと考えますけ

れども、返還後の再造林については、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 県営林から返還された土地に所有者が再造林する場合は、苗木の植栽や下刈りなどの管理を林業事業体へ委託することができ、その経費については、国の補助事業に加えて、令和4年度から、県の「ながさき森林環境税」を活用した支援を行っているところで

す。
今後とも、土地所有者に対し、こうした支援制度の周知を図り、伐採後の再造林を推進してまいります。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番（大久保堅太議員） 県営林の返還後、土地所有者が再造林を進める支援制度があることについては理解をしましたが、しかしながら、50年から80年へと契約延長し、長期間、80年といったら大体3世代ですね。3世代にわたり県に森林を預けていた土地所有者は、返還された伐採跡地について、山について、入ったこともなければ、知識もない方が相当数おられると推察します。今後どのように対応すべきか、戸惑われるのではないかと懸念もしているところであります。

県営林には、模範的な森林づくりを推進するという重要な役割があると認識しておりますけれども、だからこそ、長期的視点に立った、持続可能な森林づくり、県がリードしていくべきだと考えております。

つきましては、土地所有者に返還された伐採跡地は、県が主体となって再造林や、その後、森林管理、育成を行うといった選択肢を用意するなど、県には、積極的に関与していただく必要があると思っておりますけれども、ここは部

長の考えをお尋ねしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 本県の県営林の樹齢は60年前後であり、間伐などの管理に対する国の補助制度の対象が樹齢80年まで延長されている中で、今後、20年程度は大規模な伐採は計画していない状況ですので、県営林の管理について、どのようなことができるのか、全国の事例等を情報収集しながら研究してまいります。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番（大久保堅太議員） 地域、地域には森林組合というものもあるので、県は、森林組合にも頼らざるを得ないところもあるという方向性も聞いております。

ただ、森林組合についても、今、なかなか森林の採算性が合わない中で、少し遠のいているところがあって、組織も小さくなっておりまして、そこに任せるというのもなかなか厳しいものもあるというふうに思っておりますので、やっぱり県が、今後の森林づくりについて、どうするかというのはリードしていただきたいというふうに思っておりますので、今後の100年後の森林づくりを積極的に、また模範的にも示していくために、100年後、子どもたちにどういった長崎県の山を残していくか、こういったことを考えていただければと思っております。

5、高校教育について。

（1）高校における部活動の在り方について。

県立高校における部活動の在り方について、質問させていただきます。

本県においても、少子化による影響は深刻であり、年々、高校でも小規模校が増加したことで、生徒が集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合い、切磋琢磨する機会が少なくなっ

てきていると感じております。また、生徒数の減少によって、体育祭や文化祭といった集団で行う学校行事や部活動の実施が難しくなってきたようにも思います。

特に、部活動においては、運動部、文化部ともに、選択できる部の種類が狭まり、子どもたちの貴重な経験の場となる部活動に制限がかかっているようにも感じております。先週、一般質問では、中学校の地域移行の課題と対策についてありましたけれども、私は、高校部活動について、お尋ねをいたします。

そこで、県立高校における部活動について、現状どのようになっているのかをお尋ねいたします。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 県立高校におきましては、議員ご指摘にございましたとおり、年々、学校の小規模化、少人数化が進んでおきまして、これに伴って、県全体の部活動設置数、また部活動生徒数が減少しておりますことから、特に、団体競技のチーム編成が難しい状況にございます。

このため、高体連や各競技団体におきましては、合同チームによる大会出場を認めておきまして、小規模校や部員不足に悩む高校においても、生徒が成果を発表する、そうした場を確保しているところでございます。今年の県高総体におきましては、延べ20校、4競技、8チームの合同チームが参加をいたしております。

一方で、各学校におきましては、部活動が学校の特色の一つとなっておりますことから、生徒数の減少に伴う部活動数の見直しに対しては、慎重になる状況にございます。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番(大久保堅太議員) 中学生からすると、

進学で高校を選択する際に、やりたい部活動があるのかは、重要な要件の一つになっていると思っております。そのような意味では、高校においては、設置する部活動は大事にしていきたいという思いもあられると思っております。

ただし、少子化による影響は、生徒の多様な学びや活動に制限がかかるだけではなくて、学校が小規模化しても、業務内容は大規模校と変わらないために、教員1人当たりの仕事量が増えたり、部活動の業務に従事したりするなど、労働環境が厳しくなり、多忙を感じる先生方が増えてくるのではないのでしょうか。

そこで、県教育委員会として、県立高校の先生方の部活動に対する負担感について調査されていると伺っておりますけれども、どのような結果が出ておられるのか、お尋ねをいたします。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 県教委におきましては、部活動指導の実態を把握し、今後の部活動の活性化や改善に役立てることを目的といたしまして、3年ごとに、高校の部活動顧問を対象に、「部活動等に関する調査」を実施しているところでございます。

令和4年度が直近の調査でございますけれども、令和4年度調査結果によりますと、「部活動に意義を感じるか」という質問に対しましては、90%以上の顧問が「意義を感じる」と回答いたしております。

一方で、「指導に対して負担を感じるか」という質問に対しましては、50%以上の顧問から、「負担を感じている」という回答が得られているという状況でございます。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番(大久保堅太議員) ただいまの説明でも、ほとんどの先生方が部活動の意義は認めて

いる反面、半数を超える先生方が部活動に対して負担感を感じているとの調査結果が出ているわけでございますけれども、やはり顧問の先生方は、部活動を通して得られる生徒の成長には、教育のやりがいともいえますけれども、大いに携わりたい反面、様々な業務を抱えていることもあって、部活動指導には負担を感じているということではないでしょうか。

県教育委員会として、顧問の先生方の負担軽減を図るために、対策を講じる必要があると思えますけれども、いかがでしょうか。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 平成31年度から、部活動指導における顧問の負担軽減を図るために、希望する県立高校に対しまして、技術的指導や、あるいは大会の引率業務などに従事できる部活動指導員を学校職員として配置いたしております。本年度は、運動部で13名、文化部で2名の計15名を配置することといたしております。

これまでに配置した高校からは、顧問が放課後の早い時間から様々な業務を進めることができ負担軽減につながっているですとか、あるいは生徒が専門的な指導を受けられることで、生徒のモチベーションが向上したと、そうしたことを聞いておりまして、多方面での効果があるものと考えております。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番(大久保堅太議員) 県立高校に部活動指導員を配置して、先生方の働き方改革を進めようとしていることは、大変すばらしい取組だというふうに思っております。

ちょっと気になったのは、県立高校54校に対して、運動部で13名、文化部で2名の配置では、まだまだ少ないのではないかなと、もっと需要

があるのではないかなというふうに思っております。

希望する高校に配置されているということですが、希望した全ての高校への配置がなされておられるのでしょうか。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 本年度、高校からは、運動部、文化部合わせまして15名の配置予定でございますけれども、希望自体は、21名の希望がございまして、6名の配置ができていない状況でございます。

○徳永達也議長 大久保議員 11番。

○11番(大久保堅太議員) まだ設置できていない状況もあるということで、これは予算面や学校が求める人材を地域で見つけれないなどといった課題もあるというふうにもお聞きしておりますけれども、配置効果があっているということでもありますので、配置を希望する高校に対しては、少なくとも配置をしていただきたいというふうに思います。

少子化の中でも、子どもたちが継続的に文化芸術活動、スポーツに取り組むことができるよう、中学校では、部活動の地域連携や移行を進め、活動環境を整える取組が進められております。

県立高校においては、中学校と異なって、部活動など、学校の特色を踏まえ、生徒自身が選択して進学していることも承知はしておりますけれども、中学校と同様、少子化に伴って、生徒の活動が限定的になったり、先生方の負担感も増加しているわけでございますから、この部活動指導員制度が先生の負担感の軽減や働き方改革の意義に加えて、高校生スポーツ部の活動・質的充実、スポーツの競技力向上だったり、プロ、オリンピック選手育成にもつながる指導

員制度へと発展させていただければなというふうに思っております。ぜひとも、今後とも拡充に向けて、お願いを申し上げます。

時間5分余しましたけれども、今回、5項目にわたり、私なりに長崎県の課題に優先順位をつけながら、通告して、ご提案も含めながら一般質問をさせていただきました。

中には、長崎県の方向を示すトップとしての決断が必要なこともございました。先日も、大石知事の一期目の任期の話もあっておりましたけれども、答弁は要りませんけれども、一期で辞めるおつもりはあられないと思っております。現在、知事は、大石賢吾知事でございます。せっかくなられたこの知事という職を、今期とか、来期とか区切りを考えずに、現在の長崎県、また県民のため、また未来の長崎県、また県民のために、一日一日を思い切り突き進んでいただきたいと思っております。与えられた職をひたむきに行えば、必ず来期がくるものと、私自身に言い聞かせております。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○徳永達也議長 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

午後 零時 7分 休憩

午後 1時30分 再開

○大場博文副議長 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員）（拍手）〔登壇〕皆様、こんにちは。

自由民主党、長崎市選挙区選出、虎島泰洋で

す。

貴重な一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

そして、本日、傍聴にお越しの皆様、インターネット中継をご覧になっている皆様、誠にありがとうございます。長崎県民、そして長崎が健康であるように、政治家として、医師として、邁進してまいります。知事はじめ、教育委員会教育長、関係部局の皆様、ご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問通告に従いまして、一問一答方式にて進めてまいります。

1、医療・介護について。

（1）大石県政における医療政策について。

大石県政におけるこれまでの医療政策、これからのビジョン。

全国的に出生率の低下傾向が続く中、人口流出が著しい本県では、高齢化及び人口減少が加速しており、医療従事者の不足も深刻化しています。また、本県は、離島や半島など隔絶された地域が多く、医療資源の地域偏在が顕著です。

このような厳しい医療環境、そして、先の知事選当時、コロナ禍にあえいでいた医療界においては、日本で唯一の医師である知事に大きな期待を寄せてきたと思っております。

知事も、任期の3年が経過いたしました。大石県政が、これまで、どのような医療政策を実施してきたのか。また、今後、どのような方針で対応していくのか、今後のビジョンについて、ご教示願います。

以降の質問は、対面演壇席にて行います。

○大場博文副議長 知事。

○大石賢吾知事〔登壇〕 虎島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私は、県民の皆様が住み慣れた地域で安全・

安心に暮らしていくためには、医療提供体制の整備や医療人材の確保などの環境づくりが重要であると考え、その実現に向けて各種施策を推進してまいりました。

長崎県は、全国と比較をして、高齢化や人口減少が進んでおり、医療人材不足が深刻化していることから、看護職員等の処遇改善や離島・へき地医療を担う人材の育成に取り組むとともに、今年度は医療機関の勤務環境改善、薬剤師、歯科医師、歯科衛生士の確保対策などに取り組むこととしております。

また、診療科の偏在や過疎地域等への医薬品の配送機会が少ないといった課題があることから、ドローンによる医薬品配送の実証などに取り組み、さらに、今年度はドクターヘリの2機目の導入や、離島診療所におけるオンライン診療体制の構築などに取り組むこととしております。

離島や半島など、条件が不利な地域が多い本県にあっては、全国一律の診療報酬で採算を取ることが難しいことから、国への要望を行いつつ、関係者の皆様と連携を図りながら、県民の皆様が将来にわたって、いつでも、どこでも、誰でも、必要な医療が受けられるよう、持続可能な医療提供体制の構築に力を尽くしてまいりたいと考えております。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員）大石知事は、就任時より、とりわけ県北地域における医師不足解消を対策として掲げられておりました。

そこで、県では、どのような施策に取り組んできたのか、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 佐世保県北医療圏では、医師多数区域であるものの、局所的に医師が少ない地域が存在するほか、救急医療等に従事する医師が少ないといった課題があり、県北地域における医師確保は、重要な課題であると認識しております。

このため、県では、救急医療提供体制への影響が懸念される平戸市南部地区を、令和5年9月に、「医師少数スポット」として指定し、令和6年度から平戸市民病院へ県養成医を派遣しております。

また、令和7年度から、同圏域内唯一の三次救急医療機関である佐世保市総合医療センターの救命救急センターに県養成医を派遣しており、同センターにおける患者受入れ等の負担軽減につながったものと認識しております。

今後とも、地域の実情を踏まえ、市町や関係機関と連携を図りながら、医療提供体制の確保に努めてまいります。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員）県として、差配できる医師が限られる中、県養成医を離島に限らず、県北に派遣するということを実現したことは、評価いたしますけれども、その県北においても、松浦地区での救急体制、そして県南、特に、南島原地域での医療過疎化は、深刻な状況となりつつあります。

地域としても、知恵を絞りながら対策を講じているところですが、県もしっかりと地域に寄り添い、サポートをお願いいたします。

地域医療構想におけるモデル推進区域の対応について。

一方で、長崎区域に目を向けますと、令和6年度に長崎医療圏が地域医療構想のモデル推進地域として、国より指定されました。モデル地

域という、聞こえはいいですけども、実情は、地域医療構想の中で立ち遅れている地域であるということを認識しています。

本事業の現在の状況、今後の方針について、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 国においては、地域医療構想を進めるうえで、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性がある構想区域をモデル推進区域として設定しており、令和6年度には全国で16か所が設定されております。

本県においては、長崎医療圏が医療機能別の必要病床数と許可病床数との差が特に生じていることや、病院の数が多く、医療機能の分化及び連携に向けて調整が困難であるといった理由から、「長崎区域」としてモデル推進区域に設定されたところであります。

モデル推進区域の設定後、長崎区域における課題解決に向けて、地域の医療事情に関するデータ分析といった国による技術的支援を受けながら、医師会や医療機関など関係者と議論を重ね、本年3月には「区域対応方針」を策定いたしました。

本年度は、この方針に基づき、さらなる病床数の適正化や病状に応じた病床の効率的利用や円滑な転院に向けた連携体制の構築など、さらなる医療機関の機能分化、連携推進などに向けて取り組むこととしており、今後とも、関係者と協議を重ね、持続可能な医療提供体制の確保に向けて取り組んでまいります。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員）「地域医療構想」のモデル推進区域に指定され、今後、病床数の適正化は進んでいくものと考えます。これは、病院経営の安定化を図るための取組であり、その必

要請については、私も十分に認識しております。

長崎医療圏の救急医療提供体制について。

報道などでも取り上げられましたとおり、長崎の急性期医療を担う基幹病院である長崎大学病院では、全病床の約1割に当たる98床が削減されました。また、長崎みなとメディカルセンターでも、急性期病床を約30床、休床するという対応がなされています。

こうした動きは、地域医療構想において示された適正病床数に基づく再編として評価される一方で、今後、高齢者の患者数の増加に伴い、高齢者特有の疾患の増加や救急要請の増加も予想されます。

また、患者を受け入れる医療機関側では、長崎市内の二次救急医療が輪番制で運用されていますが、その当直を担う医師の高齢化も進んでおり、将来的にこの体制を維持できるのか、大きな懸念を抱いております。

そこで、お尋ねいたします。

長崎医療圏における救急医療体制の安定的な確保に向けて、県としてどのように対応していくお考えか、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 長崎市消防局管内における令和元年度の救急車による患者搬送件数は、約2万2,000件、救急搬送の応需率は80.7%でありましたが、令和5年度には、搬送件数が約2万5,000件に増加し、応需率は61.1%に低下しております。

救急車による搬送件数の約7割を高齢者が占めており、逼迫する救急医療の現場に新たな活路を見出していくためには、誤嚥性肺炎といった高齢化に伴い増加する疾患に対して、地域全体で連携して対応する必要がありますことから、患者の治療計画などを共有する取組を推進すべ

く、関係者と協議を開始したところであります。

また、令和5年度の病床機能報告における長崎医療圏の病床稼働率は83.8%であり、長崎医療圏全体では、病床に空床がありますことから、高度急性期の病院に搬送された患者が、ほかの医療機関でも対応可能と判断される場合には、転院搬送を促すなど、効率的な救急医療提供体制の構築に向けて、長崎市や市内の救急医療機関と協議を重ねているところであります。

県といたしましては、今後とも、関係者と連携を図りながら、長崎医療圏におけ病床数の適正化を推進しつつ、医療機関の役割分担や連携強化を図り、持続可能な救急医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員）今回、質問には至りませんでしたけれども、「7119」の導入によりまして、救急搬送の適正化が進むということが期待されているということでした。

しかし、導入後も救急搬送件数の増加傾向に大きな変化は見られておりません。救急医療体制を維持していくためには、長崎県全体の医療提供体制そのものを見直し、適正化していくことが不可欠であります。

現在、病院の6割以上が赤字に陥っており、診療所も相当数が経営困難な状況にあると報告があります。診療報酬という公的な枠組みの中で収入が決まる医療機関にとって、賃上げや物価上昇の波は、極めて深刻な影響を及ぼしています。ほかの業種が値上げや賃上げに踏み切る中、医療介護現場だけが取り残され、特に、看護職を中心に人材確保が困難となる負のスパイラルに陥りつつあると思っています。このままでは、明日には身近な医療機関がなくなってもおかしくない、そうした現実が迫っています。

私が、最も懸念しているのは、適正化の前に、病院、医療機関が共倒れとなり、医療が崩壊してしまうことです。

そのような事態を回避するためにも、今後、さらに関係機関との連携を強化し、構想の推進に全力で取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

分娩取扱施設減少への対応について。

今朝の朝刊でも一面で取り上げられておりました人材不足や少子化、つまり分娩数の減少に伴って分娩を取り扱う施設が県内で相次いで減少しております。医療施設は、地域における重要なインフラであると思っております。特に、分娩取扱施設は、その最たるものです。産婦人科がなければ里帰り出産もままなりません。

地域の維持のためには、将来においても、安心して出産できる産科医療体制が必要と考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 本県の分娩件数は、令和元年の約1万400件から令和6年には約7,600件と大きく減少しており、分娩数の減少による経営への影響や、産科医の高齢化、後継者の不在などの理由により、分娩取扱施設の数が増加しているところがございます。

出産は、常にリスクが伴い、妊婦の大量出血や新生児の無呼吸発作など不測の事態が生じた場合には、複数の医療スタッフにより即座に対応することが必要であり、妊婦や新生児の命を守るためには、県内4か所の周産期母子医療センターを中心とした周産期医療提供体制の構築が重要であると認識しております。

このことから、本県におきましては、分娩の現状や課題、将来の意向などを把握するため、

県内の分娩取扱施設を対象にアンケート調査を行うこととしており、その結果を踏まえて医師会や産科の医療関係者などと課題解決に向けて対策を検討することとしております。

県といたしましては、今後とも、関係者との連携を図り、安全・安心に出産できる環境の整備に取り組んでまいります。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員）先日、委員会視察で伺いました長崎医療センターでは、既にハイリスク分娩で手いっぱいの状態であるというようなお話もいただきました。

これまで地域の診療所が担っていた正常分娩症例を基幹病院に集約することが現実的にできるのか、難題だと思いますけれども、しっかりとよろしく願いいたします。

医療過疎の問題について、続けて質問いたします。

ドローンによる医薬品配送について。

離島など医療過疎地において、医師の退職や高齢化などの事情により診療所の維持も困難な状況に直面しており、離島における医療資源の確保が厳しい状況となっています。

こうした中、五島市では、通院が困難な高齢者のため、看護師が車で患者宅を訪問し、遠隔で医師の診察を受けるモバイルクリニック事業が実施されているとともに、ドローンによる医薬品配送サービスを利用した取組が行われていると聞いております。

そこで、医薬品配送におけるドローン技術を活用したこれまでの取組事例と今後の方向性について、お伺いいたします。

○大場博文副議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 ドローンによる医薬品配送につきましては、本年2月、五島市にお

いて、国家戦略特区の調査事業を活用し、モバイルクリニックでのオンライン診療を組み合わせ、回転翼型ドローンを用いて患者宅まで配送する実証事業が行われました。

また、5月には、二次離島である黄島に居住する患者に対し、黄島診療所での診察後、福江地区にある調剤薬局からオンラインによる服薬指導を行い、処方された薬を固定翼型ドローンを用いて配送する社会実装に向けた取組も行われたところです。

しかしながら、これらの社会実装に向けた取組において、固定翼型ドローンによる医薬品搬送については、処方薬の投下地点から患者宅までの配達などをどのように行うかといった課題があるほか、現在、国が定める「ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン」において、向精神薬を配送することができないといった課題などもあるところでございます。

県といたしましては、ドローンによる薬剤搬送の規制等について柔軟な適用ができる仕組みを構築することについて、今般、政府施策要望を行うなど、克服すべき課題の解決に向けて取り組んでおり、引き続き、関係事業者や医療機関、市町などと連携し、服薬指導などの実施体制や、医薬品が患者の方々へ確実に配送される体制を整えるなど、安全や安心がしっかりと確保されたうえで、ドローンによる医薬品の配送が日常的に活用されるよう、尽力をしてまいります。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員）ドローンによる医薬品配送、そして、モバイルクリニックや遠隔医療は、これから長崎県が直面する医療過疎に有用な技術であると期待をしております。

先ほどいただいた課題、あらわになった課題、

それ以外にも現場では細かな既存の規制により身動きがとりづらいという話も伺っております。規制改革に向けた支援もよろしく願いいたします。

医薬品提供体制について。

昨今、医療用医薬品が長期にわたり、供給停止や限定出荷となることがあり、医療機関や薬局において、必要な時に必要な医薬品を入手することが困難な状況が見受けられます。

そのため、医療の現場では、代替医薬への処方変更を余儀なくされ、それでも必要な医薬品が手に入らない場合もあるなど、医療提供に支障を来していると聞いておりますが、県として、医薬品提供体制の確保について、どのように考えているのか、見解をお伺いいたします。

○大場博文副議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 我が国において、令和6年10月現在、医療用医薬品の約5分の1が限定出荷、供給停止の状況であり、患者への医療提供に支障が生じていると指摘をされておりますことから、現在、厚生労働省の厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において、医療用医薬品の安定的な供給の確保について、審議がなされているところです。

県といたしましては、医療用薬品の安定的な供給体制の早期復旧に向け、実効性を持った対策を講じるよう、全国知事会を通じて国へ要望をしているところであり、県民の皆様が安心して医療を受けられるよう、現状や課題などについて、薬剤師会などの関係者の方々にもお伺いしつつ、連携をしながら対応してまいります。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員）地域単位で治療方針に応じた薬剤の選定指針を定める地域フォーミュラというものがございます。これは他自治体

での導入実績もあり、医薬品の安定供給と医療の質の両立に資するという報告もございます。

そもそも、この問題は、ジェネリック医薬品の在り方や医薬品メーカーの製造の問題が根底にあると思っておりますけれども、安定供給に向けて地方行政として考え得るあらゆる手段を検討してまいりましょう。頑張りましょう。

（3）長崎健康革命プロジェクトについて。

長崎健康革命プロジェクトの成果について。

「健康長寿日本一」を目指して取り組まれている「長崎健康革命プロジェクト」、これは令和4年度開始から4年目となります。本県は、全国より早く高齢化が進んでいることから、県民の皆様がいつまでも元気で暮らしていただくために、ぜひ成果を出していただきたいと考えているところです。

そこで、これまでの「長崎健康革命プロジェクトの成果」について、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 「長崎健康革命プロジェクト」につきましては、「健康長寿日本一」を目指して、「運動」、「食事」、「禁煙」、「健診」の4つを柱として、県民が主体的に健康づくりに取り組める環境の充実を目指して実施をしております。

具体的な成果の一例といたしましては、ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の普及が挙げられます。アプリのダウンロード者数は、現在、8万人に達しており、ユーザー1人1日当たりの平均歩数が、1年間で約300歩増加しておりますことから、多くの県民の運動習慣の定着に貢献しているというところでございます。

また、民間企業に対する取組も着実に成果が出ており、運動や禁煙、健診に取り組むなど、従業員の健康づくりを積極的に行う「健康経営

推進企業」につきましては、県として認定を進めた結果、令和6年度に過去最多の131社を認定し、累計では496社となりました。

こうした企業の活動は、働き盛り世代の健康づくりの意識改善につながっており、令和6年度の県民意識アンケート調査によれば、健康管理や生活習慣改善に取り組んでいる30代と40代の割合は、前年度の4割から6割に大きく上昇しております。

県といたしましては、「長崎健康革命プロジェクト」の様々な取組において、県民の健康につながる具体的な成果が出せるよう、今後もしっかりと取り組んでまいります。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員）「歩こーで！」アプリのダウンロード数が8万人を超えたとのこと、しかし、「健康革命」という大きな旗を掲げた以上は、具体的な成果を期待したいところです。

喫煙率低下に向けた対策について。

「長崎健康革命プロジェクト」の4つの柱の一つに「禁煙」があります。

たばこには5,300種類以上の化学物質と70種類以上の発がん物質が含まれていることから、喫煙は、がん、循環器病、糖尿病などの生活習慣病に共通した主要な危険因子と言われております。

このような生活習慣病にかかっている方が多い本県といたしましては、発症予防、重症化予防の観点から、禁煙は大変重要な取組であると考えます。

そこで、禁煙についての今後の対策について、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 本県の現状といたしましては、県民の喫煙率が17.3%であり、全国

平均よりも高く、特に、男性については、3人に1人が喫煙者であり、喫煙率の高さといたしましては、全国ワースト6位という結果となっております。

国民の健康づくり運動の基本方針である「健康日本21」では、様々な疾病のリスク要因である喫煙の対策といたしまして、喫煙率の減少が重要であり、目標を定め、対策を行うこととされております。

本県でも、健康増進計画「健康ながさき21」において、喫煙率の目標を設定し、禁煙についての啓発活動として、禁煙週間に合わせたパネル展や肺年齢などの健康測定会などのほか、リーフレットの配布やテレビ番組による情報発信などを行っております。

今年度は、これに加えて県内大学と連携し、大学生に対し、近年、利用者が増加している加熱式たばこが健康に悪影響を及ぼす可能性が否定できないことなどの周知啓発を実施する予定としております。

県といたしましては、引き続き、「健康ながさき21推進会議たばこ対策検討部会」において、有識者などにご意見をいただきながら、関係機関と連携して喫煙率の低下に向けて、より実効性のある取組を進めてまいります。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員） 前回の一般質問では、COPDのリスクから禁煙の必要性を訴えました。しかし、これはすぐに症状が出るものではございませんので、なかなか響かない。言及のあった加熱式たばこにも有害物質が含まれていることは、明白であります。また、その受動喫煙による健康被害も最近懸念をされているところでございます。

より一層の啓発をよろしく願いいたします。

（4）介護職員の離職防止について。

カスタマーハラスメント対策について。

先日、介護事業所のカスタマーハラスメント、カスハラに関する県の調査結果が報道されました。

それによると、回答した事業者の4割が、「カスハラと感じた行為を受けたことがある」とのことです。また、その内容も介護事業所の職員の方にとっては、かなりのストレスとなる深刻なものであると感じております。

県は、今回、はじめてこうした調査をされ、さらに調査結果を公表したことは、県民の方に広くカスハラの深刻な現状を知ってもらうよい取組であったと思います。

介護職員を守るためにも、事業所自身がしっかりと対策をすることが重要と考えますが、この調査結果について、県はどのように捉えておられるのか、お聞きいたします。

○大場博文副議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 県において、本年3月に実施したアンケート調査の結果によりますと、685の介護事業所のうち約4割の事業所が「過去3年以内にカスタマーハラスメントと感じた行為を受けたことがある」と回答しており、精神的な負担から退職につながった職員の事例も認められたところでございます。

介護事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒否することができないため、苦情との線引きが難しいカスタマーハラスメントに対して、サービスの提供を中止するなどの対応を行うことが困難な場合があることから、どのような行為がカスタマーハラスメントに当たるのか、利用者にも理解をしていただく必要があると考えております。

県といたしましては、介護事業所に対し、啓

発ポスターの掲示や利用者へ事前説明を行うよう指導するなど、事業所のカスタマーハラスメント対策の取組を支援してまいります。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員）カスハラを感じたことで離職につながったり、検討したりされた例もあったとのこと、地域では、介護人材の確保が喫緊の課題となっています。県も様々な人材確保対策をされておりますが、こうした中で離職者がこれ以上増えると、さらに大変なことになります。人材を確保していくためには、介護現場自体が、もっと働きやすい職場になる必要があります。

介護職員の離職の状況を踏まえ、介護現場の勤務環境改善に向けて知事の見解をお伺いいたします。

○大場博文副議長 知事。

○大石賢吾知事 議員ご指摘のとおり、各産業分野で担い手の確保が今困難となっている中で、医療や介護ニーズが高い85歳以上の方が、今後、人口ピークを迎えるということが2040年と言われておりますが、それに向けて地域で必要な介護サービスを維持していくために多様な介護人材を確保して、その離職を防いでいくという取組は、これまで以上に重要になっていくものと考えております。

令和5年度における介護労働実態調査の結果によりますと、本県の介護職員の離職率は10.8%ということで、前年度から5ポイント以上改善をして、九州各県の中で最も低くなっている状況でございます。

これは、各事業所において、テクノロジー導入であったり、勤務環境改善の取組が少なからず寄与しているものと、そう考えております。

こうした状況を踏まえまして、先日、長崎市

で開催されました全国の先進事例を紹介する「介護フォーラム」におきまして、私からも200名を超える介護事業所の皆様に対しまして、ぜひ選ばれる事業所になるため、働きやすい職場づくりに取り組んでいただきたいという願いをさせていただきました。

今回の調査によって、カスタマーハラスメントに関する実態がはじめて明らかとなったところでございますけれども、介護事業所における対策の強化に向けた支援も含めて、今後とも、介護現場の働き方改革が進み、人材の確保、定着につながっていくように、県としても現場の声をしっかり聞きながら、効果的な支援に努めていきたいと、そう考えております。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員） 離職率が5%以上改善したと、これまでの取組が効果が出てきたと思いたいところですが、介護現場の環境改善に向けて、より一層、引き続きの取組をお願いいたします。

また、饗庭議員の質問にもありましたけれども、この問題は介護職員にとどまらず、産業界全体の問題でもあります。労働施策総合推進法改正により、カスハラ対策が事業主の雇用管理上の措置義務となったわけですが、事業主のサポートはもちろん、県民全体の意識醸成にも取り組んでいただきますように、よろしく願いいたします。

2、教育施設の統廃合について。

（1）県立高校の再編整備について。

統廃合となる学校数の規模感について。

県教育委員会では、県立高校の再編整備に向け、来年度の早い時期に大枠の方針を大綱として取りまとめ、公表すると伺っております。

今後の子どもの数の減少を踏まえると、実際

にどのくらいの高校を削減する必要があると試算しているのか、まず、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 教育政策監。

○狩野博臣教育政策監 例えば、10年後の中学校卒業生数で申し上げますと、現在より約4,500人減少することが見込まれております。この人数は、1学年4学級の高校を想定した場合、約20校分に相当いたします。現在、県立高校が56校ございますので、3割を超える校数となります。

ただし、これはあくまでも机上での計算の数字でありますので、実際には、例えば離島地域におきましては、高校がなくなれば、島外への進学を余儀なくされる可能性もありますことから、様々な地域性も配慮しながら再編整備を進めてまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員） 丁寧に進めていくというご答弁をいただきました。

私立高校無償化と県立高校再編について。

来年度から私立高校の授業料が実質的に無償化されることにより、全国的に公立高校離れが進む可能性が指摘されています。

こうした状況を受けて、国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、高校教育改革などへの支援を抜本的に強化し、質の高い公教育の再生を通じて、我が国の学校教育のさらなる向上を目指すことが定められました。

県立高校の再編を進めるに当たり、地域や生徒に選ばれるような魅力ある県立高校づくりを目指してほしいと期待しておりますが、どのように取組を進めていくのか、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 教育政策監。

○狩野博臣教育政策監 県立高校の再編につきましては、単に生徒数の減少に応じた機械的な

統廃合ではなく、学科の枠を越えたり、学校同士の特色を掛け合わせたりするなど、未来を見据えた新たな学びを創出し、中学生や地域にとって魅力ある再編に取り組んでまいりたいと考えております。

学校は、生徒が主役の場であり、教育は、未来を創造する営みでありますので、再編における軸足は、子どもたちと未来に置きながら、大綱の策定に向けた検討を進めてまいります。

また、議員のお話にございましたとおり、現在、国におきましても、高校改革に関する基本方針の策定や、新たな財政支援の枠組みについて検討がなされておりますので、その動向も注視してまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員） 再編整備が地域に与える影響について。

将来的に少子化や人口減少が進んでいくことを鑑みますと、高校の再編整備は、やむを得ないというところがございますけれども、一方で、高校がなくなることで若者の流出が進み、地域の活力が低下するのではないかと、過疎化が進行するのではないかと、地域の人々が心配する声もあります。

県教育委員会は、統廃合が地域に与える影響について、どのように認識しているのでしょうか。また、今後、生徒や保護者、地域の人々の理解をどのように得ていくのかについて、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 教育政策監。

○狩野博臣教育政策監 特に、離島や半島部におきましては、高校が地元の活性化の核として重要な役割を果たしている地域もあると認識しております。

一方で、生徒数の減少により学校の規模が縮

小しますと、教育活動に制約が生じますことや、高校教育の質の低下が懸念されますことから、将来を見据えた再編整備は進めていかなければなりません。

議員ご指摘のとおり、県立高校の再編は、地域への影響もあると認識しておりますので、市町の関係者とも未来を見据えた率直な意見交換を行うとともに、子どもたちや保護者を対象としたアンケート結果や、地域のまちづくりビジョンを十分に踏まえたうえで再編を進めてまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員） 長期的なビジョンを持ちながら、しっかりと丁寧に進めていただければと思います。

（2）千々石少年自然の家の廃止について。

教育施設の統廃合としまして、千々石少年自然の家の廃止についてもお伺いいたします。

同施設は、今年度末で廃止ということで条例改正も進められているところがございますけれども、地元では、今後どうなっていくのか、不安の声も挙がっております。

施設廃止後の活用をどのように考えているのか、改めてお伺いいたします。

○大場博文副議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 廃止後の県立千々石少年自然の家につきましては、まず、県庁内での活用の意向を確認しながら、地元雲仙市における活用につきましても、引き続き協議をしていくことといたしております。

公的な活用が見込めない場合は、県のホームページで広く周知するなど、民間による活用も含めまして、市と連携して検討してまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員） 昨年9月定例会において、施設の今後の在り方に関する請願が採択されました。それを踏まえましても、少子化等のこの情勢で廃止はやむなしと理解いたしますけれども、廃止後の活用については、地元寄り添い、教育委員会で最後まで責任を持って進めていただけるよう、お願いいたします。

3、県庁舎跡地の利活用について。

（1）県庁舎跡地の整備イメージについて。

県庁舎跡地の整備基本構想によりますと、主な機能として、「広場」、「情報発信」、「交流支援」、この3つを整備すること。そして、歴史を活かした新たなにぎわいづくりを実現するとしており、去る2月定例会において、その配置イメージ案が公表されました。

以前の一般質問でも申しましたとおり、これからの観光にはストーリーが重要であると考えています。単なる施設やイベントではなく、なぜ、そこを訪れるのかというストーリー性こそが、観光客を引き寄せる力となると考えています。

長崎は、キリスト教の布教、そして禁教、また、国際貿易の玄関口としての歴史、近代化の歩み、こういったほかの地域にない多様な物語を有する土地であります。このような語れる歴史、これを凝縮した場所の一つが県庁舎跡地であると考えます。

ここは、古くは岬の教会、長崎奉行所、そして歴代の県庁舎等があり、まさに長崎発祥の礎となった重要な場所であり、立地的には開発が進む長崎駅周辺とまちなかエリアをつなぐ重要な拠点です。長崎のへそとなり得る場所であると大きな期待が寄せられています。

一方で、今回、県が示した配置イメージは、芝生広場でした。県庁舎跡地がにぎわいを生み出す場所となるようなイメージが、県民、市民

に浸透するまでには至っていないというふうに感じています。県の見解をお尋ねいたします。

○大場博文副議長 地域振興部長。

○渡辺大祐地域振興部長 先般、2月定例会で公表いたしましたイメージ案は、公共で整備する機能をどの位置に配置するのかをお示したものでありまして、より詳細な施設用途や規模等につきましては、今年度、着手しております基本計画の策定過程において、具体的に検討を進めてまいります。

また、にぎわいのある空間づくりに向けた民間集客、収益施設の併設や、江戸町公園の一体活用の可能性などについても、サウンディングの実施や長崎市をはじめとする関係者とも連携しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員） 2月に公表されました配置イメージ案が最終形ではないと、集客、収益施設として民間活力の導入も視野に入れた、より充実した整備を目指す旨の話を聞いて安心をいたしました。

100年に一度の大変革が行われているこの長崎、刻々と移りゆくまちの様子を踏まえ、地域や民間の声に耳を傾けるサウンディング等、これからの取組が重要になってくると思います。

（2）整備に向けた今年度の取組について。

そこで、今年度実施する取組内容について、具体的にどのようなことを行っていくのか、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 地域振興部長。

○渡辺大祐地域振興部長 今年度実施する取組としましては、「県庁舎跡地整備基本構想」に基づき、整備する機能等をより具体化した基本計画や管理運営計画の策定を進めていくことと

しております。

また、既存建物等に関する劣化状況や耐震性を確認するための調査、敷地の地質調査など、必要な調査についても行ってまいります。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員）（3）可変性の確保について。

整備を見据えた取組を着実に進めるということでございますけれども、県庁舎跡地の整備に当たっては、今後の社会経済情勢の変化等による機能等の見直しなどに柔軟に対応できる余地を残しておく、いわゆる可変性を確保すると基本構想にもされております。

今後、整備に向けて具体的に進める中で、どうやって実現していこうと考えているのでしょうか。いきなり巨大な箱物を造るものではなく、正確に予測できない将来に向かって変化できる余地を確保するということが重要であると、私自身も捉えております。

それと同時に、整備後も、それを運営する組織自体が、こういった変化の必要性を感じとることも重要であると考えます。

そのためには、地元や県内市町など関係者の声を酌み取っていく仕組みも必要であると思っておりますけれども、県の考えをお尋ねいたします。

○大場博文副議長 地域振興部長。

○渡辺大祐地域振興部長 県庁舎跡地の整備に当たりましては、整備後の運営の中で生じてくる新たなニーズ、さらには、社会情勢等の変化による機能等の見直しなどにも柔軟に対応できるよう、低層で改修が容易な建築物とすることや、一定の拡張に備えたスペースの確保などに留意することとしております。

加えまして、今後、基本計画を取りまとめる中で、地元や県内市町など、幅広く地域の声を

酌み取るような運営の仕組みについても検討してまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員） ぜび丁寧、こちらも進めていただければと思います。

4、人材確保に向けた住環境整備について。

（1）若者の住宅確保に向けた県の取組について。

長崎県は、多くの若者が県外に転出しています。若者に選ばれる県であるために、若者が住みたい賃貸住宅の選択肢を増やすなど、住環境整備の観点から様々な視点での支援を行うことが重要であると考えます。

県は、これまで「ナガサキSTARTハウスプロジェクト」の取組や、県営住宅の入居要件の緩和などの対応を行っていることは認識しておりますけれども、県の取組の状況について、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 県では、令和2年度から令和5年度まで、県営住宅や民間賃貸住宅を活用し、県内企業に就職する若者に安価な家賃で住宅を提供する「ナガサキSTARTハウスプロジェクト」を実施してきたところでありまして、入居実績は18件となっております。

また、長崎県営住宅条例を令和5年度に改正し、県営住宅の入居者資格としていた同居親族要件を撤廃したことから、現在、若者を含む8世帯の単身世帯が入居しております。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員）（2）県営住宅の活用について。

単身世帯が8件ということで、ある程度の需要に応えられたとも言えると思っておりますけれども、若者を含む単身世帯に県営住宅の空き住戸のさ

らなる活用が必要ではないかと考えています。

また、他県では、社宅として活用するなど、県営住宅の柔軟な活用を行っている事例がありますけれども、県としてはどのように考えますか、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 県営住宅は、低廉な家賃で低所得者に提供することが原則ではありますが、本来、入居者の入居を阻害しない範囲内において、国の目的外使用の承認を得たうえで活用することが可能となっております。

他県におきましては、若者の住まいを確保するため、国の承認を得たうえで、法令に定める収入基準に関係なく入居を可能としている事例もあります。

本県においても、様々なニーズや地域課題の解決に向けた空き住戸の有効活用を考えてまいります。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員） 県営住宅のさらなる活用が可能であることのPRが足りないのではないかと危惧をしております。

若者のみならず、外国人労働者にも届くようなPRを要望いたします。

また、空き県営住宅の活用についてもニーズはあると考えます。事業者などの要望に対して丁寧な対応をお願いいたします。

（3）外国人労働者の住環境整備について。

県は、今年度から、長崎農業労働力確保支援事業や、外国人介護人材居住環境整備支援補助金を創設するなど、外国人材の確保について本腰を入れてきたと評価をしているところです。

そのほかの業種においても、外国人材を受け入れている事業者の方々からは、住居の確保が難しい、さらに、家賃の負担や事業所の受入れ

環境の整備など、外国人材の受入れに必要な費用の負担が課題となっているといった声を伺っています。

中小企業を取り巻く経営環境が依然として厳しい中、今後も外国人材の受入れを進めていくには、こうした課題を抱える事業者への支援が重要だと考えます。

そこで、県としては、現在、どのような取組を行っているのか、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 産業労働部政策監。

○石田智久産業労働部政策監 外国人材の受入れを促進するためには、県内事業者のニーズを把握したうえで対策を考える必要があることから、昨年度、施策の充実・強化を図るためのアンケート調査を実施いたしました。

この調査により、主に受入体制、受け入れる費用、住居の確保が課題となっていることが明らかとなったため、今年度は、モデル的に長崎市、佐世保市、雲仙市と連携し、事業者による就労及び居住環境の整備を支援することといたしております。

また、住居の確保につきましては、不動産事業者等と連携し、今年7月に開設予定の相談窓口において、受入事業者の相談に応じ、外国人の方が入居可能な住居の情報を提供することといたしております。

今後とも、本県産業を支える担い手確保に向け、事業者をしっかりと後押しし、外国人材の受入れを促進してまいります。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員） 住宅環境につきましては、移住者のアンケートに必ずとっていいほど上位にくるものでございます。若者にも外国人にも選ばれる県を目指して頑張ってください。

5、カーボンニュートラルに向けた取組について。

（1）長崎港港湾脱炭素化推進計画について。

カーボンニュートラル、いわゆる脱炭素化の推進については、ここ長崎において、平和や先進的な医療と並んで、今後、世界に発信できる大きなポテンシャルを持っているものと信じております。

中でも、長崎を代表する港湾である長崎港においては、カーボンニュートラルポートとしての先進的な取組を大いに期待し、これまでも注目してまいりました。

そんな中、県におきましては、今年2月、「長崎港港湾脱炭素化推進計画」が策定されました。CO₂排出量の数値目標は、中期目標として2030年度、年間7.7万トンとなっており、2013年度比46%減と設定されました。

しかし、現状値数値として、2022年度のCO₂排出量が示されていますが、コロナ禍や香焼工場休止により排出量が落ち込んでいたであろう時期の推計値であります。2022年度時点で、既に2013年度比40%減となっています。

近年、洋上風力関連や造船業の活性化の兆しが見える中、今後、CO₂排出量が増えていくということも考えられますが、現計画との乖離が発生した場合、県として、どのように対応していくのか、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 「長崎港港湾脱炭素化推進計画」におきます2022年度の推計値は、新型コロナウイルス感染症の蔓延や、造船企業の再編等に伴う生産活動の影響を受けていると考えております。

今後、企業活動により排出量の変動することも想定されることから、引き続き、実態の把握

に努め、必要に応じて計画を見直してまいります。

なお、長崎港の温室効果ガス排出量の約9割は、港湾周辺の民間企業の生産活動に由来するものでありますため、県としましては、排出削減に有効な他地域の先進的事例を収集するとともに、関係企業と共有を図るなど、脱炭素化の取組を推進してまいります。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員） （2）カーボンニュートラルと産業振興について。

カーボンニュートラルの実現に向けては、単に脱炭素化を図るということだけではなく、県内企業がカーボンニュートラルに関する市場の拡大に伴う需要を獲得するなど、県の産業振興につなげていくという視点が必要であると考えます。

特に、県内で取組が進められている洋上風力発電について、五島市では、来年1月には8基の浮体式風車の設置が完了し、いよいよ運転が開始される予定であること。

また、昨年、住友商事と大島造船所など、県内関連企業が連携し、浮体式洋上風力に関して、世界初のサプライチェーン構築を目指すことが発表されるなど、県内企業の参画も進みつつあると思います。

浮体式については、造船業で培った技術や人材が生きるものであり、まさに、長崎県の企業が市場を獲得する段階にきていると思いますけれども、現在の本県における浮体式のサプライチェーン構築に向けた動きについて、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 産業労働部長。

○宮地智弘産業労働部長 県では、「洋上風力発電で2040年に最大45ギガワット」という国の

目標達成に向け、導入拡大が必要とされている浮体式洋上風力発電については、県内企業が造船業で培った技術や人材を活かせる分野と考え、今後、県内企業のサプライチェーン構築を図っていきたいと考えております。

このような中、今年1月、浮体式の基幹部品製造で、国の補助金に採択された大島造船所の取組について、浮体式に関する世界初の量産サプライチェーンが県内に構築されるよう、県内企業の参画を後押ししているところであります。

具体的に、海外案件の受注獲得に向けた動きも出てきており、浮体式の市場参入に必要な設備投資を実施する、2グループ6社の県内中小企業等への支援について、今月、認定したところであります。

さらに、浮体式については、排他的経済水域（EEZ）にも設置できるようにする「改正再エネ海域利用法」が、今月3日、成立し、今後、国内においても、市場の拡大が見込まれております。

今後とも、県としては、世界的に成長が期待される浮体式洋上風力発電分野において、国内外の需要獲得に向けた県内企業の取組を支援してまいります。

○大場博文副議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員）浮体式洋上風力の世界初のサプライチェーン構築に向けて、県内の中小企業が実際に動かしていることがよくわかりました。

県内企業が設備投資するということは、その先の売上げが見えているということだと思えます。五島市の奈留瀬戸で、日本で唯一行われている潮流発電の実証実験も成果を上げていると聞いています。

今後、世界で拡大するカーボンニュートラル

市場で県内企業が輝く、そういった力強い答弁をいただきました。

時間が余りましたけれども、夢を持って質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○大場博文副議長 これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時40分から再開いたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時40分 再開

○大場博文副議長 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

大倉議員—2番。

○2番（大倉 聡議員）（拍手）〔登壇〕もったいないよ長崎、大倉 聡です。

今日は、雨が降ったり、やんだりする中、足元が悪い中、傍聴席にお集まりの皆さん、本当にありがとうございます。

早速質問に入ります。

1、県庁舎跡地の整備計画について。

（1）県庁舎跡地の配置イメージ案について。

県は、今年3月に、県庁舎跡地に関する配置イメージ案を公表いたしました。その中身に対して、様々な意見が届いているというふうになっております。

その中で、長崎商工会議所から、長崎県庁舎跡地の整備計画について、4月4日に提出された要望書に対して、県として、その要望書を率直にどのように受け止めているのか、伺います。

これ以降の質問は、対面演壇席より行います。

○大場博文副議長 地域振興部長。

○渡辺大祐地域振興部長 長崎商工会議所からは、交流人口拡大や長崎を象徴する場所となるような県庁舎跡地の整備等について、ご要望を

いただきました。

県としましても、これまでの経緯を尊重しながら、よいものにしていきたいという方向性は変わらないものと考えておりますので、いただいたご意見も参考にしながら、県庁舎跡地整備の具体化に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番（大倉 聡議員）「目指す方向性は変わらない」というふうにご答弁がありました。そのように言い切れるということは、恐らく長崎商工会議所と密に連絡をし、協議をしているということで、前向きにそこは捉えさせていただきます。

令和4年7月に策定されました「県庁舎跡地整備基本構想」の中で、具体的な機能として、「まちなかへの回遊」であったりとか、「県内の周遊につなげる起点となるよう、観光、食、物産など、本県の魅力を効果的に発信」とあるわけですが、長崎県がこのほど示した施設配置のイメージ案では、では、どこが、どのようにまちなかの回遊へつながっていくのか、そのあたりをお示しく下さい。

○大場博文副議長 地域振興部長。

○渡辺大祐地域振興部長 県庁坂の高低差が、まちなか回遊の阻害要因の一つであるとのことご意見もあることから、先般、2月定例会でお示したイメージ案においては、高低差のある敷地内にバリアフリー動線を確保することなどによりまして、周辺との回遊性を高める工夫を行うこととしております。

また、まちなか回遊や県内周遊につなげるための情報発信等について、どのような手法が効果的であるのか、サウンディングの実施や、長崎市をはじめとする関係者とも連携を図りなが

ら、検討してまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番（大倉 聡議員）バリアフリー動線によって、老若男女、誰一人取り残さない回遊ということも、当然大切だと思うんですけども、やはりまち全体を俯瞰で考えた回遊、そこも大切だということも指摘をさせていただこうと思います。

このほど、「長崎県庁跡地をより良い活用協議会」という団体ができまして、私も会のメンバーの一人なんですけれども、この会は、県庁舎跡地周辺の自治会関係者であったりとか、まちづくりの関係者、それから、くunchi関係者など、様々な人たちで構成されている団体です。

この団体の協議会では、県がこのほど示した配置イメージ案に対して、多くの不安であったりとか、懸念の声が出ています。

そこで、県庁舎跡地に必要なものは何かということで、県民の皆さんのニーズをきちんと把握するために、この会では、県民の皆さんにアンケート調査を行いました。

6月3日時点で、346人の方から回答をいただきました。複数回答ありということでご質問したところ、今の時点で跡地に最も求められるものは、岬の教会や伝統芸能館など、「歴史であるとか文化の活用」、これが84.7%、次が飲食やカフェ、県内の物産が集まる商業施設といった「経済・観光関連」が61.9%、そしてイベント広場、防災につながるような「多目的広場」が48.6%でした。

このアンケート結果を見ますと、歴史的に重要な場所としての価値をしっかりと活かしつつ、かつ経済にもつながるような観光商業施設を求めているという県民の皆さんが、一定程度いらっしゃるというところが見えてきたわけです。

そして、注目していかなくちゃいけないところが、イベント広場など、多目的広場を求める声にどのように向き合っていくかというところだと私は思いました。アンケート調査では3番目だったんですね。高くもなく低くもない数字です。

他方、長崎商工会議所からの要望書にあったのが、こういった文言でした。「近隣には、長崎水辺の森公園や中央公園があります。広場としての活用は最小限にとどめ、今後の他機能の拡張化を見据えた広場活用をご検討ください」といった要望がなされているわけです。

そこで伺います。

長崎県として検討している広場機能、これはどのように考えているのか、お示してください。

○大場博文副議長 地域振興部長。

○渡辺大祐地域振興部長 広場につきましては、県庁舎跡地に整備する3つの主な機能のうちの一つと位置づけており、日常における県民・市民や観光客等の憩いの場、多様な催しやイベント等による賑わいの場、そして、災害時には、一時的な避難場所としての活用を考えております。

今後、整備後に生じる新たなニーズや社会情勢等の変化による機能の見直しなどに柔軟に対応できるようなスペースの確保にも留意しながら、広場や情報発信、交流支援機能のほか、民間集客、収益施設等を含めた全体の配置のあり方を検討してまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番（大倉 聡議員）長崎商工会議所からの要望にあった「広場としての活用は最小限にとどめ」という要望も、ここもぜひきちんと踏まえたうえで配置を考えるということも私は大切だと思います。そのうえで、経済・観光施設と

しての位置づけも、ここも明確にすべきかと思えます。

また、やっぱり何より県庁舎跡地の地理的な意味、ここを忘れていただきたくないと思います。歴史・文化、このあたりをしっかりと重視したものにする必要があるということも付言させていただきます。

そういう中で、整備費用の概算の額、これが20億円から30億円程度ということなんですけれども、これも長崎商工会議所から指摘されているように、事業費を軽減することを重要視することによって、よいものが造れないのであれば、これは本末転倒なわけです。中途半端なものしかできないなら、これは意味がないわけです。

どうでしょうか。もう一度、整備費用の概算、ここから見直してみるというのはいかがでしょうか。

○大場博文副議長 地域振興部長。

○渡辺大祐地域振興部長 「県庁舎跡地整備基本構想」に記載しております整備費用の概算額につきましては、他の自治体の類似事例をもとにした参考値としてお示ししたものであります。

今後、基本計画を取りまとめる中で、整備する機能の具体化と併せまして、建設資材や人件費等の上昇も踏まえた整備費用の概算額を算定してまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番（大倉 聡議員）整備費用についても、精査をしっかりと行っていただきたいと思えます。無理に、これは拙速に進めなくてもいいんだということを重ねてこの場でお伝えをしておきます。

長崎商工会議所のある方が、こんなふうには私におっしゃってくださったんですね。

例えば、20億円とか30億円の概算費用に、そこまで県がこだわるのであれば、まずはその20億円、30億円で整備してもいいと、いいんだけど、ただし、その金額で全てをもう造ってしまうのではなくて、まずは20億円、30億円できちんとしたものを、できるものから造っていく、その金額でできる範囲のものを、まず造っていく、そして、その後、予算立てして、また造っていったって、徐々に徐々に理想の姿にしていくと、それぐらい県は、丁寧に、この場所を取り組んでもらいたいというようにおっしゃいました。

ですから、やはり長崎県の将来を左右する、それだけの場所ということですよ。重要な場所であるということを経済産業局の方からのご指摘、ご意見もあったというところをどのように受け止めますか。

○大場博文副議長 地域振興部長。

○渡辺大祐地域振興部長 県庁舎跡地は、重層的な歴史を有し、長崎の発祥の礎となった重要な場所であるとともに、県民全体の貴重な財産であると考えております。

また、これまでも多方面から様々なご意見、ご要望があり、皆様の関心が大変高い場所であると受け止めております。

県としましても、本県の将来の発展に資するよう、県庁舎跡地に整備する機能の具体化に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番（大倉 聡議員） 少し角度を変えます。

（2）県庁舎跡地の機能整備について。

特に、外国人観光客に対するインバウンド向けのインフォメーション機能に関するご質問をします。

本県の外国人観光案内所の設置状況に関してなんですけれども、日本政府観光局（JNTO）

による認定制度というものが設けられておりまして、認定件数そのものは、2024年の12月末現在で、本県は77件と、これは全国3位の設置数なんです。これだけ見ると、十分整備されているように見えるんですけどもね。ただし、この77件のうち、パートナー施設と呼ばれる施設が65件に上ります。このパートナー施設とは何かといいますと、英語対応ができなくても構わない案内所なんです。つまり、これはカテゴリとか、設定区分で言いますと、最も低い区分の案内所となります。

逆に、最も高度な外国人案内所は、常に英語を含む3つの言語以上による対応ができる案内所なんです。ただ、残念ながら本県には0件です。つまり、外国語対応ができない外国人観光案内所が、本県はほとんどだという実態が見えてくるわけなんです。

このように、外国人観光案内所一つとっても、長崎県は決して外国人の方々へのおもてなし機能が十分とは言えません。

県庁舎跡地は、私はこれは海外からの旅行者にも刺さるような観光拠点としていくべきだと考えています。それこそ多言語で対応できる、長崎県にはまだない、高度な外国人観光案内所を整備するくらいの気概があってもいいと思っているわけです。

そこで、県庁舎跡地の機能整備について、県としてのご見解をお尋ねいたします。

○大場博文副議長 地域振興部長。

○渡辺大祐地域振興部長 県庁舎跡地に整備する情報発信機能としましては、訪れた観光客等をまちなかへの回遊や県内の周遊につなげる起点の一つとなるよう、本県の魅力を効果的に発信することといたしております。

今後、基本計画を取りまとめる中で、求めら

れる機能のあり方については、関係者とも十分連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番（大倉 聡議員）長崎県観光連盟の政策参与を務める平家達史さんは、このように指摘されています。

「外貨を稼ぐのに重要なのは、観光案内所である。確かに、旅前にSNS等の情報で旅行者は行動計画を立てては来るが、SNSの情報には偏りがあることが否めない。観光客は、旅前では入手できなかった生の情報、地元ならではの情報を現地で求める傾向が強まっていて、観光案内所での対面から得る情報に対する期待は、むしろ高まっている」と、このように平家さんは指摘をされていらっしゃる。

特に、今、ツアーなどの団体旅行から、今度は個人旅行に流行がシフトしてきています。

そういった中、やっぱり充実した高度の観光案内所設置、これはやはり県庁舎跡地に必要だと私は考えています。

（3）長崎市との一体的な管理・整備について。

まず、地元江戸町自治会のご意見をご紹介します。

自治会長からは、「ここにこれを造ってということよりも、この場所そのものを大事に考えてほしいと。あの大切な場所を自分たちは見続けている。そして、支えているんだ」という声を伺いました。

整備計画に含まれています江戸町公園は、これは長崎市の土地です。道路側には県の土地があるんですね。ですから、これは県にとっては飛び地状態になっているというわけです。

例えば、この長崎市と長崎県の土地を交換するとか、あと管理を市と県で一体的にするべき

ではないかというようなご提案、アドバイスを江戸町自治会からは伺っています。

確かに、土地を貸し出すなどして一体的に管理、そして整備するやり方というのは、シンプルでありますし、問題共有とか、進捗状況、これも共有しやすいと思います。メリットが多いように私は思うんですが、このあたり、県としてはどのようにお考えでしょうか。

○大場博文副議長 地域振興部長。

○渡辺大祐地域振興部長 県庁舎跡地整備基本構想の中では、江戸町公園については、県庁舎跡地との一体的活用を検討することとしており、これまで長崎市とも協議を重ねてきております。

今年度は、江戸町公園の一体活用も含めてサウンディングを行うこととしており、その結果を長崎市とも共有しながら、引き続き、検討を進めてまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番（大倉 聡議員）県庁舎跡地の目の前には出島がありますよね。非常にすばらしい恵まれた環境だと思います。そういった歴史的な建造物との一体感も含んだうえでの県庁舎跡地整備と考えれば、それこそ、やはり出島表門橋の公園もこれは整備されたわけですから、長崎市と長崎県が一体で整備する、そういった協議を長崎市と長崎県が一緒にしっかりとやっていく、これは非常に必要なことだと思います。

ちなみに、出島は、国指定の史跡ということもあって、イベント等の許可が結構厳しいと言われているんですね。だったら、いっそのこと、じゃイベントは、将来的には県庁舎跡地でやればいいんじゃないかというような、そういった未来的な展望も描きながら、県庁舎跡地の整備計画、これをぜひ議論していくべきだというふうに考えています。

また、ご提案をいただいています地元江戸町自治会の皆さんとの情報共有、意見交換、これは今でもしっかりとやっていらっしゃると思うんですけれども、さらに、さらに密にやっていただきたいと要望いたします。

やはり県庁舎跡地のこの意味ですよ、この地が重ねてきたもの、奉行所であるとか、岬の教会であるとか、一朝一夕にはつくれない価値です。そういった成り立ちを知っている江戸町の声、これからもしっかり大切にしていきたいと思います。

（4）運営のあり方について。

この県庁舎跡地の整備に関して、可変性というのが一つのキーワードだと思います。先ほど、虎島議員も触れていました。まさにそのとおりで、変化であるとか、変更が可能な状態で整備していくということです。この可変性、非常に大切な考え方だと思います。

そういう中で、例えばなんですが、PFI方式に関してちょっと指摘をしておきたいと思います。

PFI方式というのは、これは基本的には実質的にPFIの業者がハンドリングをしていくわけですね。設計から建築、運営というふうに行っていくわけなんですけれども、そうなれば、当然何十年というスパンになっていくわけです。つまり可変性とはいったものの、可変ができる時期、タイミングが長くなっていく可能性があるんですよ。例えば、数年後に可変、変化へ変更したいんだという状態でも、例えばですよ、業者側から、「いやいや、これは予算が限られているんですよ。PFIというのはそもそも様式も決まっているんだ。仕様が決まっているんだ」と。だから、そういった理由で可変ではなくて膠着をしてしまう、そういった可能性も否めない

私は思っています。

つまり、何が言いたいかというと、PFIを実施するにしても、業者選定の段階から、私たち地元の声、長崎県民の声を聞き入れてもらえるような業者もくみして選んでいただきたいというふうに思っております。

例えば、東京の業者が取れば、なおさら可変性ができなくなるかもしれないなんて声も、そういう危惧する声も私のもとには上がってきているんですよ。ただ、これは、最終的な事業手法がまだ確定していませんから、これ以上は申し上げませんけれども、どのような整備手法であろうと、地元の声を整備後の運営に活かせる仕組み、これが重要であると考えております。そのあたり、ご見解がありましたら、どうぞ。

○大場博文副議長 地域振興部長。

○渡辺大祐地域振興部長 県庁舎跡地が、整備後も持続的に賑わい、様々な交流の場となることが重要であり、そのためには地元を含めた関係者との連携が大切であると考えております。

今後、基本計画を取りまとめる中で、幅広く関係者の意見を酌み取るような運営の仕組みについても検討してまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番（大倉 聡議員） PFIの場合なんですけれども、今後のスケジュール計画としては、サウンディング調査を経て、令和8年度には実施方針、要求水準書案作成となる予定だと聞いています。ここが肝だという話もまちづくりの専門家の方から伺っております。ですから、そういう意味では、可変性というものを、いま一度、このタイミングで丁寧に見つめ直すということも必要なんじゃないかなと思っております。

長崎のまちって、まさしく私は生きものだと思うんですよ。しっかりきます、生きものと

というのが、10年先に県庁舎跡地とその周辺、当然変化しています。まちが活着ているからこそ、可変性というものが大切になってくるわけですよ。可変性、つまり10年先の未来に長崎県も深く責任を持つという気持ちで、この県庁舎跡地整備計画を、引き続き、取り組んでいただきたいと思います。

2、長崎スタジアムシティ周辺道路における歩行者動線について。

長崎スタジアムシティが開業して8か月です。100年に一度の大規模再開発によって、長崎市内の交流人口が増加しています。今年4月の時点で250万人が来場するなど、長崎の活気を、スタジアムシティが今まさに生み出してくれているわけです。これは非常に喜ばしいことでして、この賑わいが、今後も、さらに長崎県内全域へ波及して、持続的に続いていってほしいと思っています。

そのためには、施設周辺の道路環境もやはりきちんと整備をしていって、集う人たちが安全・安心に行き来できる道路の環境整備、これをしていく必要があるのではないかとという視点でお尋ねをしたいと思います。

（1）横断歩道と歩行者用信号機設置について。パネルをご覧ください。（パネル掲示）

これは、長崎スタジアムシティ周辺の道路地図です。住所でいいますと、長崎市銭座町、それから宝町周辺の地図でして、車の交通量が大変多いですね。長崎市の大動脈とも言える国道206号、これが通っているわけですね。この国道206号の西側に位置するのが長崎スタジアムシティ、東側が銭座町、宝町側となっています。

ここからが質問の本題です。

宝町にコンビニエンスストアがあります。このあたりです。コンビニがあります。このコン

ビニで買い物をするを目的に、スタジアムシティとコンビニとの往来で人が、横断歩道がなくても国道を横切ってしまうという方が散見されているんです。つまり、交通量の多い国道を、タイミングを見計らって渡っている方がいらっしゃるというんですね。

例えば、特に、V・ファーレン長崎の試合であったりとか、長崎ヴェルカ、そういった試合の時、それからコンサートのイベントがある時、よく見かけるということを地元の方から伺っております。

実は、スタジアムシティ内にもコンビニエンスストアはあるんですけども、これが、イベント時には、お客さんがたくさんいらっしゃるの、どうしてもコンビニに入場制限、入場規制がかけられるということなんです。そうなれば、国道を挟んでコンビニ目指して、ルールを守らない方が横切ってしまうと、そういう実態があるんです。

そういった中で、地元自治会の方が最も懸念しているのが交通事故です。交通事故が起きてからでは本当に遅いですから、そのための対策として、この赤いところなんですけれども、この交差点、この交差点に横断歩道と歩行者用の信号機設置が必要だという声が挙がってきています。

今議会にも陳情書が地元の銭座校区連合自治会から提出されました。抜粋して読み上げます。

「国道206号新浦上街道、長崎スタジアムシティと銭座町とをつなぐ横断歩道と信号機設置に関する陳情書」

スポーツの試合やイベント等がある日には、最短距離で行こうと国道を横切ったり、路面電車の軌道敷で立ち止まったりする人の姿が散見されており、安全面からも非常に憂慮しており

ます。

横断歩道と信号機を設置することで、往来する人々の安全・安心が守られ、銭座町バス停やコンビニ等から最短距離でスタジアムシティへ渡ることができます。

実は、20年ほど前にも地域住民の要望として横断歩道、信号機設置を陳情しましたが、設置には至りませんでした。当時は、スタジアムシティもなく、変化した今のまちとは全く違う状況であり、人の往来が今後も増えていくことを考えれば、交通事故が起きる前の安全対策が必要だと考えます。

100年に一度のまちづくりとして、その一翼を担う大切な長崎スタジアムシティ周辺の道路環境を、未来永劫にわたり安全・安心に使用していくためにも、横断歩道と信号機の設置整備をお願いいたします、という陳情書です。

警察本部長へご質問です。

一義的には利用者の方のモラル、これが大切だと思っています。しかし、これはモラルだけに頼っていても、現実はそうはいかないんですね。モラルが低い方もいらっしゃいます。ルールを守らない方もいらっしゃいます。

やっぱり長崎県民の安心・安全を守っていくためにも、時代の流れ、つまりまちの変化にも柔軟に対応をしながら、必要だと思われるところには、横断歩道であるとか、歩行者用の信号機、これを設置すべきだと私は考えるんですけども、設置へ向けて前向きに検討することはできませんか。

○大場博文副議長 警察本部長。

○遠藤顕史警察本部長 お答えいたします。

長崎スタジアムシティの建設計画時は、完成後の交通渋滞抑止を第一に、関係機関やスタジアム開発事業者の方々と協議・調整を行ってお

りました。

その際、施設の出入口の位置や道路構造を検討し、これと併せ横断歩道、一方通行等の交通規制の新設、周辺交差点の信号設定変更等を行ったところです。

スタジアムシティの開業から半年以上が経過しまして、開業当時と比較して、車両や歩行者等の流れに変化が生じている可能性がございますので、改めて交通流量を確認し、地元住民、道路管理者、事業者等とも意見交換するなどしながら、交通管理のあるべき姿を追求してまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番（大倉 聡議員）そもそも、なぜ人々は横断歩道を渡らないのかという問題を、ちょっと私なりに解説をしたいと思います。

横断歩道自体は、これはあるんですよ。しかし、ちょっと不便な位置、この青いところ、ここにあるんです。（パネル掲示）

この場所は、コンビニ利用者に関してだけではなくて、公共交通機関を利用してスタジアムシティに訪れた方にとっても、これは不便な場所にある横断歩道なんです。これは、長崎バスのバス停から横断歩道が遠いという問題になるんですけども、ちなみに銭座町、長崎スタジアムシティのバス停2か所あって、長崎市南部方面からやってくる場合は、スタジアムシティの目の前、このあたりに停まるんですね。これは問題ないんですよ、すぐ行けますから。

しかし、北部方面からやってくるバス停、これがこの国道206号をまたいでいるところ、この辺なんですね。ここだったら、横断歩道がないから遠いんです。

つまり、国道を渡ることができる最も近い横断歩道がここなんですよ。（パネル掲示）ここ

まで大体120メートル離れているんです。これはスタジアムシティノース駅という路面電車の駅ですね、この横にあるんですけど。

つまり、北部から来たバスから降りた人は、このようにぐるっと迂回してしかスタジアムシティに行けないんです。そういう道路の構造になっているわけですね。

これは、ざっと、そのバス停からスタジアムシティまでは、距離で言うと290メートルありました。私の歩数で400歩です。時間にして、赤信号につかまらなかったとしても3分30秒かかりました。赤信号につかまったら、大体5分から6分かかってしまいました。

しかも、ここのバス停から、こっちの横断歩道に行くまで、この道が結構狭くて、起伏もあって、歩道も広くないんですよ。ですから、高齢者の方とか、車椅子利用者の方にとっては、横断歩道に到達するだけでも大変なんです。

長崎自動車によりますと、コンサートなど大きなイベントがある時は、誘導員を配置するなどして、利用者の方の安全を守るべくご対応していただいているということなんですね。民間の公共交通事業者にご協力をいただいているわけなんです。

仮に、この交差点に、赤いところ、ここに横断歩道と歩行者用信号機が設置されれば、直線距離で大体30メートルで長崎スタジアムシティと結ばれます。

そこで、お尋ねします。

国道に横断歩道であるとか、信号機を設置する場合、例えば近くの信号機との距離などの設置基準というものが一つのハードルになると思うんです。それで言えば、隣接する信号機は120メートル先にあります。信号機は、原則150メートル以上離れていることが設置条件であると

いうことを聞いているんですけども、それで言えば、残念ながら設置基準にこれは当てはまらないということになってしまうんですよ、ここは、しかし、これは、あくまでも私は原則だと思っているんです。

例えば、長崎県内、全国を見渡せば、150メートル以内でも、交通量とか、道路の状況など、総合的に鑑みたうえで設置してある道路もあると思うんですけども、そのあたり、設置基準のご見解をお示しいただけますか。

○大場博文副議長 警察本部長。

○遠藤顕史警察本部長 設置基準は、国から示された基準でございますが、設置間隔は、横断歩道につきましては、市街地でおおむね100メートル以上、信号機につきましては、おおむね150メートル以上となっております。

もっとも、個別の検討に当たりましては、ご指摘のとおり、現場の交通状況を加味しております。実際にこの基準で示された距離よりも近い場所に設置されたものもございます。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番（大倉 聡議員）つまり、この交差点に信号機も横断歩道も設置することは可能だということだと思います。

皆さん、手元の写真資料を見てください。（資料掲示）これは電車の軌道敷にある中央分離帯に立ち止まっている方、何人がいらっしゃいます。地域の方が、2024年11月11日に撮影した写真です。

この件を長崎電気軌道に問い合わせたところ、この中央分離帯に立ち止まっている方は修学旅行生です。一番左側にいらっしゃるのが乗務員さんです。当時の状況を乗務員さんご本人へ聞き取りをしていただきました。

それによれば、修学旅行生は、あの場所で、

最寄りに横断歩道を見つけられなかったため、横断を開始したのだけれども、渡り切れず、中央分離帯にとどまることになった。それを発見した乗務員さんは、乗務していた電車を停止し、修学旅行生に声をかけ、保護をし、もろもろの車用の交通信号が変わるまで一緒に待って、交通信号が変わった後、安全を確認して歩道へ横断させたとのことなんです。

これは、社内規定にのっとり乗務員さんのご対応だということで、非常に迅速で、冷静で、優しい対応に心温まるわけでございますけれども、大事な証言をしていただきました。

ポイントとなる証言は、「修学旅行生は、あの場所で、最寄りに横断歩道を見つけられなかった」という部分なんです。横断歩道が見つけられない。つまり、横断歩道がないと思ったから、国道を横切って渡らざるを得なかったわけです。危険な行為をせざるを得ない。この場所はそんな道路環境であるということを、くしくも修学旅行生自らが身をもって示したというふうに言えると私は思います。

観光立県をうたう長崎県です。スタジアムシティを修学旅行生の皆さん、今後も多く訪れると思います。外国人観光客の皆さんだって訪れるでしょう。同じように横断歩道を見つけられないから、横切らざるを得ないと思って、横切って、もしも交通事故に遭ってしまったら、これはもう取り返しがつきません。

つまり、横切っていく人々のモラルだけの問題じゃないということを言いたいんです。この国道そのものが、横断歩道であつたりとか、信号機を見つけにくい道路環境と言えるかもしれないということを私はお伝えしたいんです。

そんな中、長崎電気軌道でも注意喚起を促すために、幾つかの電停に、皆さんもご覧になっ

たことがあると思います。「渡らんで、危なかよ」という表示を設置するなどしていただいております。民間の公共交通事業者として、事故防止対策にきちんと取り組んでいらっしゃるわけです。

また、長崎電気軌道によりますと、陳情書にあった横断歩道とか、歩行者用信号機が設置されることに関して、「路面電車の運行面で支障は来さない。安全性が確保されるのは歓迎されるべきことだ」というふうに伺っております。

このように、長崎電気軌道であつたり、長崎自動車が、利用者の方々の安心・安全を維持するために、様々に企業努力をしてくださっているわけです。しかも、地元自治会からの陳情書もある。まちの様子が変化して行って、にぎわいが出ている今こそ、事故が起きる前に、できる対策を取るべきではないでしょうか。

お尋ねします。

横断歩道と歩行者用信号機の設置に関して、例えば、この場所は、入りくんだ道路があるからとか、時差式信号機があるからとかいった、そういった構造的な問題があるので、ここでは例えば設置しづらいんだと、そういった課題とか問題がある場所なんでしょうか。

○大場博文副議長 警察本部長。

○遠藤顕史警察本部長 国道206号は、交通量の多い幹線道路であるとともに、スタジアム前の交差点は、変形の交差点でございまして、信号制御も特異な運用が必要となっております。

これに加えて、国道の地下には、電線共同溝が設置されています。また、中央分離帯に路面電車専用の電柱が設置されているなど、横断歩道や歩行者用信号を設置する際に考慮すべき事項が複数ございます。

なお、蛇足ながら申し上げますと、無理な横

断をすることや中央分離帯に滞留することは、大変危険でございますので、横断歩道等の設置の可否に関する検討と併せて、関係機関と連携した安全対策についても検討してまいります。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番（大倉 聡議員）ぜひ、安全対策を検討するうえで、危険を抑止する方策、これを具体的に考えていただきたいと思うわけなんです。渡ると危険ですよと、横断歩道を使ってくださいというような危険を抑止する看板の設置なども、具体的にこれ、ぜひ抑止策を講じていただきたいと思うんですが、そこを要望しておきたいと思います。

ところで、現地を調査していますと、あることに気づいたんです。なぜ、交通量が多い国道を、そもそも横切って人々は渡れてしまうのかというところなんです。もしかしたら、全部の車線の信号機が赤になる時間が長すぎて、人が横切って渡れてしまう時間が相当あるんじゃないかというような仮説を私は立てましたが、それは違いました。

実際の現地調査ではこんな感じだったんです。もう一回パネルをちょっとアップにしてください。（パネル掲示）

まず、国道206号ですね、南北に走る国道206号、ここの信号が赤になります。その後、宝町側の信号待ちをしていた車は左折が可能になります。国道206号の南側で信号待ちしていた車は、今度は右折が可能になります。

そのうち、宝町側からは、右折も左折もできるようになるんですね。できるようになる。

最後は、ちょっと見にくいんですけども、国道から流入してくるこの道、皆さん、これ覚えておいてください。この狭い道があるんですけど、流入してくる片側通行、一方通行の道で

す。この道は、非常に狭くて交通量は少ないんですが、ここが青になって進入が可能になるんです、国道206号にというような、これがそれぞれの場所での信号の1ターンの流れです。この信号の赤と青だけの流れを見てみると、人が横切って渡れるほどの時間的余裕はございませんでした。しかし、盲点があったんです。それが先ほどの国道に流入してくる、片側通行から進入してくるこの道の車なんです。この道は、そもそも道幅も狭くて、国道206号ほどは、ここですね、車が通ってないんです、そもそもね。この車の交通量がそれほど多くないというところが大きなポイントでして、つまり、この経路の信号が、この進入経路の信号が青の時は、青になっているにもかかわらず、車がほとんど来ない時間帯が結構長いことあるんです。青だけ車を通らないんですよ。ですから、そのタイミングを見計らえば、歩行者が行けてしまう時間というのが存在してしまっているんです。ほかの信号は赤ですから、車が1台も通行していません。空白の時間が生まれてしまうんですよ。例えば、そういった時間を使って、先ほどの写真がありました。電車の軌道敷の中央分離帯で一時待機する。そして、車が来ていない段階でまた渡るという2段階手法でいけば、簡単に、やすやすと行けてしまうといった、そういった現状があるんです。

そこで、提案します。

仮に、交差点に横断歩道と歩行者用信号機が設置できないのであれば、例えば、その交通量の少ない、一方通行のこの道路から国道へ進入してくる信号機の青信号の点灯時間を短くするといった対策、これはいかがでしょうか。手元の時計で私がはかってみたところ、青信号が点灯している時間は25秒から27秒でした。ただ、

もちろん、朝の通勤時間帯、夕方の帰宅ラッシュ、そういった時間帯の渋滞にこれがつながってはいけません。ですから、曜日とか、時間帯によってプログラミングを変えるなど、柔軟な運用もできると思います。そのあたりどうでしょうか、ご見解をお願いいたします。

○大場博文副議長 警察本部長。

○遠藤顕史警察本部長 長崎駅方面からの一方通行道路に割り振られました車両の青時間の基本設定は24秒となっておりますが、ある日の状況を調べてみましたところ、青時間は17秒から28秒というふうになっておりました。

基本設定が24秒となっておりますのは、朝夕のラッシュ時間帯や、イベント開催時の車両の交通量が多い時間帯を想定したものとなっているものでございます。

この24秒を短縮できるかどうかにつきましては、改めて現場調査を行うなどいたしまして、その可否を検討してまいります。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番(大倉 聡議員) ぜひ検討していただいて、よりきめ細かい運用をお願いできればと思います。

この国道を横切って渡ってしまっている人がいる件に関して、長崎スタジアムシティとしての見解も伺っております。

長崎スタジアムシティを企画運営するジャパネットグループのリージョナルクリエイション長崎の岩下社長によれば、この案件はもちろんご存じでした。そして、今年の5月以降、チームのSNSから、交通ルールの遵守呼びかけであったりとか、周辺への配慮のお願い、こういったことを表示していただいております。非常にありがたいお話です。

それから、ジャパネットとしても、この場所

に横断歩道と歩行者用信号機が必要だから設置をお願いしたいとのご要望も私は承っております。スタジアムの利用者の安全を守るうえでも、長崎県警には、具体的に、積極的に動いていただきたいんですけれども、改めていかがでしょうか。

○大場博文副議長 警察本部長。

○遠藤顕史警察本部長 繰り返しとなりますが、長崎スタジアムシティの開業から半年以上が経過し、車両や歩行者等の流れに変化が生じている可能性もございます。

改めて、交差点形状や構造の課題を整理し、交通流量の確認等を行いつつ、事業者も含めた地元の方々、道路管理者等と意見交換するなどしながら、交通管理のあるべき姿を追求してまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番(大倉 聡議員) ありがとうございます。100年に一度のまちづくりの一翼を担う長崎スタジアムシティです。それは民間の投資ですよ。ジャパネットグループによる皆さんの力で賑わいが創出されて、長崎のまちがまさに変わろうとしていっているわけです。

長崎県民の方も、もちろんこれはそうですし、観光客の方々の安全、とりわけ命に関わることです。ですから、本当に必要な場所には必要な安全対策をぜひ講じていただきたいと思います。

もちろん、信号機であるとか、横断歩道を設置するというのは、これは簡単なことではないということは承知をしております。しかし、事故がいつ起きてもおかしくないような道路環境を放っておいて、もしも事故が起きてしまったらでは、これはもう遅いわけです。

ぜひ、やさしいまちづくりの一環として、横断歩道と歩行者用信号機の設置を、前向きにご

検討、よろしく願いいたします。

3、石木ダム事業について。

石木ダムの質問をするに当たって、まず、私は、この石木ダム事業に関して、推進派でもなければ、反対派でもありませんということを確認にお伝えしておこうと思います。あくまで、中立的な立場で伺います。ただ、おかしいと思う点に関しては、その疑問点に関しては、率直に伺います。

報道キャスター時代に、私は石木ダム取材で、何度か川棚町にも訪れたことがあります。ですから、そういった意味でも関心があることです。

また、先般、石木ダムの住民説明会が4月20日と6月1日の2回、11年ぶりに行われまして、私も傍聴をいたしました。

また、その際、水没予定地に暮らす13世帯の方々とも意見交換をさせていただきました。そういった流れから、今回、質問項目に取り上げたわけでございます。

私は、ダムや河川の専門家ではありません。ですから、あくまでも、直接見聞きした情報をもとに質問を行いたいと思います。

(1)4月・6月に行われた住民説明会を受けて。

まず、地元住民説明会が実現したことに関しては、県側に対して、地元住民の方からは、「知事、土木部長など関係者へ敬意を表したい」との声が挙がっております。やはり一にも二にも対話が大切ということだと思えます。

その説明会での疑問点を、今日、中立的立場で、ご質問いたします。

まず、石木ダムの設計洪水流量です。設計洪水流量、ちょっと難しいんですけども、これは想定される最大の洪水が発生した時にダムに流入すると予想される流量のことです。

この設計洪水流量は、毎秒500トン、そして

設計洪水水位、その時の貯水池の水位、こちらは72.1メートル、そこまでは安全に洪水吐きで流せるという県からのご説明がございました。

ただし、その設計洪水流量と設計洪水水位を超えてしまうと、100%ダムは安全ではないと県は答弁されています。

他方、6月3日の国会です。国土交通委員会におきまして、嘉田議員が、国土交通省水管理国土保全局長に対しまして、気候変動を踏まえた計画の見直しを長崎県に対して指導するよう要請をいたしました。

これに対して、局長は、「長崎県からそのような要請があれば指導する」と答弁いたしました。

そこで、伺います。

国土交通省へ、長崎県から気候変動を踏まえた計画の見直しを要請はされましたでしょうか。あるいは、その予定はございますか。

○大場博文副議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 川棚川水系河川整備基本方針につきましては、管理者である長崎県が策定するものでございます。

県といたしましては、川棚川水系における近年の洪水の発生状況を踏まえると、河川整備基本方針の見直しは必要ないと考えており、国に対し要請を行うことは考えておりません。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番（大倉 聡議員）100年に一度の雨が降った場合の想定として、24時間雨量で400ミリの雨を想定しているというふうに聞いているんですけども、今、気候変動というものが問題となる中、川棚町民の安全を守るために、50年前の石木ダム計画の見直しというのは、本当に必要ないのかという観点で伺います。

そもそも、400ミリを超える24時間雨量は、

長崎県内ではこれまで12回観測されています。1928年から2007年の79年間で12回観測されています。今、全国的にも気候変動によって想定外の大雨が降るということも珍しいことではありません。

説明会では、県から、「雨の降り方によって一概には言えないものの、24時間雨量が460ミリから500ミリの雨でダムが満杯になる」との答弁がございました。ちなみに、6月1日の説明会で県の答弁は、「昭和42年7月洪水の雨の降り方ではおよそ460ミリ、昭和63年6月洪水の雨の降り方ではおよそ500ミリ」ということだったんですね。これは、つまり、今の計画雨量以上の雨が降った場合には、これはどうなんでしょう、一定程度ダムの限界を認めざるを得ないということなんでしょうか。

○大場博文副議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 川棚川の治水計画では、100年に1回起こると想定される大雨として、24時間雨量400ミリメートルだけではなくて、3時間雨量203ミリメートルも考慮しており、川棚川水系においては、そのような大雨はこれまで観測されておられません。

また、ダムの洪水調節容量には、流入洪水の予測に関する不確実性などを考慮して2割程度の余裕を見込んでおります。

さらに、想定以上の大雨が降った場合でも、ダムが有する洪水調節機能により、洪水のピークを小さくしたり、遅らせたりすることができることから、住民の安全・安心を確保するためにも、石木ダムは必要不可欠なものと考えております。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番（大倉 聡議員）現在の気候変動に対応するための治水計画として、石木ダムが必要と

いうのであれば、例えば50年前のこれは石木ダムの計画です。これに関して、国へ指導を仰ぐということは、これは別に不自然なことではなくて、自然の流れだと私は思うんですけれども、改めて国へ指導を仰ぐということはしないのか、答弁を求めたいと思います。

○大場博文副議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 繰り返しになりますが、川棚川水系における近年の洪水の発生状況を踏まえ、河川整備基本方針の見直しの必要はないと考えております。

住民の安全・安心を早急に確保していくため、河川整備基本方針に対応した治水事業を推し進めていくことが必要だと考えております。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番（大倉 聡議員）（2）行政代執行の判断について。

今、水没予定地に住む13世帯の方々の住居、家屋などを行政代執行で排除するということが法的には可能です。そのうち、石木ダムの本体工事の打設作業、いわゆるコンクリートを流し込む作業ですね、この打設作業に入る場合には判断を迫られるはずですよ。

知事に伺います。

行政代執行を行うおつもりがあるのか。それとも、本体の打設工事をやめるのか。今の知事の判断、どのように考えていらっしゃるか、教えてください。

○大場博文副議長 知事。

○大石賢吾知事 行政代執行につきましては、あくまでも最終手段でございまして、ほかに取り得る方法がないという段階で、状況を踏まえながら総合的に判断しなければならないと考えております。

石木ダムは、川棚川の洪水被害を軽減すると

ともに、佐世保市の安定的な水源を確保するために必要不可欠でございまして、県民の安全・安心を確保することは、行政の重要な責務であることから、引き続き、地元住民の方々のご理解を得る努力を続けつつ、令和14年度までの確実な完成に向けて、着実に工事を進めてまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番(大倉 聡議員) 石木ダム事業に関しては、進めるにしても、一旦立ち止まるにしても、どちらにしても、最終的にはやっぱり13世帯の方々の理解を得ないと、事業を前に進めるのは極めて困難だと言えます。

そんな中、県は、先般、2回にわたってダムの必要性について、技術的な説明会を行ったわけですが、13世帯からダムの必要性などの技術的な内容について一任されている市民委員会によりまして、「現行の治水計画は、ずさんかつ不合理であり、これまでの県の説明では石木ダムの必要性は到底認められなく、治水計画の見直しが必要である」としています。

そこで、伺います。

(3) 第3回住民説明会開催について。

第3回住民説明会も、マスコミを含めた公開の場で継続して行うということは大切だと思うわけですが、今議会の一般質問初日に知事は、説明会への対応としまして、「説明会とは別の形で設けるのかどうか、改めて調整したい」とご答弁をされました。これは、つまり、捉え方によっては、市民委員会への説明会には出席はしないが、別の形で住民に説明することも含めて調整すると、これは言えるわけですよ。

しかしながら、現在、継続中の説明会以外の場であれば、13世帯の皆様は出席を拒否すると

いうふうに伺っております。

これは、知事、別の形ではなくて、現在、継続中の説明会の場に出席をされますか。

○大場博文副議長 知事。

○大石賢吾知事 先日お答えしたとおり、私といたしましても、ぜひ13世帯の皆様と直接お会いをさせていただいて、石木ダム事業の必要性であったり、地域振興の取組なども併せてお話をさせていただきたいと考えております。その機会は、これまで続けております技術的な説明を主眼とする説明会とはおのずと異なる形になるのではないかと考えております。

現在のところ、今、議員からお話があったような13世帯の方からの連絡につきましてはいただいておりますけれども、いずれにしても、どのような機会とするかは、改めて13世帯の皆様のお考えも含めて調整をさせていただきたいと考えております。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番(大倉 聡議員) 2回の説明会を通して、技術的な疑問点について、議論はもう一定集約されてきた中です。ですから、説明会での議論を、知事がじかに聞いて話し合うということは、これは早期に石木ダム事業の今後の方針を示すというためにも、これは必要だ私は思います。何よりも地元の方から、ぜひにというお願いがなされています。また、市民委員会からも、知事への出席を求める要望書も提出されているはずですよ。

その一部を抜粋して紹介をします。

「御庁より情報の開示や説明が実施されたことにより、一定の疑問が解消され、事実認識に関しては相当数一致していることが明らかになりました。他方で、ほとんどの論点において、事実認識は一致していても、その評価が一致し

ないために議論が平行線をたどってしまう状況が見られます。こうした状況で議論を継続しても、地元の理解は形成されず、むしろ溝が深まってしまいかねないと懸念いたします。

つきましては、次回の説明会では、大石知事にご出席いただき、双方から議論状況をご報告し、石木ダム事業が地元の理解を得て進めるために必要なアカウンタビリティを備えているのか、知事のご見解を示していただく機会を持つことを提案申し上げ、知事のご出席を要望いたします」と書いてあります。

アカウンタビリティという言葉がありました。つまり説明責任ということだと思えます。この説明責任を、知事、説明会の場で果たすおつもりというのは、どうですか、ありますか。

○大場博文副議長 知事。

○大石賢吾知事 繰り返しになりますけれども、我々として技術的な疑問に対して説明をすると、理解を得る努力を続けていくということに変わりはありません。

その中で、今回、13世帯の方の一人から、ぜひ、知事、私も参加をしてお話を、お会いをしたいということをお願いしたというふうに理解をしております。そのことについては、私としても13世帯の方々と直接お会いをして、お話をさせていただきたいということはずっと申し上げてきておりますので、ぜひ、そのことについては前向きに考えていきたいと思っておりますけれども、その機会については、あり方については、今後、おのずと技術的なものは、説明は私にはちょっと難しいものがありますので、違う機会になるかとは思いますが、13世帯の方とのお会いする形といったものは、お話をさせていただいたうえで調整をしていきたいと、そう思っております。

○大場博文副議長 大倉議員—2番。

○2番(大倉 聡議員) ありがとうございます。おっしゃるとおり、技術的な疑問は、これは土木部河川課の役目でございますから、知事は、それこそ住民説明会の場で、本当にその説明が尽くされているのか、ご自分の目と耳、それで確認して、そしてご自身の口で説明するべきだと私は思っております。

最後に、水没予定地に暮らす13世帯の方々の現状をお伝えしておきます。

皆さん、2010年から毎日毎日、月曜から金曜、朝から夕方まで座り込みを交代しながら、例えば病院に行かなきゃいけない日、通院の日には交代してくれとお願いをして、それぞれ苦労しながら、毎日座り込みを続けていらっしやいます。

座り込み支援者のことを記したノートは10冊を超えています。座り込みの日数は2,000日を超えました。そんな支援メンバーの方々も高齢化が進んで、最高齢の方は85歳だそうです。そして、大変残念なことに、これまで13人の方がお亡くなりになりました。

人生を座り込みに費やしたという13世帯の中のある方が、私にお話してくださいました。

「私たちは、ただ、普通の暮らしがしたいだけなんです」

終わります。（拍手）

○大場博文副議長 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3時42分 散会

第 9 目 目

議 事 日 程

第9日目

-
- 1 開 議

 - 2 予算決算委員会委員長辞任許可及び補充選任の件

 - 3 県政一般に対する質問

 - 4 第86号議案上程

 - 5 知事議案説明

 - 6 上程議案委員会付託

 - 7 散 会

令和7年6月24日（火曜日）

出席議員（44名）

1番 欠 番
 2番 大倉 聡 議員
 3番 本多 泰 邦 議員
 4番 白川 鮎 美 議員
 5番 まきやま 大 和 議員
 6番 田川 正 毅 議員
 7番 虎島 泰 洋 議員
 8番 畑島 晃 貴 議員
 9番 湊 亮 太 議員
 10番 富岡 孝 介 議員
 11番 大久保 堅 太 議員
 12番 中村 俊 介 議員
 13番 山村 健 志 議員
 14番 初手 安 幸 議員
 15番 欠 番
 16番 宮本 法 広 議員
 17番 中村 泰 輔 議員
 18番 饗庭 敦 子 議員
 19番 堤 典 子 議員
 20番 坂本 浩 議員
 21番 鵜瀬 和 博 議員
 22番 清川 久 義 議員
 23番 坂口 慎 一 議員
 24番 千住 良 治 議員
 25番 山下 博 史 議員
 26番 石本 政 弘 議員
 27番 中村 一 三 議員
 28番 大場 博 文 議員
 29番 近藤 智 明 議員
 30番 宅島 寿 一 議員
 31番 山本 由 夫 議員
 32番 堀江 ひとみ 議員
 33番 中山 功 議員
 34番 小林 克 敏 議員

35番 川崎 祥 司 議員
 36番 山口 初 實 議員
 37番 山田 朋 子 議員
 38番 松本 洋 介 議員
 39番 ごう まなみ 議員
 40番 中島 浩 介 議員
 41番 前田 哲 也 議員
 42番 浅田 ますみ 議員
 43番 外間 雅 広 議員
 44番 徳永 達 也 議員
 45番 溝口 芙美雄 議員
 46番 田中 愛 国 議員

 説明のため出席した者

大石 賢 吾 知 事
 浦 真 樹 副 知 事
 馬場 裕 子 副 知 事
 陣野 和 弘 秘書・広報戦略部長
 早稲田 智 仁 企画部長
 中尾 正 英 総務部長
 今富 洋 祐 危機管理部長
 渡辺 大 祐 地域振興部長
 伊達 良 弘 文化観光国際部長
 大安 哲 也 県民生活環境部長
 新田 惇 一 福祉保健部長
 浦 亮 治 こども政策局長
 宮地 智 弘 産業労働部長
 吉田 誠 水産部長
 渋谷 隆 秀 農林部長
 中尾 吉 宏 土木部長
 井手 美都子 会計管理者
 中村 泰 博 土木部技監
 太田 彰 幸 交通局長
 峰 松 茂 泰 地域振興部政策監
 村 田 利 博 文化観光国際部政策監

石田智久	産業労働部政策監
前川謙介	教育委員会教育長
安達健太郎	人事委員会委員
下田芳之	代表監査委員
中島廣義	選挙管理委員会委員
長谷川宏	公安委員会委員
遠藤顕史	警察本部長
桑宮直彦	監査事務局長
小畑英二	人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)
狩野博臣	教育政策監
高橋圭	財政課長
黒島航	秘書課長
小橋和則	選挙管理委員会書記長
奥野勝	警察本部総務課長

議会事務局職員出席者

中尾美恵子	局長
濱口孝	次長兼総務課長
佐藤隆幸	議事課長
大宮巖浩	政務調査課長
太田守人	議事課長補佐
山口祐一郎	議事課係長
天雨千代子	議事課会計年度任用職員

午前10時 0分 開議

○徳永達也議長 おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

まず、予算決算委員会委員長の辞任許可の件を議題といたします。

お諮りいたします。

近藤智昭議員から、一身上の都合により、予算決算委員会の委員長を辞任したい旨の申し出がっておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり許可することに決定されました。

次に、予算決算委員会委員長の補充選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

予算決算委員会の委員長として、前田哲也議員を選任することにご異議ありません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

まきやま議員—5番。

○5番(まきやま大和議員)(拍手)〔登壇〕皆さん、おはようございます。

無所属のまきやま大和です。

4度目の一般質問となりますが、長崎県民の一公僕として、皆さんの声を届けてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入ります。

1、国防について。

(1)外国人による土地の買い占めについて。

長崎県は、有人国境離島を抱える自然豊かな県であり、国防についても非常に重要な地域に当たります。

先日、畑島議員のすばらしいバスガイドのもと、対馬市を視察した時に、地元の方から「対馬は、外国人ばかりで危機感を覚える」という話を聞き、調査をしてみますと、日本には「外国人土地法」がありますが、機能していないことがわかりました。

そういう中で、外国人による土地取引が自由に行われることに危機感を覚えております。

そこで、お尋ねですが、本県における外国人による土地取引の現状と対策について教えてください。

○徳永達也議長 地域振興部長。

○渡辺大祐地域振興部長 土地取引におきまして、外国人が国内の不動産を取得することを禁止、規制する法制度はないものと認識しており、県において、外国人による土地取引自体に何らかの規制をかけることは難しいと考えております。

なお、令和4年度に施行されました「重要土地等調査法」における国の調査では、指定された注視区域における令和5年度の外国人等による土地などの取得状況は、本県では9筆個となっております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）「外国人土地法」という法律はありますが、運用するための政令が大正15年に制定後、戦後の昭和20年に廃止されています。そして、その後、国は、完全に放置の状態であります。

国防上、何らかの対応が早急に必要と考えますが、特に、国境離島を有する本県の知事として、外国人による土地取引について、国への働きかけなど行うべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 国境離島や防衛施設周辺等におきます土地の所有、利用をめぐりましては、安全保障上の懸念があったことから、令和4年度に「重要土地等調査法」が施行をされております。

この法では、防衛関係施設や国境離島など、国内における安全保障上、重要な土地及び建物の利用状況を国が調査をし、不適切な利用行為

を規制することを可能とする法制度となっております。

長崎県は、多くの有人国境離島を有しておりまして、領海等の保全及び安全保障の観点のほか、県民の安全・安心を図るうえでも、同法による国の規制は非常に重要であると認識しております。

安全保障につきましては、国の専管事項でございますけれども、県としましても、地域の声に耳を傾けながら、引き続き、国の調査への協力であったり、関係市町との情報共有といったことなど、適切に対応していきたいと考えております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）今、世界中で移民によるトラブルが頻発し、国の存続にも大きな影響を与えるようになってきています。県民を、日本を守るという気概を持って、今後も真剣に考え、動いていただくよう強く要望いたします。

また、このように「外国人土地法」が形骸化している現状で、本県でも半導体誘致等を考えるのであれば、2月定例県議会で大久保議員が提案されたように、水の使用を規制する条例を定める必要があるのではないか、見解をお伺いします。

○徳永達也議長 県民生活環境部長。

○大安哲也県民生活環境部長 地下水域の自然環境、社会環境、風土は、地域によって様々でございまして、「水循環基本法」におきましては、地域の実情に応じて地下水の採取の制限を講ずるよう努めるものとされております。

また、県内7市町では、条例、要綱が制定されておりますが、地下採取の禁止区域や罰則の内容も異なっておりまして、県が一律に規制を設けるということではなく、引き続き、市町に

において、地域の実情を踏まえた対応が適切であるというふうに考えております。

県といたしましては、引き続き、地下水に関する情報を収集するなど、状況を注視してまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員） もう既に4か月たっています。情報収集の成果を教えてください。

○徳永達也議長 県民生活環境部長。

○大安哲也県民生活環境部長 他県の地下水に関する条例の制定状況について情報を集めるとともに、また、県内各市町における水道に利用している地下水の利用状況等について、確認を行っております。

国の資料によりますと、令和5年10月末現在、地下採取の許可・届け出制などを定めた水源地域保全の条例を制定している都道府県は22団体でございます。

また、例えば、県内各市町の水道水源におけます取水量のうち、地下水の占める割合が33%であるといったところなどを確認しているところでございます。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）（2）コロナワクチン被害について。

我が国で現在進行中の最大の薬害であるコロナワクチンによる被害の現状について、教えてください。

○徳永達也議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 「予防接種法」に基づく予防接種後、健康被害救済制度は、ワクチン接種後に健康被害を受けた本人やその家族等が市町村に対して申請し、市町村から都道府県を通じて厚生労働省に進達された案件について、厚生労働省の審査会で審査がなされた結果、予

防接種と健康被害との因果関係が認定された方に、救済のための給付が行われるものとなっております。

全国の状況といたしましては、本年6月20日に開催されました審査会の時点におきまして、これまで新型コロナワクチン接種後の健康被害といたしまして、国に進達されました件数は1万3,814件であり、このうち、認定件数は9,204件、否認件数は3,796件とされているところでございます。

本県の状況につきましては、国に進達した件数は、6月24日時点で145件、このうち認定件数は105件、否認件数は16件となっております。

また、認定件数のうち、死亡一時金または葬祭料にかかる件数は、全国で1,024件、本県では19件となっているところでございます。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員） 私が、はじめて一般質問した2年前、長崎県では42名の健康被害と2名の死亡認定でした。2年間でここまで増加しています。この1,000名を超える死亡認定の数字も氷山の一角であることは、言うまでもありません。

この被害者の増加数を目の当たりにして、知事は、どうお考えでしょうか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 新型コロナワクチンの接種につきましては、国の厚生科学審議会の関係分科会等において、最新の科学的知見、また、海外の動向等を踏まえて、その有効性に加えて安全性の評価がなされております。それをもって、ワクチンの安全性にかかる新たな懸念は認められておりませんで、現時点において、ワクチン接種によるベネフィットは、リスクを上回ると考えているところでございます。

私としましては、ワクチン接種に伴う明らかに重大な懸念が判明した場合には、もちろん国に意見を伝えるなど、対応をしっかりと行いたいと思っておりますけれども、現段階ではそのような状況にはないと考えております。

引き続き、県民の皆様の健康、そして命を守るために専門的知見に基づく国の方針を踏まえて対応していきたいと思っております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）知事は、ベネフィットがリスクを上回っていると言い、結局何もされませんでした。

あれから一般質問のたびに訴えてきましたが、長崎県では、今年3月まででおよそ34万5,000回の接種が進んでしまいました。

救済制度では、带状疱疹も多く認定されています。もし、接種をやめておけば、少しでもワクチンによる被害者を減らせたのではないかと悔やみきれません。

次に、レプリコンワクチンの被害状況について、教えてください。

○徳永達也議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 予防接種後健康被害救済制度に基づく健康被害の実績等におきましては、レプリコンワクチンなど、ワクチンの種類別における健康被害の認定件数は、公表をされていないところでございます。

また、医師やワクチンの製造販売業者などが、予防接種の副反応を疑う場合には、国へ報告を行います「予防接種後副反応疑い報告制度」、こちらによりますと、令和6年12月末までにおけるレプリコンワクチンの予防接種のうち、副反応の疑いがある報告は、全国で7件ございました。

そのうち、2件が死亡症例として報告をなさ

れたものの、治療に携わった別の医師がワクチンとの因果関係を否定して取り下げられたことから、現時点では、レプリコンワクチンによる死亡症例と評価されているものはないと承知をしているところです。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）本年4月14日の厚生労働省審議会資料より10万人当たりの死亡報告を算出しますと、レプリコンワクチンは10倍以上多い死亡報告になっています。2024年の10月1日から12月31日のデータです。

アメリカでは、フェイスブックのマーク・ザッカーバーグが、コロナワクチン推進に不都合な情報は、バイデン政権の圧力により削除されていたことが明らかになりました。

また、コロナワクチンの学校への義務化の禁止の大統領令が出されたり、厚生長官による子どもや妊婦さんへの接種推奨の中止というような一連の流れを受けて、モデルナは、インフル・コロナ混合ワクチンの承認申請を取り下げざるを得なくなりました。

今や、アメリカの11の州議会でメッセンジャーRNAワクチンの禁止法案が提出され、アメリカ国立衛生研究所の所長、アンソニー・ファウチ氏は、17の州で、殺人罪で刑事告訴されています。

国内でも、先日の「そこまで言って委員会」で、新型コロナウイルス感染症対策分科会長の尾身 茂さんの「感染を防ぐ効果は、あまりないワクチンです」との発言から、ようやくフェーズが変わってきた感じを受けます。

当時は、コロナワクチンのベネフィットだけが強調され、子どもから30歳までは死亡率0%だったのに、しかも、感染予防効果もないのに、「思いやりワクチン」と言って政府が推奨して

きたことが、今回のテレビ番組によって、それが誤りだったことを知り、今、多くの国民が悲しい思いをしています。誤情報を結果的に政府が流し続けていたこととなります。

さらには、コロナの予備費11兆円は用途不明のまま、ワクチン接種推進のための世論形成目的の偽情報対策の2,700ページにわたる情報公開資料を厚生労働省は不開示と言う、政府にとって不都合な事実は徹底的に隠しています。

そして、衝撃的なことに、接種から700日以上たっても、接種者の体の組織から、スパイクたんぱく質が見つかっています。つまり、これからまだまだ中期的な被害が予想されるということです。

この資料にあるように、我が国ではワクチン接種後から、謎の大量死が起きています。（資料掲示）

知事、本県におきましては、各市町から全リアルデータを集めて、コロナワクチンの影響について、検討をしてはいかがでしょうか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 先ほども申し上げましたけれども、今、議員がいろいろご紹介をされましたけれども、そういったいろんな情報であったりとか、最新の科学的知見であったりとか、海外の動向とか、そういったものはたくさんあると思いますので、そういったことをしっかりと評価をしていくといったことが重要だと思います。

そういったことを、今、国の方の厚生科学審議会の関係部会でやっているという認識を持っておりますので、そういったところの動向をしっかりと注視をしながら、我々としては、しっかりとその検証結果を踏まえて、国が有効であるという方向性を示したそのものに基づいて、

県民の皆様の健康、命を守るような取組をしっかりとしていきたいとそう思っております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員） その知事がおっしゃる審議会も、製薬会社からお金をもらっていたりと、信用ができるのかどうか、はっきりはわかりません。

では、子どもたちを預かる教育委員会教育長、体調不良等について、子どもたちにアンケート調査をしてはいかがでしょうか。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 現時点では、アンケート調査をする予定はございません。予防接種の影響につきましては、先ほど知事もご答弁申し上げたとおり、国の方でしっかりとした調査をなされると考えておりますので、その状況もしっかりと見守ってまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員） 次に、被害者の救済についてです。

体調不良等でワクチン接種による健康被害の申請を市町へ提出に行けないという患者の声を聞いています。

県として、申請の負担軽減を図る取組ができないか、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 予防接種により健康被害を受けられた方が、「予防接種法」に基づき、「予防接種後健康被害救済制度」を活用しやすくなり、申請の負担軽減を図ることは大変重要であると認識しております。

県といたしましては、昨年度に健康被害を受けられた方の診療に当たる医療機関が発行する受診証明書の記載マニュアルを新たに作成をい

たしまして、事業実施主体である市町や関係機関と連携をしながら、その活用を推進するように努めているところでございます。

今後とも、申請にかかる負担を軽減し、より円滑に救済制度による支援を受けることができるよう取り組んでまいります。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）（3）長崎大学のBSL - 4について。

コロナウイルスの漏洩について。

コロナウイルスは、当初、自然発生していたものとされていましたが、現在、アメリカでは、ラボリーク（Lab Leak）というホームページが設置され、武漢の研究所から漏れた、あるいは漏らされた人工ウイルス、つまり生物兵器まがいのものであるということが公式見解となっています。

長崎大学は、BSL - 4施設として認定を受け、また、エボラウイルスのような致死率の高い、最も危険なレベルの特定一種病原体を所持する法人として指定を受けましたが、生物テロを含め、十分な安全対策が取られているのでしょうか。

○徳永達也議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 海外の研究所におきまして、新型コロナウイルスの漏洩があったかについては、各国及び国際機関などで検証が行われてきたところではございますが、その特定には至っていないものというふうに承知をしているところでございます。

長崎大学が設置をするBSL - 4施設は、特定一種病原体等を扱う実験者が感染せず、施設外部に病原体等が漏れないようにするため、世界最高水準の安全性が確保された施設として、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関

する法律」に基づき、国により指定をされているものでございます。

また、長崎大学におきましては、「長崎大学高度感染症研究センター実験棟生物災害等防止安全管理規則」などにより、人為的な漏洩も含め、万全の安全対策が取られていることから、安全・安心な運営が行われるものと認識しております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員） それでは、ヘパフィルターについて、お聞きします。

二重に重ねて空気をろ過することで、ウイルスを100%除去できるのか、県の見解を伺います。

○徳永達也議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 ヘパフィルターは、直径0.3マイクロメートルの微細粒子を99.97%捕捉する性能を有することが、JIS規格により定められている高性能エアフィルターというふうに承知をしております。

BSL - 4施設におきましては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、2枚のヘパフィルターを直列に接続することにより、病原体を効果的に捕捉する構造となっており、長崎大学においては、無菌の排気だけが施設から放出されるものであるというふうに確認をしているところでございます。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員） 一説によりますと、エアロゾルなどの除去はできますが、単体の乾燥した状態でのウイルスを除去できないこともあるという情報もあります。

次に、BSLの禁止の流れについてです。

本来、生物兵器や未知の病原体に備えるために、機能獲得実験などを通して、ワクチンや治

療薬を開発するという目的でBSL施設が重要となってきましたが、今回のコロナ騒動は、そのBSL施設自体がウイルスの発生源となっ
てしまい、さらには、あわてて作ったワクチンにより、さらに薬害を引き起こすという、世界中を巻き込んで大きな被害を与えるものとなっ
てしまいました。

また、アメリカでは、大統領令で諸外国における危険な機能獲得実験に対し、連邦政府による資金提供を停止するなど、禁止の流れになっ
てきており、特に、長崎大学は、住宅密集地にあり、住民の方は不安な日々を過ごされています。

既に、武蔵村山市では、住民の反対を受けて、政府へ移転の要望書を出しています。

長崎でも、住民の命の安全を最優先に、無人島など、移転を求めているかがしょうか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 長崎大学のBSL - 4施設でございますけれども、これは先ほど来おっしゃっているとおおり、特定一種病原体を研究目的で扱
うことができる日本初の施設となります。

特定一種病原体に対する研究や人材育成が、これによってさらに進むものと期待をしております。

県におきましては、平成27年に長崎大学と長崎市の3者で締結をいたしましたBSL - 4施設の整備に関する基本協定に基づいて、3者連絡協
議会で協議を進めるとともに、地域住民の代表や学識経験者などを委員に加えた地域連絡協議会で、運用状況や安全対策について協議を重
ねてきたところでございます。

また、内閣官房、文部科学省、厚生労働省、長崎大学、県、長崎市などで構成をいたします「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」、

こちらにおきまして、平成28年4月に本県から国に対しまして、「BSL - 4施設を住宅地にあるキャンパスに設置することに対して、地域住民の理解のためには長崎大学が安全確保に尽
くしたうえで、しっかりとした国の関与を示すことが必要」と要請した結果、国策として安全性を確保できるように、事故や災害への対応など
に取り組むことが決定をされたところでございます。

さらに、平成28年11月に、長崎大学に対しまして、BSL - 4施設における世界最高水準の安全性の実現、地域との信頼関係の構築などを要
請して、長崎大学として、責任を持って取り組むとの回答を受け取っております。

こうした経過を踏まえまして、現立地が決定したものと承知をしております。

私としましては、今後とも、長崎大学や国に対しまして、BSL - 4施設の安全性等が確保されるよう、適切に運用していくことを働きかけ
てまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番(まきやま大和議員) 小江原断層の調査についてです。

このような100%の安全性が求められる施設です。ですが、長崎大学の目と鼻の先まで小江原断層という断層があることがわかっており、
活断層かどうか不明なんです。ですので、小江原断層の調査と、そのまま長崎大学の真下に断層がつながっていないかどうかの調査が必須
になってきます。

県は、ちょうど今、能登半島地震による見直しをすることにしておりますので、震度や被害想定についても調査していただけないで
しょうか。

○徳永達也議長 危機管理部長。

○今富洋祐危機管理部長 平成17年度に実施しました地震アセスメント調査では、過去の調査で活断層であることが確実なもの、または推定されるもので、マグニチュード6.5以上の地震の震源となり得る断層の長さが10キロメートル以上のものを対象に調査を行いました。

小江原断層につきましては、研究者の調査文献等に断層である旨の記載はあるものの、活断層であることを示す調査結果等はないことから、前回の調査では、学識経験者等で構成する調査委員会で検討したうえで、対象外になっております。

また、前回の調査以降も、その状況に変わりはないことから、今年度から実施する地震アセスメント調査の見直しにおきましても、学識経験者等にもご意見を伺ったうえで、調査の対象外としております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）（4）米の安定供給について。

米の安定供給についても、国の農政の問題点を2年前から質問で取り上げてきましたが、農林部は、「米生産における供給量の維持はしたい」という回答でした。

知事への会派要望にも取り上げています。

県の取組について教えてください。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 県といたしましては、米の生産量を維持・確保していくためには、生産性の向上や省力化の推進が必要と考えております。

具体的な取組としては、近年の夏場の高温下においても、高品質化や多収化が期待できる高温耐性品種の「にこまる」や「なつほのか」の作付けを推進しております。

また、ドローン防除や直進アシスト田植え機などのスマート農業の導入や、育苗や田植え作業の省力化が可能となる高密度播種技術などの普及に取り組み、生産者の労力負担軽減を図っているところです。

さらに、今年度から、農山村集落の構成員が共同で行っている草刈りや水路の泥上げなどの作業を、ラジコン草刈り機などを所有するサービス事業者などに委託する取組を支援し、水田の維持等につなげていくこととしております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）次に、備蓄量についてです。

ホルムズ海峡が封鎖の危機になるなど、現在、非常に不安定な情勢にあります。

先ほど述べた能登半島地震からの見直しによって、お米不足が問題に上がる中、本県はしっかりと、防災の際、備蓄量を確保できるのでしょうか。

○徳永達也議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 災害時に必要な食料につきましては、「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」に基づき定められた「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」により、県民自らの備蓄を補完するため、県及び市町において、目標量を定め備蓄をしているところでございます。

基本方針によりますと、市町の備蓄目標量は、人口の5%の3日分とされております。

そして、県の備蓄目標量は、全市町の備蓄目標量の10%分とされており、現在の人口を踏まえますと、約6,300人分となっているところでございます。

県が備蓄する食料のうち、米につきましては、5年間保存可能なアルファ化米を約6,500食分

確保し、県内8か所に分散備蓄しているところ
でございます。

県といたしましては、米の備蓄について、現
時点では、特段の問題等はなく、備蓄目標量を
確保できているところではございますが、引き
続き、災害時の備蓄物資としての必要な米の確
保に努めてまいります。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）2、選挙制度につ
いて。

（1）なりすまし投票について。

近年主流となってきた期日前投票では、投票
所入場券を持参しなかったとしても投票が可能
であり、別人になりすまして投票する、いわゆ
るなりすまし投票が発生する可能性があります。

仮に、別人になりすまして期日前投票を行っ
た場合、その投票が有効となるそうですが、投
票日当日に投票に来た本人の投票はどうなるの
でしょうか。

○徳永達也議長 選挙管理委員会委員長。

○渡邊敏則選挙管理委員会委員長 おっしゃる
ように、期日前投票所を含む各投票所において
は、有権者の便宜を図る観点から、投票所入場
券を持参していない場合でも、本人であることを
確認したうえで投票することができるように
なっております。

仮に、ご質問のような事案が生じた場合、当
日投票に来られた有権者については、本人確認
のため、選挙人名簿と対照し、二重投票となる
おそれがある場合は、投票管理者が投票立会人
の意見を聞いたうえで、投票の拒否を決定する
こととなります。

なお、投票の拒否を受けた有権者が、その決
定に不服がある時は、仮投票をさせなければな
らないとされております。

その際、市町選挙管理委員会は、仮投票を行
った有権者が、正当に投票する資格があったか
どうかの調査を行い、調書等を作成いたします
が、開票管理者においては、その調書等に基づ
き、慎重に判断のうえ、受理するか否かを決定
いたします。

受理された場合は、他の投票と同様に、有効・
無効が判断されることとなります。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）アメリカやロシア
では、投票所にビデオカメラを設置し、誰が、
いつ投票したのかわかるように記録していると
聞きましたが、民主主義の根幹に関わることで
あるため、選管として、どのような対策を取り
得るのかを教えてください。

○徳永達也議長 選挙管理委員会委員長。

○渡邊敏則選挙管理委員会委員長 これまで、
本県におきましては、別人になりすまして投票
する詐偽投票の事例は把握しておりません。

公職選挙法では、詐偽投票について、2年以
下の拘禁刑、または30万円以下の罰金刑に処す
とともに、一定期間の公民権停止という厳しい
罰則を設けられておりまして、強い抑止につな
がっているものと考えております。

県選挙管理委員会としても、不正防止の観点
から、市町選挙管理委員会に対し、マイナンバ
ーカードや運転免許証の提示などによる本人確
認の徹底や、投票所入場券に注意喚起の文面を
記載すること等を求めているところではござい
ます。

なお、お話にありました投票所へのビデオカ
メラの設置については、市町選挙管理委員会に
意見を伺ったところ、投票の秘密保持や有権者
に心理的な圧迫を与えることなどから、否定的
な意見がほとんどでございました。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）次に、郵便等投票についてです。

投票所に出向くことが難しい一定の身体障害者等の方については、郵便投票が認められています。しかしながら、投票用紙等を請求する際に送料の負担をしなければなりません。

一般の方は、自宅の近くに投票所がある場合が多く、交通費等の費用がかからないことを考えると、選挙管理委員会で送料を負担することはできませんか。

○徳永達也議長 選挙管理委員会委員長。

○渡邊敏則選挙管理委員会委員長 郵便等投票は、郵便等により行う不在者投票の一つでございますが、住所地以外の市町村に滞在中の不在者投票や、在外投票における郵便等投票などと同様に、市町選挙管理委員会に投票用紙を請求する際の送料は、当該有権者が負担することが通常であります。

なお、郵便等投票の場合、届いた投票用紙を返送する際の送料は、市町選挙管理委員会が負担いたします。この経費は、「選挙執行経費基準法」等に規定され、負担しているものでございます。

そのため、ご指摘の郵便等投票に限って、市町選挙管理委員会が投票用紙を請求する際の送料を負担することが、他の不在者投票を行う者などとの公平性の観点や、選挙執行経費の基準に定めがないことから難しいと考えております。

ご指摘につきましては、身体障害者の方々などの投票環境向上に資する事案でございますので、実施に向けては、様々な観点で国会や国の研究会などでの検討も必要であるというように考えております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）この場合、公平性を言い訳にするのではなくて、できる部分からやっていくという方針であれば、皆さんは文句は言わないと思います。このように前向きに捉えて、この先、実現していただきますよう強く要望します。

3、宇久島の再生可能エネルギー事業について。

（1）風力発電開発について。

宇久島での風力発電事業について、10年前に施設建設の話があった際に、およそ2,200名の島民のうち、1,818人が反対していたと聞きました。

今年、急にそのような話が出ているのですが、その手続きについて、どのように対応したか、お願いします。

○徳永達也議長 県民生活環境部長。

○大安哲也県民生活環境部長 発電所における環境アセスメントの手続きは、「環境影響評価法」に基づき、事業者自らが環境影響等に関する図書を公告・縦覧し、住民の意見を受け付けることになっております。事業者は、この図書及び住民の意見を県へ提出し、県は、環境の保全の見地から、経済産業省に意見を提出することになっております。

経済産業省は、事業者が実施した環境アセスメントに対して、県や環境省の意見を踏まえ、環境保全の適正な配慮に必要な勧告をすることになります。

宇久島の風力発電事業につきましても、「環境影響評価法」に基づき、県は、事業者が住民の意見を含めて提出した書類をもとに、関係市町、有識者の意見を聴取して、知事意見を作成し、経済産業省に提出しており、現在、経済産業省から事業者に対し勧告がなされているところでございます。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）世界遺産への影響についてです。

この風力発電事業が隣接する小値賀町には、世界文化遺産の構成資産が存在します。当該事業が世界遺産に及ぼす影響と、世界遺産保全に向けた県の対応について、お聞きします。

○徳永達也議長 文化観光国際部長。

○伊達良弘文化観光国際部長 世界遺産や、その周辺において事業を実施する際には、事業者はユネスコの勧告等に従い、事前に世界遺産の価値への影響の可能性を分析・評価する「遺産影響評価」を行うこととされており、その際、負の影響が想定される場合には、緩和策を検討し、報告書に盛り込む必要があります。

報告書は、県や国による内容確認を経て、国からユネスコへ提出され、その後、ユネスコから世界遺産の価値へ与える影響について意見が出されます。

現在、事業者が「遺産影響評価」を実施中ですが、宇久島は、世界遺産がある野崎島に隣接しており、風車の建設により、世界遺産からの眺望が変化することで、その価値に何らかの影響を及ぼす可能性もありますことから、現在、県においても、学術委員会や文化庁に対して意見を伺っているところであります。

本事業が世界遺産の価値に与える影響の程度については、現時点で明らかにはなっておりませんが、県としましては、登録された世界遺産に支障が生じないように、専門家や国の意見も踏まえ、事業者に対して適切な対応を求めてまいります。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）ユネスコの認定が得られるまで、事業開発がスタートしないよう、

調整を強く要望いたします。

（2）宇久島メガソーラー事業について。

私が一番心配していた火災対策についてですが、進捗を教えてください。

○徳永達也議長 危機管理部長。

○今富洋祐危機管理部長 事業者の火災対策について、改めて確認しましたところ、箇所ごとに伐採後の土地の形状等を確認したうえで、配置等を検討しながら、ソーラーパネルの設置を進めている段階であるため、地元消防への相談は行っていないとのことであります。

今後、事業が進み、火災発生時の具体的な対応等を検討できる段階で相談したいとお聞きしております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）次に、海底ケーブル埋設の許可について、進捗を教えてください。

○徳永達也議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 宇久島のメガソーラー発電事業にかかる海域占用許可申請が、昨年6月に出されておりましたけれども、その後、関係漁協の同意書がまだ出てきておりませんので、許可は行っておりません。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）農振地域除外について、お聞きいたします。

先ほど申し上げました海底ケーブルの埋設の許可、これが関係漁協の承諾書が必要という条件になっています。いまだに海底ケーブル埋設の許可が下りてないということで、農林部が行った同意というものの見込みが甘かったのではないか、お聞きいたします。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更については、「農

業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市町が県の同意を得て決定するものであり、県は「事務処理要領」に基づき、「必要性」、「適当性」、「代替性」、「確実性」などの同意基準を満たした場合に同意することとなっております。

このうち、確実性については、変更手続きに關係する他法令の許認可等の見込みが必要となっており、佐世保市から農業振興地域整備計画の変更協議においては、關係法令に基づく海底ケーブル敷設に関する許可に必要な地元関係団体の承諾について、「得られる見込みがないと断定できない」との文書が提出をされたことから、県としても同意基準を満たすものと判断し、同意したものでございます。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）しかしながら、実際、現在、海底ケーブル埋設の許可は得られておりません。一度、ここは農振除外を停止するといえますか、このままでは事業の可能性がないまま、森林破壊が進んでしまう状況にあります。何とか止めることはできないでしょうか。

○徳永達也議長 県民生活環境部長。

○渋谷隆秀農林部長 農業振興地域整備計画の変更手続きについては、市が法的な手続きを実施し、既に決定をされていることから、県は同意を取り消すことはできません。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）実際に、先日、宇久島に行ってまいりました。

そこでは、事業者が赤道を勝手に封鎖したり、また赤道の上に建物を建てたりと、いわばやりたい放題の状況でありました。こういうことに対して、県は何か指導等できないのでしょうか。

○徳永達也議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 法定外公共物であります里道（赤道）や水路（青線）のうち、現に公共の用に供しているものにつきましては、平成12年の地方分権一括法の施行に伴い、市町に譲与されております。このため、里道等の問題につきましては、市町の管理となっております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）4、石木ダム事業計画について。

（1）計画雨量の算定について。

川棚川流域の平均雨量、川棚川の周辺にどれくらい雨が降るかというものですが、これが洪水に対する治水計画の一番の根拠になります。重要な第一歩です。

本来は、川棚川周辺の複数の地点において、実際に降った雨のデータから平均値を算出します。

しかし、石木ダム事業では、県は、遠く離れた佐世保市で降った雨の量を、川棚川周辺の雨量と相関があるという理由で、佐世保のデータを用いています。

県は、その理由を昭和22年から60年まで雨量計がなかったからと、裁判で虚偽の記述をしていることが明らかになりましたが、実際には、昭和22年から川棚町役場と上波佐見に、そして昭和49年からは、さらに波佐見に2か所のデータがありました。

私は、この治水計画の一番の基礎となる川棚川周辺の雨量は、遠く離れた佐世保市の雨量の0.94倍になるという点について質問いたします。

これは、県が公表している0.94の根拠となる相関関係の図ですが、（パネル掲示）まず、これを見ただけでも、この回帰式の説得力がないことは簡単に見て取れます。

数値的には、計算してみると、相関係数は0.73

となり、比較的大きな値だったかもしれませんが、この相関係数の説得性、確からしさを示すのは決定係数です。そして、その決定係数は0.53であり、説得力は余り高くありません。

さらに、もっと重要な洪水を引き起こす可能性のある雨量、150ミリ以上のデータで計算すると、決定係数は0.04となり、全くあてにならないということがわかります。統計的な判断を間違っています。

県の言うことが正しいのであれば、この図では、この直線にデータの一つひとつが寄り添うように集まっていなければなりません、見てのとおりばらばらです。

この統計的判断ミスについて、どのように考えますか。

○徳永達也議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 川棚川における計画雨量につきましては、近傍の佐世保雨量局、この雨量データと川棚川流域平均雨量の相関を確認のうえ算出しており、妥当な値であると認識しております。

川棚川の治水計画につきましては、河川に関する法令や技術基準に基づき策定しておりまして、有識者等で構成された「川棚川水系河川整備計画検討委員会」において審議されております。

また、ダム検証や事業認定の手続きにおいても、治水計画の内容は確認されており、事業認定取消訴訟においても「不合理な点は見当たらない」として認められております。

今、議員が取り上げられました決定係数についてですけれども、これは回帰式がデータにどれくらい適合しているか、その相対的な度合いをあらわすものでしかありません。これが、その決定係数単独でモデルのよしあしを決められ

るものではないと考えております。

現に、今、議員が見せられましたグラフ、ちょっと遠くて見えませんでしたけれども、今回の川棚川水系の計画雨量につきましては、100年に一度の雨、そして、日雨量にして400ミリの雨を想定しております。このクラスの雨につきましては、先ほどのグラフの中に1点だけそれに近いデータがあります。それは、日雨量にして350ミリに近いデータであります。それは1点しかございません。そのデータにつきましては、その回帰直線はそれを捉えた線となっております。

確かにばらつきはありますが、そうした傾向を捉えた回帰になっているというふうに認識しております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番(まきやま大和議員) これについては一旦とどめておき、そのまま続けます。

県は、計画流域平均3時間雨量を203ミリとしております。この値は、3時間の間にどれくらいの大量の雨が降って、洪水量にどれくらい影響を与えるのかというのを見るのに非常に重要な数値です。

この重要な数値の算定に当たって、県は、ここでも川棚川流域の実際の雨量データではなく、佐世保日雨量かける0.94というデータから求めたものを、なんとそのまま川棚川平均3時間雨量の算定に当てはめています。3時間単位のものの計算に、24時間単位の回帰式を当てはめています。これは、もう本当に統計的手法としては全く不合理であり、適正ではありません。

そして、これらの統計的誤りについては、大学の統計学者も認めており、県がこのようなミスをするとは、とても信じられない様子で、あきれられていらっしゃいます。

県は、これらの計算ミスを直ちに修正すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○徳永達也議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 100年に一度の雨を想定する際に、1日の雨量と3時間の雨量、両方を想定しております。3時間の雨量を想定しようと思う時には、1時間ごとに計測した雨量のデータがないと、これを出すことができません。

そうした観測につきましては、佐世保の方のみ当時されておりました、佐世保の方で3時間雨量、これを出して、それを100年に引き延ばした時に、じゃ、100年にどれぐらいの雨が降るだろうと、それを想定して、それを川棚川流域の方に変換する作業をしております。これは、限られたデータの中での工夫でございます。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番(まきやま大和議員) 限られたデータというより、データが不十分なのです。統計学者が誤りと言っています。

部長、これはとても大事なことなので、状況を理解していただくためにわかりやすく説明します。

市民による再評価監視委員会で、ダムの専門家の宮本さんから、「県は、1足す1は5と計算を間違っていましたよ」と指摘されたんです。それを算数の先生、別の統計学者に聞くと、「1足す1は2だから、それでも計算をし直さない」と言われているんです。

でも、県は、「1足す1は5でも問題ありません」と言っているようなものなんですね。

検討するとか、そういう問題ではなく、既に算数の先生が検討をして、指示をしている状況なんです。基本統計学の初歩の部分で間違っています。これ、全国に笑われます。

もう一度、問います。

計画流域平均3時間雨量について、修正しますか。

○徳永達也議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 そうしたデータの取扱いにつきましては、繰り返しになりますが、過去に「川棚川水系河川整備計画検討委員会」において、有識者も含め審議されておりますし、また、ダム検証や事業認定の手続きにおいても、そうしたデータの処理も含めて治水計画の内容は確認されております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番(まきやま大和議員) 知事も理系ですので、容易に理解できると思うのですが、本当にこのような初歩的ミスを見直さないまま、押し通してよいのでしょうか。

事業の責任者は、知事になります。事務方ではありません。この統計ミスは、見直さないといけないんじゃないですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 確かに理系ではございますけれども、今のお話については、ちょっと理解が及びませんで、我々としましては、部長から答弁させていただいたとおり、しっかり手続きにのっとって適正にやってきているというふうに認識をしております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番(まきやま大和議員) では、ここから法的な部分になりますので、部長、私の質問をよく聞いて回答してください。お願いします。

まず、中尾土木部長は、部下への仕事の指示をする時に、石木ダム事業の一部の計算が間違っているにもかかわらず、そのままダム建設を推進させるような指示をしますか。それとも、長崎県全体の奉仕者として、公共の利益のための職務を遂行するように指示をいたしますか。どちらでしょ

うか。

○徳永達也議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 今回の石木ダムに関して申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、これまでの計画は様々な過程を経て、それが不合理なものではないという評価をいただいていたものと理解しておりますので、それに沿った対応をさせていただいてきましたし、今後もそうしていきたいと考えております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員） 地方公務員法第30条に、「全ての職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために全力で専念せよ」とあります。間違いは正さないといけません。違反になります。

ここまでくると、統計学の初歩の初歩が理解できていないということが問題だと思います。統計学を理解できていないのであれば、意図的ですので、第30条違反になりますが、本当に統計学を理解できていないとなると、地方公務員法の第33条「職員は、その職の信用を傷つけ、または、職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」とあります。

先ほど、全国の笑いものになると言ったのは、この件です。この地方公務員法第33条の違反になりませんか。

○徳永達也議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 先ほど繰り返した内容になりますが、様々な検証を経て現在に至っております。違反しているとは考えておりません。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員） もし、土木部の職員が、統計学を理解できないまま、県の事業に携わってきたとすると、これまで全ての土木事業をチェックし直さなければなりません。

最後にお聞きします。それでも修正されませんか。

○徳永達也議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 本件に関しまして、現時点、修正するつもりはございません。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）（2）公共事業評価監視委員会について。

5年に一度実施される公共事業評価監視委員会、石木ダムの事業については50年前ですので、なんと10回ものゼロベースからの見直しがありました。延期、延期できております。

例えばですが、100億円を超えるような大きな事業については、これまでの公共事業評価監視委員会とは別に、利益相反のない本物の専門家で構成された委員会を設置するようにはいかがでしょうか。

○徳永達也議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 再評価の案件につきましては、一年当たりの事業費が5億円以上の大規模なものにつきまして、時間をかけて議論する必要がある個別審議と、それ以外の一括審議に分けて、重要度に応じた審議をしております。

また、委員会の判断によりまして、外部の専門家等からの意見聴取や個別審議により時間をかけた詳細な審議も可能でありますため、長崎県の公共事業評価監視委員会で十分な審議ができると考えております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員） 私がこのことになぜ言及するかといいますと、評価委員会の委員や委員のチェックにも限界があるからです。特に、委員は、出てきた数字をもとに判断していくことがほとんどです。県が出してくるデータの扱いや計算結果、統計的手段そのものは正し

いことと信用することを前提としたうえでチェックしていくので、細かい計算のチェックまでは、よほどのことがない限りやれません。これは、裁判でも同じだったのでしょう。これらのことを踏まえて、税金を無駄にしないためにも、しっかりと対策をしてはいかかと強く要望いたします。

（3）佐世保市の利水の見込みについて。

先日、佐世保市水道局は、来年度からの水道料金28%の値上げを提案し、議論が噴出しています。さらに、10年後には、現行から2倍近くに値上げする必要があるとのシミュレーション結果も出ており、石木ダム事業が大きな負担になっていることが明らかです。

また、佐世保市の水の使用量と市の予測量がかけ離れていることは、以前から問題視されてきましたが、ここまで予測がかけ離れていては、もはや予測とは言えません。民間の会社でこんなことをやっていたら、担当者はすぐに異動になります。

石木ダム事業は、長崎県と佐世保市の共同事業であり、県は、河川の管理者、そして、佐世保市に水利の許可を与える立場です。

つまり、県は、しっかりと佐世保市から上がってくる資料をチェックしなければならない立場にあります。この佐世保市の予測の乖離について、県は、将来のために事前にしっかり検討しておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○徳永達也議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 利水面の事業再評価につきましては、事業主体であります佐世保市において適切に実施されていると認識しております。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）では、県は、時期

は問いませんが、佐世保市のデータをチェックする必要はあるという認識でよろしいでしょうか。

○徳永達也議長 土木部長。

○中尾吉宏土木部長 ダムのポケットの中に、利水容量が見込まれております。その事業主体は佐世保市にありますので、それは佐世保市の方で適切に対応されておられると理解いたしております。

ただ、議員おっしゃいましたように、我々河川管理者としての立場がございます。そのダムの利水容量を超えた利用が仮にされるとしましたら、その取水が河川環境に悪影響を与えないか、そうしたことについては、河川管理者としてチェックをしていくことになると思います。

○徳永達也議長 まきやま議員—5番。

○5番（まきやま大和議員）（4）知事の説明責任について。

昨日の大倉議員の質疑に対する県の答弁を聞いて愕然としたことがあります。

先日の第2回市民による「石木ダム再評価監視委員会」の場では、「県は、気候変動について考慮することという国の方針が示されているのであれば検討しなければならない。しかし、県独自ではできるものではない」と発言されていきました。動画も残っています。

しかし、昨日の答弁は、「気候変動は考慮しない」、「国へ指導を伺わない」と答弁されました。

どうして、このような嘘が本会議場でまかり通るのでしょうか。議会軽視も甚だしいのではないのでしょうか。

本日、参議院議員の嘉田さんが、この本会議場に傍聴にお越しいただいておりますが、6月3日の国土交通委員会では、嘉田さんの質疑を受

けて、国は、「県から話ががあれば指導します」とおぜん立てをしていただいています。もうここまでくると、土木部の怠慢としか言いようがありません。

気候変動を考慮しないというのは、川棚川流域の町民の命を危険にさらす可能性があるのに、何もしないということです。そんなことをやっているから、住民の理解を得られないんです。本当に住民の理解を得たいのであれば、職員に任せっぱなしにするのではなく、知事も職員と肩を並べて、次回の市民による委員会に参加するよう求めます。いかがでしょうか。

○徳永達也議長 これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

午前11時 2分 休憩

午前11時15分 再開

○大場博文副議長 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

本多議員 3番。

○3番(本多泰邦議員)(拍手)[登壇]皆様、おはようございます。

公明党、本多泰邦でございます。

本日も、元気いっぱい、一般質問を行います。

時間配分に若干の不安がございますので、早速質問いたします。

1、長崎県の行財政について。

(1) 財政について。

まずはじめに、本県財政の特徴について、基本的な認識をお尋ねいたします。

○大場博文副議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 本県は、県税等の自主財源に乏しく、歳出面では、人件費や扶助費等の義務的経費の割合が高いことから、財政の弾力

性は低く、脆弱な財政構造にあると認識しております。

そうした中、令和6年度は、国の財政措置や継続的な収支改善対策等により、財源調整のための基金を取り崩さない財政運営を達成することができましたが、今後は、社会保障関係費や公債費の増加等により基金の取り崩しが見込まれるなど、財政状況は、さらに厳しさを増していくものと考えております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番(本多泰邦議員) 今現在も厳しい財政状況であり、今後、さらに厳しさを増していくことでした。

都道府県の財政状況については、どの自治体も、とりわけ地方の自治体においては、どこも厳しいという話を聞きます。客観的な数値比較の中で、本県の財政状況をご説明願います。

○大場博文副議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 都道府県の財政状況というところから、全国統計がある令和5年度の決算と比較いたしますと、まず歳入面では、企業からの税収である法人二税が少ないことなどから、県民一人当たりの税収が46位となっており、全国に比べても低い水準にあります。

また、歳出面では、離島・半島などの条件不利地域を多く抱える地理的特性から、学校や警察等を含む行政機関の人員配置、港湾・漁港の管理等に要する経費が都市部よりも高いといった特徴があります。義務的経費の割合も7位と高い水準にあることから、政策的な事業に活用できる財源が乏しく、厳しい財政状況にあると考えております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番(本多泰邦議員) 入りが全国で46位、にもかかわらず出る先が決まっている経費の割

合が7位、先ほどまでの答弁により、政策的な事業に活用できる財源が少ない、全国的に見ても厳しい財政状況にあることは理解しました。

一方で、喫緊の課題である物価高騰対策については、厳しい財政状況の中でも、必要な施策を積極的に講じていく必要があると考えます。県では、国の交付金等を活用し、これまでどのような対策に取り組んできたのかをお尋ねします。

○大場博文副議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 県では、長期化する物価高騰により、県民の生活や事業者の社会経済活動に様々な影響が生じていることから、これまでも国の重点支援地方交付金等を活用しながら、各種支援策を積極的に講じてまいりました。

このうち、生活者支援については、LPガス使用世帯やマイナンバーカードを活用した子育て世帯への支援などを講じたほか、現在、市町と連携したプレミアム商品券の発行等に取り組んでおります。

また、事業者向けの支援については、各産業分野の状況や支援ニーズ等を踏まえ、農林水産業におけるセーフティーネットへの支援や中小・小規模事業者等の生産性向上に資する設備導入、デジタル化を支援するなど、きめ細やかに施策を講じております。

これらの施策により、県民生活の下支えや事業継続、生産性向上などに一定寄与することができているものと考えております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員）国においては、エネルギー・物価高騰対策として、5月下旬から、ガソリン等の新たな燃油価格支援がスタートしたほか、夏場の電力・ガス料金支援などが発表されました。

地方自治体に対しても、政府・与党が中心となり、国の予備費において、物価高騰対策の財源として、重点支援地方交付金の積み増しに1,000億円を充てたと聞いております。今回の追加交付を踏まえ、県として、どのような支援が予定されているのかをお尋ねします。

○大場博文副議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 県ではこれまで、国の電気・ガス料金支援に合わせて、国の支援対象とならないLPガスや特別高圧電力料金への支援のほか、医療機関等の公共性が高い施設に対するエネルギー価格や食材料費高騰分への支援を実施してまいりました。

こうした中、先ほど議員もご指摘ございました、5月末に、国の電気・ガス料金支援にかかる閣議決定がなされ、新たに、重点支援地方交付金が配分されたところであり、県としては、これまで同様、国の支援策を踏まえ、交付金を活用したエネルギー価格高騰対策等を速やかに実施するため、本日、関連予算案を提出する予定としております。

引き続き、社会経済情勢を注視しながら、市町等とも連携し、適切に対応してまいります。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員）本県の財政は、自主財源に乏しく、脆弱な財政構造にあるといった厳しい現状を踏まえ、現下の物価高騰への対応なども含め、今後の財政運営をどうしていくのか、知事の考えをお聞かせください。

○大場博文副議長 知事。

○大石賢吾知事 私は、厳しい財政状況の中、県民の生活を豊かにするためには、その基盤となる経済をしっかりと回していくことがまず大切だと考えております。

そのため、まずは長引く物価高騰により影響

を受けている県民の皆様や事業者等の社会経済活動をしっかりと下支えするため、国の重点支援地方交付金等を活用し、令和6年度補正予算及び本日提出させていただき補正予算案により、家計の負担軽減や事業者の経営改善につながる施策に全力で取り組んでまいります。

また、今後の安定的な財政運営につなげるためにも、国内外から財の流入や地域内での経済循環の強化といったことなど、より稼ぐ視点を持って、税源涵養につながる施策を推進していく必要があると考えております。

具体的には、企業誘致や地場企業の振興、農林水産業の生産性向上や観光の活性化等に資する施策を引き続きしっかりと講じてまいりたいと考えております。

さらに、こうした施策を推進していくためにも、例えば、観光分野においては、宿泊税導入を含めた観光振興財源についての検討を深めるほか、ふるさと納税の積極的な活用など、新たな財源の確保も図ってまいります。

こうした取組と併せて、施策の重点化や効率化等に努めるとともに、国に対しては、全国知事会等とも連携しながら、地方税財源の確保・充実を強く要請していきたいと思っております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。
○3番（本多泰邦議員）（2）人事について。
会計年度任用職員について、数点お尋ねします。

県庁内において、会計年度任用職員のうち、事務補助として雇用されている人数をお尋ねします。

○大場博文副議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 令和6年度に知事部局で雇用した会計年度任用職員のうち、データの入力や書類、物品等の整理など、職員の事務補助

のために1年間継続して雇用した職員の数は275人となっております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員）では、1年間雇用する会計年度任用職員について、その勤務時間や賃金、手当、年次有給休暇といった就業条件をお尋ねします。

○大場博文副議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 事務補助の会計年度任用職員は、パートタイムでの雇用を基本としており、勤務時間は、1週間当たり29時間以下の範囲で、採用する各所属が決定することとなっております。

また、給与面につきましては、1週間当たり29時間の雇用の場合、賃金は月額約14万円、期末勤勉手当の額は6月と12月の合計で約63万円であり、これらを合わせた年収は約220万円となります。

休暇制度につきましては、年次休暇が最大10日間付与されるほか、病気休暇や忌引休暇などの仕組みがございます。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員）社会的に困っている方を県庁の会計年度任用職員として採用できないかとの思いから、この質問を行っております。

具体的には、ひとり親家庭のお母様、お子さんは小学生が2人として考えました。

先ほどの答弁でわかったこと、パートタイムでの雇用で週29時間、大まかなイメージとしては、一日7時間で週4日、また一日6時間で週5日、年次有給休暇は10日付与される、朝から夕方まで規則正しく働けて、学校行事などの休みも取れる。働き方としては、非常にいい条件です。

収入面を見ると、月額賃金は14万円、6月、12月の期末勤勉手当は約63万円、年収約220万

円。

住宅課に確認したところ、この収入であれば、県営住宅の家賃は概ね2万円から2万5,000円ぐらいでした。

さらに、長崎県在住、家賃2万5,000円の県営住宅で暮らす小学生が2人いるひとり親家庭の生活費で調べてみたところ、標準で13万円から16万円との結果が出ました。

私が調べた範囲だと、事務補助の会計年度任用職員として勤めることで、決してぜいたくはできませんが、十分な生活ができると思われま

す。

さらに、お尋ねします。

事務補助の会計年度任用職員は、どのように採用されるのでしょうか。

○大場博文副議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 事務補助の会計年度任用職員については、採用希望者名簿に登載された方の中から、各所属が採用者を決定するという方法で手続きを行っております。

この採用希望者名簿へは、通年で実施している面接試験を受験し、合格した方が登載されることとなっております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員）会計年度任用職員の職務経歴をもって、正規職員への転換ができるような制度はございますか。

○大場博文副議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 「地方公務員法」においては、正規職員の採用は、競争試験または人事委員会規則で定める選考試験によるものと規定されているところであります。

このため、会計年度任用職員としての職務経歴のみをもって正規職員に転換することはできず、正規職員としての採用を希望される場合に

は、人事委員会等が実施している各種の職員採用試験を受験していただくということになります。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員） それでは、聞きます。事務補助の会計年度任用職員の募集について、ひとり親家庭の方に限定した募集というのは可能でしょうか。

○大場博文副議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 会計年度任用職員を募集するに当たっては、「地方公務員法」に規定されている「平等取扱いの原則」を踏まえ、年齢や性別等に関わりなく、均等な機会を与える必要がございます。

そのため、ひとり親家庭の方など、募集や採用の対象を限定するという事は、今申し上げた法の趣旨からは、適当でないと考えております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員） 「地方公務員法」に定める平等取扱いの原則に反する、制度上難しいということは理解できました。

では、ひとり親家庭への支援を所管することも政策局にお尋ねします。

特別枠が今の制度では難しいとしても、まずは県の会計年度任用職員の募集情報をひとり親家庭のお母さん方に届けることが大切だと考えますが、できることはないか、お尋ねします。

○大場博文副議長 こども政策局長。

○浦 亮治こども政策局長 ひとり親家庭につきましては、県内の児童扶養手当受給者を対象としました令和6年度アンケートによりますと、母子世帯の約3割がパート等の不安定な雇用状態にあり、また4割超が年収200万円未満という大変厳しい状況にあります。

こうした中、県がひとり親家庭の就業支援事業を委託しております長崎県ひとり親家庭等自立促進センター、通称「YELLながさき」におきまして、本年度中に無料職業紹介事業の許可を取得し、就業支援を強化することとしております。

こども政策局としましては、ひとり親家庭のこうした厳しい現状や「YELLながさき」の支援内容を県庁各課に広く紹介しまして、事務補助の会計年度任用職員に限らず、各課ごとに募集する職員採用情報について、センターへの提供を促すなど、ひとり親家庭のきめ細かな就業支援に努めてまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員） まず、取組を各課に紹介していただく、さらに踏み込んで、例えば、会計年度任用職員募集の際は、その情報をまずはセンターに届け出るよう各課へ通達するなど、より積極的な支援をお願いいたします。

次に移ります。

正規の県庁職員について、現在の職員数をお尋ねします。

○大場博文副議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 本年4月1日現在における県の一般行政部門の正規職員数は、4,054人となっております。

その内訳を申し上げますと、一般事務職が1,913人、土木、農業などの技術系職員などが2,141人となっております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員） 職員の採用に関して、一般事務の職員については、まだ申込み人数が確保できている状況の一方で、技術職については、苦戦を強いられている職種もあると聞きます。採用確保に向けて、どのように取り組むの

かをお尋ねします。

○大場博文副議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 職員の採用確保については、全国的に人材の獲得競争が激しくなる中、重要な課題であると認識しております。

そのため、職員採用試験に関しては、民間企業を志望している人も受験しやすいSPI試験の導入や採用が厳しい技術職への追加試験の実施など、随時、試験制度の見直しや拡充に取り組み、採用者の確保に努めているところでございます。

加えて、県職員の業務内容や働く魅力等を学生に広く伝えるため、インターンシップの受入れ拡大や大学の就職説明会への参加等にも積極的に取り組んでいるところでございます。

さらに、庁内DXの推進等により、業務効率化や時間外勤務の縮減、多様な働き方の推進等、就労環境整備にも取り組みながら、就職先として選ばれる県庁となるよう力を尽くしてまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員） （3）県庁内DXについて。

人材の獲得が厳しさを増す中で、DXの視点も踏まえる必要があると考えております。DXの本来の目的は、働きやすい職場環境をつくることや新たな企画立案の時間を創出するためであることは理解しておりますが、DXの取組は、結果的に人材不足にも貢献できるのではないかと考えております。

県庁内DXの進捗状況や具体的な見直し事例をお尋ねします。

○大場博文副議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 令和6年4月、総務部内に設置した「デジタル改革推進専門チーム」では、

見直しが完了したものも含めて、民間人材の知見も活用しながら、34の業務で年度内の実装を目指しているところがございます。

具体的な事例としまして、製菓衛生師試験業務では、年間140時間を要していたものが、電子申請システムの導入やAIを活用することで、年間の作業時間を半減する見直しを完了しているところがございます。

また、今年度以降につきましても、新たな業務を対象とした見直しに着手することとしております。

見直しによって生み出された時間については、議員もお触れいただきました職員の働き方改革の実現をはじめ、県民サービスの向上の取組に振り向けることとしております。

引き続き、デジタルを活用した効率的で質の高い行政サービスの実現に向け、力を注いでまいります。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員）今の答弁にありましたように、DXの取組が進んでいけば、職員のワーク・ライフ・バランスの改善が図られると同時に、これからの人材確保にもつながっていくように思います。人材確保の取組とともに、積極的なDXの取組を継続することを要望し、次の質問に移ります。

2、長崎県の産業について。

（1）中小企業支援について。

先ほどの本県財政運営についての知事答弁で、経済をしっかり回していくこと、より稼ぐ視点を持つことに触れられておりましたが、県民の多くが勤める中小企業の発展が重要だと考えます。しかし、中小・小規模事業者を取り巻く環境は、人手不足や原材料の高騰などにより、依然として厳しい状況が続いております。

私自身、中小企業を顧客とし、その労働環境の改善に寄与する会社に勤めていたこともあり、かねてより、この厳しい環境を事業者が乗り越えていく支援の一つとして、デジタル化支援は大事だと考えております。

そこで、県が令和5年度から実施しているデジタル力向上支援事業のこれまでの支援実績について、お尋ねします。

○大場博文副議長 産業労働部長。

○宮地智弘産業労働部長 県では、全国と比べ小規模な事業者が多い県内企業が厳しい経営環境を乗り越えていくためには、デジタル化等による生産性向上を通じて、賃上げ等の原資となる売上げの増加を図ることが重要と考えております。

そのため県では、製造業やサービス業をはじめ、建設業や医療、福祉など、様々な業種において、令和5年度からの2年間で、538社のデジタル化を支援してまいりました。

その結果、勤怠管理や在庫管理のシステム導入等による省力化を進め、捻出した時間を販売の強化等に活用する事業者も出てくるなど、売上げ増加に向けた具体的な取組が広がってきております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員）今、答弁がありましたように、この2年間で500社を超える事業者の皆様にご活用いただいております、大変いい取組と思っております。

本年度についても、国の交付金を活用して事業者の募集をされていると聞いておりますが、私としては、特に、経営環境が厳しく、忙しい毎日を過ごされている小規模事業者の皆様、この事業を知っていただき、生産性向上を図っていただくことが大変重要だと思っております。

そこで、さらに本事業を活用いただくため、県において、どのような対策を講じられているかをお尋ねします。

○大場博文副議長 産業労働部長。

○宮地智弘産業労働部長 県では、中小・小規模事業者などに対し、デジタル化事業の活用を促すため、これまで説明会の開催やメールマガジンの配信のほか、庁内の他部局とも連携するなど、より多くの事業者への周知を図ってまいりました。

さらに今年度からは、賃上げなど厳しい経営環境にあって、生産性の向上が急務となっている小規模事業者等に対する周知を強化するため、事業者の身近な支援機関である商工会・商工会議所の経営指導員を増員し、事業所等へ直接出向いてデジタル化事業の活用を働きかけるプッシュ型支援の強化を図ることとしております。

今後とも、厳しい経営環境にある県内中小・小規模事業者の生産性向上を図るため、デジタル化事業の周知、活用促進に努めてまいります。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員）今ご答弁いただいたデジタル化支援は、生産性向上を図れるとともに、少なくなってしまった人員でも業務が回せる省力化につながり、人手不足対策へも寄与します。

一方、県内の人手不足対策を解決するには、高校生や大学生の県内就職促進も重要と考えます。

生徒向けの企業見学会や合同企業説明会に加え、保護者の企業見学会など、これまでの地道な取組で県内就職率が上向いていると思いますが、令和7年3月に卒業した高校生と県内大学生の県内就職率について、お尋ねします。

○大場博文副議長 産業労働部政策監。

○石田智久産業労働部政策監 令和7年3月に

卒業した高校生の県内就職率につきましては、速報値で71.7%と、前年より3.2ポイント増加し、令和4年3月以来の70%超えとなっております。

また、県内大学生の県内就職率は41.2%と、前年より0.8ポイント増加しております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員）県内就職率が高校生、県内大学生ともに上向いているのは、県のこれまでの地道な取組の成果であり、うれしく思います。

学生やその保護者、採用される側への取組と、企業など、採用する側への取組が両輪となって、人手不足という難題に向き合えると考えますが、県内企業のリクルート活動への支援について、その取組状況をお尋ねします。

○大場博文副議長 産業労働部政策監。

○石田智久産業労働部政策監 全国的に人材不足が課題となる中、県内就職をさらに促進するためには、企業の魅力を生徒や学生に伝える機会を創出し、若者の興味や関心等を把握したうえで、企業において、効果的な求人活動を行っていただくことが重要であると認識をしております。

このため、高校生を対象としたイベントの中で、一日の参加者が最も多い「広域合同企業説明会」の日程を今年度は2日間に増やし、工業科だけでなく、普通高校や商業高校等に対象を拡大して開催をすることといたしております。

また、大学生につきましては、大学等で就職支援を行っている職員から、企業が採用活動のポイントを学ぶ「採用セミナー」のほか、県内外の大学職員に県内企業を知っていただくための「就職情報交換会」を開催し、企業支援に努めているところでございます。

今後とも、必要な人材が確保されるよう、県

内企業を後押ししてまいります。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員）欲を言えばなんですけれども、さらに踏み込んだ支援、例えば、リクルート活動のためのオフィスリニューアルへの支援等、柔軟な発想でのさらなる支援を期待いたします。

（2）再生可能エネルギーについて。

日本政府は、再生可能エネルギーを主力電源として、環境、経済、安全保障の面から最大限の導入を進めております。

再生可能エネルギーの導入効果は、温室効果ガスの削減、エネルギー自給率の向上、災害に強い分散型エネルギー、地域活性化と産業振興、価格の安定と経済競争力と多岐にわたることから、最重要課題の一つとなっております。

そこで、国・県における再生可能エネルギーの導入状況を、推移も含め、お願いいたします。

○大場博文副議長 県民生活環境部長。

○大安哲也県民生活環境部長 国は、令和7年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」におきまして、再生可能エネルギー比率を2040年度までに4割から5割まで引き上げる見通しを示しております。

国内の再生可能エネルギー比率は、2013年度の10.9%から、2023年度に22.9%にまで、直近10年間で2倍以上に拡大しております。

また、本県は、「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」におきまして、県内における2030年度までの再生可能エネルギーの目標導入量を1,360メガワットに設定しております。

県内の再生可能エネルギーの導入量は、2013年度までが404メガワットに対し、2024年12月時点では1,209メガワットにまで拡大しており、

順調に導入が進んでおります。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員）その再生可能エネルギーの中で、洋上風力発電について、お尋ねいたします。

洋上風力発電については、特に、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札と位置づけられており、国は、2040年までに最大45ギガワットの発電量を目標に掲げております。

また、国の法改正により、洋上風車の設置範囲がEEZまで拡大されることとなりました。

我々公明党としては、この法改正を推進してきたところであり、河野義博参議院議員が党総合エネルギー対策本部事務局長として、浮体式洋上風力発電の早期社会実装などを求めてきたことから、今回の法改正は、大変喜ばしく思っております。

今後、国内各地においても洋上風力発電のプロジェクトが創出されることを期待しており、洋上風力発電に関する県の取組を評価し、応援しております。

本県では、既に、五島市沖と西海市江島沖において、洋上風力のプロジェクトが進められておりますが、それぞれの進捗状況について、お尋ねします。

○大場博文副議長 産業労働部長。

○宮地智弘産業労働部長 世界的な脱炭素化の潮流の中、広大な海域を有する本県は、海洋エネルギー導入のポテンシャルが高い地域であることに加え、県内企業が造船業を通じて培った技術力や人材を活かせる産業であることから、県では、海洋エネルギー関連産業の振興にこれまで取り組んでまいりました。

このような中、県内においては、五島市沖及び西海市江島沖が「再エネ海域利用法」に基づ

く促進区域に、西日本で唯一指定されるなど、全国に先駆けた取組が進められております。

具体的には、五島市沖については、最後の8基目の洋上風車の設置作業が現在進められており、来年1月には運転開始が予定されております。

また、事業規模において西日本最大のプロジェクトである西海市江島沖については、現在、地盤調査や陸上の変電工事などが進んでおり、令和11年には、28基の風車の設置が完了し、運転が開始される予定となっております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員） 県内企業の産業振興を図るためには、県内の促進区域にとどまらず、これまで県が言ってきたように、北九州や秋田、さらには海外の仕事まで受注することが必要だと理解しております。

一方で、県内に新たな促進区域ができれば、より地元の企業が受注しやすくなるとも考えております。

他県では、促進区域設定に向けた調整に手間どっていることが多い中、本県のみが西日本で唯一、促進区域に指定されております。本県の取組が進んでいるその理由について、お尋ねします。

○大場博文副議長 産業労働部長。

○宮地智弘産業労働部長 「再エネ海域利用法」に基づく促進区域が、西日本で唯一指定されるなど、本県において、洋上風力発電の具体的プロジェクトが進んでいる理由として、県では、産学官連携が進み、同事業に対する関係者の理解が一定醸成されていること、発電事業者による地域貢献策が実施され、事業に対する理解が地域で進んでいることなどが挙げられると考えております。

具体的には、産学官連携については、平成26年に、県が海洋産業創造室を新設するとともに、同年6月には、企業などから構成される「長崎海洋産業クラスター形成推進協議会」が設立され、令和2年には、長崎大学に専門人材の育成機関として、長崎海洋アカデミーが設置されるなど、本県では、産学官連携の取組が早くから実施されております。

また、地域貢献策については、令和元年に全国ではじめて指定された五島市沖の促進区域で発電する事業者が、五島市に寄附した基金を活用し、昨年度から、漁業者の燃油代や中学生の海外体験研修への支援などが実施されております。

今後とも、市町との意見交換を密にしながら、理解が得られた地域については、必要に応じ国に情報提供を行うなど、県内のプロジェクト創出に努めてまいります。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員） 3、こども達を取り巻く環境について。

（1）不登校児童生徒の支援について。

不登校は、年々増加しているというふうにお聞きしますが、本県の状況をお尋ねします。

○大場博文副議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 県内の公立小・中・高等学校におきます令和5年度、これが直近の公表数値でございますけれども、この令和5年度の不登校児童生徒数は4,095人ございまして、前年度と比較をいたしますと643人増加している状況でございます。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員） そもそも、どのような状況を不登校と言うのか、その定義をお尋ねします。

○大場博文副議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 文部科学省の調査におきましては、不登校児童生徒は、「心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上登校しなかった者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」と定義をされております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員）病気や経済的理由を除いて年間30日以上登校しなかった場合を不登校と、週1回休んでも、大体40日ほどに学校はなるというふうに思っております。定義上の不登校と一般的な不登校のイメージが乖離があるように感じます。不登校という言葉が一人歩いているような感覚で、我々大人が不登校という言葉に過剰に反応しないことも大事なのかもしれません。

次に、県として、不登校支援についてどう考え、どのような取組を実施しているのかをお尋ねします。

○大場博文副議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 不登校児童生徒の支援につきましては、学校に登校するというこの結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指すということが重要でございます。状況に応じて、一人ひとりに寄り添った、適切な支援や働きかけが必要であると考えております。

その一環といたしまして、現在、校内教育支援センターの設置を促進いたしております。これを利用した児童生徒の約60%が、登校や授業への参加の回数が増えるといった改善が見られたとの報告を受けているところでございます。

また、不登校児童生徒に体験活動の場を提供する、未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業という事業がございますけれども、この事業に参加した子どもたちは、「たくさんの人に話しかけることができうれしかった」、あるいは「これからもいろいろなことに挑戦しようと思った」といった自己肯定感の高まりを感じられるような感想が寄せられているところでございます。

今後も、こうした事業を推進することによりまして、不登校児童生徒の支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員）これは私、2年前、はじめての一般質問の際に話した私の考えで、それは今も全く変わってはいないんですけれども、多様性を認める社会になって、様々な生き方ができる世の中、今、そういった世の中ですので、学校になじめないのであれば、無理やりに登校する必要はないと私は思っております。

ただし、子どもたちも、いずれ社会との接点を持たなくてはならない時がきます。いつまでも家族とだけ過ごしていればよいというわけにはいきません。また、同世代の友人と感受性が豊かなうちに接点を持つことは重要だとも考えております。

県が取り組む様々な事業により、不登校児童生徒が一步前へ進む手助けになると感じております。子どもたちとその親御さんの役に立てるよう、ともに取り組んでまいりましょう。

（2）ピンクシャツデーについて。

カナダの学生が、いじめストップの意思表示としてピンクのシャツを着たことからはじまり、世界180か国以上のワールドアクションへと発展したピンクシャツデー。

一昨年11月、子ども子育て・若者支援対策特別委員会の視察で横浜へ行った際に説明を受け、長崎県議会の議場内では昨年の2月定例会から、また長崎県庁としては、今年の2月の最終水曜日に、ピンクシャツデーを実施いたしました。

2月26日当日、議場に入った際、ピンク色のネクタイ、ピンク色のスカーフを身につけられた方を理事者席に見つけた時は感動しました。

この日を迎えるまでに行った県の具体的な取組について、お尋ねします。

○大場博文副議長 県民生活環境部長。

○大安哲也県民生活環境部長 令和6年度の取組としまして、職員に対しまして、庁内のポータルサイトや庁内放送でピンクシャツデー運動への参加呼びかけやピンクシャツデー当日の県議会出席の際に、いじめ反対の意思を示す缶バッジの着用を促しました。

また、来庁者への周知も兼ねまして、県庁舎1階のエントランスにおいて、ピンクシャツデー運動のはじまりを説明したパネル展やデジタルサイネージでの情報発信を行っております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員） 県庁1階エントランスでの展示、うれしくなって、すぐに私はSNSに投稿しました。担当部局の皆様の取組に感謝いたします。

今年度も、ぜひ県庁でピンクシャツデーを実施いただきたいと思いますと考えておりますが、今年度はどういった取組を考えているのか、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 県民生活環境部長。

○大安哲也県民生活環境部長 いじめ防止にかかる普及啓発は大切なものでございます。県庁内でのピンクシャツデーの取組は、今年度も引き続きまして、様々取組を実施していきたいと

いうふうに考えております。

また、県庁外におけます普及、啓発につきましても、今後検討していきたいというふうに考えております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員） このピンクシャツデーが県内全域に普及していくことが大切だとも考えております。21市町や県内企業へ普及できないか、またプロスポーツチームにも一緒に取り組んでもらうことはできないかと、夢は膨らみます。

普及に向かい、県ができる取組について、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 県民生活環境部長。

○大安哲也県民生活環境部長 県庁外におけるピンクシャツデーの普及、啓発を検討するに当たりまして、議員ご指摘ありました市町への対応、また県内企業へのアプローチといったものも大切ではないかというふうに考えております。

市町に対しましては、市町人権担当課長会議等を通じてピンクシャツデー運動を紹介することですとか、県内企業に対しては、企業人権啓発セミナー等の機会を活用して取組を紹介するといったことなどが考えられますので、今後対応していきたいというふうに考えております。

また、県内のプロスポーツチームへの対応につきましても、今後検討を行っていききたいというふうに考えております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員） いじめのない長崎県を目指して、誰もが気軽に取り組めるアクションです。そうはいつても、普及にある程度の時間が必要なことも理解しております。多くの県民の皆様が、2月の最終水曜日はピンクの物を身につける、そしていじめのない長崎県に思いを

はせる、そのような日がくることを目指し、皆様とともに取り組み続けることを決意し、次の質問に移ります。

4、県民の安全安心について。

(1) こども医療について。

去る5月、文教厚生委員会の現地調査で、こども医療福祉センターを視察いたしました。子どもの発達支援の拠点として、すばらしい施設であると感じた一方、センターからは、老朽化や時代の変化などを踏まえ、トイレや病室などの施設設備の修繕や改修の必要性が生じているとの意見もいただきました。

拠点施設としてのセンターを適切に運営していくうえで、老朽化への対策や時代の流れに合った改修等が必要ではないかと考えますが、今後どのような対応を考えているのかをお尋ねいたします。

○大場博文副議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 こども医療福祉センターは、建設から約20年が経過しており、老朽化への対応のほか、利用者等のニーズに応じて、施設、設備への改修等に組み込んでいく必要があると考えております。

現在は、毎年度、予算を確保し、優先度の高い空調設備や照明設備の改修工事のほか、必要な医療機器の更新を進めているところであります。

引き続き、センターと十分に意見交換を行いながら、優先順位をつけて、計画的に改修等に組み込んでいくとともに、子どもの発達支援の拠点施設として、円滑な運営に必要な予算の確保に努めてまいります。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員）引き続き、お願いいたします。

次に、発達障害者支援センター「しおさい」は、発達障害児、発達障害者の支援を総合的に行う専門機関として、発達障害に関するあらゆる相談対応を行っていることを認識しております。

一方、発達障害については、早期発見後、子どもの段階からの支援に関する取組は進み、支援が手厚くなってきているものの、就労支援に関しては、まだまだ支援が不足しているとの声をお聞きいたします。

そこで、「しおさい」において、具体的にどのように就労支援への対応を行っているのか、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 こども政策局長。

○浦 亮治こども政策局長 発達障害の総合的な専門相談機関であります発達障害者支援センター「しおさい」では、子どもから大人まで、発達障害のある方やその家族等からの様々な相談に対応しているところでございます。

そのうち、今ご指摘がございました就労にしましては、「職場でうまくいかない」、あるいは「就職が決まらない」などの相談が寄せられておまして、課題の整理等を行ったうえで、障害者就業・生活支援センターや障害者職業センターなどの関係機関と連携して支援を行っているところでございます。

就労に関する相談対応実績につきましては、令和5年度が延べ469件、そして令和6年度は延べ547件でありまして、増加傾向にあり、ハローワークと連携しまして、人との関わり方や適性検査による自己分析などの支援を行った結果、就労に結びついたというケースもございました。

引き続き、関係機関と連携しながら、発達障害者の就労及び就労の継続に向けた支援等に努めてまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員）「発達障害者支援法」が制定されてから20年が経過し、その頃に子どもだった方が就職を迎える年代になり、保護者からは、就労に関する不安の声をお聞きいたします。「しおさい」において、医療機関とのさらなる連携に努め、発達障害者の就労支援の強化を図っていただくことを要望いたします。

（2）国道499号の冠水防止策について。

国道499号の柳田交差点付近は、令和2年9月と令和3年8月の集中豪雨により冠水いたしました。国道499号は、長崎市南部と長崎市中心部を結ぶ主要な幹線道路であり、冠水箇所は、小学校も近接する通学路であります。冠水が生じることにより、歩行者や車両の通行に大きな影響があり、現に、令和2年9月の冠水時には、歩行中の男性が排水口に落下、死亡してしまうという事故が発生いたしました。

近年の異常気象により、今後も大雨が発生する可能性が高いことから、冠水に対するこれまでの対策をお尋ねいたします。

○大場博文副議長 土木部技監。

○中村泰博土木部技監 柳田交差点は、国道499号に長崎市管理の市道2路線が接続する交差点で、周囲の地形より低い位置にあることから、雨水が集中し、排水溝に土砂等がたまりやすくなっております。このため、令和2年9月と令和3年8月には、大雨に対する流下能力が十分に確保できず、冠水いたしました。

このため、堆積した土砂等を撤去するとともに、長崎市では、排水溝に木やがれきなどの流入を防ぐためのスクリーンを設置いたしました。

その後の対策といたしましては、排水溝の点検と清掃を定期的に行うとともに、さらには監視カメラを設置し、現地の状況をリアルタイムで監視できるようにしております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員）周辺地域も含めた冠水対策として、長崎市と協議していると聞いておりますが、協議の進捗も含めた今後の対策について、お尋ねいたします。

○大場博文副議長 土木部技監。

○中村泰博土木部技監 柳田交差点の冠水を抜本的に解消するためには、流末である市道の排水溝も含めた対策の検討が必要でございます。

このため、長崎市とこれまでも対策会議を重ねてきておりますけれども、今後も引き続き、有効な排水対策について、市と協議を進めてまいりたいと考えております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員）県の皆様が取り組まれる対策の目的は、あくまでも県民の安全・安心な生活です。県は対策を行ったが、市の対策遅れが原因で事故につながったとなっても本来の目的は達成できません。目的達成のため、長崎市との協議を早く進めることを強く求めます。

5、県民の健康増進について。

（1）健康寿命延伸の生涯スポーツについて。

私たち現役世代が将来、後期高齢者となった際にも、できる限り介護に頼らず、元気に暮らし続けられる地域社会を実現するためには、健康づくりの予防的投資が不可欠です。

特に、定期的な運動の習慣化は健康寿命の延伸に直結する取組であり、県としても、積極的にその機運醸成に努めるべきと考えます。

そこで、成人の週1回以上のスポーツ実施率について、昨年度の実施率と実施率向上に向けた今年度の県の取組をお尋ねいたします。

○大場博文副議長 文化観光国際部長。

○伊達良弘文化観光国際部長 令和6年度の本県における成人の週1回以上のスポーツ実施率

は51.9%と、前年度の46.2%と比較して、5.7ポイント上昇しております。

特に、60代から70代が63.8%と12.4ポイント上昇しており、これは昨年度の「日本スポーツマスターズ」の開催により、シニア世代のスポーツに取り組む機運が高まったことが主な要因ではないかと考えております。

しかしながら、若い世代のスポーツ実施率は依然として低いことから、今年度は、これまでの取組に加えまして、新たに、長崎スタジアムシティを活用し、仕事帰りに気軽に運動に取り組めるスポーツ教室の実施や週末に家族で楽しめるスポーツ体験イベントを開催することとしております。

また、市町やスポーツ関係団体を対象としたワークショップなども実施することとしており、スポーツ実施率のさらなる向上を図ってまいります。

○大場博文副議長 本多議員—3番。

○3番（本多泰邦議員）スタジアムシティでスポーツ教室、非常に面白いし、楽しそうな取組だと思えます。私も、実際に体を動かすことが好きで、議場でも体を動かしているような話をすることもあるんですけども、フルマラソンに終わらず、ウルトラマラソン、さらに距離の長いものを走っていると、「100キロ走りました」と言って、1回目は皆さん、驚いてくださったのですが、2回目は、100キロ走ったと言っても、あまり驚いてくださらなかったこともあり、今年は173キロに挑戦いたしました。結果、130キロでリタイアしましたが、健康のための運動としてはちょっとやり過ぎかもしれませんが、しっかりと体を動かしていきたいと思えます。

（2）県内スポーツイベントについて。

スポーツ実施率の向上には、多くの県民が参加するようなスポーツイベントの開催も有効であると私は考えております。

私が今、大いに期待しているのが、2027年1月、諫早市、雲仙市をコースとして開催を予定している「長崎ミュージックマラソン」です。期待する理由はもろもろありますが、長崎ミュージックマラソンに期待する最大で唯一無二な理由は、東京マラソン財団がプロデュースしてくださるということです。

日本中、世界中の人たちに認知されている東京マラソンは、2025年大会の参加者3万8,000人のうち、1万8,000人が海外からの参加者でした。大会の人気は絶大で、抽せん倍率は最大10倍を超えることもございます。

全国各地でマラソン大会が開催されており、人気があり成功している大会もあれば、逆に、定員割れから継続不能になる大会もございます。広く世間に知ってもらうこと、そのためのブランディングが成功の鍵とも言えますが、その一番難しいところをサポートしてもらえるメリットは計り知れません。東京マラソンの姉妹大会の第1号です。ちまたの市民マラソン大会とは一線を画す、長崎が誇るグローバルイベントになる可能性が非常に高いスポーツイベントではないかと考えております。

東京マラソン財団、早野理事長の講演の中で、走る喜び、支える誇り、応援する楽しみが詰まった、まちの人が誇りを持てる大会との話がありました。まちの人が誇りを持てる大会、何かうれしくなってきます。

今後、大会に向けた準備が進む中で、開催自治体である諫早市、雲仙市から、県に向けて様々な依頼があると思われれます。しっかりとご判断いただき、しかるべきタイミングがきたら、最

大限協力してほしいですし、その価値があるイベントだと思っております。

県内スポーツイベントについて、10月の開催まで4か月を切った「ツール・ド・九州2025佐世保クリテリウム」の概要をお尋ねいたします。

○大場博文副議長 文化観光国際部長。

○伊達良弘文化観光国際部長 本県ではじめて開催されます国際自転車ロードレース、「ツール・ド・九州2025」は、10月10日の佐世保市でのクリテリウムを皮切りに、福岡県、熊本県、宮崎県、大分県においてロードレースが開催され、約100名の選手が参加の元、4日間にわたり熱戦が繰り広げられます。

佐世保市でのレースは、させば五番街周辺の約1.5キロメートルのコースを30周して順位を競いますが、このコースは急カーブが多く、難易度が高いため、選手の高度なテクニックを見ることができ、また商業施設や歩道からの観戦が容易で、港の風景も楽しめるなど、競技の専門家からも高い評価を受けております。

出場者には、ツール・ド・フランスなど、世界最高クラスのレースへの参加選手もいることから、世界トップクラスのスピードと技術を間近で体感することができる大変貴重な大会であり、ぜひ多くの方々に観戦していただきたいと考えております。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員） その「ツール・ド・九州2025佐世保クリテリウム」、観客数の見込みや観客増に向けた県の取組をお伺いいたします。

○大場博文副議長 文化観光国際部長。

○伊達良弘文化観光国際部長 観客数の目標につきましては、過去2大会において開催された小倉城クリテリウムの実績をもとに、1万2,000人と設定しておりますが、多くの方々に観戦し

ていただくためには、レースの認知度向上はもとより、集客力のある関連イベントの構築が重要であると考えております。

このため、佐世保市や関係団体等と連携し、これまで専用ホームページやSNS等での情報発信、機運醸成イベントの実施のほか、レース前後でのイベント開催についての検討を重ねてきたところでございます。

今後は、目標達成に向けまして、県内外での各種イベントにおけるPR活動や市内でのシテイドレッシング、各種広報媒体の活用によるさらなる認知度向上に加えまして、著名な方を呼びしめるトークショーの実施や物産販売ブースの設置など、魅力的な関連イベントの構築等にも取り組んでまいります。

○大場博文副議長 本多議員 3番。

○3番（本多泰邦議員） 大いに盛り上がっていただけることを期待しておりますし、応援しております。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○大場博文副議長 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

午後 零時13分 休憩

午後 1時30分 再開

○徳永達也議長 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

小林議員 34番。

○34番（小林克敏議員）（拍手） 県民会議、大村市選挙区選出の小林克敏でございます。

今回も、着座のままの質問をお許しいたさき、ありがとうございます。

思えば、ちょうど1年前の6月定例会から、知

事の政治と金に関わる疑惑が高まり、県議会は、様々な形で真相を究明してきましたが、納得感のないのは、決して私一人ではないと確信します。

今回、知事を取り巻く疑惑に対し、告発を行っているかつての長崎地検の次席検事であられた、現在、弁護士として全国적으로活躍の郷原先生は、県議会総務委員会の集中審査に参考人としてご出席いただいた際、委員の質問に対し、「私が今まで経験した政治資金規制法違反の中でも、最も露骨かつ悪質な政治資金規正法違反と言わざるを得ない」と答えられたことが、今でも私の脳裏から離れることはありません。

それでは、質問通告に従い、順次、お尋ねをいたします。

願わくば、知事におかれましては、これぞ、県民皆様に対する説明責任と言われるような明快な、わかりやすい答弁を期待したいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

1、大石けんご後援会への2,000万円の架空貸付の疑惑について。

(1) 令和4年大石けんご後援会収支報告書の修正。

一般的に政治資金規制法上は、政治資金収支報告書を提出した政治団体も、翌年度への繰越金について、口座の残高証明書の提出が義務づけられていないことは、承知しております。

しかし、この大石けんご後援会については、2,000万円の借入金の架空計上が問題となり、それに関して、大石知事が、選挙運動費用収支報告書への収入欄に、2,000万円の自己資金の記載と、2,000万円の借入金が多重計上だったので、借入金の記載を削除する訂正を行ったと説明され、借入金の架空計上か二重計上かを巡って、この県議会でも、知事定例記者会見の場でも、

再三にわたって質問が行われてきたところであります。

もし、二重計上だったのであれば、収支報告書に借入金を記載したことは、ミスだったということになるわけですから、それを削除しても、後援会への会計への影響はないはずですから、翌年度の繰越額も口座の残高と一致しているはずです。

そういう意味では、その辺が一致していることの確認は、知事が二重計上と県議会で答弁されてきたことが正しかったことを証明することになるわけです。

口座の残高を示すことは、知事の責任として当然のことだと考えております。いいですか、口座の残高を示すことは、知事の責任として当然のこととと考えております。

したがって、口座の残高について、政治資金規制法上、開示義務がないからということで、前段の状況において、こういうことを知事として答弁しないことは、許されるものではないと、このことをあらかじめ確認したうえで、質問をいたします。

知事、よろしゅうございますか。

修正された大石けんご後援会の令和4年政治資金収支報告書の繰越金275万5,203円は、令和4年末の大石けんご後援会の口座残高と現金残高の合計と一致していますか、お尋ねします。

いいですか。もう一度言います。

修正された大石けんご後援会の令和4年政治資金収支報告書の繰越金275万5,203円は、令和4年末の大石けんご後援会の口座残高と現金残高の合計と一致していますか、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事〔登壇〕 小林議員のご質問に

お答えをさせていただきます。

令和4年12月末時点の預金口座の残高と、あと令和4年の収支報告書の繰越金額の差についてのご質問だと理解しております。

特定の口座の残高につきましては、お示しをするのは控えさせていただきたいと思っておりますけれども、訂正後の令和4年分の収支報告書におきます繰越金額につきましては、275万5,203円ということで、これは実態に即したものであるというふうに考えております。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) その残高証明を控えたいと、なぜ控えなければならぬのかということが理解できないと、こういうふうに思うわけですね。

私がまともに聞いているのは、政治資金規程法上、開示義務がないからといって答えられないと、これだけみんなに迷惑をかけながら、許されない、理解ができないと、こう言っているわけです。

だから、令和4年末の後援会の預金通帳に幾らありましたかと、こう聞いているわけだから、それと現金の残高、これと一致して繰越金となるわけですから、間違いがありませんか、どうなっていますかということを知っていること、それをあなたが答えられないということ、控えているということ、これ自体、おかしいではないか。令和4年末の大石けんご後援会の預金残高は幾らでしたかと、何かおかしいことを聞いてますか。繰越金というのを知ってますか、あなたは。

そういう意味からいって、令和4年の末に預金の残高は幾らでしたかと。そして、現金残高

と合わせたのが繰越金、こういうことになるわけだから。

それをやっぱりまともな議会で答弁ができないなどという、控えたいということは、一体なぜか、そのことをおっしゃっていただきたい。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 先ほど申し上げたとおりでございますけれども、特定の(発言する者あり)個別口座に関する残高につきましては、回答を差し控えたいと思っております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) 何回も同じことを質問しますが、そうやって、こういう公の前で、県民の皆様方がご覧いただいている。我々は県民の代表として、この場をいただいておりますけれども、これだけのいわゆる疑惑があなたにあるわけですよ。これをやっぱり正しく解消しなければいけないと、そのためには説明責任をしっかりと果たしていただかなければいけないと、何度もこんなことは言ってきているわけだよ。

だから、誰が考えても、おかしいことを私が言ってますか。令和4年の繰越しと、こう言っているわけだから、繰越金というのは、一体どういうものか、知事、知っているのか、あなた、繰越金。もう一度。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 令和4年分の収支報告書に關しまして、訂正前は二重計上になっていた2,000万円と、あと寄附が漏れておりましたけれども、記入が漏れていた約390万の部分、それについて訂正を行っておりますけれども、それを訂正した後の繰越金額、これは令和4年末の会計の残金で翌年に持ち越すものでございますけれども、その金額は275万5,203円ということでございます。

ただ、その時の特定の個別の口座の残金につきましては、回答を控えたいと思います。それは実態に即したものであると考えております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番（小林克敏議員） やっぱりなかなか歯切れが悪いね。要するに、令和4年に訂正する前、銀行の口座に幾らあったのかと、後援会だから、あなた個人の通帳の残は幾らあるかと聞いているわけじゃないんだよ。公にある後援会の、そういう表に出すわけだから、繰越金というならば、当然、後援会の残高は幾らありましたか、現金の残高は幾らありましたかと、あなた、わかってないね、繰越金というのを、もうちょっと経理に強いかと、会計に強いかと思ったら、あんまり大したことはないな。しかし、そういうわけにはいかない。

今、言っているように、繰越金が幾らかというのと、残高の残と現金の残、これはちゃんとそういうことで、いろいろと帳簿を見て一致しますかと、こう言っているから、そういう後援会の残金は、12月の31日現在で幾らございましたかということは答えられないんですか、どうしてですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 繰り返しになりますけれども、繰越金額に関しましては、訂正後、275万5,203円ということでございます。（発言する者あり）訂正前ですか。確認をさせてください。

訂正前に関しましては、1,885万3,259円となっております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番（小林克敏議員） 訂正前が1,800万以上あったんだよ。こんな大金がやっぱり大石けんご後援会には、やっぱり存在をしているわけだよ。

ついこの間も、1,000万円のパーティーをやったとか、そんな大きな金額があるにもかかわらず、まだこれ以上お金を集めなければいけないのかと、ちょっとやっぱり疑問を感じますけどね。

実際において、そういう点からしてみても、やっぱり後援会の令和4年12月末に幾ら残高がありましたかということについては、やっぱり繰越金に大きな影響を与えるわけだから、問われたら、ちゃんと答弁することが当たり前ではないかと考えます。それが残念ながら出てこないことは、非常に不信感を覚えます。

次に、用途について。

選挙活動費として、長崎県医師信用組合と交わした金銭消費貸借契約書について、3点、質問しますから、知事、1点ずつお答えをいただきたいと思います。

この契約書は、知事が書いた知事の字ですか、どうですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 2,000万円を選挙の際に借り入れた契約書に関しましては、私が契約はしておりますけれども、今、お尋ねになられたものが、それに該当するかどうかに関しては、ちょっとこの場では、わかりかねます。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番（小林克敏議員） 私は、今、そんなことについて、そんな答弁が間違いなく返ってくるなどというのは思ってもなかったから、私は、もう資料を置いてきたけれども、あなたが医師会の信用組合から2,000万円借りたことについて、あなたの字ですかと、こう聞いているわけだよ。あなたが借りたんでしょ、あなたの字だよ。そういう契約書を結んだんじゃないですか。あれは、あなたの字ではないんですか、

もう一度確認します。どうぞ。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 知事選挙の際に2,000万円を借り入れた際、契約をしたのは私でございますので、その契約書には私のサインは入っております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) ちょっと明快に教えてください、わかっていることだから。みんな、あなたの契約書は、委員会等で配られているから、みんな持っているわけです。あれは間違いなく、いろんな人に聞いたけれども、あなたが書いた字です、あんまり上手じゃないけれども、この契約書は、知事が書いた字なんですか、そこははっきり認めるんですか、どうですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 繰り返しになりますけれど、そのまかれているものがわかりませんけれども、私自身は、2,000万、借り入れる際に自分で契約をしておりますので、自分でサインをしております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) 自分で契約してますというところまでけれども、いわゆる契約書に2,000万円と書かれて、住所を書かれて、「大村市上諏訪」何々と書いて、「大石賢吾」と書かれている、その字は、あなたが書いた、あなたの字ですよと、確認しているんです。そこはどうですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 繰り返しになりますけれども、契約書には、私は署名をしておりますので、私が2,000万円を借り入れた時の契約書は、私がサインをしております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) 私が答弁を求めている、これは、2,000万円はあなたの字ですよと、あなたが借用書として契約書を結ばれた、県の医師会の信用組合から借りられた2,000万円、これはあなたの字で契約を結ばれましたねと、こう聞いているわけだから、自分で書いたということをお認めになったと受け止めております。

令和4年1月14日に借入れを行った時点で、選挙資金として使うという認識でいたということによろしいですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 私が知事選挙の際に借り入れた2,000万円については、選挙に充てるという目的で借入れをしております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) だから、そうやって借り入れた時点で選挙資金として使うということで認識したということによろしいんですね。

もう一回確認します。

選挙で使うという認識で借りたということによろしいんですね。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 選挙に使うという時に、どういった使われ方、どういった形で処理されるのかとか、そういったとこまでわかっていませんでしたけれども、私が立候補して選挙に出るという時に必要な資金として借り入れたという認識でございます。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) 2,000万円は実際に選挙に使われたんですね、どうですか。今の問題と関連をします。2,000万円は実際に選挙に使われたんですね、どうですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 私が借り入れた2,000万円に

については、経緯を話しますと、1月14日に後援会の口座に入っておりますけれども、そこに入った2,000万は、選挙運動費用収支報告書で報告をさせていただいている、自己資金として使用させていただいております。残った分に関しては、それがちょっと記入が漏れておりましたけれども、今般、後援会の方に寄附として残金はそのまま移しております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) 要するに、の2,000万円は実際に選挙に使われたんですねと、残金が390万ぐらいあったということは、後でわかったけれども、それはもう結局は選挙にその2,000万円は使ったということでよろしいんですね。もう一度、確認をします。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 その当時は、どう使われるか、わかっておりませんで、選挙が終わった際、貸付けにすることで問題ないということで、二重計上になってはしまいましたけれども、訂正をした現在の時点で申し上げますと、選挙の、先ほど申し上げたとおり、選挙運動費用収支報告書に記載されているとおり、自己資金として活用させていただいております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) ここで二重計上なんかの話が出てくるとは、どうも不可思議です。

今、私が言っているのは、あなたが医師会から2,000万円を借りられたと、それは選挙のために借りたんだと。だから、これを後援会に入れた、これを選挙に使ってもらったということは、当たり前のことじゃないですか。それはそういうふうなことで、後々、これをはっきりしていかないと、やっぱりおかしくなっていくから確認をしているんです。

選挙に使いましたよね、どうですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 繰り返しになりますけれども、その振り込んだ、借り入れた当時、どういう処理をするかというところまでは、はっきりわかっていませんでした、認識があったわけではないです。

ですけれども、そのことで、後々、二重計上になって、どっちが、二つある中で正しいかということで整理をしました。で、後援会に貸し付けた2,000万の方は誤りであって、今、おっしゃってくださったように、選挙で使った方が正であるという整理をして、そちらに今訂正をしてなっておりますので、選挙に使ったという整理で間違いはないと思います。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) だからね、今言うように、選挙のために借りたと、だから、それを後援会に入れましたけれども、それについては後援会から選挙事務所に寄附したという事例は何にもない。そういうものは何もないんです。入金の記録はないんです。あなたが医師会から借りた2,000万円は、選挙のために使うということで当たり前に入れたんです。これは我々もそうですよ。これを選挙スタッフが、いろいろと活動して下さって使うんです。だから、そのとおり選挙のために使ったということでいいんじゃないかと思います。

大石知事が県選管に提出された修正前の令和4年大石けんご後援会政政治資金収支報告書の繰越金を見ると、1,885万3,259円となっております。この繰越金は、誰が、どのようにして確認されたんですか。質問通告をしていますので、明快に答弁していただきたいと。

なお、私は、いいですか、よく聞いてくださ

い。

修正前のことを聞いていますので、いいですか、修正後の内容は一切答えないように。修正後の内容は一切答えないように注意していただきたいと思います。お答えください。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 修正前の令和4年の分の収支報告書ですけれども、これは後援会、当時、会計を担当して下さっていた事務員が、政治資金規正法の会計基準にのっとって領収書などを整理をして、それで作成しております。

ですので、その当時は二重計上の前の話ですので、二重計上の2,000万も含んでましたし、先ほど話をした残金の約390万の部分、そこについては漏れていたという状況でございます。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) 私が聞いているのは、どうやって確認したかを聞いているわけです。その点については、全然お答えにならないですか。あなたがどうやって確認したのかと、1,885万3,259円をどうやって確認をされましたかと、当たり前の質問をいたしております。いかがでございますか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 私個人、私自身でございましたら、その当時は、これまでも申し上げてきて反省をしているところですが、会計についてスタッフに任せてしまっておりましたので、十分な確認はできておりませんでした。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) 田中愛国県議の同じ質問においても、今みたいなことで、「自分はわからなかった」と、このような答弁をされておりますが、本年3月13日の知事の緊急記者会見における知事の発言を申し上げます。

「後援会総会の議事録を確認いたしますと、令和5年11月8日の日に後援会の総会が行われて、そこには私も参加しておりました。私参加のもとで開催をされて、会計責任者から収支の報告がございまして、当日の参加者は約60名ほどいらっしゃいましたけれども、その皆様から承認された旨、記録が残ってございました」と、あなたは言っているわけです。

そこで、事前通告をしておりましたが、総会では、翌年への繰越金は幾らと報告がありましたか、お願いをいたします。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 これは確認をさせていただきましたけれども、当時の資料を確認しましたところ、今、お話になった令和5年11月8日に開催されました後援会の総会では、令和4年分の収支決算報告がなされておまして、翌年への繰越金額は、訂正前の収支報告書に基づいて1,885万3,259円と報告をされております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) 確認をいたしますが、1,885万3,259円ですね。そういう状況で進んでおりますが、この総会において、会計決算報告資料は、参加者約60名に配布したのですか、配布していないならばプロジェクター等で説明を行ったんですか。事前通告しておりますので、簡潔にご答弁をお願いします。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 事務所に確認をさせていただきました。その時は、資料は配っておりませんで、プロジェクターで映されたということでございました。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) 今、私が言っているのは、そういう決算報告資料をどうやって配っ

たのかということを知って、プロジェクターなんかでやったんですかと、こういうことをお尋ねをしているわけです。

時間がないから、もっとまともにですね、ほかのいわゆる後援会資料は全部紙で配ったと、ただ、そういう決算報告書については、そこだけはプロジェクターでやったと、そんなことは自分でわかっているわけだから、あなた、もっと正直に言ったらどうですか。どうぞ。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 配布資料については、確認しましたけれども、後援会組織図と、その総会の中で、私の後援会の名称を変更しております。その名称を変更する際の資料、そして、あとは会費に関して分類を新たに設けておりますので、その3つの資料は、もしかしたらお配りをしたかもしれないということでしたけれども、この決算報告に関しましては、スライドでお示しをしたということですので、お配りしたということではないと伺っております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番（小林克敏議員） つまり総会資料は配布したが、決算資料については、紙で配布をしないで、別にプロジェクターで説明したということですか、もう一度確認します。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 収支決算については、スライドでお示しをしていたというふうに伺っております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番（小林克敏議員） なぜ、総会資料に決算資料を添付しなかったんですか。なぜ、総会資料に決算資料を添付しないんですか。紙資料で配布したくない何か特別の理由があったんですか、お答えください。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 先ほど申し上げた三つの資料に関して、配ったかどうか、これについてもはっきりわからないという状況でございますけれども、スライドでお示した特別な理由があるかどうか、それについても私の立場では、ちょっとわかりません。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番（小林克敏議員） では、大石けんご後援会総会における令和4年の繰越金は1,885万3,259円ということで、これは県選管に届け出た令和4年大石けんご後援会政治資金収支報告の繰越金と同額です。

では、以下の3点をお尋ねいたしますので、1点ずつお答えをいただきたいと思っております。

令和4年大石けんご後援会総会での決算報告資料については、会計監査を行いましたか、どうですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 この際、二人の監事による会計監査が行われた旨、報告がされております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番（小林克敏議員） 会計監査は、どのようにして行いましたか、どうですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 この会計監査につきまして、監事の方に確認をさせていただきました。これについては事前にお話を事務方からさせていただいて、その内容について監査を受けたということでしたけれども、実態は、時間的な制約などがあって十分な監査ができていない状況で承認をしてしまったということを知っております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番（小林克敏議員） 今の知事の答弁を聞いて、この大事な総会で繰越金等を承認しなけ

ればいけないと、こういうことを、いわゆる会計監査にやらしてもらわなければいけないと、これはあらゆる団体でも、何の組織でも、当然、会計監査はやるわけです。会計監査というのは、総会の前とか、そういう別の日に会計監査の方々に来ていただいて、通帳を見せたり、いろんなものを、必要なものを見せたりして確認をしていただいて、そして、ご了解をいただくと、こういうことでないと総会に提案はできないわけです。

そういう点から考えていくと、時間がどうか、そんなことを言うてですね、まともな会計監査はできてなかったと、こんな長崎県知事の後援会が、こういういたらくていいんですか。

監査で繰越金は確認しましたか、どうですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 繰越金額というのは、収支報告決算の中での繰越金額でよろしかったでしょうか。その中では実際に確認をして、それで問題ないということで認めてしまったということでしたけれども、今おっしゃったとおり、そのことについて、十分な状況になかったということについては、私自身も、議員ご指摘のとおり、ちゃんとやれてないということは、本当に私の管理不足はもちろんですけれども、後援会組織全体として、それについては深く反省をすべきだと思っております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番（小林克敏議員） 知事は、深く反省している、深く反省していると、何回反省しているということを言えればいいのかと、そういう感じがしますけどね。

ただ、常識的に、そういう総会に約60名の方

がお越しにいただいていると、その中で会計監査は当然やるわけです。

それで、恐らく私が過去において、いろいろ知り得た情報で調べたところ、後援会の監査人は、病院の先生が一人、それから行政書士みたいな会計に強い方があと一人、二人の会計監査人がいらっしまったと思います。

そういう点から考えてみれば、知事の今の答弁は、なかなか率直に言って当たらないわけです。非常にこの後援会が、いかばかりずさんであるかと、こういうことを言わざるを得ないと、どうやって監査を行ったのかと、ただ時間がなかったから適当にやったみたいな言い方をされて、そういう60名の方々は本当に気の毒だと思うし、本県のリーダーである長崎県知事の後援会が、そういうようなずさんなやり方をやっているということ、こういうようなことについては、反省をしている、反省をしていると言うが、この辺が一番大事なところなんです。繰越金を提案する、これを会計監査が、いろんなものを調べたけれども、異常がなかったと、こういう答弁をしなければならぬのに、全然時間がなくて、そういう事前の準備、事前のいわゆる会計監査ができてないと、こういう状況の中で、何かお手盛りみたいなやり方をされても、我々は理解ができないと思うんです。

そういう点から考えて、次の意見を申し上げますが、政治資金収支報告書も当然ですが、総会での決算報告は、関係者に対して厳格に報告することが求められています。わかりますか。特に、帳簿を確実に整理されたうえで示される繰越金は、必ず確認すべきものです。

繰越金は、具体的にどのようにして行ったのか、あなたの答弁でわからないから、もう一度、繰越金は具体的にどのように行ったのか、お答

えをいただきたいと思います。これもちゃんと事前通告をしています。いきなり、ここで言っているわけじゃないので。どうぞ。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 繰越金額をどのように行ったかということでしたけれども、繰越金額を計算したのは、先ほど申し上げたとおり、会計ですね、政治資金規制法の会計基準にのっとって積み上げをした、整理をしたものでございます。

その総会の中で、どのように説明をしたかという手法に関しましては、（発言する者あり）紙ではなく、スライドにお示しをして、ご説明をしたということでございます。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番（小林克敏議員）この知事はね、基本から離れてね、なんか煙に巻いてしまうようなこと、何もそんなこと、聞いてないんだよ。

会計監査というのは、やっぱり総会とは別の日に来てもらって、それで一番大事なこと、やっぱり繰越金がどうなっているかということは、何度も言うように、やっぱり後援会の12月末の残高がどうなっているか、現金の残高がどうあるかと。これは会計監査ならば、必ず見なければならぬと、チェックしなければならぬということだけれども、じゃ、あなたの後援会の通帳を、この監査人たちは見てないということになるわけですか、そこはどうですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 会計監査の方法でございますけれども、これについては確認をしたところ、元職員の、事務職員が監査人のところへ出向いて説明をしたということでしたけれども、今、残高を見たのかということも、ご質問の中にあつたと思います。これについてもお二人に対して、私から直接確認をさせていただきました。

お二人から言われたのは、「見た記憶は、はっきりとはない」ということでございまして、ただ、二人がおっしゃっていたのは、同一の口座で、複数の会計が入り交じっていたので複雑であったということで、よくわからなかったと、そういったこともありましたし、先ほど申し上げたとおり、時間的な制約が非常にあつたということで、そこは十分じゃないまま、監査承認、認めてしまったということは、おっしゃっておりました。

これにつきまして、組織として、私の管理不足としても非常に反省をすべきことだと思っております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番（小林克敏議員）こういう答弁ばかり繰り返しているんだよ。それで私の管理不足とか、そして申し訳なかったと、こう言っているんだけど、基本的に嘘を言っていると思う。

会計監査というのは、何度も言っているように、当期の残高の通帳、通帳に残高が幾ら入っているか、現金の残高が幾らあるかということは、これは当然求められるし、求められなくても、これははっきり会計監査をしていただかなければいけないことなんです。それを時間がどうか、制約がどうか、その通帳を見たかどうかわからん、記憶にないと言っているとか、そんなような話で煙に巻いてしまうから、もともと話がおかしいわけよ。

そして、何か指摘されれば、何度も言うように、申し訳ない、申し訳ないと頭を下げるだけのことなただけだけれども、やっぱり何よりも自身が総会に出ているわけです。

それじゃ、今のようなことから、じゃ、この際、あなたと会計検査をやってみようじゃありませんか。令和4年末の大石けんご後援会会計

収支について、通帳口座と現金の残高について、それぞれお答えください。事前通告をいたしております。どうぞ。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 先ほど、多分一番はじめの方にお答えをさせていただきましたけれども、口座、特定の個別の口座の残金については、そこは回答を差し控えたいと思いますけれども、令和4年末の訂正後の残高につきましては、275万5,203円でございます。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) この程度の発言はね、やっぱり我が県のリーダーがやっていることは、情けないと思うんです。なんでもっと明確にきちんと言うことができないのかと、1,885万3,259円、これが令和4年末の大石けんご後援会の通帳残高と現金残高の合計と、これは同一ですか。どうぞ、お答えください。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 今、お話しいただいた訂正前の繰越金額の1,885万3,229円でございますが、これも繰返しになりますが、二重計上となっております2,000万円と、また、選挙運動費用収支報告書の剰余金、約390万円ありますけれども、これが抜けていたということ、これが二つが前提となっているものでございますので、訂正後の275万5,203円、これが正確な数字でございます。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) 私は、訂正前の話をやろうと言っているわけです。だから、1,885万3,259円と、これがやっぱり訂正前の金額、これを総会のいわゆる承認をいただいているわけですね。

そういうふうなことからして、どうも言

うことがおかしいと、2,000万円の架空貸付の疑惑により、これだけ県民及び県議会に迷惑をかけているにもかかわらず、そして、今、事前通告をしているにもかかわらず、自分の後援会の繰越金はどうやって確認されたのかすらわからないということではないんですか。8,000億円規模の長崎県の年会計の責任を持つ一県の知事のあるまじき発言があった後にもかかわらず、法律を盾に回答しないという信じられない答弁ですね。

知事、これはもはや、あなたは説明責任を果たす意思が全くないとしか言えない。むしろ答えたら、知事自身が窮地に追い込まれると、むしろ答えられないのは、答えてしまったら、知事自身が窮地に追い込まれるので答えることができないのではないかと、こう思いますが、どうですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 私にお答えできることは、真摯に、丁寧に、できる限り答弁をさせていただきたいと、そう思っております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) そうような言い方をしていますがね、1,885万3,259円は、令和4年末の大石けんご後援会の通帳残高と現金残高の合計と同一ですか、お尋ねをします。どうですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 先ほど来、申し上げておりますけれども、訂正前の数字は、二重計上であったり、寄附の記入漏れがございますので、それについては誤りの数字でございます。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) この知事は、二重計上、二重計上と、ずっと一貫して二重計上と言

っているけれども、何でここで二重計上が出てくるのかと、だから、ここんにきに問題があると思うんです。

もう、いつも言っているように、繰越金というのは、知事、頭の中によく入れとってください。該当期間末日の通帳残高と現金残高の合計ですね、わかりますか。それに合わない繰越金が多いとなれば、何かが加算されているのではないかと思われま。

実際に令和4年の後援会政治資金収支報告では、貸付金2,000万円を消してますね。だから、その分、繰越金が多いのではないか、どうですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 繰り返し述べていますけれども、おっしゃるとおりで、二重計上となっていた2,000万円が削除前のものでございますし、それに加えて寄附ですね、選挙運動費用収支報告書にある剰余金に関しまして、寄附の記入が漏れておりましたので、その二つに関しましては、正確になっていないという状況だとそう認識しております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番（小林克敏議員）知事、あなたは疑惑だらけで疑われているわけだよ。だから、説明責任の機会を、私は、他の質問もいろいろある中において、私に与えられた1時間、全部、あなたの疑惑を晴らそうと思って聞いているんだけど、全然そんな気はありませんね。そういうようなことから、全然ですね、そういう状況でございますから、何にも話が前進をしないわけでありま。だから、知事は、わかっても言えないのではないかと。

したがって、また別の角度から質問しますが、後援会の令和4年収支報告書は、令和6年8月2日

に修正され、新たな収入として大石賢吾、つまり知事から寄附金として令和4年2月21日、390万1,944円が出てきました。これは、令和4年、知事選挙の残高とのことですが、本当ですか、お尋ねをいたします。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 今、ご指摘になられた約390万円の部分ですけれども、これは2,000万円として自己資金を入れたものから、選挙運動収支報告書の中に記載のとおり費用を差し引いて、あと、法定の補助が出ますけれども、その剰余金について、ずっと後援会口座に残っておりましたので、それを寄附として処理するのが漏れていたものを記載したものでございます。ですので、それが正しいと思います。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番（小林克敏議員）当初から、この390万1,944円に気づかないのがおかしいけれども、気づいていたら、令和4年大石けんご後援会の政治資金収支報告書の繰越金は、当初の繰越金1,885万3,259円に390万1,944円をプラスした2,275万5,203円となりますが、この390万1,944円は、一括口座に入っていて、後援会が引き継いだので、そうならなければ成り立たないと思いますが、どうですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 選挙の自己資金の剰余金につきましては、議員おっしゃるとおり、すぐに処理をされるべきでございましたので、もちろん、2,000万の二重計上はありますが、記入が遅れたといったことは、ご指摘のとおりだと思います。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番（小林克敏議員）しかし、こういうことを会計監査が専門的な人にもかかわらず、気づかないことがあり得ますか。そうすると、こ

の繰越金の差は、さらに大きくなりますね。知事、どうですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 2,000万円の二重計上の部分があるので、必ずしも、その一つの部分だけを反映するものではないと思いますけれども、それは約390万円が抜けていたといったご指摘は、もう本当ごもっともでございますし、それに気づくのが遅れてしまったといったことは、本当に反省をすべきところだと思います。

○徳永達也議長 小林議員、よろしいでしょうか。時間があと12分しかありません。

○34番(小林克敏議員) ほかのこともありますが、大事なところですから、お許しをいただきたいと思います。

○徳永達也議長 一応お知らせをしておきます。

小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) そうすると、令和5年大石けんご後援会政治資金収支報告書を令和6年4月以降に提出されています。その時も1,885万3,259円の繰越金を引き継いだうえで、最初の提出をしたのですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 R5年分に関しましては、訂正の際に、そこに反映をさせておりますので、公開になった分では、訂正後のものになっております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) さっきも私は思って、言おう、言おうと思ったんですけれども、もうこの場で二重計上というものはないということが明確になっているわけだから、こういう公式の、公の場で、ありもしない二重計上という言葉を使っていただくことはない。

あなたは、記者会見の中で、「二重計上はな

かった」と、取り巻く弁護士の皆さん方から、その有効性はないと、そういう指摘をされたわけだから、2,000万円の自己資金を正とすると、こういうことでおっしゃっているわけだから、そういう点から考えていけば、二重計上などという話はないわけですから、そこは、こういう公式の場で二重計上とか言うのは、私は、やめてもらいたいと思うけれど、どうですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 後援会に貸し付けた2,000万円と、選挙の際に自己資金として入れた2,000万円、この二つがあったのは二重計上でございますので、そこを判断する時に、選挙で使った方を正として、後援会の方を誤りとして削除したと、それは二重計上があったことでのことで、それは事実として述べさせていただきます。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) 知事ね、今まではそういう答弁で、率直に言って、あなたは逃げてきたんだよ、煙に巻いてきたんですよ。一体、あなたは医師会から2,000万円借りた、その後援会に、これを貸し付けるということで、そういうようなことをやったということは、どこにも記載がないじゃないですか。どこを探しても、あなたが後援会に貸し付けたと、それを後援会に入れた、その後援会が、いわゆる選挙に寄附したというようなところは、何一つないではないですか。そこはどう思うんですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 私が借り入れた2,000万円を選挙の自己資金として計上して、それを使用したことは、もう事実です。

ですけれども、それを貸付けという処理をするということは、問題ないということで、貸付

けにしたことも、その時は適切だという認識でさせていただいておりました。それは同一の2,000万円です。ですけれども、それが事実と異なっていたので、今回、訂正をさせていただいた次第でございます。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) 非常に大事なことです。大石知事への2,000万円は、後援会に入れて、後援会から選挙事務所に寄附したと、こういう記載は一切ないわけです。だから、あくまでも自己資金なんです、貸付けではないんです。だから、二重計上にはならないと。

このことだけははっきり言って、そういう状況からしても、県民の皆様が納得できるように説明しなければ、虚偽記載、つまり架空貸付けであるという疑惑をあなたは晴らすことはできないのではありませんか。どのようにして、その疑惑を晴らすというお考えをお持ちですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 この2,000万円の二重計上の経緯については、これまでも繰り返し説明させていただいてきておりますし、そこの主張がなかなかご理解がいただけないというところに至っておりますので、私としては、もちろん、問われれば丁寧にまた説明していきますけれども、なかなか主張が変わらないということで、司法の判断に委ねる段階にはあるというふうに考えております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) もう何度も言っているけれども、大石賢吾から、当時の、そうやって後援会に医師会から借りて2,000万円を入れた。しかし、これを選挙事務所に貸し付けたという記載は一切ないわけです。貸し付けという記載は、一切ないわけです。

そういう点を、何かごっちゃにして、2,000万円が、あたかも二つあったかのように、一つしかないわけですよ。

ちょっとお尋ねしますがね、知事、2,000万円が二つあるように見せかけているけれども、2,000万円というお金は一つしかなかったんでしょ。あなたは、2,000万円のお金を持ってなかったんでしょ、どうですか。これははっきり言います。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 繰り返しになりますけれども、選挙運動費用収支報告書に自己資金として記載している2,000万円と、二重計上で訂正しましたけれども、後援会の貸付けとして2,000万円計上していたもの、これについては同じものでございます。ですので、それについては一つが正解であって、それに合わせる形で、実態に即した形で訂正を行わせていただいております。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番(小林克敏議員) 時間がないから急ぎますが、今、大事なところです。二つ、なかったんですよ。最初に二つあるかのような、そういう発言等が大変な誤解を招いているわけです。2,000万というのは一つしかないと。

そういうようなことで、やっぱり今の答弁のように、もっと真摯に、やっぱり不信を抱かれないように、しっかりやってもらいたいと思っているわけです。

そうしたらね、いいですか、とても大事なことを言います。今、あなたは、令和4年末の、いわゆる自分の通帳の残高が幾らだったのかということについては、これを発言を控えたいと、こう言っておりますが、実は、元監査人と思われる方が、SNSのXにおいて、令和4年の知事の後援会通帳の期末残高を、なんと、公開してま

すよ、知ってますか。その残高の金額は幾らかと、1,880万かと思ったら、なんと268万7,298円、なんと268万7,298円となっています。驚いています。

ちなみに、令和4年の後援会の政治資金収支報告書の当初の繰越金は1,885万3,259円を出しているわけですよ。それが今言うごと、268万7,298円と、1,600万以上の、そういう差があると、これは知事、一体どういうことですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 1,885万円の繰越し、訂正前のものがございますけれども、それは繰り返し述べておりますけれども、2,000万円だったり、約390万円の、それが抜けておりますので、誤りでございます。

正確なものは、すみません、調べる時間がありません、二百七十数万円のもの、訂正後のものが正確でございます。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番（小林克敏議員） 268万7,298円、これが後援会の残高、こういうことで明らかになっているわけでありまして。残高証明書も明らかにされているようであります。この辺のところは記者会見などを開いて、やっぱりこの点については明らかにしなければいけないと、ぜひ記者の皆様方をお願いをいたしますが、緊急記者会見を開いて、この辺のところを明らかにしていただきますようお願いをしたいと思います。

次に、もう時間がないから申しわけないが、いろいろ端折って、全国最多額となった大石知事の個人献金者の住所表記問題について、お尋ねします。

令和7年、先月の、5月5日の長崎新聞の一面に驚くような記事が大きく掲載されました。「知事20人献金ずさんな記載 個人名義も企業所

在地 大石氏78件681万円 金額は最多 再訂正の可能性」、こういうような記事が大きく載っていることは、ご存じだと思います。

当然、私は、大石知事が訂正するものと思っていましたが、5月26日の定例記者会見で、知事は、「記載する住所に法的な定義はない」と指摘し、「訂正の必要はない」との認識を示していらっしゃいます。

78件という、こういう皆さん方が、個人の住所じゃなくして、自分の企業の住所を書いていると、これは間違いなく企業献金ではないかと、こういう疑いを持たれるというくらいなことは、わかるはずだと思うんです。

そういうものについて、例えば、よその知事あたりは、やっぱり企業献金と思われたら大変なことになると、そこはきちんと訂正、精査すると、こうなっておりますけれども、あなたは、そんなことについては全く訂正する必要がないと。

これだけ長崎県知事を取り巻く政治と金の疑惑の数々を考えれば、それこそ、しっかり訂正することが、県民の皆様方に対する政治というものではないのですか。県議会や記者会見等では、架空貸付等々の問題には、口を開けば、「申し訳ない、私の不行き届きです、反省しています、二度とこんなことがないように」と、おわびを連発しているんですが、どこまで心底反省しているか、疑わざるを得ない。

知事、このことについてはいかがですか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 私自身が企業献金だとか団体からの寄附をいただくといったことは、そういう疑いを持たれるということは、やはりできる限りなくすべきだと思っております。

です、そういう個人の住所であるのが、

もちろん疑いを持たれない形ということで、望ましいのは、そう思いますけれども、ただ、議員もおっしゃるとおり、住所に対して定義がない中で、そこに対して、もちろん任意で応じていただいたりとか、こういった報道があったりとかして訂正をしたいということになれば、それは応じていきたいと思えますけれども、今後は、我々として、しっかりと個人献金ということをはっきりとさせる形で疑いを持たれないような形をしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

○徳永達也議長 小林議員 34番。

○34番（小林克敏議員）時間がありませんからね。口だけじゃなくして、個人献金と疑いを持たれないように、これだけのやっぱりあなたには疑惑がある中で、真っ先になって訂正をしなければいかんと、そういう政治姿勢をあなたは持っていたかなければいかんけれども、そういうようなことがないということが、とても私は残念に思います。

こういう問題が明らかになったことによって、あなたの人柄が県民の皆さん方にどう映るか、よく考えてもらいたいと私は思います。

残念ながら、以上で、終わります。

○徳永達也議長 これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時45分 再開

○徳永達也議長 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

畑島議員 8番。

○8番（畑島晃貴議員）（拍手）〔登壇〕自由民主党、対馬市選挙区選出の畑島晃貴でございます。

ます。

今年4月6日、対馬病院を出発し、壱岐沖に不時着した医療搬送用ヘリコプターの事故に際し、お亡くなりになった3名の方々に心からお悔やみ申し上げます。

長年、民間病院でありながら、対馬、壱岐の医療に多大な貢献をいただいております福岡和白病院に感謝申し上げますとともに、日頃から離島医療に携わる全ての方々に敬意を表し、まずはこちらの質問をさせていただきます。

1、離島の救急医療体制について。

先般生じた事故は、対馬をはじめ、離島に住む人々に大きな衝撃と不安を与えました。

離島を多く抱える本県においては、多くの方々のご協力により、ヘリを活用した島外への救急搬送体制を整備いただいております。それにより島民の安全・安心な暮らしが守られております。今後もこの体制を維持していくためには、島民、そして離島医療に従事する方々の不安を払拭することが何より重要です。

そこでまず、4月6日に発生した民間医療搬送用ヘリコプターの不時着事故の調査状況と当該事故を受けた本県のドクターヘリの安全確認等の対応状況について、お伺いいたします。

以降の質問は、対面演壇席から行わせていただきます。

○徳永達也議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 今般発生いたしました民間医療搬送用ヘリコプターの事故につきましては、国の運輸安全委員会の調査で、後部回転翼を制御する部位が破断していたことが判明し、その原因等については、引き続き、詳細な調査が行われているところでございます。

本県のドクターヘリは、事故機と同系列の型式でありますことから、事故翌日から運航を休

止し、運航業者における自主的な機体の点検や国土交通省航空局の指示に基づき、事故機で破断しておりました部位などの詳細な検査を行い、安全性を確認いたしましたことから、5月30日に運航を開始いたしております。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番(畑島晃貴議員) 今なお事故原因の調査等は続いているかと思いますが、二度と同様の事故を起こさないよう、引き続き、万全の運航体制を図っていただきたいと思っております。

ただいまの説明の中では、本県のドクターヘリについて、状況確認をさせていただきましたが、1機しかないドクターヘリだけで全県域をカバーするには限界があり、そのほかにも、防災ヘリの活用や自衛隊、海上保安庁等と連携して体制を構築されていることと承知しております。

これらも含めた本県における離島の島外への救急搬送の体制及びその実績がどうなっているのか、改めて県民にわかりやすくご説明ください。

○徳永達也議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 離島からの救急搬送につきましては、医師の判断のもと、より早く対応が可能で、高度な医療機器を常備しておりますドクターヘリにより優先的に対応しておりますが、ドクターヘリにより搬送できない場合は防災ヘリで搬送し、防災ヘリでも対応できない場合は自衛隊や海上保安庁に災害派遣要請などを行っているところでございます。

なお、令和6年度の搬送実績は、ドクターヘリが133件、防災ヘリが24件、自衛隊及び海上保安庁が41件となっております。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番(畑島晃貴議員) ただいまの説明により、

ドクターヘリをメインとしつつも、それぞれの役割の中で、関係各所と協力し、二の矢、三の矢と、不測の事態に対応できる体制を講じていただいていることが理解できました。

一方で、自衛隊、海上保安庁のヘリ出動には、ドクターヘリよりも時間を要するといった不安の声を島民から聞くことがあります。先ほどの説明により、ドクターヘリ、防災ヘリ、自衛隊等と段階的に要請を行うため、結果として時間を要することは理解しましたが、この時間短縮のためには、自衛隊、海上保安庁への災害派遣要請等を行う手続きをより円滑に行うことが必要と考えますが、どのような取組を行っていますでしょうか。

○徳永達也議長 危機管理部長。

○今富洋祐危機管理部長 県では、離島からの急患搬送にかかる手続きを迅速かつ確実に行うため、関係機関とともに要請の手順や様式等を定めたマニュアルを作成し、引継ぎの徹底や研修の実施など、適正な運用に努めております。

マニュアルにつきましては、より円滑に対応できるように、過去の対応で内容確認に時間を要した要請書の項目に、具体的な記載例や留意事項を追加修正するなど、毎年、関係機関と意見交換しながら見直しを行っております。

引き続き、関係機関と連携しながら、出動までの時間短縮に取り組んでまいります。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番(畑島晃貴議員) 私が申し上げるまでもなく、救急医療は一分一秒を争うものです。事務的な手続きが妨げとなって、救える命が救えないこととならないよう、引き続き、関係各所と連携しながら、可能な限りの対応をよろしくお願いしたいと思っております。

また、この場をお借りして、日頃からご協力

いただいております自衛隊、海上保安庁等の皆様には感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、今回の事故は、福岡に所在する福岡和白病院が独自に運航するヘリにおいて生じたものでございますが、日頃から、対馬、壱岐の方々は、物理的な距離、アクセスの利便性もあり、福岡や佐賀といった近隣地域の医療機関にお世話になっております。

先ほども申し上げたとおり、救急医療は一分一秒を争うものであり、県境などの行政区分、地図上の線引きがその妨げとなってはいけません。離島に限らず、近隣地域と連携した体制構築を図ることは、県民の安全・安心な暮らしを守るうえで必要不可欠です。

そこで、特に、隣県である佐賀県との連携状況、そして、その他近隣地域の医療機関への搬送状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○徳永達也議長 福祉保健部長。

○新田惇一福祉保健部長 本県におきましては、平成30年3月に、佐賀県とドクターヘリの相互応援にかかる協定を締結しており、令和6年度においては、本土地区における114件の患者搬送を佐賀県にご対応いただいているところでございます。

また、ドクターヘリによる患者の搬送先は、医師が患者の容態及び患者または家族の希望を考慮し、県内に限らず、県外の医療機関も踏まえて決定をしております。令和6年度における他県の医療機関への搬送実績は、福岡県が32件、佐賀県が17件、熊本県が3件の計52件となっております。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番(畑島晃貴議員) 本県のドクターヘリで

も近隣県の医療機関への搬送が可能ということで、安心しております。

また、佐賀や福岡のドクターヘリは、離島への海上運航ができる装備を有していないと聞いておりますが、その中でも、可能な限りのご協力をいただいております。感謝申し上げます。

本来であれば、行政区分にかかわらず、各種の医療拠点を中心とした広域的な医療圏を構築していくことが、我が国にとって必要なことかと考えております。こうした問題は、長崎県にかかわらず、全国どこでも生じることであり、国レベルでの議論が必要となります。

そうした問題提起も含めて、引き続き、県単独でもできる対応、官民間わず近隣地域との連携強化に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、これまでは離島における島外への救急搬送を中心として議論してきましたが、これはあくまで真に必要に迫られた特殊なケースだと認識しています。本来であれば、やはりまずは日常的な島内における救急医療体制を万全なものとするのが重要です。離島への移住を考える方々にとっても、医療環境は大きな関心事項であり、やはり本土と比べると救急搬送に時間を要してしまう、十分な対応ができないのではないかと、不安を感じる人も少なくないかと思っております。

そこで、お伺いいたします。

本土と比べた場合の県内離島における島内の病院への救急搬送にかかる状況はどのようになっているのでしょうか。

○徳永達也議長 危機管理部長。

○今富洋祐危機管理部長 令和5年の各消防本部における病院への救急搬送にかかる所要時間は、全国平均が45.6分、県内本土地区が44.7分

に対し、県内離島地区は37.6分とむしろ短く、最も長い対馬市でも45.1分と、本土地区と変わらないことから、離島は、本土に比べ救急搬送に時間を要しているという状況ではないと考えております。

県内の各消防本部では、日頃から、救急隊員の訓練や機器の点検整備等を行うなど、より迅速かつ安全に搬送できるように取り組んでいるとお聞きしております。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番（畑島晃貴議員）それぞれ個別の地理的な要因はあるものの、離島だからという括りではハンディキャップが生じていないということに理解いたしました。

消防の皆様には、与えられた条件下の中で最大限のパフォーマンスが発揮できるよう、日頃からの訓練、準備に努めていただいておりますこと、感謝申し上げます。

一方で、この問題に関しては、消防の取組だけでは限界があります。やはり各種医療機関の機能、役割、配置等の問題、そして、そこに至るまでの交通インフラなど、多岐にわたる問題です。福祉保健部や土木部など、ほかの部局においても、この観点を加味しながら、それぞれの政策推進に引き続き努めていただきますよう、お願い申し上げます。

さて、ここまでは事故を発端として、離島の救急医療体制について議論させていただきましたが、本質的には、救急に至る前の日常的な医療体制こそが重要です。日頃からの診療による早期発見、計画的な治療、あるいは医療的指導に基づく生活習慣の改善等を図りながら、やむを得ない緊急時のために、島外を含めた救急搬送の体制を構築しておく、当然、離島という物理的な制限が生じることは否めませんが、か

いて、離島だからという理由で医療環境に対する不安を生じさせない。それができなければ、人はしまでの暮らしを選びません。

こうした離島の医療的なハンディキャップを生じさせないための今後の県の取組方針を知事にお伺いいたします。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 議員ご指摘のとおり、居住地によらない医療提供体制、しっかり安心できるような、そんな環境をつくっていくことは非常に重要だと、まず思っております。

ただ、離島においては、医療資源が大変限られているということ、そして高齢化が進んだり、また人口減少といったことで、医療需要の変化にも適切に対応していく必要がございます。このため、効率的かつ効果的な医療提供体制を離島においてももしっかり構築していくことが重要となります。

特に、救急医療につきましては、救命率の向上を図るために、より多くの救急患者を高度な治療を行う医療機関に対しまして迅速に搬送できるように、ドクターヘリ2機目を導入することとしております。本年秋頃の運用開始に向けて、今、準備を進めているところでございます。

また、医療分野におけるICTの活用につきましては、離島・へき地の医療提供体制を確保するうえで非常に重要な手段の一つとなると考えております。オンライン診療の普及、拡大であったり、今、五島地区で取り組んでおりますけれども、ドローンによる医薬品配送の日常的な活用に向けた取組といったこと、これらをさらに進めてまいりたいと考えております。

県といたしましては、引き続き、ドクターヘリの安全運航に万全を期すとともに、引き続き、市町や関係機関と連携をしまして医療提供体制

の充実を図って、離島の住民の皆様の安全・安心の確保にもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番（畑島晃貴議員）離島出身、医師資格を有する大石賢吾知事だからこそその知見、専門性をいかに発揮していただき、全国に、そして世界に誇れる離島医療の体制構築を期待しております。よろしくお願いいたします。

さて、以降の質問では、最近の多岐にわたる社会課題の中でも、その根本的な要因である燃油高騰、そして人手不足について、本質的な議論をさせていただきたいと思っております。

2. 燃油高騰対策について。

改めて私が申し上げるまでもなく、最近の燃油高騰を発端として、様々な産業が影響を受け、そのしわ寄せが県民生活にまで及んでおります。

その対応を議論するに当たり、いま一度、前提の部分から確認させていただきたいと思いますが、そもそも全国的に生じている昨今の燃油高騰の状況とその要因について、ご教示ください。

○徳永達也議長 県民生活環境部長。

○大安哲也県民生活環境部長 全国の燃油価格につきましては、令和2年以降上昇しており、その要因は、国のエネルギーに関する年次報告によりますと、OPECプラスによる協調減産政策の維持、新型コロナ禍から世界経済が徐々に回復したこと、さらにロシアによるウクライナ侵略及び円安の影響などとされております。

具体的に、ガソリン価格の全国平均につきましては、資源エネルギー庁の調査によりますと、令和2年5月に1リットル当たり124.8円であったものが、その後、上昇基調となり、令和7年4月14日時点では、過去最高の186.5円となって

おります。国が5月22日から「燃料油価格定額引下げ措置」を講じた後の直近調査、6月16日時点では、171.2円となっております。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番（畑島晃貴議員）今ご説明いただきましたように、燃油価格については、為替や国際情勢等、様々な影響を受けています。そもそも石油資源を国外に依存している我が国においては、燃油価格を自らが主導的にコントロールするのは、ほぼ不可能とも言えます。

そんな中、国をはじめとして、本県においても、この燃油高騰に対して、価格上昇分に対する補填など、各分野ごと、個別の支援が講じられていることと思います。

それそのものは、現時点においては、必要かつ効果的な支援ではありますが、どの水準で価格が落ち着くか見通せない、もしかすると価格が下落することなく、高騰する現在の価格水準が当たり前のものになってしまうかもしれない中で、いつまでもこうした逐次的な価格補填策を続けるには限界があります。抜本的な対応を講じる必要性を私は強く感じております。

先ほど申し上げたとおり、燃油価格は、国レベルでもコントロールしにくいものであり、県としてのものできることも限られているといったことは否めません。

一方で、特に、県民生活への影響が最も大きいガソリン価格については、長崎県は、全国的にも高いと指摘する声も耳にしております。

ほかの都道府県と価格を比較した時の差は、国外の要因を受けるものではなく、あくまで地域的な事情によるものであり、その部分についての対応は、県として取り組むべきものではないかと考えています。

そこで、長崎県におけるガソリン価格の状況

及び長崎県固有の地域的課題について、ご教示ください。

○徳永達也議長 県民生活環境部長。

○大安哲也県民生活環境部長 ガソリン価格の現状につきましては、国の調査によりますと、直近の6月16日現在の本県平均は181.9円となっており、全国平均171.2円と比べ、10.7円高い状況でございます。

本県は、離島が多く、ガソリン価格については、流通コストがかさむ離島の価格が高いことや1店舗当たりの販売量が少なく、人件費等のコストが割高になることなどから、全国と比べ高くなっていると考えられます。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番（畑島晃貴議員）ただいまご説明いただいたとおり、様々な要因が複雑に絡み合っている状況と推察いたしますが、本県独自の課題として考えられるものを放置しているままでは、いつまでも選ばれる長崎県を実現することはできません。

特に、県民目線に立った時も、離島・半島を多く抱える本県においては、鉄道、バスといった公共交通機関よりも、自家用車に頼らざるを得ない状況があり、ガソリン代の負担は大きいものとなっております。

そんな中、ほかの産業への波及効果を見据えても、川下の消費者ではなく、川上のガソリン事業者に対する根本的な支援を講じる必要があるのではないかと考えております。

先ほどの部長からの答弁にもありましたとおり、本県のガソリン事業者、販売量の規模が小さいといったところ、また、あるいは競争性に乏しいといった要因も考えられます。

本来、民間の市場環境に任せて、一定の競争性が働く中で、事業者の統合や経営効率化が図

られていくべきものかもしれませんが、そうしたこれまで前提とした市場環境が崩れているのが今の状況です。そして、なおも、この市場性に期待するだけであれば、当然、東京や福岡と比べて市場環境に劣る長崎県は、衰退していく一方かと思えます。

そこで、先ほど提案したとおり、川下の消費者だけではなく、川上のガソリン事業者に対する支援を行うなど、抜本的な対応が必要かと思いますが、県としてのお考えはいかがでしょうか。

○徳永達也議長 県民生活環境部長。

○大安哲也県民生活環境部長 今般の燃油価格の高騰につきましては、国際情勢や円安等が要因でありまして、国における対応が求められるところでございます。

国においては、この間、燃料価格支援策を講じる一方で、ガソリン事業者に対しては、従前から、燃料貯蔵タンクの集約化や事業の多角化など、経営力強化の支援が行われております。

燃油価格高騰に対する抜本的な措置は、国において対応していただく必要があると考えておりまして、県は、離島における本土との価格差是正の抜本的な措置を要望しているところでございます。

ガソリン事業者に対する県の対応としましては、業界団体と意見交換を行い、地域の現状を国の方にしっかり伝えてまいります。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番（畑島晃貴議員）まずは、ご答弁いただいたとおり、事業者とのコミュニケーションをしっかり取っていただき、県としてやれることを考えていただきたいというふうに思います。

ガソリン事業者に対する国の支援策、それ以外にも、例えば、複数事業者が現在個別に管理

している貯蔵タンクを共同利用化を後押ししてあげたりとか、あるいは小規模事業者の事業承継・統合を後押ししていくなど、考えられることはあるかと思えますし、県としてやれることもあるというふうに私は考えております。これまでの枠にとらわれず、思考の範囲をしっかりと広げて、ご検討いただくことをよろしく願います。

最後に、もう一段、視座を高くして、この燃油高騰の問題を捉え、提案と質問をさせていただきたいと思えます。

先ほどから申し上げているとおり、国レベルでもコントロールできない燃油、特にガソリン価格ですが、そもそも自国で調達できない石油燃料に我が国のエネルギーを依存してしまっていることが大きな問題です。

昨今、カーボンニュートラルという大きな旗印のもと、再生可能エネルギーの導入が促進されていますが、そもそも、炭素云々の前に、我が国の安定的なエネルギー資源として、この再生可能エネルギーは大きな価値があると私はとらえております。

カーボンニュートラルと切り取ってしまうと、県民に、二酸化炭素排出抑制のコストを、我慢を強いてしまうような印象を受けるこの脱炭素政策でございますが、本来であれば、県民生活の利便性の向上の観点から議論すべきものでございます。

もし仮に、例えば、電気自動車や水素自動車が普及した場合、これまでのガソリン車に比べて、どのくらい県民一人ひとりの生活コストが低減できるか、そのためにどれくらいの投資が必要になるのかを分析したうえで、政策を講じるべきです。

そして、その効果を県民にご理解いただき、

より一層推進力を得られれば、県のカーボンニュートラル政策は、県民の利便性向上や負担軽減につながり、ひいては慢性的な燃油価格に左右される本県の産業構造も抜本的に改革することもできます。

現在、次期総合計画の策定作業を進めているところであり、その中でも、県民生活に関するカーボンニュートラル施策は位置づけられることとなるかと思えます。本県のカーボンニュートラル政策を進めていくうえでは、こうした県民目線での利便性向上、負担軽減といった観点でも分析のうえ、発信していくべきと考えますが、知事のお考えはいかがでしょうか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 カーボンニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくりにつきましては、世界の潮流でございますし、本県にとっても重要な課題であると認識をしております。これは次期総合計画においても、施策に掲げたいと考えております。

カーボンニュートラルの実現をしていくためには、県民の皆様の意識の変容、そして行動を変えていくと、行動変容、ライフスタイルの転換が重要となります。そのためには、県民にも、議員ご指摘のとおり、例えば、太陽光発電設備は災害時に非常用電源として活用ができるといったことなど、また電気自動車の話もありましたけれども、その導入や、またエコドライブもあるかもしれませんが、こういったことの実践が燃料費節約につながるなど、利便性向上であったり、負担軽減の観点からも、より自分ごととして捉えて参画をいただくことが重要だと考えております。

よって、県としましても、それらの観点から普及啓発に取り組んでいるところでございます

し、さらにこの取組を進めていきたいと思っております。

加えて、気軽に実践できる取組をご紹介しますために、月ごとの環境配慮テーマ、「ゼロカーボンアクション12」といったことをやっておりますけれども、これで私からも県民に呼びかけておりますが、今後とも、さらに工夫をしながら、よりわかりやすく、また興味を持っていただくと、自分ごとに捉えていただけるような情報発信に努めて、県民の皆様とともに取組を進めていきたいと、そう思っております。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番（畑島晃貴議員）まさに、自分ごととして捉えてもらうことが重要なというふうに思います。

例えば、今となっては、ここ県庁の皆様にとっても当たり前のように普及しているクールビズですけれども、これもそもそもは、「東日本大震災」の時の電力抑制の呼びかけがきっかけであったのではないかなと記憶しております。この運動に対しても、電力云々ということよりも、当事者として、日常的な快適性が向上するからという理由で協力した人や企業が多くいたのも、この広く普及した一つの要因ではないかと思っております。

こうしたことも参考としていただき、引き続き、県民目線での県政推進をよろしく願いいたします。

3、人材養成対策について。

もう一つ、燃油高騰と並んで、あらゆる産業に影響を与えている根本的な要因の一つが、人手不足問題かと思えます。

これまで議会の中でも様々な議論が行われ、県としても、対策を講じてきたことかと思えます。

まず、議論の前提として、各産業における人材確保・養成の取組、関係団体等との連携状況について、全てを聞くことは困難ですので、例として、農林水産業、半導体関連産業において、どのように取り組んでいるのか、確認させていただきます。

○徳永達也議長 農林部長。

○渋谷隆秀農林部長 農業分野では、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」の中で、新規就農者を毎年313名確保する目標を掲げ、市町や関係団体等と一体となって担い手の確保・育成に取り組んでおります。

具体的には、県の新規就農相談センターのワンストップ窓口における就農希望者に対するサポートや各JAが主体となった就農研修機関や研修生に対する支援のほか、若者の就農意欲を喚起するため、農業高校や農業法人等と連携したインターンシップ等を実施しているところで

○徳永達也議長 水産部長。

○吉田 誠水産部長 水産分野におきましては、「水産業振興基本計画」に基づき、年間210名の新規漁業就業者の確保・育成を目指し、各種取組を進めております。

具体的には、漁業就業の総合窓口として、「ながさき漁業伝習所」を設置し、漁業関係者や市町、鶴洋高校などの教育機関と連携を図り、漁業体験を通じ、その魅力を伝える学習会や就業支援フェアの開催、漁業習得研修など、就業相談から定着まで、段階に応じた切れ目のない対策を進めております。

○徳永達也議長 産業労働部政策監。

○石田智久産業労働部政策監 半導体関連産業につきましては、本年2月に策定しました「長崎県半導体産業成長戦略」に基づき、企業誘致

や県内企業の受注拡大を図るうえで必要となる人材の育成・確保に努めているところでございます。

具体的には、「ながさき半導体ネットワーク」において、産学官の連携を深めながら、小中学生向けのものづくり教室や工業高校における半導体授業、学生向けの企業見学会など、小学生から大学生等に至る各段階に応じた取組を実施しているところでございます。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番(畑島晃貴議員) ただいま答弁いただいた分野以外にも、医師、薬剤師、介護人材などの福祉分野や観光業、建設業などの分野においても同様に、個々の計画等に基づき、人材確保・養成の取組が実施され、関係機関等と連携した取組がなされているところと確認しております。

このように、県における人材確保・養成の取組は、各産業の各所管部局において策定した個別の計画に基づき取り組まれており、教育機関、産業界などの関係機関等との連携も、産業分野ごとに個別に実施されている状況でございます。

要するに、何が言いたいかと申し上げますと、本県においては、この全産業の根幹に位置する人手不足という問題に対して、総合的な戦略を策定し、全体を統括的にまとめる計画や部署が存在しないということ、まずはじめに問題提起させていただきます。

どれだけの人材が不足し、どこで、どのくらいの人材を養成するのか、どこから、どのくらいの人材を確保してくるのかといった全体像がないのです。この点は、後ほど、改めて言及させていただきます。

人手不足という問題に対しては、人材の確保と養成という大きく2つのアプローチがあるかと思えます。

人手の確保という観点からは、外国人材の活用や働き方改革などの政策が必要になりますが、今回は、人材の養成にフォーカスを当てて議論させていただきます。

今、不足している分の人材を即戦力として補える外国人材の活用などの人材確保の策に比べ、人材養成の策は、実際に戦力となるまでのタイムラグもありますし、せっかく育てても、ほかのところに逃げられてしまうといったコストとリスクが生じます。

一方で、最近、本県に多数の企業誘致を成功させていただいておりますが、長崎県に企業が進出する一つの狙いとして、首都圏よりも安定的に人材を先取りして雇用できるといったところも挙げられております。つまり、人材養成の取組は、目先の人手不足の解消のみならず、将来に向けた企業の投資を促進することになる、本県の経済成長には欠かすことのできない政策だと私は考えております。

さて、この人材養成に関しては、当然、産業界との連携、そしてその人材養成機能を担う各種教育機関との連携が不可欠です。

そこで、まずこの人材養成機能を担う県内の大学、高専、専修学校及び高等学校の数と在籍者数を、国公私立の設置者別に確認させていただきます。

○徳永達也議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 国の学校基本調査によると、令和6年5月1日現在の県内の大学数は、高等専門学校を含めて11校、その内訳及び学生数は、国立大学が2校で1万266人、公立大学は1校で3,209人、私立大学は8校で7,051人となっております。

専修学校は、休校中の8校を含め32校あり、うち公立は1校で205人、私立は31校で2,886人

です。

高等学校は、80校あり、うち公立は57校で2万2,778人、私立は23校で1万2,221人となっております。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番(畑島晃貴議員)今の答弁を整理しますと、大学、高専、専修学校の高等教育機関の在籍者数の割合は、県が直接所管する公立が約15%、県の所管外である国立が約43%、そして私立が42%となっています。高校については、私立が全体の約35%を占めています。

このように、県内の人材養成に当たっては、県の所管外である国立、私立の教育機関が大きな役割を担っているといったところが確認できます。

そこで、ご質問いたします。

こうした私立の大学、専修学校及び高校に対する許認可や財務報告、指導、監督の範囲などについて、どのような根拠に基づいて、どのような管理事務を県が行っているのか、確認させていただきます。

○徳永達也議長 総務部長。

○中尾正英総務部長 私立学校は、学校法人等が設置する独立した自主組織でございますが、県では、法律に基づき、高等学校及び専修学校の設置、廃止及び寄附行為認可のほか、助成に関して必要な報告徴収、立入検査などの限定的な管理事務を行っております。

なお、私立大学については、学校の設置、廃止などの管理事務は、文部科学省において行われております。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番(畑島晃貴議員)私立の大学等については、国が管理事務を行っており、県が関与することはない、専修学校や高校についても、その

管理事務の範囲は限定的ということです。

このように、本県の人材養成の重要な役割を担う私立学校ですが、県が主導的に彼らとの連携を推し進めていくような体制となっていないという現状を、お聞きの皆様、ご認識いただければと思います。国立の学校との県の関係においても同様です。

次に、大学側目線のお話をさせていただきます。

今年2月、国の中央教育審議会において、「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」という答申が取りまとめられました。今後の日本の高等教育政策の方向性を示す最重要文書というふうにご理解ください。

この答申の特徴としては、今後の高等教育機関の果たすべき役割として、地域との連携をこれまでになく強調されています。

ご承知のとおり、少子化に伴い学生が激減する中、多くの地方大学が存続の危機に瀕しています。地方大学の果たす役割とは何か、自らの存在価値を問うた場合に、やはりその地域のニーズに応えた人材養成、あるいは知の拠点としての機能を果たせねば生き残ることはできないと、そう示されたわけです。

実際に、先日、私が古巣の文部科学省を訪問した際に、国立、私立のそれぞれ担当者から、「畑島君、これからの大学は、地域との連携が最重要ミッション、ぜひ長崎県における取組も後押ししてほしい」といった趣旨の言葉をいただきました。

ただ、私はこう返しました。「残念ながら、現状のままでは、うまくいくとは思えません。だって、長崎県庁内に大学との窓口となる部署も、連携を進めるノウハウもないのですから」。せっかく大学側が歩み寄ってこようとしている、

チャンスが到来しているにもかかわらず、大学側からの相談を受ける窓口が県庁内にないのですから、これ以上話の進めようがありません。

さて、前置きが長くなりましたが、本題に入ります。

まず、冒頭の質問において、本県の人材養成に関しては、各分野の個別の取組にとどまり、総合的な戦略を策定し、全体を統括的にまとめる計画や部署が県庁内には存在しないことを確認いたしました。

次に、本県においては、国立、私立の教育機関が人材養成の重要な役割を担っているものの、県が主導的に彼らとの連携を推し進めていくような体制とはなっていないといったことも明らかとなりました。果たして、このような体制で本当に長崎県の人材養成は、未来への投資は進んでいくのでしょうか。

先ほどご紹介した中央教育審議会の答申の中には、このような記述があります。

「今後、地域の将来像について議論をする際には、高等教育機関との連携について地方公共団体が更に役割を果たすことが期待される。各地方公共団体においては、設置者の枠を超えて大学等の高等教育機関を一層活用し、地方創生に関する取組を構想していくような機能の構築・強化が期待される」、まさに今の長崎県に求められていることではないでしょうか。

そこで、知事にお伺いいたします。

高等教育機関や産業界との連絡調整窓口となり、県内の人材養成のための総合的な旗振り機能を担うような部署を県庁内に設置すべきではないかと考えますが、知事のご見解はいかがでしょうか。

○徳永達也議長 知事。

○大石賢吾知事 議員ご指摘のとおり、県は、

大学に対する直接的な権限を有しておりませんが、地域活性化におきましては、地域を支える人材育成が必要不可欠という認識のもとで、これまでも、様々な枠組みを活用して大学との連携は深めてきている経緯がございます。

また、現在、国の有識者会議におきまして、地域大学振興に関する議論が行われておりまして、大学や行政、産業界など、地域の関係者が地域課題や人材育成等について協議をする体制の構築等が検討されていることは、私も承知をしております。

こうした国の動向を踏まえた県組織の在り方については、県に求められる役割、そして今後の事業展開等を十分に精査して、総合的な観点から判断する必要がございますけれども、人材確保の点に課題を抱える本県において、大学との連携強化、これは大変重要な視点であるというふうに考えております。

そのため、県としましては、大学をはじめとする教育機関、そして産業界などの関係者の皆様方のご意見をお聞きしながら、国の動きや他県の取組といったことなどの報収集に努めていきたいと、そう考えております。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番(畑島晃貴議員) この件についても、関係者とのコミュニケーションをしっかりとっていただいて、ご検討いただければと思っております。これまでも、しっかり大学との連携はやっていただいているものと思いますが、もう一段、ギアを上げないといけないステージにきているというのが全国的にも、そして当然、この長崎においても求められているところかなと思っておりますので、これから新しくはじめるという場合の、そうした領域の話になるかなと思いますから、必要に応じて、国からの助言もい

ただきながら、またほかの都道府県の取組等も参考としていただきながら、ぜひ前に進められるように、ご検討いただければと思っております。

さて、人材養成に関して、先ほどまでは、大学等の高等教育機関を中心とした議論をさせていただきましたが、次に、高校段階について、お話しさせていただきます。

県内にも、商業、工業、農業、水産など多数の専門高校がございますが、やはりそこで学ぶ生徒たちも、本県の基幹産業を支える貴重な人材です。しかし、引く手あまたの昨今の労働市場の中で、必ずしも活躍の舞台として長崎県を選んでもらえるわけではありません。しっかりと地元の産業を、企業をイメージしてもらい、また自らの学習内容がどのように社会で形をなすのかも理解してもらい、さらなる学習の質の向上を図ることも重要です。

このように、高校教育におけるキャリア教育あるいは専門性向上の観点からも産業界との連携は重要と考えますが、県の取組はいかがでしょうか。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 県におきましては、令和6年度から、産業界と教育現場、県の関係部局が連携、協働いたしまして、地域産業を担う人材を育成するNEXT長崎人材育成事業という事業に取り組んでおります。

この事業内容といたしましては、高校のカリキュラムに産業界の専門的知見を取り入れまして、産業人材としての基礎的な知識やスキルの育成を図ると、また併せまして、地域産業や地元企業で活躍したいといった意識の醸成も図ることといたしております。

例えば、工業高校におきましては、年間を通

して、複数の半導体関連企業から講師をお招きいたしまして、半導体の製造過程について学習をしたりですとか、また商業高校では、地元の観光協会や旅行者等のご指導をいただきながら観光ビジネスプランを作成したりですとか、こうした各産業分野と連携した取組が進められているところでございます。

生徒へのアンケートによりますと、授業への満足度も高く、地元企業に対する認知度の向上にもつながっておりますことから、今後も、産業界との連携、協働を推進し、地域産業を担う産業人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番(畑島晃貴議員) すばらしい取組だと思っておりますので、ぜひこの調子で続けていただければと思います。

今ご説明いただいた取組は、どちらかというとなら産業界の方々に学校の中に入ってきてもらう方策かと思いますが、逆に、学校の中から産業界の方に飛び出していくといったことも必要かなというふうに思います。

昨年6月定例会の一般質問において、大久保堅太議員から、バイターンシップに関する質問と提案がございました。

バイターンシップとは、アルバイトとインターンシップを掛け合わせた造語で、有給の職業体験を示すものです。生徒に地元の産業、企業を理解してもらうキャリア教育、そして自らの学習の専門性向上の2つの観点から、大きく期待している取組です。

その後の9月定例会の文教厚生委員会において、私からもバイターンシップについて取り上げさせていただいたところ、当時の高校教育課長から、各学校において混乱が生じないようにガ

イドラインを作成し、推進していくといった趣旨の答弁をいただいております。

さて、その後の取組状況はいかがでしょうか。

○徳永達也議長 教育委員会教育長。

○前川謙介教育委員会教育長 バイターンシップを含めた有償型インターンシップにつきましては、県立高校の中にも先進的に取り組む学校が出てきておまして、各学校が安心して実施できるように、県教育委員会においてガイドラインを策定いたしまして、今年の3月に、各高校に通知をしたところでございます。

このガイドラインでは、各学校が目的を明確にしたうえで、学校における教育活動とのバランス、あるいは就職採用選考における公正、公平の確保等に留意しながら実施することなどを示しているところでございます。

有償型インターンシップを経験した生徒からは、「働くことの意義や地元企業について深く理解できた」ですとか、「教室では学べない貴重な経験ができた」といった感想がございました。

引き続き、学校と企業等との連携、協働によるキャリア教育の一環といたしまして、有償型インターンシップの効果的な実施を支援してまいります。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番(畑島晃貴議員) これまでの議会での議論が、ガイドライン策定という具体的な形になったことをうれしく思っております。

今ご答弁いただいたとおり、有償型インターンシップでは、単なるアルバイトのような形にならずに、しっかりと学校と地元産業界が連携しながら、地域で生徒を育てていく意識の醸成、環境づくりにつながっていきますことを期待しております。引き続き、よろしくお願ひいたし

ます。

4、離島における海上運送体制の維持について。

ここまで、燃油高騰、人手不足と、全産業の根幹に関わる問題について議論させていただきました。その具体的な影響を受けている事例について、今回は一つ取り上げさせていただきます。

長崎県が数多く有する離島において、その生活必需品、産業物資を運ぶ海上貨物航路についてです。

離島と本土を結ぶ貨物航路は、旅客定期航路とともに、離島住民にとっては、なくてはならない、まさに生命線と呼ぶべきものです。

現在、私の地元である対馬においても、複数の民間事業者が、この貨物航路を運航していただいておりますが、燃油高騰、人手不足の影響を大きく受け、苦しい経営状況に陥っているという声を聞いております。航路の廃止も具体的な話として検討している段階と承知しております。

まずはじめに確認させていただきますが、対馬に限らず、県内各離島で運航する貨物航路事業者について、県の把握している状況を教えてください。

○徳永達也議長 地域振興部長。

○渡辺大祐地域振興部長 離島の貨物航路は、生鮮食料品のほか、ガソリンやプロパンガスを輸送しており、離島において、住民が安心して生活を営むために重要な役割を担っているものと認識しております。

国の統計によると、令和6年3月末現在で、本県に本社を置き、船舶を運航する貨物航路事業者は28社となっております。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番（畑島晃貴議員）ただいま私が聞いたのは、県内各離島で運航する貨物航路事業者の県の把握している状況というふうにお伺いしましたが、答弁で返ってきたのは数だけでした。

恐らく、こういった各経営状況にあるのか、こういった困り事を抱えているのか、そういった意見や状況といったものを把握していないというのが今の県の状況だと思います。

まず、そこについての問題は、そもそもそうした状況であるということの問題として提起させていただきます。

今ご説明いただいたとおり、県内には多くの民間の貨物航路事業者が運航いただいております。

ただ、昨年12月の国土交通省の海技人材のあり方に関する検討会の中間取りまとめによりますと、この内航海運事業者の99.7%が中小企業であると言われており、その事業基盤が脆弱だと指摘されております。これは全国の数字ですけれども、恐らく、我が県においても同様の状況ということは推察できると思っております。

まさに、この燃油高騰、人手不足のあおりを受けている中で、その経営を維持するための運賃の値上げ、事業規模の縮小といった判断を差し迫られているのが今の状況です。

そして、その影響は、当該事業者のみならず、農林水産業、建設業、医療、介護、福祉、小売業、あらゆる産業、そして島民生活にまで及ぶこととなります。

先ほども議論させていただいたとおり、燃油高騰に対して、川下の生産者や事業者等に対して、高騰分何割補助といった形での支援を講じていただいているところでございますけれども、大本の運賃が跳ね上がってしまいますと、生産者の負担も行政の負担も増える一方です。

このような状況から、貨物航路事業者の安定した運航体制を維持するため、燃油代や船舶更新等の費用負担に対し、県としても支援を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○徳永達也議長 地域振興部長。

○渡辺大祐地域振興部長 県におきましては、燃料価格高騰が事業に及ぼす影響に鑑み、国の臨時交付金を活用し、離島の貨物航路事業者に対しても支援を行ってきたところであります。

一方で、貨物航路の船舶更新に関しては、現状において支援制度がないことから、県としましては、引き続き、国に対して、支援制度の創設などについて要望するとともに、貨物航路事業者との意見交換を行って、状況の把握等に努めてまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番（畑島晃貴議員）今ご答弁いただきましたとおり、まずはしっかりとこちらの事業者とのコミュニケーションを取って状況を把握する、その一歩目からまずはじめにいただきたいというふうに思います。

そして、国にも要望していくということですが、この件に関しましては、長崎県として、全国に率先してリーダーシップを発揮していただくことを強く求めます。

全国47都道府県において、有人離島を有しない地域においては、この問題は生じていません。無関心です。離島を日本一抱える長崎県が先んじて動いて、それから国を巻き込んでいくくらいの進め方でなければ、手遅れとなってしまうというふうに感じております。

私がここで言う手遅れとは、どういう意味か。もし仮に、民間の貨物航路事業者が全て撤退した場合、それでも離島生活を守るためには、例えば、県が貨物船を所有し、運航を民間事業者

に委託しなければならない、そのような未来も起こり得るかもしれません。そうならないために、今、一定の公共的な役割を担う貨物航路事業者をしっかりと支えていくことが必要ということを示し述べさせていただいております。

離島航路は、本土における国道とも言われています。予防保全的な考え方から先行投資を行うことで、将来的な行政負担を小さくできるという観点からも、指摘させていただきます。

また、貨物航路事業者の運航の安定化を図るうえでの課題として、もう一つ、人手不足もございまして。現に、私の地元対馬の事業者からも、船員確保に苦慮しているとの声をいただいております。

船員になるためには、専門の資格を取得することが必要ですし、ほかの業種と異なり、外国人材の活用にも制限があるというふうに聞いております。

こうした中で、船員の確保についても県としてサポートする必要があると考えておりますが、県としてのお考えはいかがでしょうか。

○徳永達也議長 地域振興部長。

○渡辺大祐地域振興部長 船員の有効求人倍率は、全国で5.65、長崎管内で2.70、佐世保管内では1.67と、総じて高くなっておりまして、一部の航路事業者からは、船員の確保に大変苦慮しているとの声を伺っております。

県における船員の確保に向けた取組については、これまで「船員職業安定法」で禁止されていたため実施することができない状況にございました。しかしながら、本年5月、「船員法等の一部を改正する法律」が交付され、地方公共団体における船員職業紹介事業の実施を可能とする改正が行われたところであります。

今後、国において政省令の改正等が行われ、

具体的な取扱いが定められる予定となっていることから、国の動向を注視しつつ、船員確保に向けた取組についても、検討を進めてまいりたいと考えております。

○徳永達也議長 畑島議員 8番。

○8番（畑島晃貴議員）直近の法律改正も、恐らく、私が先ほど指摘したような危機感から生じたものではないかなというふうに捉えております。

恐らく、これまで行政としては、旅客航路への支援、人流の促進といった観点を重視し、人が一定いれば、自然と市場が形成され、ビジネスとして貨物航路が成立すると、そういった考え方で、貨物航路事業者への支援は後手に回っていたのではないかなというふうに推測しております。

ただし、本日、私が述べたような急激な燃油高騰、人手不足に伴い、これまで前提としていた市場環境が破壊され、また人口減少により市場は縮小する中で、民間投資が期待できない、そういった状況になっています。

人が住んでいても物が届かない、運べない、ならば、人も離れていく、もっと物流が悪化する、もっと人が離れていくといった悪循環に、今、陥ろうとしている状況です。そうしたこの今の状況に目を背けることなく、県として必要な対策を講じていただきますように、よろしくお願いいたします。

まだ今なら間に合いますが、本当に手遅れとなってしまうないように、強い危機感を持って、今日、幾つか新しい提案といいますか、これまで県として取り組んでなかった領域のお話を私はさせていただきました。ここでの議論だけで、すぐにどうこうということでは当然ないとは思いますが、今日、私がお指摘させていた

だいたことを、これからしっかりとご検討いただきまして、どういった形であれ、長崎県が前に進んでいきますことを強く期待して、そして私も一緒に頑張っていきますので、また皆さんと一緒に頑張っていきたいというエールを込めまして、私からの一般質問を終えさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○徳永達也議長 以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

次に、知事より、第86号議案の送付がありましたので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます 知事。

○大石賢吾知事〔登壇〕 本日、提出いたしました追加議案について、ご説明いたします。

第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策に要する経費について計上し、補正予算の総額は、一般会計15億2,526万8,000円の増額補正をしております。

これを現計予算及び既に提案いたしております6月補正予算案と合算いたしますと、一般会計7,421億3,053万6,000円となります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○徳永達也議長 次に、さきに上程いたしました第68号議案乃至第84号議案、及び第86号議案、並びに、報告第1号乃至報告第14号につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

第85号議案「長崎県収用委員会の委員の任命

について議会の同意を求めることについて」は、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、第85号議案は、委員会付託を省略いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますよう、お願いをいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より、7月8日までは、委員会開催等のため本会議は休会、7月9日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3時45分 散会

第 2 2 日 目

令和7年6月定例会

令和7年7月7日

議 事 日 程

第 2 2 日 目

1 開 議

2 議案撤回の件

3 散 会

令和7年7月7日（月曜日）

出席議員（43名）

1番 欠 番
 2番 大倉 聡 議員
 3番 本多 泰 邦 議員
 4番 白川 鮎 美 議員
 5番 まきやま 大 和 議員
 6番 田川 正 毅 議員
 7番 虎島 泰 洋 議員
 8番 畑島 晃 貴 議員
 9番 湊 亮 太 議員
 10番 富岡 孝 介 議員
 11番 大久保 堅 太 議員
 12番 中村 俊 介 議員
 13番 山村 健 志 議員
 14番 初手 安 幸 議員
 15番 欠 番
 16番 宮本 法 広 議員
 17番 中村 泰 輔 議員
 18番 饗庭 敦 子 議員
 19番 堤 典 子 議員
 20番 坂本 浩 議員
 21番 鵜瀬 和 博 議員
 22番 清川 久 義 議員
 23番 坂口 慎 一 議員
 24番 千住 良 治 議員
 25番 山下 博 史 議員
 26番 石本 政 弘 議員
 27番 中村 一 三 議員
 28番 大場 博 文 議員
 29番 近藤 智 明 議員
 30番 宅島 寿 一 議員
 31番 山本 由 夫 議員
 32番 堀江 ひとみ 議員
 34番 小林 克 敏 議員

35番 川崎 祥 司 議員
 36番 山口 初 實 議員
 37番 山田 朋 子 議員
 38番 松本 洋 介 議員
 39番 ごう まなみ 議員
 40番 中島 浩 介 議員
 41番 前田 哲 也 議員
 42番 浅田 ますみ 議員
 43番 外間 雅 広 議員
 44番 徳永 達 也 議員
 45番 溝口 芙美雄 議員
 46番 田中 愛 国 議員

欠席議員（1名）

33番 中山 功 議員

説明のため出席した者

大石 賢 吾 知 事
 浦 真 樹 副 知 事
 馬場 裕 子 副 知 事
 陣野 和 弘 秘書・広報戦略部長
 早稲田 智 仁 企画部長
 中尾 正 英 総務部長
 今富 洋 祐 危機管理部長
 渡辺 大 祐 地域振興部長
 伊達 良 弘 文化観光国際部長
 大安 哲 也 県民生活環境部長
 新田 惇 一 福祉保健部長
 浦 亮 治 こども政策局長
 宮地 智 弘 産業労働部長
 吉田 誠 水産部長
 渋谷 隆 秀 農林部長
 山内 洋 志 土木部長
 井手 美都子 会計管理者
 中村 泰 博 土木部技監

太田彰幸	交通局長
峰松茂泰	地域振興部政策監
村田利博	文化観光国際部政策監
石田智久	産業労働部政策監
前川謙介	教育委員会教育長
辻良子	人事委員会委員
下田芳之	代表監査委員
渡邊敏則	選挙管理委員会委員長
森拓二郎	公安委員会委員長
遠藤顕史	警察本部長
桑宮直彦	監査事務局長
小畑英二	人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)
狩野博臣	教育政策監
坂口育裕	教育次長
高橋圭	財政課長
黒島航	秘書課長
小橋和則	選挙管理委員会書記長
奥野勝	警察本部総務課長

議案撤回の請求について、知事の説明を求めます 知事。

○大石賢吾知事〔登壇〕 7月2日に請求いたしました議案の撤回について、ご説明いたします。

6月16日に提案いたしました議案のうち、第69号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」は、私の政治資金等にかかる一連の問題で県政の混乱を招き、県民の皆様にご心配をおかけしたことに対する道義的責任を明確にするため、提案したものであります。

しかしながら、自らへの処分について、県議会において様々なご意見をいただいたことから、再度、検討を行い、再提案をさせていただきたく、議案の撤回を請求したものであります。

何とぞ、ご理解のうえ、ご許可いただきますよう、お願い申し上げます。

○徳永達也議長 お諮りいたします。

第69号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の撤回を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、第69号議案の撤回は、許可されました。

本日の会議は、これにて終了いたします。

7月9日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 1時32分 散会

議会事務局職員出席者

中尾美恵子	局長
濱口孝	次長兼総務課長
佐藤隆幸	議事課長
大宮巖浩	政務調査課長
太田守人	議事課長補佐
山口祐一郎	議事課係長
天雨千代子	議事課会計年度任用職員

午後 1時30分 開議

○徳永達也議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、お手元に配付いたしておりますとおり、知事より、議案撤回の請求がっておりますので、直ちに議題といたします。

第 2 4 日 目

議 事 日 程

第 2 4 日 目

-
- 1 開 議
 - 2 会期延長の件
 - 3 第87号議案上程
 - 4 知事議案説明
 - 5 第87号議案 委員会付託
 - 6 散 会

令和7年7月9日（水曜日）

出席議員（43名）

1番 欠 番
 2番 大倉 聡 議員
 3番 本多 泰 邦 議員
 5番 まきやま 大 和 議員
 6番 田川 正 毅 議員
 7番 虎島 泰 洋 議員
 8番 畑島 晃 貴 議員
 9番 湊 亮 太 議員
 10番 富岡 孝 介 議員
 11番 大久保 堅 太 議員
 12番 中村 俊 介 議員
 13番 山村 健 志 議員
 14番 初手 安 幸 議員
 15番 欠 番
 16番 宮本 法 広 議員
 17番 中村 泰 輔 議員
 18番 饗庭 敦 子 議員
 19番 堤 典 子 議員
 20番 坂本 浩 議員
 21番 鵜瀬 和 博 議員
 22番 清川 久 義 議員
 23番 坂口 慎 一 議員
 24番 千住 良 治 議員
 25番 山下 博 史 議員
 26番 石本 政 弘 議員
 27番 中村 一 三 議員
 28番 大場 博 文 議員
 29番 近藤 智 明 議員
 30番 宅島 寿 一 議員
 31番 山本 由 夫 議員
 32番 堀江 ひとみ 議員
 33番 中山 功 議員
 34番 小林 克 敏 議員
 35番 川崎 祥 司 議員

36番 山口 初 實 議員
 37番 山田 朋 子 議員
 38番 松本 洋 介 議員
 39番 ごう まなみ 議員
 40番 中島 浩 介 議員
 41番 前田 哲 也 議員
 42番 浅田 ますみ 議員
 43番 外間 雅 広 議員
 44番 徳永 達 也 議員
 45番 溝口 芙美雄 議員
 46番 田中 愛 国 議員

欠席議員（1名）

4番 白川 鮎 美 議員

説明のため出席した者

大石 賢 吾 知 事
 浦 真 樹 副 知 事
 馬場 裕 子 副 知 事
 陣野 和 弘 秘書・広報戦略部長
 早稲田 智 仁 企 画 部 長
 中尾 正 英 総 務 部 長
 今富 洋 祐 危 機 管 理 部 長
 渡辺 大 祐 地 域 振 興 部 長
 伊達 良 弘 文 化 観 光 国 際 部 長
 大安 哲 也 県 民 生 活 環 境 部 長
 新田 惇 一 福 祉 保 健 部 長
 浦 亮 治 こ ど も 政 策 局 長
 宮地 智 弘 産 業 労 働 部 長
 吉田 誠 水 産 部 長
 渋谷 隆 秀 農 林 部 長
 山内 洋 志 土 木 部 長
 井手 美都子 会 計 管 理 者
 中村 泰 博 土 木 部 技 監
 太田 彰 幸 交 通 局 長

峰 松 茂 泰	地域振興部政策監
村 田 利 博	文化観光国際部政策監
石 田 智 久	産業労働部政策監
前 川 謙 介	教育委員会教育長
辻 良 子	人事委員会委員
下 田 芳 之	代表監査委員
渡 邊 敏 則	選挙管理委員会委員長
森 拓二郎	公安委員会委員長
遠 藤 顕 史	警察本部長
桑 宮 直 彦	監査事務局長
小 畑 英 二	人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)
狩 野 博 臣	教育政策監
坂 口 育 裕	教育次長
高 橋 圭	財政課長
黒 島 航	秘書課長
小 橋 和 則	選挙管理委員会書記長
奥 野 勝	警察本部総務課長

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期を1日間延長することに決定されました。

次に、知事より、第87号議案の送付がありましたので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます 知事。

○大石賢吾知事〔登壇〕 本日、提出いたしました追加議案について、ご説明いたします。

第87号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」は、私の政治資金等にかかる一連の問題で県政の混乱を招き、県民の皆様にご心配をおかけしたことに對し、深く反省し、心からお詫びを申し上げるとともに、私個人としての道義的責任を明確にするため、改めて提出しようとするものであります。

自らへの処分の内容については、県議会における様々な意見を踏まえ熟慮した結果、8月からの3か月間、給料の50%を減額するため、所要の改正をしようとするものであります。

何とぞ、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○徳永達也議長 次に、ただいま上程いたしました第87号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、総務委員会に付託をいたします。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時 2分 散会

議会事務局職員出席者

中 尾 美恵子	局 長
濱 口 孝	次長兼総務課長
佐 藤 隆 幸	議 事 課 長
大 宮 巖 浩	政 務 調 査 課 長
太 田 守 人	議 事 課 長 補 佐
山 口 祐 一 郎	議 事 課 係 長
天 雨 千 代 子	議 事 課 会 計 年 度 任 用 職 員

午前10時 0分 開議

○徳永達也議長 おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

まず、会期延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を議事の都合により、7月10日まで1日間延長することにご異議ありませんか。

第 2 5 日 目

議 事 日 程

第25日目

-
- 1 開 議
 - 2 第85号議案 質疑・討論、採決
 - 3 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
 - 4 意見書上程、質疑・討論、採決
 - 5 議長辞職の件
 - 6 議 長 選 挙
 - 7 議会閉会中委員会付託事件の採決
 - 8 閉 会

令和7年7月10日（木曜日）

出席議員（44名）

1番 欠 番
 2番 大倉 聡 議員
 3番 本多 泰 邦 議員
 4番 白川 鮎 美 議員
 5番 まきやま 大 和 議員
 6番 田川 正 毅 議員
 7番 虎島 泰 洋 議員
 8番 畑島 晃 貴 議員
 9番 湊 亮 太 議員
 10番 富岡 孝 介 議員
 11番 大久保 堅 太 議員
 12番 中村 俊 介 議員
 13番 山村 健 志 議員
 14番 初手 安 幸 議員
 15番 欠 番
 16番 宮本 法 広 議員
 17番 中村 泰 輔 議員
 18番 饗庭 敦 子 議員
 19番 堤 典 子 議員
 20番 坂本 浩 議員
 21番 鵜瀬 和 博 議員
 22番 清川 久 義 議員
 23番 坂口 慎 一 議員
 24番 千住 良 治 議員
 25番 山下 博 史 議員
 26番 石本 政 弘 議員
 27番 中村 一 三 議員
 28番 大場 博 文 議員
 29番 近藤 智 明 議員
 30番 宅島 寿 一 議員
 31番 山本 由 夫 議員
 32番 堀江 ひとみ 議員
 33番 中山 功 議員
 34番 小林 克 敏 議員

35番 川崎 祥 司 議員
 36番 山口 初 實 議員
 37番 山田 朋 子 議員
 38番 松本 洋 介 議員
 39番 ごう まなみ 議員
 40番 中島 浩 介 議員
 41番 前田 哲 也 議員
 42番 浅田 ますみ 議員
 43番 外間 雅 広 議員
 44番 徳永 達 也 議員
 45番 溝口 芙美雄 議員
 46番 田中 愛 国 議員

 説明のため出席した者

大石 賢 吾 知 事
 浦 真 樹 副 知 事
 馬場 裕 子 副 知 事
 陣野 和 弘 秘書・広報戦略部長
 早稲田 智 仁 企画部長
 中尾 正 英 総務部長
 今富 洋 祐 危機管理部長
 渡辺 大 祐 地域振興部長
 伊達 良 弘 文化観光国際部長
 大安 哲 也 県民生活環境部長
 新田 惇 一 福祉保健部長
 浦 亮 治 こども政策局長
 宮地 智 弘 産業労働部長
 吉田 誠 水産部長
 渋谷 隆 秀 農林部長
 山内 洋 志 土木部長
 井手 美都子 会計管理者
 中村 泰 博 土木部技監
 太田 彰 幸 交通局長
 峰松 茂 泰 地域振興部政策監
 村田 利 博 文化観光国際部政策監

石田智久	産業労働部政策監
前川謙介	教育委員会教育長
辻良子	人事委員会委員
下田芳之	代表監査委員
渡邊敏則	選挙管理委員会委員長
真下和枝	公安委員会委員
遠藤顕史	警察本部長
桑宮直彦	監査事務局長
小畑英二	人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)
狩野博臣	教育政策監
坂口育裕	教育次長
高橋圭	財政課長
黒島航	秘書課長
小橋和則	選挙管理委員会書記長
奥野勝	警察本部総務課長

議会事務局職員出席者

中尾美恵子	局長
濱口孝	次長兼総務課長
佐藤隆幸	議事課長
大宮巖浩	政務調査課長
太田守人	議事課長補佐
山口祐一郎	議事課係長
天雨千代子	議事課会計年度任用職員

午前10時 0分 開議

○徳永達也議長 おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、知事より、新任の幹部職員を紹介したい旨、申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

知事。

○大石賢吾知事 令和7年7月10日付けで発令いたしました幹部職員をご紹介します。

山内洋志土木部長。（拍手）

以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○徳永達也議長 次に、第85号議案「長崎県収用委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

お諮りいたします。

本議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、原案のとおり、委員として、楠本愛氏、久村豊彦氏に、それぞれ同意を与えることの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第85号議案は、原案のとおり、それぞれ同意を与えることに決定されました。

これより、先に各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

鵜瀬委員長 21番。

○鵜瀬和博総務委員長（拍手）〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

総務委員会の審査結果並びに経過の概要について、ご報告をいたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、第70号議案「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、外5件であります。

なお、第69号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」に

つきましては、本委員会に付託され、審査を行っていましたが、知事より、撤回の申入れがあり、当該議案の審査を中止いたしました。

しかしながら、昨日、第87号議案として再提案がされ、本委員会において、大石知事出席のうえ、審査を行ったところであります。

慎重に審査いたしました結果、第87号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、起立採決により、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

その他の議案につきましては、いずれも異議なく原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告を申し上げます。

まず、第87号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」に関し、「知事自らに処分を課すということで、今回、3か月間、給料を50%減額ということで提案があったが、減額内容の考え方は。」との質問に対し、知事より、「自分なりに熟慮を重ね、当初、給料を1か月100%減額ということで提案を行ったが、先の総務委員会でいただいた様々なご意見をしっかりと踏まえ、責任の重さについて、より理解を得られる形ということで、今回、内容を再考し、改めて提案を行ったところである。減給する期間が必ずしも反省をする期間ということではなく、一連の問題に関して反省の意をしっかりと持ち続けながら、二度とこのようなことがないように県勢の発展に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

このほか、「説明責任を十分に果たすことが一番大切であるということを改めて理解いただきたい。」との意見や、「司法の判断が示され、

知事自身の責任が問われた場合は、出处進退を明らかにしてほしい。」との意見などがありました。

次に、第71号議案「長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例」に関し、「賞じゅつ金の支給は、これまで長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する要綱に基づき運用しており、職員に対する賞じゅつ金の支給根拠が明確でなかったことを理由に、令和5年3月に廃止しているとのことであるが、廃止から今回の条例制定までの間は、条例も要綱もない状態、いわゆる空白の間になるのでは。」との質問に対し、「要綱の廃止から条例制定までの間は、県として支給根拠がなく、2年ほど制度がない状態である。幸いなことに、この期間中は、賞じゅつ金の支給に必要な案件の相談はなかったが、今後については、速やかに制度を開始し、関係部局と連携のうえ、スムーズな運用に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

次に、第77号議案及び第78号議案「契約の締結」に関し、「両議案は、新佐世保警察署（仮称）電気工事及び空調設備工事の契約の締結についてであるが、本体工事が落札決定していない中であり、契約しても工事に着手できないという認識であるが、今の状況は。」との質問に対し、「本体工事が入札不落であったため、電気工事及び空調設備工事は着手できないことから、契約締結と同時に工事の一時中止を予定しており、本体工事の落札結果を待ちながら、契約期間について検討していく状況である。本体工事は、再度、不落とならないように取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、警察本部関係の所管事項について、警

警察職員の時間外勤務に関し、「令和2年に佐世保警察署の警察官の自死事案が発生し、長時間労働やパワーハラスメントの実態が明らかとなったが、この事案は、200時間を超える時間外勤務が大きな問題である。勤務も様々な形態がある中で、警察職員の時間外勤務はどのような状況となっているのか。」との質問に対し、「他律的業務に対応する職員で月45時間の勤務を超えた職員数は、令和6年度中は延べ1,048人であり、令和5年度の延べ650人に比べて増加しており、時間外勤務の縮減には至っていないのが現状である。」との答弁がありました。

これに対し、「警察職員が心身共に健康であって、県民の生命や財産が守られるものである。警察本部においては、職員の健康を守る働きやすい風土をしっかりとつくっていただきたい。」との意見がありました。

次に、企画部関係の「長崎県総合計画（素案骨子）」に関し、「新たな総合計画の5つの柱のうち、『しごと創造』は3番目に位置づけられているが、県民アンケートにおいても、産業振興に対する県民のニーズは高い。県民所得の向上、稼ぐ力・意識の底上げに向け、『しごと創造』の柱は、もっと前面に出して取り組むべきではないか。」との質問に対し、「『しごと創造』については、5つの柱の真ん中とも捉えて、地域社会の基盤となる経済の活性化をさらに推進していくこととしている。地域の雇用と経済を支えている基幹産業の成長のほか、地場中小・小規模事業者の支援、職場環境の改善、農林水産業の成長に必要な施策等を検討しており、新たな総合計画においても、産業振興にしっかりと取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。

次に、地域振興部関係の移住相談に関し、「な

がさき移住サポートセンターの人員体制はどうなっているのか。また、窓口は市町にもあると思うが、県庁及び県全体の過去3年間の相談件数の推移は。」との質問に対し、「人員体制は長崎本部が4名、東京窓口が1名である。また、過去3年間の相談件数の推移は、県への相談件数は令和6年度が6,656件であり、令和4年度から806件増加している。市町を含めた県全体の相談件数は、令和6年度が1万2,432件であり、令和4年度から992件増加している状況である。今後も、ホームページやSNSを通じ、本県の魅力をPRし、一人でも多くの相談者や移住者を増やしてまいりたい。」との答弁がありました。

次に、危機管理部関係の孤立集落対策に関し、「災害発生時に県内でも孤立する可能性がある集落は、昨年の調査の結果、492か所とのことで、県内市町で孤立集落対策を実施する必要がある。」

鳥取県においては、孤立可能性のある集落ごとの対応方針を定めたカルテを作成し、関係機関で共有するとのことである。本県もカルテを作成する必要があると思うが、見解は。」との質問に対し、「昨年度の調査において、孤立する可能性がある集落の人口構成や避難所数など基礎的なデータは整理ができており、関係機関と共有したうえで進入対策等の検討を進めていく予定としている。鳥取県のように、様式を定め、孤立可能性がある集落ごとに整理することは有効であると考えているため、まずは市町との協議の中で検討する。」との答弁がありました。

以上のほか、総務行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細につきましては、この際、省略させていただきます。

最後に、別途、本委員会から、「地方財政の

充実・強化について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしくお願いたします。

以上で総務委員会の報告といたします。

委員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いたします。（拍手）

○徳永達也議長 この際、念のため申し上げます。

本委員会と文教厚生委員会に分割して付託いたしました第70号議案「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」については、文教厚生委員長の報告終了後に、一括して審議することにいたします。

これより、第87号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、質疑・討論に入ります。

山田議員 37番。

○37番（山田朋子議員）（拍手）〔登壇〕改革21、山田朋子でございます。

第87号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場で、改革21を代表して討論をいたします。

まず、昨年6月議会で浮上した知事の選挙資金、政治資金並びに政務と公務の混同に関わった数々の疑惑に関して、その後の9月、11月、2月、そして本年6月議会においての一般質問、全員協議会2回、総務委員会集中審査2回、議会運営委員会、各派代表者会議に費やされた時間を調査したところ、延べ日数35日、約59時間、県費が約540万円が費やされていたことが明らかとなりました。この金額には人件費は一切含まれておりません。

併せて、知事の議案の撤回、再提出に伴い会期が延長され、また新たに約80万円もの県費が支出されることとなりました。

本来ならば、県民の福祉の向上、県勢浮揚のために費やすべき時間と労力が、知事の数々の疑惑に関わって、議員、三役、理事者など県政の中枢を司る関係者や準備に携わった職員を含めて、このような時間や労力を費やすことはなかっただけに、深刻な、そして危機的状況であると強く危惧しております。

そのような中、6月議会開会日に第69号議案が上程をされ、6月30日に総務委員会で知事出席の下、議論が交わされましたが、様々な理由で全会派が反対することとなりました。

それを受けて、7月7日に、過去に例がない、知事の自らの処分に関わった議案が取り下げられました。そして、新たに第87号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」が上程されました。

知事からは、私の政治資金等に係る一連の問題で県政に混乱を招き、県民の皆様へご心配をおかけしたことに對し、深く反省し、心からお詫びを申し上げますとともに、私個人としての道義的責任を明確にするために、減給50%の3月が提案されましたが、県民が求めているのは、決して給料の減額ではなく、知事自らの言葉で全ての疑惑に関して事実に基づき説明責任を果たされることです。また、2,000万円の疑惑に関しては、司法の結論もまだ出ておりません。

私どもといたしましては、今回の減給50%の3月の処分で一連の知事の疑惑に終止符を打ち、幕引きをするというような安易な処分は認められません。

知事には、一刻も早く事実に基づく説明責任を果たすことを求め、第87号議案に対しての反対討論とさせていただきます。

議員各位のご賛同を賜りますよう、何とぞよろしくお願いたします。（拍手）

○徳永達也議長 中島議員 40番。

○40番（中島浩介議員）（拍手）〔登壇〕自由民主党、中島浩介でございます。

会派を代表いたしまして、第87号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場で意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

昨年6月の県議会一般質問に端を発した知事の政治資金等の疑義に対し、議会としてのチェック機能を果たすべく、本会議での一般質問や総務委員会集中審査、全員協議会等、疑義の解明に膨大な時間と労力を費やしたところでございます。

このような中、我々、自民党においては、この問題に区切りをつけ、本来、私たちに託された県勢の発展に集中して取り組むため、去る3月19日の2月定例会後、知事に対し、知事自身が自らに処分を課してけじめをつけることと申入れを行ったところでございます。

本議案については、知事自身が自らへの処分を課すものとして提案されたものであり、かつ、先の6月30日の総務委員会での意見を踏まえ、ご自身で熟慮のうえ、よりわかりやすい形で改めて提案されたものであります。

さらに、一連の問題に関して、二度とこのようなことがないよう、反省の意をしっかりと持ち続けるとともに、これを幕引きとせず、引き続き丁寧な対応に努めていくとされていることから、我々としては、賛意を表明するものであります。

知事におかれましては、改めて再発防止の取組を示すこと並びに司法の判断が示され、知事に対して知事自身の責任が問われた時は、速やかに出处進退を明らかにすることに対応してい

ただくことを強く申し上げ、残りの任期について、県勢発展のため、全力で取り組んでいただきたいと存じます。

以上、第87号議案の賛成意見を述べ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。（拍手）

○徳永達也議長 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第87号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

その他の議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

中村泰輔委員長 17番。

○中村泰輔文教厚生委員長（拍手）〔登壇〕おはようございます。

文教厚生委員会の審査結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、第70号議案「職員の育児休業等に関する条例等の

一部を改正する条例」のうち関係部分、外2件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第74号議案「長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例」に関し、「千々石少年自然の家については、指定管理者制度により運営しているが、今年度末での施設の廃止に伴い、現在勤めている職員に対しては、どのような対応を考えているのか。」との質問に対し、「県との直接的な雇用関係はないものの、職員がこれまで培ってきたスキル等を活かすことのできる勤め先について、雇用主である指定管理者や千々石少年自然の家所長に対して、適宜、情報を提供しており、引き続き、情報共有に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

これに対し、「県の判断により施設を廃止するものであり、しっかりとした対応をお願いしたい。」との意見がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務部の所管事項について、体罰等に関わる実態調査に関し、「今回の調査結果からは、一人の教員が複数の体罰及び不適切な指導に関与したことが推測できるが、そのような場合は私立学校であっても県が直接赴き指導するなど、踏み込んだ対応が必要ではないか。」との質問に対し、「私立学校の教員の指導、処分、監督の権限は、設置者である学校法人にあるものの、学校として発生した事案に対し、どういった対応を取ったのか、どのような体制を整え

ているかについては、私立学校を所管する部局として関心を持ち、私立学校関係者と話をしながら、子どもが安全で楽しい学校生活を送ることができるよう努めてまいりたい。」との答弁がありました。

次に、教育委員会の所管事項について、学校指定型のふるさと納税制度の創設に関し、「多くの方々に制度を活用いただくためには幅広く周知する必要があるが、どのように実施していくのか。また、発信に当たっては、在校生や保護者等の連携も有効と考えるが、どのように考えているのか。」との質問に対し、「県の公式ウェブサイトでの発信をはじめ、県外の関係団体等に対し、機会を捉えて周知していく予定としている。また、学校と連携し、同窓会を通じて呼びかけていただくこととしている。

さらに、発信については、指摘のあった手法を含め、制度の活用につながるよう、工夫を凝らしてまいりたい。」との答弁がありました。

次に、福祉保健部の所管事項について、麻しん・風しんの定期予防接種に関し、「昨年度、麻しん・風しんの定期予防接種に使用されるMRワクチンが不足し、医療機関が希望する数量を入手できなかったと聞いており、希望する方が接種できなかったのではないかと懸念しているが、昨年度の接種状況は、どのような状況であるか。」との質問に対し、「昨年度は、統計が残っている平成20年度以降、最も低い接種率となっている。国においては、対象期間を超えて接種ができる特例措置が取られており、今後、予防接種の実施主体である市町へさらに働きかけ、保護者に周知するほか、麻しんやMRワクチンに関する適切な情報提供を行うよう努めたい。」との答弁がありました。

これに対し、「接種率の低下により、感染力

が強い麻しんの発生リスクが高まると危惧している。国が示す接種率等の達成に向け、予防接種の実施主体である市町に加え、教育部門と連携し、対象者への周知等について、しっかりと働きかけを行っていただきたい。」との意見がありました。

次に、こども政策局の所管事項について。

少子化、未婚化対策に関し、「少子化、未婚化等が進む中、歯止めをかけるために、県としてどのように取り組んでいくのか。」との質問に対し、「結婚や子どもを持つことについては、個人の考えによるところが大きく、難しい課題と認識している。併せて、国においては、結婚等についての若い方の認識に変化が生じてきているとの分析もされている。

結婚等に消極的になる背景の一つに、子どもに触れ合う機会がなく、具体的なイメージが持てないとの声も聞いていることから、若い世代の方が将来のライフデザインを描き、それを実現するために必要な知識を身につけていただくよう、企業や関係団体と連携してセミナー開催等に力を入れてまいりたい。」との答弁がありました。

以上のほか、教育及び福祉保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。（拍手）

○徳永達也議長 お諮りいたします。

本委員会と総務委員会に分割して付託いたしておりました第70号議案を含め、各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、観光生活建設委員長の報告を求めます。

坂口委員長 23番。

○坂口慎一観光生活建設委員長（拍手）〔登壇〕

観光生活建設委員会の審査結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第75号議案「長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例」、外6件であります。

慎重に審査いたしました結果、第75号議案「長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例」につきましては、起立採決により、原案のとおり可決すべきものと決定され、その他の議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第75号議案に関し、「長崎県営バスの運賃改定によって、どれくらいの増収を見込んでいるのか、また、増収分をどのように活用しようとしているのか。」との質問に対し、「今回の実施運賃の改定率は約17%であり、これによって利用者数が一定減少することも想定されるが、これらも踏まえて年間4億円程度の増収を見込んでいる。今後、3年間で82台の車両更新を計画しており、人材確保に向けた処遇改善についても対応していく必要があると考えている。行動計画を着実に実施しながら経営の安定

に努めていきたい。」との答弁がありました。

また、第82号議案「契約の締結について」に関し、「入札に参加した3者の入札額が全て同一価格となっているが、どのように落札者を決定したのか。また、決定過程における透明性は確保されているのか。」との質問に対し、「入札は、総合評価落札方式を採用しており、価格のほか、技術力等を評価して決定している。各地方機関に委員会を設置し、外部の専門家の意見も聞くことで透明性を確保している。」との答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、土木部の所管事項について。

旭大橋高架下の活用に関し、「現在、駐車場となっており、特定の事業者から活用したいという提案があっていると思うが、県として、今後、どのように活用する方針なのか。」との質問に対し、「現在、特定の事業者から提案があっているが、まだ具体的な活用策は決まっていない。今後、活用方針を定めたいうえで、事業者を選定する場合は公平性を欠かないよう、公募を実施したいと考えている。」との答弁がありました。

これに対して、「県として利活用の方向性はあるのか。」との質問があり、「まちづくりやにぎわいのある施設を考えており、本年度内には方向性を示したい。」との答弁がありました。

次に、文化観光国際部の所管事項について、新たな観光振興財源の導入に関し、「宿泊税導入の検討がなされているが、どのような目的で行うのか。また、どれくらいの予算が必要と考えているのか。」との質問に対し、「人口減少に伴い、国内観光需要の縮小が避けられない中、今後は、インバウンドのさらなる取り込みが不

可欠であり、そのためには受入れ環境の整備や魅力的なコンテンツづくりなども必要となることから、これらを安定的に実施していくため、宿泊税を含む新たな観光振興財源の導入を検討している。予算については、市町にアンケートを実施するなど、県全体の財政需要を試算したところ、少なくとも十数億円の財源が必要として、専門委員会に報告させていただいた。」との答弁がありました。

これに対し、「宿泊事業者等の理解を得られるよう十分に説明を行っていただきたい。」との意見がありました。

また、長崎～上海線の増便に関し、「長崎～上海線の利便性を高めるためには、同路線の増便が必要と考えるが、現在の状況はどのようになっているのか。」との質問に対し、「長崎～上海線については、これまで同路線のインバウンド、アウトバンド双方の利用促進に取り組むとともに、運航している中国東方航空に増便の働きかけを行ってきたところであり、今般、夏季休暇の期間である7月18日から8月18日まで、水曜日を増便して週3便での運航が決定した。」との答弁がありました。

次に、県民生活環境部の所管事項について、パートナーシップ宣誓制度の導入に関し、「本定例会の一般質問において、令和8年度の早い時期の導入に向けて進めたいとの答弁があったが、導入に至る直近の検討状況はどうだったのか。」との質問に対し、「これまで市町や関係団体との意見交換や有識者による検討委員会の意見を踏まえて検討を行ってきたところであり、本年度に入ってから先行自治体の状況確認とともに、市町や関係団体との意見交換を重ねるなど課題整理を行ってきた。これらを踏まえて制度導入という判断に至ったものである。」と

の答弁がありました。

以上のほか、観光生活建設行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

最後に、別途、本委員会から、「国土強靱化の計画的かつ着実な推進について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしくお願いたします。

以上で観光生活建設委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いたします。（拍手）

○徳永達也議長 お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第75号議案「長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第75号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決

されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

清川委員長 22番。

○清川久義農水経済委員長（拍手）〔登壇〕農水経済委員会の審査結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、第76号議案「長崎県技能会館条例を廃止する条例」であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第76号議案に関し、「令和8年3月末に県立諫早技能会館を諫早市へ移譲することのだが、県及び市にどのようなメリットがあるのか。」との質問に対し、「市への移譲後も、技能会館は、これまでと同様、建設業などの技能講習会や各種資格試験等の会場として活用され、諫早市内外を問わず、利用が可能である。

そのため、県のメリットとしては、県内の技能振興拠点としての機能維持が図られるとともに、土地使用料をはじめ、運営に関する負担がなくなることも挙げられる。

また、市のメリットとしては、市が自立的に県央地域における技術・技能継承拠点として利用促進を図ることができるほか、地域の各種会合等での使用など柔軟に活用でき、より地域振興につながることも挙げられる。」との答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

水産部関係の所管事項について、日本産水産物の中国向け輸出再開に関し、「令和5年8月か

らの中国向け輸出停止による影響は。また、輸出再開のために必要な技術的要件について、日中双方で合意に至ったとのことであったが、再開へ向け、県はどのように取り組んでいくのか。」との質問に対し、「令和4年度の中国へ向けた輸出実績は約25億円であったが、停止に伴い、現在はゼロと大幅に減少している。

また、再開に当たっては、技術的要件として、中国当局による輸出施設の再登録や施設ごとの放射性物質の追加検査が必要と国から説明を受けている。

関係事業者へは、再登録に必要な書類や追加検査に係る要望調査等が国から直接送付されており、順次、事業者が国へ申請等を行っているところである。

県としては、各事業者に個別に技術的要件を案内し、申請等を促しており、今後もしっかりと連絡調整を図ってまいりたい。」との答弁がありました。

これに対し、「事業者も待ち望んでいた再開であるので、きめ細かな対応をお願いしたい。」との意見がありました。

次に、農林部の所管事項について、米の価格高騰に関し、「米の価格が値上がりする一方で資材費の高騰等もあり、農家の手取りは上がっていないと聞く。農家が安心して米づくりができる所得を確保する政策が必要であると考えますが、県の見解は。」との質問に対し、「持続可能な米の生産環境を確保するためにも農産物の適正な価格形成について、国へ要望したところである。

国においては、米の価格形成の在り方や水田政策の見直しなどを検討しているとのことである。県としても、国の動きについて情報収集に努めてまいりたい。また、本県は、特に中山間

地域が多く、米づくりにコストがかかるという面がある。そのような地理的な状況も国に伝えていき、生産性の向上や省力化を図るなど、今後も長崎県の米農家が希望を持って生産できるよう、支援してまいりたい。」との答弁がありました。

以上のほか、農水経済行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で農水経済委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。（拍手）

○徳永達也議長 お諮りいたします。

第76号議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、第76号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、予算決算委員長の報告を求めます。

前田委員長 41番。

○前田哲也予算決算委員長（拍手）〔登壇〕 予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」外15件でございます。

慎重に審査いたしました結果、第68号議案については、起立採決により、原案のとおり可決すべきものと決定され、その他の議案は、いず

れも異議なく、原案のとおり可決、承認すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務分科会では、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金に関し、「約1億3,000万円の交付金が減額となっているが、その要因は。」との質問に対し、「国から、航路・航空路運賃低廉化事業、雇用機会拡充事業及び滞在型観光促進事業の3事業に係る交付金を受け入れているが、令和6年度の実績が予算計上額よりも少なかったため、減額となっている。」との答弁がありました。

これに対し、「国の交付金を減額することは、離島の活性化にとってもマイナスになるため、気を引き締めて頑張ってください。」との意見がありました。

次に、文教厚生分科会では、高等学校私立学校助成費に関し、「授業料に対する就学支援金において、所得による制限がなくなり、原則、全ての生徒が支援の対象となる中で、これまでと同様に申請がなければ対象とならないのか。」との質問に対し、「支援制度における手続は、国において定められており、引き続き申請がなければ支援の対象とはならない。」との答弁がありました。

これに対し、「制度への理解が十分でないために、申請をせず、支援を受けられない世帯が生じないようにしていただきたい。」との意見がありました。

次に、観光生活建設分科会では、公共事業予算に関し、「今回、補正に至った経緯はどうなっているのか。また、予算を執行する準備はできているのか。」との質問に対し、「公共事業費は、国の内示額を見込んで当初予算を編成す

るが、事業によっては、内示の結果、見込額に対し、増減が生じるものがあり、このうち増額となった部分について、今回、補正予算を計上している。予算が確保でき次第、早期発注に努めたい。」との答弁がありました。

これに対し、「大幅に増額される予算を有効に活用して県民の安全・安心を確保していただきたい。」との意見がありました。

次に、農水経済分科会では、特別高圧電力高騰対策支援事業費に関し、「これまでの実績は24社とのことであるが、今回の補正では、大企業と中小企業それぞれ何社を対象として見込んでいるのか。」との質問に対し、「予算計上に当たり、本事業を利用できる事業所の調査を行い、大企業21社、中小企業5社の計26社を支援対象事業者と見込んでいる。

また、対象となる大企業の中には、大規模な商業施設等も含まれており、入居するテナント等の小規模事業者にも支援が届く仕組みとなっている。」との答弁がありました。

以上のほか、補正予算に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。（拍手）

○徳永達也議長 これより、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」について、質疑・討論に入ります。

堀江議員 32番。

○32番（堀江ひとみ議員）〔登壇〕日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま、議題となりました第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」について、高校無償化への関連予算など、県民が

求めている予算については、賛成です。しかし、以下の予算は賛成できません。

1、病床数適正化支援事業費12億8,200万円。

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、支援を行う事業です。平たく言えば、病院ベッドを一つ削減することにより、これまで200万円だった金額を倍の410万円にして国が全額補助しますとする予算です。

国は、4兆円の医療費削減を決め、手はじめに病床数11万床の削減を打ち出しました。医療機関を取り巻く状況は、大変厳しく、このままでは、ある日突然、病院がなくなる、日本医師会と日本病院会など6団体の訴えが衝撃をもたらしています。

長崎県医療政策課の調べでは、令和5年度決算によれば、企業団病院6病院のうち5病院は赤字経営です。令和6年度において、病院・診療所の閉院・廃止が39施設で、病院・診療所の開院・開設25施設を大きく上回っています。

長崎県長寿社会課の調べでは、県内において、介護事業所が1か所もない自治体はないものの、令和6年度中に廃止した事業所は34件となっています。

医療機関の経営危機の原因は、診療報酬のマイナス改定です。この10年間、マイナス改定で昨年6月の改定も物価上昇や一般企業の賃金の引上率には、とても追いついていません。それだけに病床ベッドを減らせば補助金が出るという本事業は、赤字経営医療機関からすれば、経営難を乗り切るために喉から手が出るような金額で、国でも、長崎県でも、想定以上の申込みとなっています。これでは、国による廃業の加速化、病院潰しにつながります。

今、すべきことは、病床削減ではなく、今こ

そ、緊急の国費投入です。そして、医療従事者の待遇改善と病院経営支援のための診療報酬引上げを行うよう、求めます。

2、動物愛護管理センター（仮称）整備予算。

令和7年4月9日実施の入札において不落となったことから、積算の見直しを行い、事業費16億6,575万円を19億4,388万円とすることから、増額分の2億7,812万円を補正しようとするものです。

同センターを老朽化、狭隘化で整備することは異論ありませんが、PFI方式での整備は賛成できません。この制度を用いると事業コストが削減できるとか、より質の高い公共サービスの提供ができるなどと言われています。

しかし、実際には多くの問題があり、国内でも契約が解除されたり、中止されたりする例が出てきています。

そもそも、公共施設や公共サービスにおいて、質が高く、かつ経費も安いということはありません。経費を削減しようとするれば質は下がりますし、質を維持しようとするると経費は簡単に減りません。15年の長い期間、一つの事業者に委ねるPFI方式では、本来の公共施設の役割・サービスが守れるとは、とても言いきれません。昨年9月定例会で述べた反対理由を申し上げます。

以上、反対討論といたします。

○徳永達也議長 虎島議員 7番。

○7番（虎島泰洋議員）（拍手）〔登壇〕自由民主党の虎島泰洋でございます。

会派を代表いたしまして、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」について、賛成の立場で意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りたいと存じます。

今般の補正予算は、一般会計における国の内

示に伴う公共事業費等の追加のほか、高校無償化に要する経費、医療機関の病床数適正化や職場環境の改善に要する経費、周産期及び小児医療の提供体制確保に要する経費、動物愛護管理センター（仮称）の整備・運営のための債務負担行為の追加などが計上されています。

このうち、高校無償化に要する経費については、令和7年通常国会における審議の結果、高等学校等就学支援金制度の所得制限を事実上撤廃し、全高校生を対象に授業料相当額を支援するものであり、物価高騰による子育てに係る経済的負担の軽減を図る重要な支援制度となっております。

また、現下の人口減少や人手不足など、医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な国の支援事業として、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関への給付金や、業務効率化や職場環境の改善など、職員の処遇改善につながる取組に対する給付金、周産期及び小児医療の提供体制の確保のため、患者数が減少している医療機関に対する給付金などが予算計上されており、可能な限り早期の執行を望むものであります。

そして、動物愛護管理センター（仮称）の建設管理業務は、令和6年9月定例会において、令和24年までの債務負担行為の設定について議決承認されているものの、今般、入札不落となったことに伴い、物価上昇の影響等を見直し、増額部分を債務負担行為として追加するものであります。

この間、施設整備・運営に当たっては、民間の経営能力及び技術的能力の活用を図り、効率的・効果的に推進するため、PFI法に基づく事業として実施するとされており、昭和51年に設

置されたアニマルポート長崎の老朽化や狭隘化に対応するため必要な増額予算であると認識しております。

そのほか、災害時の歯科医療体制の整備や令和7年の国勢調査に要する経費など、いずれも重要な事項ばかりであります。

知事におかれましては、今回の補正予算に盛り込まれた事業について、一刻も早く県民の皆様へ届けていただき、早期に具体的な効果を実感いただけるよう、引き続きご尽力いただくことを強く要望いたします。

以上、第68号議案の賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますよう、お願いいたします。（拍手）
○徳永達也議長 質疑・討論をとどめて採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第68号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

その他の議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決・承認されました。

次に、お手元に配付いたしております動議件名一覧表のとおり、各委員会から、政府、国会宛て、意見書提出の動議が提出されておりますので、これを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

各動議は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永達也議長 ご異議なしと認めます。

よって、動議は、それぞれ可決されました。

議長を交代いたします。

○大場博文副議長 この際、ご報告いたします。

議長 徳永達也議員から、本日付けで、一身上の都合により、議長の職を辞職したい旨の辞職願が提出されましたので、ご報告いたします。

ただいま、ご報告いたしました辞職願を直ちに議題といたします。

本件につきまして、長崎県議会会議規則第88条第2項の規定により、許可を与えるかどうかについて、お諮りいたします。

徳永達也議員の議長の辞職を許可することについて、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大場博文副議長 起立多数。

よって、徳永達也議員の議長の辞職は、許可することに決定されました。

この際、徳永達也議員より、退任のご挨拶があります。

徳永議員 44番。

○44番（徳永達也議員）〔登壇〕退任に当た

り、一言、ご挨拶を申し上げます。

私は、令和5年5月に皆様方のご推挙をいただき、長崎県議会第69代議長として、本日まで県政の様々な課題に取り組んでまいりました。副議長をはじめ、議員各位のご指導とご協力によりまして、公正かつ円滑な議会運営を果たすことができましたことに対し、改めて心からお礼を申し上げます。

議長就任以来、この2年2か月間を振り返ってみますと、様々なことが思い起こされます。

若い世代に政治を身近に感じてもらうため、高校生や大学生を対象にした主権者教育の推進、半島振興法の期限延長・内容の充実の達成に向けた要望活動、平成22年以降中断していた佐賀県、長崎県の両議会議員の交流の再開に力を尽くしてまいりました。

また、九州各県議会議長会の会長として、喫緊の課題である地域医療提供体制の確保をはじめとする九州各県に共通する課題について、九州各県議会の議長の皆様と連携し、国に要望活動を実施したほか、財政基盤強化対策県議会議長協議会の会長としても、関係県議会議長とともに、地方税財源の拡充・強化などについて、国に対し、要望活動を実施し、必要な予算確保に努めてまいりました。

加えて、本県議会では、県議会議員自らの行動を厳しく律し、率先してハラスメント防止に取り組むことを目的に、昨年6月に長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例を施行する一方で、知事の政治資金問題について、本会議、全員協議会、総務委員会の集中審査など、多くの時間をかけて対応してまいりました。

本県におきましては、人口減少対策をはじめ、離島・半島の振興、九州新幹線西九州ルートの整備促進など、喫緊の課題も山積しており、今

後、さらに県当局と県議会が力を合わせて、その解決に全力で取り組んでいかなければなりません。

私も、今後は一議員として、引き続き、県政の推進に力を尽くしてまいる所存でございます。

本日、議長の職を辞することになりましたが、無事に議長の職を務めることができましたことは、大石知事、執行部の皆様をはじめ、議員各位のご指導・ご協力と、報道関係者の皆様のご理解のおかげでございます。

改めて、ここに厚く感謝を申し上げ、簡単ではございますが、退任のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○大場博文副議長 これより、議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

ただいまの出席議員は、43名であります。

お諮りいたします。

選挙立会人2名を、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場博文副議長 ご異議なしと認めます。

よって、中村泰輔議員及び中村俊介議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○大場博文副議長 投票用の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大場博文副議長 配付漏れなしと認めます。

中村泰輔議員及び中村俊介議員の立ち会いをお願いいたします。

〔選挙立会人・立ち会い〕

○大場博文副議長 投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○大場博文副議長 異常なしと認めます。

本選挙につきましては、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、公職選挙法を準用いたします。

この際、念のため申し上げます。

投票は、単記無記名でありますので、投票用紙に、被選挙人の氏名のみを記載のうえ、点呼に依じて、順次、ご投票を願います。

それでは、氏名を点呼させます。

○中尾美恵子議会事務局長 それでは、議席番号順にお名前を読み上げます。

大倉議員、本多議員、白川議員、まきやま議員、田川議員、虎島議員、畑島議員、湊議員、富岡議員、大久保議員、中村俊介議員、初手議員、宮本議員、中村泰輔議員、饗庭議員、堤議員、坂本議員、鶴瀬議員、清川議員、坂口議員、千住議員、山下議員、石本議員、中村一三議員、大場議員、近藤議員、宅島議員、山本議員、堀江議員、中山議員、小林議員、川崎議員、山口議員、山田議員、松本議員、ごう議員、中島議員、前田議員、浅田議員、外間議員、徳永議員、溝口議員、田中議員。

○大場博文副議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大場博文副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより、開票いたします。

〔開票〕

○大場博文副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 43 票、うち有効投票 43 票、無効投票なしであります。

有効投票中、外間議員 42 票。堀江議員 1 票。

以上のとおりであります。

本選挙の法定得票数は、11票であります。

この結果、外間議員が、議長に当選されました。（拍手）

議場の閉鎖を解きます。

この際、議長に当選されました外間議員より、就任のご挨拶があります。

外間議員 43番。

○外間雅広議長〔登壇〕 ただいま、議員各位のご推挙をいただき、第70代長崎県議会議長の重責を担うことになりました佐世保市・北松浦郡選挙区選出、外間雅広でございます。

議長就任に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、応援をいただいて本当にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

議長という大役への就任に当たりまして、身に余る光栄であり、その使命と職責の重さを痛感いたしております。このうえは、議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りながら、公正で円滑な議会運営に取り組んでまいりたいと存じますので、ご協力を何とぞよろしくお願いをいたします。

さて、本県におきましては、西九州新幹線開業以来、沿線市を中心に再開発が進み、長崎スタジアムシティの開業をはじめ、様々なプロジェクトが進展しております。

さらに、本年9月から、天皇皇后両陛下をお迎えして、我が国最大の芸術・文化の祭典、「ながさきピース文化祭2025」、また、10月には、佐世保市におきまして、本県初となる国際サイクルロードレース「ツール・ド・九州2025」が開催されます。

県議会におきましては、この時期を本県の明るい未来を創り出す大きなチャンスと捉え、県民の信頼と期待に応えていかなければなりません。

ん。

県議会の使命と役割、責任の重要性を強く認識をし、人口減少対策をはじめ、九州新幹線西九州ルートの整備促進、離島・半島振興対策など、当面する本県の重要課題に対し、県当局と力を合わせて、その解決に取り組み、県勢発展のために誠心誠意尽力してまいりたい決意でございます。

なお一層のご指導、ご鞭撻、ご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、大石知事はじめ理事者の皆様方並びに報道関係各位のご協力にご理解を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、議長就任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○大場博文副議長 それでは、しばらく休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時50分 再開

○外間雅広議長 会議を再開いたします。

まず、常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、議題といたします。

小職が議長に就任いたしましたことにより、長崎県議会委員会条例第1条第3項の規定により、小職が所属しておりました総務委員会及び予算決算委員会の両常任委員会の委員を外れますので、両常任委員会の後任委員として、それぞれ徳永達也議員を選任することといたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外間雅広議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

議長を交代いたします。

○大場博文副議長 次に、観光・新幹線対策特別委員会委員の辞任許可及び補充選任の件を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

外間雅広議員から、一身上の都合により、観光・新幹線対策特別委員会委員を辞任したい旨の申し出がっておりますが、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場博文副議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり許可することに決定されました。

この際、観光・新幹線対策特別委員会委員の補充選任を行います。

外間雅広議員の観光・新幹線対策特別委員会委員の辞任が許可されましたので、その後任委員に徳永達也議員を選任することといたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場博文副議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

議長を交代いたします。

○外間雅広議長 次に、各委員会から議会閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出がおりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外間雅広議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

この際、知事よりご挨拶があります。

知事。

○大石賢吾知事〔登壇〕 6月定例県議会の閉会

に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず、はじめに、外間雅広新議長のご就任に対しまして、心からお慶びを申し上げますとともに、県勢発展のため、格段のご指導、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

今回、ご退任になられました徳永達也前議長におかれましては、就任以来、九州新幹線西九州ルートや国土強靱化に資する高規格道路等の社会資本整備の促進、離島・半島の振興、核兵器廃絶に向けた取組、海外との友好交流の拡大等の県政の重要施策について、県議会を代表され、ご貢献を賜るとともに、今般の物価高騰対策や頻発する自然災害への対応についても、多大なるご尽力をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

また、財政基盤強化対策県議会議長協議会の会長として、地方税財源の拡充・強化を国に対し、要望していただくなど、全国や九州の議会を代表した広域的な活動は、行政運営を行うに当たり、非常に心強く感じるものでありました。

今後とも、ご健勝のうち、引き続き、お力添えを賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に、第69号議案及び第87号議案につきまして、議案審査に当たり、徳永前議長をはじめ、議員の皆様方に多大なご負担をおかけしましたことをお詫びを申し上げますとともに、適正なご決定を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

私としては、二度とこのようなことがないように、反省の意を持ち続けながら、県政を一步でも前に進めることに全力を注いでまいりたいと考えております。

さて、このたびの議会は、去る6月16日から本日までの25日間にわたり開かれましたが、議員の皆様方には、本会議及び委員会を通して、

終始熱心にご審議いただくとともに、それぞれ適正なご決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

防災対策。

去る6月27日、原子力発電所周辺自治体の6府県とともに、内閣官房及び関係府省に対し、原子力発電所の安全対策に係る周辺自治体への支援に関する要望を行ってまいりました。

要望に当たっては、原子力発電施設の周辺自治体においても、立地自治体と同等の原子力防災対策を行わなければならないことから、必要かつ十分な財源措置に配慮するよう求めたところ、青木内閣官房副長官からは、エネルギー政策では原子力発電は欠かせないもの、財政措置について皆さんと一緒に協力していきたいとの回答をいただいたところであります。

県としては、引き続き、原子力発電所周辺6府県や県内関係4市と連携を図りながら、原子力防災対策に力を注いでまいります。

また、去る7月1日、県内8市町が南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されました。これを受け、県としては、南海トラフ地震防災対策推進計画を策定し、津波からの防護や避難、救助などの各種対策に取り組むとともに、円滑な避難確保等に関して、防災対策計画の作成が義務づけられる施設管理者等に対し、細やかに周知を図るなど、県民の安全・安心の確保に力を注いでまいります。

中国における日本産水産物の輸入再開。

中国における日本産水産物の輸入については、令和5年8月から停止されておりましたが、去る6月29日、中国税関当局は、「輸入を一部再開する」と発表いたしました。

県としては、これまで一日も早い輸入再開に

向け、様々な機会を通して積極的に働きかけてきたところであります。

今回の発表は、そうした我々の取組に加え、国による粘り強い外交交渉や科学的根拠に基づく安全性の説明、及び関係者の皆様に多大なるご尽力をいただく中での結果であり、県としては、前向きに受け止めております。

輸入再開に当たっては、中国税関当局による日本の輸出施設の再登録と、追加的な放射性物質の検査が必要とされていることから、県としては、現在、県内事業者に対して必要な手続に不備がないよう支援を行っているところであります。

併せて、長崎鮮魚の速やかなシェア回復のため、今後、現地パートナーと連携した大規模展示会への出展や販促プロモーションを展開してまいりたいと考えております。

引き続き、国や県内事業者の皆様と緊密に連携しながら、県産水産物の輸出再開とシェア回復に力を注いでまいります。

国際定期航空路線長崎～上海線の増便。

本県と中国の友好交流の空の懸け橋として、中国東方航空が運航する長崎～上海線については、現在、週2便で運航されておりますが、7月23日から8月13日まで週3便に増便されることが決定いたしました。

県としては、こうした機会を捉えて、官民一体となって長崎～上海線の利用を促進するとともに、インバウンド、アウトバンド双方のプロモーションを強化することで安定運航を図り、週3便の定期便化につなげてまいりたいと考えております。

サッカーの国際親善試合開催決定。

去る6月25日、公益財団法人日本サッカー協会から、本年11月29日に長崎スタジアムシティ

のピーススタジアムにおいて、サッカー女子日本代表なでしこジャパンの国際親善試合が開催されることが発表されました。

これまで、本県での国際試合の開催実現に向け、県サッカー協会とともに、日本サッカー協会へ要望書を提出するなど、積極的に誘致活動を行ってまいりました。

今回の決定に至りましたことは、大変光栄であるとともに、県民の皆様にとって世界で戦う代表選手のプレーを間近で観戦することができる、またとない機会になると考えております。

県としては、競技団体をはじめとする関係者の皆様と連携しながら、情報発信など、開催に向けた後押しを行ってまいります。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

さて、日ごとに暑さが増すこの頃、皆様方には何かとご多用のことと存じます。どうか健康には一段とご留意いただき、ますますご活躍されますことを心からお祈り申し上げます。

最後になりますが、報道関係の方々には、会期中、終始、県議会の広報についてご協力を賜り、ありがとうございました。

この機会にお礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○外間雅広議長 これをもちまして、令和7年6月定例会を閉会いたします。

午後 零時 3分 閉会

議 長 徳 永 達 也

議 長 外 間 雅 広

副 議 長 大 場 博 文

署 名 議 員 山 口 初 實

署 名 議 員 中 村 一 三

(速記者)

速記ながさき

配 付 資 料

議 席 表

32	33	34

35	36	37	38
	山	山	松
	口	田	本

39	40	41	42

43	44	45	46

16	17	18

19	20	21	22
		鷺	清
		瀬	川

23	24	25	26
坂	千	山	石
口	住	下	本

27	28	29	30	31
中	大	近	宅	山
村				
(一)	場	藤	島	本

1	2	3
/		

4	5	6	7
		田	虎
		川	島

8	9	10	11
畑		富	大
	湊		久
島		岡	保

12	13	14	15
中	山	初	/
村			
(俊)	村	手	

上程議案件名表

議案番号	件名
第68号議案	令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）
第69号議案	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第70号議案	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
第71号議案	長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例
第72号議案	長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例
第73号議案	長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
第74号議案	長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例
第75号議案	長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例
第76号議案	長崎県技能会館条例を廃止する条例
第77号議案	契約の締結について
第78号議案	契約の締結について
第79号議案	和解及び損害賠償の額の決定について
第80号議案	契約の締結について
第81号議案	契約の締結について
第82号議案	契約の締結について
第83号議案	契約の締結の一部変更について
第84号議案	財産の取得について
第85号議案	長崎県収用委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて
第86号議案	令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）
第87号議案	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
報告第1号	令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）
報告第2号	令和6年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）
報告第3号	令和6年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）
報告第4号	令和6年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）
報告第5号	令和6年度長崎県県営林特別会計補正予算（第3号）
報告第6号	令和6年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）
報告第7号	令和6年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）
報告第8号	令和6年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）
報告第9号	令和6年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第2号）
報告第10号	令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）
報告第11号	令和6年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）
報告第12号	令和6年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
報告第13号	令和6年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）
報告第14号	令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）

辞 職 願

このたび、一身上の都合により、予算決算委員会の
委員長の職を辞任いたしたので、許可願います。

令和七年六月二十三日

県議会議員 近藤 智昭

長崎県議会議長
徳永 達也 様

委 員 会 開 催 日 程 表

月 日	曜 日	開 会 時 刻	委 員 会 名	場 所
6月27日	金	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			観光生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
6月30日	月	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			観光生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
7月1日	火	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			観光生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
7月2日	水	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			観光生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
7月3日 (予備日)	木	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			観光生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
7月7日	月	11:00	予算決算委員会 (分科会長報告、採決)	議 場

令和7年7月2日

長崎県議会議長 徳永 達也 様

長崎県知事 大石 賢吾

(知事印)

議案の撤回について

令和7年6月定例県議会に提出している次の議案を撤回したいので、長崎県議会会議規則(昭和38年長崎県議会規則第1号)第18条の規定により請求します。

記

- 1 議案名 第69号議案 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 2 理由 自らへの処分について、県議会における様々な意見を踏まえ、再度検討を行い、再提案を行うため。



令和7年6月定例会

審 査 報 告 書

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年7月9日

総務委員会委員長 鵜瀬 和博

議長 徳永 達也 様

記

Ⅰ 議 案

番 号	件 名	審査結果
第70号議案	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 (関係分)	原案可決
第71号議案	長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例	原案可決
第72号議案	長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例の一部を 改正する条例	原案可決
第77号議案	契約の締結について	原案可決
第78号議案	契約の締結について	原案可決
第87号議案	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する条例	原案可決

計 6 件 (原案可決 6 件)

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年7月1日

文教厚生委員会委員長 中村 泰輔

議長 徳永 達也 様

記

I 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 70 号 議 案	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 (関係分)	原 案 可 決
第 73 号 議 案	長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基 準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正す る条例	原 案 可 決
第 74 号 議 案	長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条 例	原 案 可 決

計 3 件 (原案可決 3 件)

観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年7月1日

観光生活建設委員会委員長 坂口 慎一

議長 徳永 達也 様

記

I 議案

番 号	件 名	審査結果
第 75 号 議 案	長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例	原案可決
第 79 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 80 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 81 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 82 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 83 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 84 号 議 案	財産の取得について	原案可決

計 7 件 (原案可決 7 件)

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年7月1日

農水経済委員会委員長 清川 久義

議長 徳永 達也 様

記

I 議案

番号	件名	審査結果
第76号議案	長崎県技能会館条例を廃止する条例	原案可決

計 1件 (原案可決 1件)

予算決算委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年7月7日

予算決算委員会委員長 前田 哲也

議長 徳永 達也 様

記

I 議案

番 号	件 名	審査結果
第 68 号 議案	令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 86 号 議案	令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 3 号）	原案可決
報告第 1 号	令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 10 号）	承認
報告第 2 号	令和 6 年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 2 号）	承認
報告第 3 号	令和 6 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 2 号）	承認
報告第 4 号	令和 6 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）	承認
報告第 5 号	令和 6 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 3 号）	承認
報告第 6 号	令和 6 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）	承認
報告第 7 号	令和 6 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 2 号）	承認
報告第 8 号	令和 6 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 2 号）	承認
報告第 9 号	令和 6 年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第 2 号）	承認
報告第 10 号	令和 6 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 4 号）	承認
報告第 11 号	令和 6 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 2 号）	承認
報告第 12 号	令和 6 年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	承認

番 号	件 名	審査結果
報告第13号	令和6年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）	承 認
報告第14号	令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）	承 認

計 16件（原案可決 2件・承認 14件）

動議件名一覧表（参考掲載）

1. 委員会提出

区分	提出先	件名	提出者	可否	掲載ページ
意見書	政府 国会	地方財政の充実・強化について	総務委員会	可決	付録 7ページ
意見書	政府 国会	国土強靱化の計画的かつ着実な推進について	観光生活建設委員会	可決	付録 8ページ

重 力		議
提 出 者		総 務 委 員 会
提 出 年 月 日		令 和 7 年 7 月 2 日
種 類	意 見 書	
件 名	地方財政の充実・強化について	
要 旨	<p>地方自治体は、こども・子育て政策の強化を含む社会保障関係費が年々増加する中で、地方創生・人口減少対策や地域経済活性化・雇用対策、人づくり、大規模災害に対応するための防災・減災対策、DX・GX化の推進など、様々な政策課題に直面している。</p> <p>政府においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、地方の一般財源総額について、2025年度から2027年度までの3年間、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしたところであるが、長期化する原油価格・物価高騰や賃上げに伴う財政需要のさらなる増加が見込まれるなど、地方財政を取り巻く環境はますます厳しくなっており、地方が安定的な住民サービスを維持しつつ、地域経済の回復・拡大に継続的に取り組んでいくためには、更なる地方税財源の増額確保・充実が必要不可欠である。</p> <p>よって、国に対して、2026年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、次のとおり適切な措置を講じるよう強く求めるものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額など地方に関わる重要政策については、国と地方の協議の場において、地方と十分に協議を行い、その意見を反映すること。 2. 物価高騰や賃上げに伴う財政需要の増加が見込まれるなか、地方創生・人口減少対策をはじめ、こども・子育て政策の強化を含む社会保障関係費の増嵩への対応、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、防災・減災対策、DX・GX化の推進など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、今後も安定的な財政運営に必要な一般財源総額の増額確保・充実を図ること。 3. 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、財源不足への補填については、臨時財政対策債の発行等によることなく、法定率の引上げを含めた抜本的な改革等による対応を検討すること。 4. 東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方団体の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図ること。 	

5. 地方創生を確実に推進するため、地方財政計画における「地方創生推進費（1.0兆円）」、「地域デジタル社会推進費（0.2兆円）」及び「地域社会再生事業費（0.42兆円）」を維持・確保すること。また、本県は離島・半島など条件不利地域を多く有するとともに、人口減少や高齢化が全国よりも進展している状況であり、その算定については配慮すること。
6. 新しい地方経済・生活環境創生交付金をはじめとする地方創生関連予算については、「若者・女性にも選ばれる地方」の実現に向けて、移住促進や関係人口創出、高付加価値型の産業・事業づくりなどの取組を推進するため、継続的かつ安定的な財源を確保するとともに、地方の実情に応じた柔軟な活用ができる仕組みを構築すること。
7. 全国的な賃上げの動きを踏まえ、会計年度任用職員を含む職員の給与関係経費については、地方自治体の財政運営に支障を来すことのないよう、必要な財政需要を地方財政計画に適切に計上すること。
8. 地方自治体は、国を上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で基金の確保など財政運営の年度間調整に取り組んでいることから、地方の基金残高の増加を理由に地方財政計画の圧縮や、地方交付税の削減を行わないこと。

なお、文案の作成及び提出の諸手続きについては、議長に一任する。

提出先

政府 ・ 国会

重 力 言 義	
提 出 者	観 光 生 活 建 設 委 員 会
提 出 年 月 日	令 和 7 年 7 月 1 日
種 類	意 見 書
件 名	国 土 強 靱 化 の 計 画 的 か つ 着 実 な 推 進 に つ い て
要 旨	<p>近年、自然災害は全国的に激甚化・頻発化しており、至る所で多くの人命や財産などに甚大な被害をもたらしている。特に、能登半島においては、地形的特色で周辺からのアクセスが限定された脆弱な道路ネットワークが、地震により寸断されたことで人流や物流が長期間滞り、被災地の復旧が思うように進まない中、同年9月に豪雨災害にも見舞われ、さらなる甚大な被害を受けており、半島地域の自然災害に対する脆さを改めて浮き彫りにした。</p> <p>また、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損による道路陥没事故は、インフラの老朽化対策が待ったなしの課題である事を如実に示している。</p> <p>本県においても、前線に伴う集中豪雨や台風の常襲地帯に位置しており、急峻な山地や崖地が多く、全国で2番目に多い約3万7千箇所もの土砂災害警戒区域を抱えていることから、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害が発生している。また、多くの離島半島を有し、高規格道路のミッシングリンクも存在する本県では、大規模災害の発生時に人流・物流が寸断される危険性が高い。加えて、県が管理する橋の約6割が10年後に建設後50年以上経過するなど、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が急速に進行している。</p> <p>このような状況から県民の生命・財産・暮らしを守るためには、防災インフラの整備や交通ネットワークの強化、交通・上下水道等ライフラインの老朽化対策などを急ぐ必要があることから、令和7年度までの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算を最大限に活用して事業を進めているが、その取組は未だ道半ばであり、資材価格や人件費の急激な高騰の影響による事業進捗の遅れも懸念されている。</p> <p>今後も継続的かつ安定的に国土強靱化の取組を推進していくためには、予算規模については5か年加速化対策を上回るおおむね20兆円強程度を目標とすることや、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映することなどが盛り込まれた「第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）」を早期かつ着実に実行し、必要となる予算を切れ目なく確保していくことが極めて重要である。</p> <p>よって、国に対して、国土強靱化の計画的かつ長期安定的な対策の推進に向け、下記の事項を講じられることを強く要望するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」終了後も、切れ目なく継続的かつ安定的に取組を推進するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で早期に確保すること。 ・資材価格や人件費の高騰等の影響についても、予算編成過程で適切に反映させるとともに、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢、財政事情等を総合的に勘案し、必要となる予算額を満額確保すること。 ・令和7年度までの時限措置となっている「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急防災・減災事業債」等の地方財政措置を継続すること。

・災害が発生した自治体に対し迅速かつ円滑な支援を行うため、地方整備局や研究機関等において必要な人員と体制の充実・強化を図ること。

なお、文案の作成及び提出の諸手続きについては、議長に一任する。

提出先

政府・国会

辞 職 願

長崎県議会議長の職を辞職いたしましたので、許可願います。

令和七年七月九日

県議会議員 徳永 達也

長崎県議会議副議長
大場 博文 様

辞 任 願

このたび、一身上の都合により、観光・新幹線対策特別委員会の委員を辞任いたしたいので、許可願います。

令和七年七月十日

県議会議員 外間 雅広

長崎県議会副議長
大場 博文 様

令和7年6月定例会議会閉会中 委員会付託申出一覧表

No. 1

委 員 会 名	付 託 事 件
総 務	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘書及び広報に関する事項について ・重要施策の企画及び総合調整に関する事項について ・職員の人事、勤務条件、給与、福利厚生等に関する事項について ・行政改革、情報公開等県の行政一般に関する事項について ・県の予算、財政、県税その他の財務に関する事項について ・政策評価に関する事項について ・広聴に関する事項について ・公有財産に関する事項について ・地域・行政情報化その他他部の主管に属しない事項について ・危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項について ・離島・半島及び地域の振興に関する事項について ・県内市町の行政、財政、選挙に関する事項について ・土地対策に関する事項について ・交通運輸に関する事項について ・県庁舎の跡地活用に関する事項について ・出納及び物品調達に関する事項について ・議会事務局に関する事項について ・監査事務に関する事項について ・人事委員会に関する事項について ・労働委員会に関する事項について ・警察の組織及び運営に関する事項について ・交通安全、防犯対策の推進に関する事項について ・公安委員会に関する事項について
文 教 厚 生	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校及び県立大学（公立大学法人）に関する事項について ・福祉保健行政の企画及び総合調整に関する事項について ・社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項について ・医療政策に関する事項について ・医療人材の確保等に関する事項について ・薬務行政に関する事項について ・国民健康保険等に関する事項について ・高齢者施策の推進に関する事項について ・障害者施策の推進に関する事項について ・原爆被爆者対策等の推進に関する事項について ・子どもに関する総合的な施策及び調整に関する事項について ・教育委員会に関する事項について ・教職員の定数、勤務条件及び福利厚生等に関する事項について ・県立学校の施設及び設備に関する事項について ・義務教育及び高校教育に関する事項について ・特別支援教育に関する事項について ・生涯学習に関する事項について ・学芸文化に関する事項について ・保健体育に関する事項について ・競技力の向上に関する事項について

委 員 会 名	付 託 事 件
観 光 生 活 建 設	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・文化振興に関する事項について ・世界遺産に関する事項について ・観光振興に関する事項について ・物産流通振興に関する事項について ・国際関連施策の推進に関する事項について ・スポーツ振興に関する事項について ・県民生活及び環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・県民との協働推進等に関する事項について ・人権・同和問題に関する事項について ・男女共同参画に関する事項について ・交通安全の企画、交通安全運動等に関する事項について ・統計に関する事項について ・生活衛生に関する事項について ・食の安全・安心及び消費者行政に関する事項について ・環境保全等に関する事項について ・生活排水対策及び水資源政策に関する事項について ・廃棄物対策に関する事項について ・自然環境に関する事項について ・道路及び河川に関する事項について ・まちづくりに関する事項について ・土砂災害対策に関する事項について ・住宅及び建築に関する事項について ・県土地開発公社に関する事項について ・県住宅供給公社に関する事項について ・県道路公社に関する事項について ・港湾、空港その他土木に関する事項について ・県営交通事業に関する事項について
農 水 経 済	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・産業の振興に関する事項について ・労働に関する事項について ・産業技術の振興に関する事項について ・水産業に関する事項について ・漁港漁場に関する事項について ・農業に関する事項について ・林業に関する事項について
予 算 決 算	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計、特別会計及び企業会計予算並びに決算について
議 会 運 営	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・議会の運営に関する事項について ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について ・議長の諮問に関する事項について
離 島 ・ 半 島 地 域 振 興 特 別	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・離島・半島地域振興対策 ・有人国境離島法対策 ・離島・半島航路対策、離島航空路対策 ・関係人口拡大対策
観 光 ・ 新 幹 線 対 策 特 別	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・観光振興対策 ・国際戦略対策 ・新幹線・二次交通対策 ・空港活性化対策
成 長 産 業 ・ 県 土 強 靱 化 対 策 特 別	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・成長産業戦略 ・エネルギー対策 ・物流対策 ・防災対策